

802,55

HA

フランス語圏における少数民族の文化変容と統合形態に  
関する比較的研究

課題番号15510198

平成15年度～平成17年度科学研究費補助金  
(基盤研究(C))研究成果報告書

横浜国立大学附属図書館



11836198

平成18年12月

研究代表者 長谷川秀樹

横浜国立大学教育人間科学部助教授

## はしがき

本報告書は平成15年度から平成17年度にかけて助成を受けた、文部科学省科学研究費補助金の成果である。その課題は、「フランス語圏における少数民族の文化変容と統合形態に関する比較的研究」であり、フランスをはじめとするフランス語圏各国における少数民族の文化がどのように変容を遂げ、またその少数民族やその文化について、法律や政策がどのように講じられたのかについて、主に1990年代後半以降を対象に比較したものである。

研究代表者である長谷川は、長らくフランス領である地中海の島、コルシカの民族や文化、あるいは社会について研究を行ってきた。この研究を通じて、あるいは地中海の他の島嶼と比較して、フランス共和国の少数民族、あるいは「マイノリティ」とも呼ばれる人々の統合形態の特異性について疑念を抱くようになった。

フランスでは今日、「人種のるつぼ」と呼ばれ、首都パリをはじめとして主に都市部では、実に様々な人種や民族を目にする。街には様々な国のレストランが軒を並べ、あるいはいろいろな国の言語を聞くことができる。フランスが現在、「多文化社会」と呼ばれるゆえんであろう。

だが、フランスはカナダやアメリカ、オーストラリアやイギリスのような「マイノリティ」を優遇する政策は一貫して否定している。それは、フランスが共和主義を掲げる国だからである。「共和主義」とは、西欧民主主義国家には等しく見られる諸制度であるが、フランスのそれは極めて形態を有している。それは、フランスの共和主義とは、何よりもまず、「平等」を前提とする点である。さらに、フランスにおける「平等」とは、人種や民族、あるいは階層や性別の「差別」、あるいは権利上の「格差」をことごとく拒否するだけではなく、人種や民族、あるいはその他出自による集合体を公式に「区別」する、あるいは承認することそのものを「差別」として忌み嫌う。つまりフランスの「平等」とは「区別」の承認の否定、にある。

2004年、フランスでは、イスラム教徒の女子学生が公立学校内でスカーフの着用を禁止する法律を制定し、その年の9月の新年度から実施している。フランスの公立校は国家機関であり、その内部で特定の宗教を象徴するものを着用することは、非宗教性(これもフランスの共和主義の基本原則である)に反するだけではなく、特定宗教や人種の優遇、男女差別の助長につながるというのがその制定の理由である。イスラムのスカーフは女性だけが着用するものであることから、フランスではこれを女性差別の象徴としてもみなしているのであるが、これにはイスラムに対する偏見も混じっているように思われる。いずれにしても、スカーフを法律で禁止しなければ、フランスの平等が守られない、という懸念から出てきた措置である。スカーフの放置はイスラム教だけを利させるものであるし、女性差別を国家が承認することにつながるからだ。

だが、これは見方を変えれば、宗教や信仰の自由、表現の自由に反するとも言える。また、スカーフを着用する当のイスラムの女性たちは、自分たちは自らの意思でスカーフを着用しているのであって、差別を受けたり、夫や父に強制されてのことではない、と「スカーフ=女性差別」という図式は、イスラムに対する無理解と偏見であると反論している。

いずれにしても、フランスではイスラム女子学生というマイノリティが法によって制約を受けていることになるのであるが、フランスは「マイノリティ」や「少数民族」というカテゴリーそのものも拒否する。なぜならば、フラ

フランスは平等な個人、あるいは市民から構成される共和国、であって、その間にはいかなる集合体も存在せず、またフランス国家はその存在も公認しない、からである。このため、フランスは少数民族やマイノリティ問題は存在しない、ということになる。これもまた共和主義の基本原則である。

一方、フランスは対外的に見ると、グローバル化や英語の世界化、ハリウッド、コカコーラに代表される英米文化の台頭については神経を尖らせ、ことあるごとに「言語・文化的多様性」を声高に掲げる。国際語あるいは外交・コミュニケーション言語が英語だけになってしまい、英米文化が世界を席捲してしまうと、文化や価値観の画一化、均質化を招き、それは人類にとって危険である。世界には英語や英米文化以外にも、規模や人口は極小ながらすばらしい文化がたくさんあり、それを認め合い、守ってこそ人類は豊かになれるのだ。そしてフランスは画一化の波から世界の多様性を防衛する砦なのである。以上が、「文化帝国主義」に抗するフランスの論理であり、これもまた諸国家や諸民族、あるいは諸文化が国際社会において平等であるという共和主義の立場にたったものであろう。

だが、この論理は詭弁といわざるを得ない。体外的に文化的多様性とその承認を掲げる一方で、国内に目を向ければ、文化的多様性を否認する動きが目立つからである。そもそもフランスの共和主義は世界の多様性に果たして本当に貢献するものであるのか？確かに、世界が単一言語文化になってしまった場合、それは人類にとってもっとも危険であるし、不幸なことであり、多様性を守らなくてはならないという意見そのものには同意する。だが、フランスは実際、世界の多様な文化にどのように取り組んでいるのか？その実、フランスによるフランス語やフランス文化の伝播や普及のみ、つまり英語をフランス語にとって替えることのみを「多様性」と履き違えてはいないだろうか？本研究に至る背景がこの疑念であった。

この課題では、まず、フランスが共和主義の正当性と文化的多様性の事例としてよく掲げる「フランス語圏」の諸国を事例とし、その文化的多様性とそれぞれの国の少数民族がどのような統合形態を有しているのかを、主にフランス、カナダ、アメリカ、スイス、ベルギーをとりあげ比較した。フランス語圏といってもフランス語を母語とし、日常的にそれを使用しているのは、実はフランス共和国と本書では取り上げていないモナコだけである。フランス語圏諸国は 30 カ国以上を数えるが、フランス語が圧倒的多数なのはその実、フランスとモナコの 2 カ国だけなのである。

こうしたことを反映して、カナダやスイス、ベルギーなどいくつもの有力な言語がひしめく国では、連邦主義や多言語主義など、少数民族がこれを包含する国になるべく不利益がないように統合されるよう工夫がなされている。特にカナダはケベック州以外にも少数民族としてのフランス系カナダ人が居住しており、連邦主義の障害によって、母語であり、カナダ連邦レベルでは公用語であるはずのフランス語でのサービスが長らく受けられなかった。近年、そうした矛盾を解消すべく、カナダ連邦や構成各州は多大な努力を払ってきている。またそれを支えるべき司法システムの重要性も忘れてはならないだろう。要は、フランスの共和主義とはまったく異なる別の民主主義システムによって、フランス語圏の他の少数民族は統合を果たしているといつてよいのである。

本研究の成果はフランス語圏研究として一つのより体系的モノグラフになるはずであった。またそのため、助成期間中はなるべく時間のゆする限り現地の調査に当て、なるべく少数民族とされる人々と直接会話を交わし、従来の文献やジャーナリズムだけでは見えてこない部分も明らかにしようと務めた。しかしながら、17 年春に長谷川の所属が千葉大学から現在の横浜国立大学に変わり、それに付随して多くのも

のが変更をこうむったことにより、この研究はモノグラフに至ることができず、本書のような中間報告的なものになってしまった。より時間をかけてより精度の高いものにしたいという気持ちもあったが、本補助金の性格上、刊行時期をおやみに遅らせることは得策ではなく、現時点でも構わないので、出せる成果を出したほうがよいのではないかと考え、本報告書を公表するに至った次第である。かかる研究主題は、国内国外問わずまだまだ萌芽状態であり、単独研究では思うように進まないのが実情といわざるを得ない。

本課題の実施に尽力をいただいた国内外の関係者に対して心より謝意を表すとともに、その成果が現時点で本報告書にとどまるものであることについて遺憾の意を表したい。

平成 18 年 12 月 11 日

長谷川 秀樹(横浜国立大学助教授)

## 研究組織・研究経費・研究発表一覧

### 1. 研究組織

本研究課題の研究組織は、研究代表である長谷川秀樹(横浜国立大学教育人間科学部助教授)による一名により構成される。

### II 研究経費

交付決定額(配分額)

(金額単位:千円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 15 年度	1,200	0	1,200
平成 16 年度	900	0	900
平成 17 年度	700	0	700
総計	2,800	0	2,800

### III 研究発表(いずれも研究代表者、長谷川秀樹の業績による)

#### 平成 15 年度

「コルシカ語の音韻的特性について」『ロマンス語研究』第 36 号 57-65 ページ

Minorite linguistique en France et minorite francophone: Comparaison Corse (France) et l'Ile-du-Prince-Edouard (Canada)『現代フランス及びフランコフォニー(フランス語圏)における文化社会的変容』(千葉大学大学院研究プロジェクト報告集第 99 号)55-65 ページ

「アラン・トゥレーヌ、共和主義、自由主義、多元主義」三浦信孝(編)『来るべき民主主義—反グローバルの政治哲学』藤原書店 232-248 ページ

「コルシカ島(フランス)を事例として」『ことばと社会』別冊第 1 号(ヨーロッパの多言語主義はどこまで来たか)三元社 91-99 ページ

#### 平成 16 年度

「ライシテとイスラムスカーフ問題」夏川康男ほか(編)『日仏社会学叢書』第 4 卷(日仏社会論への挑戦)恒星社厚生閣 3-22 ページ

「コルシカ民族主義の形成、発展、衰退」山科高康(研究代表)『国民国家の成立条件とその歴史的機能および限界』(科研費研究成果報告書14510650)39-52 ページ

「積極的差別と共和主義的平等」『日仏社会学年報』第 14 号 1-22 ページ

#### 平成 17 年度

「コルシカ語における音声アクセントと符号アクセントについて」『ロマンス語研究』第 38 号 1-22 ページ

## もくじ

はしがき	i
第1部 フランスの文化的多様性と共和主義	1
第1章 地域語とその公的使用・二言語教育をめぐる問題	2
第2章 コルシカ島における文化変容	50
第2部 フランス語圏の言語文化的多様性と民族統合	69

## 第1部 フランスの文化的多様性と共和主義

本課題の第一部では、「フランス語圏」の中核たるフランス共和国における少数民族の文化変容と統合形態について分析・考察する。フランスは後述するように共和主義の観点から法制度上は「少数民族」という概念は認めていない。それは、共和主義理念の中核ともいえる平等主義、および個人主義の考え方からである。フランスは近代革命により貴族や聖職者などの特権身分集団を廃し、また革命前には就職や居住、婚姻や信仰などの面において隔離、もしくは差別されていたユダヤ人や新教徒たちを解放することにより、「市民」としての平等を確立した経緯から、個人＝市民とフランス国民の総体である「人民」以外の集団、共同体、あるいは集合体に何らかの法的な権利を付与したり、公認することは差別、すなわち平等主義に反する行為として忌避される。このことから形式上フランスは平等であり、市民から構成される共和国であり、少数民族なるものは存在しない、というのが公式な見解である。

だが、実際のフランスはフランス語、そして白人フランス人が多数派であるとは言え、多言語・多文化社会であることは言うまでもない。都市部を中心にアラブ系、アフリカ系、アジア系など実に多様な人種・民族が居住し、またその多くが家庭や友人関係においては、フランス語・フランス文化よりは自らのルーツに関わる言語や文化によって、その関係を維持することが多い。パリに様々な国や地方のレストランが軒を並べ、いろいろな言語で書かれた新聞や雑誌が通りのキオスクで売られているのも、このためである。

しかし、こうしたフランスにおける異人種あるいは異民族は「少数民族」ではなく「移民」と称されることが多い。学術上、「移民」とは越境者のみを指す概念であるが、実はフランス社会において「移民」と呼ばれる人々のほとんどが越境者ではなく、越境者を父祖に持つ第二・第三世代である。そしてフランスは先に述べた「平等主義」の観点から、フランスに生まれた者については、原則としてフランス国籍を申請できる権利を与えている。こうしたことから、「移民」は人種や民族の面で白人フランスとは異なっているも、外国人ではない。2005年秋に「移民」の暴動がパリ郊外などで起きたとされるが、日本ではこれを「外国人の受入れ問題」と混同する論調が少なからず見られたが、フランスのこの問題と日本が将来抱えるであろう「外国人の受入れ問題」とはやや次元が異なるものである、ということを付言しておきたい。

さて本題では、上述の「移民」がテーマではなく、「地域語」と「コルシカ」を事例としたい。こちらは人種的にはアラブやイスラム系、アフリカ系などではないが、フランス語とは異なる言語に紐帯を抱き、時にはその言語の保護や教育のための権利を求める動きを見せている。「移民」を「少数民族」の事例とするには今この時点では論理の整理が必要であり、移民問題とフランス共和主義の問題は別の機会に譲るとしたい。また、比較対象とした他のフランス語圏諸国・地域も言語を事例として扱っているので、フランスについても地域語とコルシカを事例とした方がより適切であろう。

## 第一章 地域語とその公的使用・二言語教育をめぐる問題

### 第一節 地域語とは何か

#### 1) 地域語は方言ではない

まずは「地域語 (langues régionales)」という余り聞きなれない言語について説明する。地域語とは文字通りフランスの全域で使用、通用する言語ではなく、その一部地域でのみ使用、通用する言語、という意味であるが、日本で言う「方言」ではない。

地域語はまず、独立した言語と考えられる。日本で言う「方言」は多種多様であるが、日本語の一種と位置づけられている。日本の方言調査が国語学や日本語学の一つとして位置づけられていることもこれを裏付けている。しかし、フランスの地域語はフランス語の方言ではない。

もちろんフランスにはフランス語の方言 (dialectes) とされる言語はある。しかしこれは地域語とは別である。そうした概念的な違いに加えて、フランスでは方言と地域語を区別するもう一つの言語学的要素がある。それは、地域語には明確な書記法が存在し、したがって文法が確立し、辞書や書体を持つ文学、芸術作品が存在する。このため、フランス語同様、学校教育や放送、新聞報道などで用いることが可能な言語ということになる。これに対して方言とは原則的に口語であって、書記法や誰にでも共有できる文法などが確立しておらず、教育や一般向け放送には適さない言語ということになる。

#### 2) 「地域」と「地方」の概念—フランスにおける「地域」概念の形成

国土の一部分で使用、通用される言語は、方言もしくは地方言語 (langues locales) と表現されることが一般的だが、この概念と地域語とは違うのであろうか？これは、フランスにおける「地域語」概念が比較的最近になって形成された、ということと絡めて説明した方が良さだろう。

近代以降のフランスにおいて、フランス語以外の言語は、革命当初から戦前までは十把一絡げにパトワ (patois)、すなわち「訛り」と呼ばれることが一般的であった。この「パトワ」という概念には「言語ではあらざるもの」、「獣が唸るような声」という否定的なニュアンスがこめられ、さらにこの否定的ニュアンスは「パトワ」を口にする者にまで向けられた。19世紀半ば以降からフランスの地方では「パトワ」について術学的に調査を試みる動きがおき、次第にそれは「方言」、もしくは「地方語 (parler local)」、「地方言語」と呼ばれるようになる。

「地方 (local)」という表現は確かに「パトワ」に比べると客観的で、「パトワ」にこめられた露骨に否定的なニュアンスは除去されてはいるが、「パリ・首都・中央」に対する「地方・周辺・田舎」というニュアンスはまだ残っている。また、多種多様な地方言語の差異よりは、パリとの対照で位置づけられる概念であり、フランス語>地方言語という上下関係がまだ明確にある。



これに対して「地域 (région)」という概念は、「地方」とは異なり「中央」と「周辺」という上下あるいは従属関係よりも、ある地域と他の地域との「境界」あるいは「区別」によって関係付けられる空間である、と「地域」概念をめぐる論考においてフランスの社会学者ピエール・ブルデューは論じている。つまり、「地域」は「地方」に比べると「中央」によって位置づけられる傾向が見られない分、自立的意味合いが濃く、また平衡関係としての意味合いが濃いと言えよう。

### 3) 「地域語」の定義

フランスは後にも触れるようにフランス語以外の言語についてはいかなる法律上の規定もしていない。ブルターニュ語などの教育を容認する 1951 年のいわゆるディクソンヌ法や特定言語の学校教育や放送、教員免許の付与などを規定した文部省（正式には国民教育省だが、本稿においては日本式官庁呼称名に従う）通達などはあるが、これらは言語の規定そのものをしてしているわけではなく、したがって、法的地位がある言語とはいえない。

ただし、フランス政府は 1999 年、ヨーロッパの人権機関であるヨーロッパ審議会 (Council of Europe, フランス語では Conseil de l'Europe 「ヨーロッパ評議会」とも言う) が 1992 年に採択した「ヨーロッパ地域語少数言語憲章 (Charte européenne des langues régionales et minoritaires)」を署名する。その憲章の第一条には「地域語もしくは少数言語」という条件ながら明確な定義がなされている。

「伝統的にある国の一部領域で用いられるが、その国においては話者人口が他の言語よりも数的に少ない集団」であり、「当該国において公用語ではない」言語であり、当該国における公用語の方言でも移民言語でもない言語<sup>1</sup>。

だが、後述するように憲章の批准権を有するシラク大統領は、その批准を拒否し、フランス政府は憲章の存在自体は認めながらも、地域語の法的な地位の承認は否定する。よって、今なお、地域語は法律上の概念ではなく、その定義はない、と言えるだろう。

しかしながら、言語学者、とりわけ社会言語学者らによって、地域語の定義がなされている。その代表的なものをここで列挙すると以下ようになる。

「フランス語が普及するより以前から、現フランス国土の一部分において話され」、「国家権力により承認されない状態で現存する」が、「公用語の支配関係にあり、周縁化されている言語」<sup>2</sup>。

### 4) 地域語の種類

<sup>1</sup> 第一条 a) 項。なお、原文はフランス語で参照した。Bernard Poignant, *Langues et cultures régionales, La documentation française*, 1998, p.76

<sup>2</sup> Jean Sibille, *Les langues régionales*, 2000, Flammarion, p.5

フランスの地域語とは具体的にはどのような言語か？これについては、フランスの上記の憲章の署名前に、憲法学者ギ・カルカソンヌが憲章の対象になりうる言語として75言語を列挙している。さらに筆者はこれを便宜上、四つに分類した。

	フランス本国の言語	海外フランスの言語
領域語	バスク語、ブルターニュ語、アルザス・モゼールのドイツ語、西フランドル語、コルシカ語、オック語、カタルーニャ語、オイル諸語、フランコプロヴァンス語	クレオール諸語(グアドルップ語、マルチニック語、ギアナ語、レユニオン語)、タヒチ語、マルケサス語、ツアモツ語、マンガレヴァン語、ルツル語、ライヴァヴァエ語、ラバ語、カリヤ語、ワヤナ語、テコ語、ワヤピ語、パリカル語、ロコノ語、ンジュカ語、アルク語、パラマカ語、サラマカ語、ワリス語、フツナ語、シマオレ語、シブシ語、ニェラユ語、カーク語、ユアガ語、ジャウェ語、ネミ語、フワイ語、ピジェ語、プワーメイ語、プワプワ語、セムヒ語、パイシ語、アジェ語、メア語、アルハ語、アロホ語、オロエ語、ネク語、シシエー語、ティリ語、クサラクー語、クサラグエ語、ドルベア語、ネレムワ・ニクスムワク語、ヌメエ・クウェンイイ語、ネンゴネ語、ドレフ語、イアイ語、ファンガウベア語
非領域語	ロマニ語、イディッシュ語、ベルベル語、方言のアラブ語、西アルメニア語	モン語

「領域語」(langue territoriale)とは伝統的に当該地域で用いられ、現在もなおその地域で現存している地域語である。しかしフランス共和国はヨーロッパ大陸部分とコルシカ島からなる「本国 (La Métropole)」と旧植民地で今なおフランスにとどまり続ける「海外 (L'Outre-mer)」部分からなる。領域語の圧倒的多数は海外地域に分布することになる。

海外領域語は大きくは三種類に分けられる。一つはクレオール (le créole) と呼ばれる、フランス語の語彙をもち、フランスの植民地政策によって白人と現地住民との接触、交流によって誕生した媒介、コミュニケーション言語である。現在では「クレオール文学」などのように独自の言語として扱われる傾向が強い。カリブ海のフランス領土であるアンティル諸島やレユニオン、ギアナ (都市沿岸地域) で使われている言語である。もう一つはポリネシア諸語でタヒチ語やニューカレドニアの先住民言語であるカナック諸語がこれらに含まれる。最後のグループがアメリカ先住民諸言語で、ギアナの内陸山岳地域で用いられる言語である。

「非領域語」(langue non-territoriale) は、「移民語」とは異なる。憲章の定義では移民の言語は地域語ではない。しかし、フランスは法律上、「移民」の定義はない。フランスは国籍

上、出生地主義を採用し、外国人が両親でもフランスで生まれた場合は、成人までにフランス国籍を申請する権利が与えられるからである。よって、一般に「移民」と呼ばれる人たちは国籍上は「フランス人」となり、よって彼らの言語は外国語ではなくフランスの言語というわけである。

だが、フランスにはヴェトナム系、中華系、カンボジア系、トルコ系住民が多数居住し、彼らの多くは家庭の生活ではルーツとなる国の言語（ヴェトナム語、中国語、クメール語、トルコ語など）を話す。これらの言語は地域語とは見なされない。ベルベル語や西アルメニア語などとは何が違うのか？

それは、ヴェトナム語などは当該国の「公用語」だからである。つまり他国の公用語となっている言語は「地域語」ではなく「外国語」として、ベルベル語などのようにどこの国の公用語でもない言語とは区別しているのである。フランスの非領域語が「移民語」ではないのは、当該言語がいずれの国の公用語にもなっていない言語だけを「地域語」としているからである。

非領域語も大きくは二種類に分けられるであろう。一つは、もともとはフランスでは使われていなかったが、革命以前からあるもので、ユダヤ人が使うイディッシュ語やチガン人（Les tsiganes、ロマ人、ジプシーとも呼ばれる）が話すロマ語がこれにあたる。もう一つは近代以降の移民や難民によってフランスに持ち込まれた言語で、これはフランスの植民政策と大きく絡むものである。西アルメニア語、ベルベル語、モン語などがこれに当たる。このうち唯一モン語が海外にある。

モン語を話すモン人（Les Hmongs）とは、もともとはアジアの山岳民族であった。中国南東部（雲南省、貴州省、広西壮族自治区など）、ラオス、ヴェトナム、タイ、ミャンマー北部が居住地域で、中国では「苗（ミャオ）族」として少数民族の一つに数えられている。

フランスではモン人は南米のギアナにあるカカオ村にその多くが居住している。フランスは19世紀後半からインドシナ半島東部地域を植民支配し、モン人居住地域も支配下に置かれたが、フランスはヴェトナム人やクメール人の反仏闘争や独立運動を監視し、時にはそれを妨害するために山岳民族であるモン人を利用したのである。したがって、戦後フランスから独立したラオスやヴェトナムからみてモン人とはフランスに与する「敵」で、政治的に迫害されるようになる。これを恐れて1970年代以降、多くのモン人が亡命し、旧宗主国のフランスにも難民として逃れたのであった。

## 第二節 地域語の形成史—抑圧の対象から国民の文化遺産へ

「地域語」概念自体は比較的最近に形成されたものであることは既に述べたが、もちろん、その対象はフランス革命以前からあり、近代には「パトワ」として蔑まれていた。このことについても若干触れているが、ではなぜ「パトワ」が蔑まれていたのか？

### 1) 革命以前の「パトワ」

それは、フランス語形成史をたどれば分かるだろう。今日われわれが外国語の授業として学習するようなフランス語、つまり標準フランス語は、フランス北部のガロロマンス諸語の一つであるフランシアン（イルドフランス方言）であるが、これは絶対王政において長らく宮廷用語として生まれ、純化され、17世紀以降は官用語だけではなく文芸用語としてもラテン語に取って代わられた。その後、歴代王朝が手厚く保護し、規範化したものが現在のフランス語である。そうした宮廷語と比較して田舎の農民や民衆の言葉でしかない「パトワ」が蔑まれていたのは容易に想像がつく。

だが、それだけでは「パトワ」が近代期において抑圧の対象になぜなったのかの説明がつかない。革命前の絶対王政下では、確かに宮廷のフランス語に磨きをかけられていたとは言え、あくまでもそれは貴族社会の独占物に過ぎないからである。つまり、一般民衆や農民の言語を「パトワ」から「標準フランス語」にスイッチさせることなどは王朝は考えもしなかった。著しい身分社会の制度を維持するためには、当然、言語や文化の違いも維持する必要があり、このため、宮廷フランス語は貴族社会や文化人たちの世界にとどまっていたのである。

## 2) 近代期—「パトワ」の抑圧

その「パトワ」は革命前の社会では蔑まれてはいたものの、権力により抑圧の対象となつてはいなかった。しかしそれが革命後、新政府により抑圧の対象になる。それはなぜか？

最大の理由は、パトワの多くは言語学的に隣国の言語に類似していたからである。フランス革命で新政府は君主国のままである隣国と敵対関係、緊張関係に陥る。事実、革命直後、イギリスやドイツ領邦諸国はフランス革命の影響が自国に波及する前に革命政府を潰そうと画策し、フランス包囲網を築いた。

フランス新政府もこれに対峙しようとする軍備に取り掛かるわけだが、問題は、国境近辺の安全性であった。なぜなら「パトワ」を話す民衆、すなわちフランス語が話せない人々は、パリから遠く離れた地域ほど多く、隣国との国境近辺ではほぼすべての住民が「パトワ」の話者であった。ただ、フランス語が話せないと言うだけではなく、彼らの話す「パトワ」は国境を越えた隣国の言語と類似しているため、隣国、すなわち敵国語でのコミュニケーションが可能となることであった。今「アルザス語」と呼ばれている地域語は、当時は「ドイツ語」、「フランドル語」は「オランダ語」、「コルシカ語」は「イタリア語」と呼ばれていた<sup>3</sup>。つまり、アルザス語が話されるアルザス地方はドイツ語圏の一部、フランドル地方はオランダ語圏の一部、コルシカ島はイタリア語圏の一部であり、当該住民は容易にフランスの敵国とコミュニケーションが取れる。これは革命政府にとってはきわめて憂慮すべき事態であった。

そこで共和政府はどのようにして周辺住民を敵側につけず、フランス側に付けるかを画

<sup>3</sup> 例えば、革命直後の共和主義者で「パトワ」の撲滅を求めたグレゴワール神父の国民公会での演説を見れば分かるであろう。

策することになる。その結果、最も効果的として考え出されたのが、周辺住民を早急に「フランス語化」させると同時に「パトワ」を忘れさせることであった。新政府はさっそくフランス全土の言語調査を開始し、その結果、フランス語を理解する者はわずかに国民の三分の一しかないことが判明する<sup>4</sup>。

では、どうやってフランス語を広め、パトワを忘れさせる方法を取るか？一つは学校教育という手段であった。しかし、フランス語を話せない人々は学校や教育とは縁のない、民衆や農民たちであった。そこでフランスは1881年に義務教育を開始し、国民全員の教化に力を入れる。これは国民すべてにフランス語を教化することが主目的であったことは言うまでもない。

だが、それだけでは不十分であった。フランス語を教化するだけでなく、「パトワ」を積極的に放棄し、忘却することが不可欠であったからだ。そこで持ち出されたのが「パトワ」を話すことが「良くないこと」であり「恥ずかしいこと」であると思込ませることであった。つまり、「罰札」制度である。

学校で「パトワ」を話した児童に対する罰（体罰も含む）が実施され、その結果、児童たちは「パトワ」を話すことが恥ずかしい、あるいは悪いこととして感じられるようになった。その効果は著しく、フランス本土では義務教育開始後急速に「パトワ」は聞かれなくなった。

### 3) 20世紀前半—「パトワ」から「方言」へ

このような「パトワ」や地方の伝統文化の衰退に対して歯止めをかける動きはなかったのだろうか？細々とした形ではあるが、「パトワ」や地方の伝統的文化を保護する動きは見られた。その代表はフレデリック・ミストラル（1830-1904）率いるフランス南部のプロヴァンス方言による文学運動を展開していた「フェリブリージュ (félibrige)」であった。この運動は19世紀末期、まさに地方において伝統文化や言語が急速に廃れつつあった時代に生まれ、ミストラルがノーベル文学賞を受賞する1904年を前後して最高潮を迎えた。

一方、フランス北西部ブルターニュ地方などカトリック信仰が強い地域でも「パトワ」やそれを用いた伝統的表現文化を守る運動が起こる。ミストラルは地元の作家・詩人、教員らが中心であったが、ブルターニュ地方の運動は教会など反共和勢力が中心になって展開していた<sup>5</sup>。バスクやコルシカ、北カタルーニャ（ルション）でも同等の動きが起こる。

こうした動きのなかで一括して「パトワ」と蔑まれていたフランス語以外の諸言語は、「方言 (dialecte)」という形ではあるが、その価値の見直しと、名称付与による個別化が図られることになる。だが、当時のこれらの運動の主眼は、戦後のような言語教育というよりも、その言語をもちいた表現文化や芸術の復権に向けられていた。フェリブリージュや「コル

<sup>4</sup> Michel de Certeau, et alii, *Une politique de la langue; la révolution française et les patois*, Gallimard, 1975

<sup>5</sup> ブルターニュ地方の言語文化保護運動については、Association Buhez, *Parlons du breton!*, Editions Ouest-France, 2001, および Daniel Le Couédic et Jean-Yves Veillard (Dir.) *Ar Seiz Breur, 1923-1947, la création bretonne entre tradition et modernité*, Terre de Brume et Musée de Bretagne, 2000 を参照。

シカ方言」での文学運動を進めていた『コルシカ年報 (L'annu corsu)』の同人たちは、むしろ方言を子どもたちに教えることは非現実的、非近代的、と見なしていた。

一方、ブルターニュの文化運動やコルシカの週刊新聞『アムーヴラ (A muvra)』に寄稿していた人々は第一次大戦後、ヨーロッパ各地で民族国家が誕生したことを背景に、自らを「少数民族」と位置づけ、フランス国内にとどまりながらも広範囲な自治権を要求する政治的自治主義の動きに傾斜する。フランスはガリア民族という多数派とブルターニュやコルシカという少数民族から成る連邦国家である、というのが彼らの理論で、言語や文化はその民族性を客観的に証明する要素として位置づけられ、その保護が命題とされる。一部は方言の教育を推進するが、彼らの主眼はむしろ政治、つまり自治権の獲得にあり、方言の教育や保護やその手段に過ぎなかった。こうした自治主義の動きはやがてフランスの分割を目論むナチズムやイタリア・ファシズムの資金的協力を受けることとなった。

この結果、終戦直後はフランスで方言の擁護や教育を掲げる動きは、保守的、右翼的、そして全体主義につながるものと見なされ、敬遠されることになり、ほとんど見られなくなる。

#### 4) 20世紀半ば—「方言」から「地域語」へ

地域言語文化保護の動きは戦後直後はなりをひそめる。1951年に左翼政党 SFIO のイニシアティブによりバスク語、カタルーニャ語、オック語、ブルターニュ語の学校教育を容認する法律、ディクソンヌ法が制定されたが、これは、三つの意味で現在の「地域語」とは異なる動きである。一つは、この法律は先述の通り、上記の四言語を地域語と認定する性質のものではなく、地域語という概念すらない。正式名称は「地方言語および方言の学校教育に関する法」であって、「地域語法」ではない。「地方」と「地域」の差異は既に述べたが、繰り返すと「地方」という概念は「中心・中核」の強い依存性があるのに対して、「地域」は自立性が強い点である。

二つ目は、この法律はあくまでも当該諸方言の学校での教育を「容認」するものに過ぎず、フランス政府や教育当局に何ら強制を伴うものではないという点だ。これまで教えられなかった言語の教育を新たに始める場合、教材や人材や資金の面で必要性が生ずるが、これらについての規定はディクソンヌ法にはない。つまり国は「許可」のみ行い、それ以外には何らしなくていいのである。フランスの地域語教育活動の中核を担ってきたアンリ・ジオルダンの言葉を借りるならば、ディクソンヌ法は死に行く言語にささげる「墓前の花」<sup>6</sup>にすぎないのである。事実、この法律が成立した後も、実際、これらの言語が学校で教えられることは長らくなかった。

もう一つは、コルシカ語、フランドル語、アルザス語などは上記の法律の対象にならなかった点である。なぜオック語やバスク語が認められ、コルシカ語やアルザス語が認められ

<sup>6</sup> アンリ・ジオルダン (編) 原聖訳『虐げられた言語の復権—フランスにおける少数言語の教育運動』批評社 1987年 15 ページ

なかったのか？（コルシカ語はようやく 1974 年に認められる。）明確な理由はどこにも明示されていないが、容認された諸言語と容認されなかった諸言語には共通する点がある。当時、コルシカ語はイタリア語の方言、アルザス語はドイツ語の方言、フランドル語はオランダ語の方言、と見なされていた、つまり「外国語の方言」という位置づけである。一方、オック語やバスク語、カタルーニャ語は当時はいずれの国でも公用語ではなかった言語である。つまりコルシカ語などは、既に「外国語教育」はあるのだからなくてよい、という考え方が文部当局にあったのではないか？コルシカ語の教育史に詳しいジャック・フジナも同様の指摘を行っている<sup>7</sup>。

このような諸方言が「地域語」と明確に位置づけられるようになるのは、1960 年代後半から 70 年代前半にかけてである。この時代はフランス各地で「地域主義運動」が高まっていた時代でもある。「地域主義運動」の明確な定義とその展開については本論の趣旨から若干ずれ、またそれには多大な紙面を要することになるのでここでは割愛したいが、端的に言うならば、「くに（ペイ）」というフランスの一地域における政治的意思決定を求める運動、ということになるだろうか。この運動の過程で、それまではパリに比べて洗練されず劣ると見なされていた「地方文化」に対する価値転換が起こり、「地域文化」再生運動が起こる。具体的には、ブルターニュ地方の伝統文化をあしらった「夜祭（フェストノス）」やコルシカ島での羊飼いの伝統的な声（ボーチェ）の習慣を再生させた「多声合唱（ポリフォニー）」などがその事例であるが、これは同時に言語がフランス語に劣る「方言」ではなく、教育や文芸にも適した一人前の「地域語」であるという認識が広がる過程でもあった。

そしてこれは単に認識レベルではなく、言語そのものの変化も見られた。1960 年代後半より地域語の学校教育を求める運動が高まるが、その言語が教育や文芸、放送に適したものになるよう様々な活動が行われた。「方言」は固定した書記法や文法が存在せず、その教育普及は困難であるため、言語活動家が様々な形で研究会合や集会を開き、地域語を豊かに、実践的使用に適したものに磨き上げていった。コルシカ語を事例にすると、地元の教員たちが中心になって夏季大学を開催し、辞書を作成したり、自然科学系の新語を作成したり、書記法を確定したりしていたのである。

## 5) 1980年代—地域語の学校教育開始

ディクソヌ法で容認された地域語の学校教育が実際に行われるのは、1981 年に発足したミッテラン社会党政権からである。ミッテラン大統領は革命以来のフランスの中央集権的システムが疲弊を招いているとしてその是正を主張し、就任後直ちに地方分権政策にとりかかる。その具体的成果は 1982 年に成立した地方分権法（市町村、県、州の自由と権利に関する法律）である。

地域語教育に関しては同年の 6 月、サヴァリ文部大臣が通達を出し、そこで「公教育に

<sup>7</sup> Jacques Fusina, *L'enseignement du corse, Histoire, Développement, Perspectives*, Edizione Squadra di u Finusellu, 1994, p.110

における地域言語文化の教育」に関する推進策を打ち出す。それは 3 年間のうちに地域語の学級を新たに創出し、またこれに伴い地域語教員の養成課程と採用枠を確立させるものであった。その具体的内容は付随資料を参照されたいが、これは文部大臣が各学区長に対して地域語・地域文化に関する教育の実施を求めたものであり、この通達を持ってフランス政府が地域語教育には前向きに姿勢転換したものであるといえるだろう。事実、この通達後の 1983 年の新年度からは、フランス各地の地域語圏で、リセやコレージュを中心として要卒単位ではない任意科目としての地域語教育がはじまった。

## 6) 1990年代—フランス語の公用語化と地域語の公的使用要求

### i) 制約のある学校での地域語教育

地域語の学校教育が開始されたものの、地域語圏では地域語がフランス語に対して劣位にあり、いつ消滅してもおかしくない状況にあることには変わりがない。フランス政府の側は地域語の学校教育実現こそが譲歩できる最大限のものにとらえていたのに対して、地域語の学校教育を求めてきた運動家たちの要求はさらに高まることとなり、新たな対立を迎える。それは、ミッテラン時代に実現した地域語教育が地域語の再生に必ずしも結びついていないからであった。なぜか？

第一に、学校における地域語教育は中等教育（リセとコレージュ）が中心で、言語能力が飛躍的に高まる年代である初等教育（幼稚園と小学校）にはほとんど導入されなかった点である。これはひとえに小学校の地域語・地域文化教員養成・採用と既存の科目に新たに地域語・地域文化科目を加えるのが困難であることによる。

第二に、地域語教育が義務的性質のない選択科目にすぎず、さらに英語や他の外国語とともに、「現代語 (LV, Langues vivantes)」科目群の一つに置かれた、という点である。英語など外国語を選択した方が受験や就職に役に立つと考えるのは当然であり、結果として地域語を選択しにくい状況が生まれてしまった。

さらに、学校外では地域語を用いる環境がほとんどない、という状況があげられる。既に地域語はミッテラン時代にその教育を受けた世代の母語ではなく、その親世代も積極的に地域語を話さなかったことから、学校で学んだ地域語を家庭で話すという機会はほとんど見られなかった。祖父母世代は地域語を母語とし、それに慣れ親しんできた世代であるが、祖父母世代と同居する世帯はほとんどない。また、家庭以外の場でも地域語を使用する環境は全くと言っていいほどない。つまり、地域語を学ぶのは実践的目的のためではなく、言語学的関心や地域アイデンティティからであるケースがほとんどであった。

最後に、ミッテラン時代に実現した地域語教育は、ある意味、地方分権を推進した社会党政権の「温情」的措置の賜物であって、立法的措置による成果ではない。このことは、地域語教育が政権の交代によって、いつ削減されるか、あるいは停止されるかもしれないという状況にあることを意味する。不十分な地域語教育それ自体が不安定なのである。

これに対して地域語の学校教育を推進してきた活動家や地域主義者たちの目的は、地域



語の消失の危機を食い止め、いつでも地域語とフランス語が話者の自由な選択によって使用できる環境の創出であることだったが、ミッテラン時代に実現した学校教育は、この理想には遠く及ばないものであった。

## ii) フランス語の義務化・公用語化

1990年代になると、地域語にとっては制約がかけられる状況が加えられる。それはフランス語の公用語化・義務化、というフランス政府のとった措置である。まずフランスは1992年、共和国憲法第2条の規定に「フランス語」の項目を設け、「共和国の言語はフランス語である」という一文を付加した。これは、マーストリヒト条約批准をめぐって、フランスのナショナル・アイデンティティを高める意図で加えられたものである。フランスの憲法裁判所（憲法院 *Conseil constitutionnel*）<sup>8</sup>は、当時の憲法下ではマーストリヒト条約を批准することは出来ないと判決した。それは、マーストリヒト条約は少なからずフランスの国家主権を相対化する性質をもつもので、批准に際してフランスのナショナル・アイデンティティと主権を明確化する必要があると判断したためであった。つまり、当時の憲法下でのマーストリヒト条約批准は「違憲」と見なしたのである。その後、フランスは条約批准をクリアするために憲法改正に乗り出す。それまでは、国歌「ラ・マルセイエーズ」と三色旗を国旗とする規定だけであった第2条に、「共和国の言語」としてのフランス語が書き加えられた。これは、フランス語のみがフランス共和国が公認する憲法的価値を有する言語であり<sup>9</sup>、事実上の公用語認定である<sup>10</sup>。

この措置は、当然に公的活動におけるフランス語使用の義務を強化する動きにつながった。1994年に制定されたいわゆるトゥーボン法（フランス語の使用に関する法律）である。この法律は公共機関でのフランス語使用を義務付けるだけにとどまらず、公共活動に関わる民間企業や団体の活動、フランス国内での一切の商業活動（売買・雇用契約、広告・宣伝）にもフランス語使用の義務を規定するものである。さらにこれに前後して、立法的措置ではないが、フランス国内で放送される音楽番組（テレビおよびラジオ）にフランス語

<sup>8</sup> 憲法院は、フランス国会で可決成立した法律や、フランスが署名・批准しようとする国際協約が、フランス共和国憲法に合致しているかを審査する司法機関である。フランス共和国大統領や首相のほか、相当数の国会議員の提訴があれば、可決法律の合憲性を審査する。違憲箇所があると判断された場合は、法律の条文や段落の一部が削除されるか、法律全体が無効となる。日本にも国会には立法審査権という制度があるが、フランスの憲法裁判所は完全に立法権から独立した司法機関であり、フランスにおける立法権に対する司法権の優位を示すものである。

<sup>9</sup> フランス語が明確にフランス共和国の「公用語 (*langue officielle*)」であることが規定されたのは、1996年4月の憲法院判決（フランス領ポリネシアの自治に関する法律についての判決）である（Bernard Poignant, *Langues et cultures régionales, La documentation française, 1998, p.43*）。これについての詳細は後述する。

<sup>10</sup> これは、カナダやベルギー、スイスなどの複数の有力な言語がひしめき合う多言語国家における憲法による言語認定とは状況が異なる。多言語国家における言語の憲法認定は、複数言語を認定するならばそれは多言語主義の宣言であり、言語集団間の紛争回避、国家統合の円滑化が主要目的である。だが、フランスのように事実上、フランス語一言語が排他的に使用される国において、形式的にもそれを承認しようという事例はきわめて特異と言わざるを得ない。例えば、日本では事実上日本語が、アメリカでは事実上英語が排他的に使用されていて、これはフランスと同じ言語状況といえるが、日米両国の憲法には言語の規定が設けられていない。

の放送時間枠を課し、テレビ・ラジオ放送に対して大きい権限を有する機関（CSA、放送最高評議会 Conseil supérieur de l'audiovisuel）にその監視機能を与えるという徹底した政策をフランスは打ち出す。

1994年の法律制定およびこれに付随する「フランス語枠」の制定は、地域語ではなく、氾濫する外国語、特に英語を規制する意図でなされたものであるが、解釈によっては同様の場面における地域語使用の制約にもつながる。トゥーボン法第21条には、この法律が地域語や地域文化の発展や促進の妨げにならない旨が規定されているが、解釈によっては、従来政府が認め、政策として行ってきた分野（学校教育、小規模FMラジオ放送、フランス第三チャンネルでの一定時間内での放送、芸術文化活動）以外では、フランス語使用義務が遵守されるべきということもなりたつのである。

### iii) 地域語の公的使用要求と民間学校における二言語教育

こうした状況もあって、1990年代から各地の地域語擁護者たち、あるいはそうした活動には直接関わらない市民や代議士の中からも地域語の学校以外での使用を求める動きがたかまった。だが、憲法やトゥーボン法ではフランス語の使用義務が規定されている。このため、地域語を公用語には規定せずとも何らかの形で法的に規定されることを求めた。具体的には、公立学校での二言語教育の実施、テレビやラジオでの地域語番組の放送枠の確約、公共行政機関における地域語での窓口ならびに文書によるサービスの実施、地域語による経済・商業活動の容認、などである。これらは総称すれば「地域語の公的使用 (usage des langues régionales dans la vie publique)」ということになる。

だが、「地域語の公的使用」は、地域語の公用語化や地域語・フランス語の二言語主義を求めるものではない。「公用語」は公共の場において、あるいは公的な活動において当該言語の使用を義務付けることを意味する。これに対して「地域語の公的使用」は、公共の場や公的活動での地域語の使用も可とすることを求めるものであって、それはフランス語との併用が前提になる。コルシカ島や仏領ポリネシアを除き、地域語の公用語化要求は大きな運動にはなっていない。「二言語主義」は、地域語が公的な場や活動においてフランス語と「完全に平等」な処遇や地位とすることを意味する。例えば、公的に作成された文書の有効性は、フランス語のみにあるのではなく、両方の文書になる。このため、公文書はフランス語を原本としそこから地域語の訳文が作成されるのではなく、両方の言語が同時に作成され、両方とも原本として扱われる。だが、「地域語の公的使用」はそこまで要求しているのではなく、訳文もしくは地域語の概説併用文を求めているにすぎないのである。

こうした要求に対応するために、フランス本土の地域語圏では、公立学校の地域語教育とは別個に、民間学校が行う二言語教育が盛んになった。ここでいう「二言語教育」とは、先にも「公立学校での二言語教育の実施を求めた」と述べたが、地域語・フランス語でひとつの授業を同時並行に行うことではなく、地域語で理科・社会・数学など既存科目の授業を行ういわゆるイマージョン教育を指す。1983年以降、地域語教育がリセやコレージュ

など公立の中等教育機関で開始されているが、これは「地域語・地域文化」科目であって、つまり、地域語そのものを教える授業である。これに対して民間学校が行う二言語教育は地域語「で」他科目を教える。つまりより地域語が実践的に使用できるように教えられている。また、公立学校での地域語教育は中等教育機関が中心であるのに対して、民間学校の二言語教育は初等教育もしくは就学前教育、つまりもっと年少の児童を対象にしているのが特徴である。

地域語教育に取り組む民間学校の具体例は、ブルターニュのディワン (Diwan)、バスクのイカスビ (Ikas-bi)、北カタルーニャのブレソーラ (Bressola)、オック語地域のカレンドラータ (Carendrata)、アルザスの ABCM ツヴァイシュプラシヒカイト (ABCM-zweisprachigkeit) などである。これらはみな、1960 年代に地域語の学校教育を要求した保護者や地元教員、作家・詩人たちのグループが母胎となっている。1983 年の公立学校での地域語教育開始によりその第一目的は達成できたが、より年少の子どもたちへの教育、中でもイマージョンが不可欠であると懸念し、その後、1901 年法 (結社法) による法人格を取得し、教育・文化団体へと転身したものである。個別の団体の変遷については、以降に続く個別の地域の章・節を参照されたい。

1901 年法は、いわゆる民間団体の「公認」とその基準を定めたものである。一定の基準を満たして申請すれば公認団体として認められ、地方自治体 (具体的には県) を通じて補助金が交付される。ただし、教育団体の場合はフランス語での科目を一定数設けなければ公認団体としては認められない。このため、地域語教育を行う上記の団体はフランス語の授業も行う代わりに、一種の「私立学校」という形態ではあるが、私塾ではなく学校教育機関として認定されているのである。フランス本土においては、この民間団体が運営する学校が現在の地域語の保護・再生・発展の中心となっているのである。

### 第三節 ヨーロッパ地域語・少数言語憲章をめぐる攻防—ヨーロッパ多言語主義か共和主義か

こうした中、1999 年春、フランス政府 (ジョスパン社会党首相) は、「ヨーロッパ地域語・少数言語憲章 (以下、憲章と記す)」に署名する。その後、憲章の規定についてフランスが実際にこれに基づき執行することを意味する批准を大統領が行うことになったが、シラク大統領は批准せず憲法院に提訴した。憲法院は 6 月に、フランスの憲章批准はフランス共和国に反するという判決を下す。これ以降、フランスでは地域語の公的使用についての論争が巻き起こる。ここでは、1) この憲章の理念と目的について、2) この憲章の背景にある「ヨーロッパ多言語主義」とは何か、3) この憲章をめぐるジョスパン政権発足以降のフランスの動き、について詳述する。

#### 1) ヨーロッパ地域語・少数言語憲章について<sup>11)</sup>

<sup>11)</sup> 以下の憲章からの引用和文については、すべて渋谷謙次郎 (編) 『欧州諸国の言語法—欧州統合と多言語

この憲章は1992年にヨーロッパ審議会（Council of Europe, 評議会ともいう）のストラスブール総会にて採択された。ヨーロッパ審議会とは欧州連合（EU）とは異なる、第二次大戦後すぐに西欧だけでなく東欧諸国も参加する人権保護機関である。これまでに女性や児童、障害者や同性愛者の権利擁護のために様々な決議を行っているが、1960年代以降、言語や民族、宗教的少数派の権利擁護のための決議も行われている。この憲章に関わる動きは1980年代初頭から見られる<sup>12</sup>。

さてその憲章は前文と5つの部から構成されている。

i) 前文—地域語・少数言語の保護はヨーロッパの文化的多様性、多文化主義、民主主義に貢献

憲章の前文を要約するならば、おそらくこの小見出しのようになるだろう。第4段落において「公私の生活において地域語または少数言語を使用する権利は（中略）、かけがえのない権利」であり、「地域語または少数言語の保護促進が（中略）民主主義と文化的多様性の原則に基づいたヨーロッパ建設への大きな貢献をなす」ものであると規定されている。一方、「異文化交流と多文化主義の価値観から、地域語または少数言語の保護奨励が公用語とその学習の必要性を害することがあってはならない」とも謳っており、地域語の公的使用は「権利」と言いながらも、その使用を義務付けるものでないことが強調されている。

ii) 第1部—地域語の定義その他

定義については既に冒頭で触れたのでここでは省略するが、第1条a項にて、地域語がそれを話す少数者としての集団（マイノリティ・グループ）であることが規定されている。これが後に、フランスで批准をめぐる論争の焦点となる。

iii) 第2部—目的および原則

第7条1項では、九つの目的および原則が規定されているが、その主なものをあげると、地域語の公的使用の促進と国境をはさむ近似した地域語を用いる地域どうしの交流促進が謳われているのが特徴である。これについては2)の「越境的交流」にて詳述する。2項以降は各加盟国が当該言語を選定し、本憲章を批准した場合には、その言語の公的使用を促進する具体的方策を講じることを薦めている。ただし、義務的性質や罰則などは一切設けられていない。

iv) 第3部—地域語の公的使用促進のための措置

この部分は7つの個別項目からなる条文で構成されている。

①教育（第8条1項）

---

主義』（三元社2005年）を参照している。ただし、必要に応じて訳文を変更している箇所もある。

<sup>12</sup> 渋谷謙次郎（編）『欧州諸国の言語法—欧州統合と多言語主義』三元社2005年24ページ。

教育についてはグレード別に次の図表のように項目が設けられている。

	a 就学前教育	b 初等教育	c 中等教育	d 技術・職業教育	e 高等教育	f 成人・生涯教育
i	教育を当該地域語もしくは少数言語で行うこと					講座科目の全部もしくは大部分が地域語もしくは少数言語でなされること
ii	実質的部分を当該地域語もしくは少数言語で行うこと				当該言語の研究の便宜を図ること	当該言語を講座科目として設けること
iii	保護者が希望し、その数が十分である場合に、iもしくはiiを実施すること	教育において当該地域語もしくは少数言語の教育をカリキュラムの不可分の一部として行うこと			高等教育の内容に対する権限がない場合、当該言語での教育や当該言語の研究の便宜を図ること	公的機関が当該教育に対する権限がない場合、当該言語の教育を推進、奨励すること
iv	公的機関が権限を直接持たない場合は、i～iiiの措置の適用を推進、奨励すること	本人もしくは保護者からの希望があり、かつその数が十分であれば、その希望者に対してi～iiiのいずれかを実施すること			/	

さらにこれに加えて、g 当該の地域語に関わる歴史・文化教育の実施、f 教育に必要な人材（教員）育成の確保、i 監視や報告機関の設定、が述べられている。補足的に説明すれば、就学前教育から高等教育までの i にて規定されている「地域語での教育」は、地域語そのものの言語学的教育ではなく、理科や数学（算数）、歴史や社会など他教科・他科目を地域語で教えるイマージョン・プログラム、すなわちフランスで言うバイリンガル教育を意味する。就学前教育から技術・職業教育までの ii についても同様であるが、i はフランス語

など公用語科目や外国語科目を除く全科目が地域語で教育されることを意味するのに対して<sup>13</sup>、iiは「部分的・選択的」であることを意味する。これに対し、初等教育から技術・職業教育までのiiiは、そういったイマージョンやバイリンガル教育ではなく、地域語そのものを教える語学科目の設置について触れている。ivはさらに任意選択制となったものだ。よって、iほど地域語の教育使用範囲が広い、といえるグレード制を設けているのである。

## ②司法（第9条1項）

「教育」同様、下記のようなグレードが設けられている。

	a 刑事手続	b 民事手続	c 行政手続
i	当事者のいずれか一方の請求により、裁判所が地域語もしくは少数言語による訴訟手続をおこなうこと		
ii	被告人に地域語もしくは少数言語を使用する権利を保障すること	当事者本人が裁判所に出廷しなくてはならない場合はつねに、その者が自己の地域言語または少数言語を追加費用なしに使用することを認めること	
iii	書面・口頭のいずれにおいても、取調べ結果や証拠が、地域語でなされている事由によってのみ、その有効性を否定しないこと	地域語もしくは少数言語で作成された文書や証拠を有効なものとして採用すること	
iv	諸請求に伴う文書作成の際、地域語を使用することを認め、通訳・翻訳が必要な場合には、追加費用を負担させないこと	/	

司法においてはとりわけ、刑事被告人と行政訴訟上の原告が、地域語や少数言語をもちいることで不利にならないよう定められている。

## ③行政・公共サービス（第10条）

これは国の行政（1項）、地方行政（2項）、行政を代行する民間団体もしくは公共機関と公的な関係にある民間団体（3項）の別に規定が設けられている。国の行政については次のようなグレードが設けられている。

a	i	行政機関による地域語使用の確保
	ii	行政職員が窓口において、地域語での要請があった場合の、地域語での対応の確保
	iii	市民が地域語で口頭もしくは文章にて要請のあった場合の、地域語での対応の確保

<sup>13</sup> これは、当該教育機関に在学する児童や生徒を強制的にイマージョン・プログラムに参加させる、という意味ではなく、少なくとも一教育機関に語学教育を除く全教科について、地域語で学べるコースや学級を設ける、仮に一教育機関の在学する児童や生徒の全員が地域語での教育を受ける場合でも、学校の選択ができるという選択可能性について規定しているものと思われる。

	iv	市民が地域語で文書を提出した場合の、それを有効受理することの確保
	v	市民が地域語で口頭もしくは文章による行政サービス提供要請を受理することの確保
b		市民が頻繁に利用する行政文書の地域語表記で作成、もしくは公用語との二言語併用による表記で作成すること
c		行政機関が市民の行政文書の地域語での作成を認めること

地方行政機関については、下記の表の通りである。

a	管轄領域内における地域語の使用
b	地域語話者が当該言語にて行う口頭もしくは文書による要請の受理
c	当該機関による地域言語による公文書の発行
d	(市町村などより狭域を管轄する) 機関の地域語による公文書の発行
e	地域審議機関の審議時における公用語の排除なき地域語の使用
f	(市町村などより狭域を管轄する) 審議機関の公用語の排除なき地域語使用
g	地名の地域語による表記、従来表記との併用

公共機関を代行したり、公共機関との関係にある民間団体・企業については下記の通りである。

a	地域語が業務提供時に使用されるよう確保すること
b	地域語話者が当該言語で申請することを許可し、かつ地域語で回答すること
c	地域語話者が当該言語で申請することを許可し、これを受理すること

そして、4項では、上記三つのケースのいずれかを認める批准国には、次のいずれかの項目が実施されるよう推奨されている。

a	要請があった場合の通訳と翻訳
b	上記業務を円滑に行えるよう、地域語を話せる公務員を新たに採用するか、既存の職員に地域語が話せるように研修・養成を行うこと
c	地域語使用可能な職員が、地域語使用地域での任務を希望する場合は、できる限りその要請にかなうようにすること

#### ④メディア (第11条)

第1項では、グレード別に下記の表のように規定されている。

a	i	地域語での公共テレビ放送チャンネル・ラジオ放送局を確保すること
	ii	地域語での上記放送局・チャンネル設立を奨励・支援すること
	iii	地域語での番組の提供を承認し、かつ適切な措置をとること
b	i	地域語で放送するラジオ局の設立を奨励・支援すること
	ii	地域語でのラジオ番組の定期的放送を奨励・支援すること
c	i	地域語で放送するテレビチャンネルの創設を奨励・支援すること

	ii	地域語でのテレビ番組の定期的放送を奨励・支援すること
d		地域語での音声・映像作品の制作・配給を奨励・支援すること
e	i	地域語での新聞の設立、あるいはその維持を奨励・支援すること
	ii	地域語での定期的記事の掲載を奨励・支援すること
f	i	地域語使用にともなうメディアの財政的負担を援助すること
	ii	既存の財政支援策を音声・映像作品制作にも適用すること
g		地域語でのジャーナリスト養成を支援すること

さらに、第2項では次のように規定がある<sup>14</sup>。

「締約国は、ある地域言語または少数言語と同一もしくは類似の形で使用されている言語での、隣接国からのラジオ・テレビ放送の直接受信の自由を保障し、ならびに、そのような言語による隣接国からのラジオ・テレビ放送の中継に反対しないことを約束する。」

「契約国はさらに、ある地域言語または少数言語と同一もしくは類似の形で使用されている言語で書かれた情報の表現の自由と自由な流布に対し、いかなる制約も課されないよう確保することを約束する」

この規定は、「ヨーロッパ多言語主義」の一要素である。詳細な説明は「ヨーロッパ多言語主義」の箇所を参照されたい。

#### ⑤文化的活動および施設（第12条）

第1項において、その適用対象として、「特に図書館、映像図書館、文化センター、博物館、資料館、アカデミー、劇場、映画館、ならびに文学作品、映画制作、庶民的文化表現、フェスティバル、文化産業」<sup>15</sup>が具体的にあげられている。その上で、第2項において、下記の表のような項目が規定されている。

a	地域語に固有の表現およびイニシアチブを奨励し、これらの言語による作品に接するさまざまな手段を促進すること
b	地域語作品に翻訳、吹き替え、アフレコ、字幕を援助開発すること
c	他の言語の作品に地域語の翻訳、吹き替え、アフレコ、字幕を援助開発すること
d	多様な文化活動を組織または支援する団体が、自らイニシアチブをとるもしくは支援する活動に、地域後の知識および使用を適切に取り入れるよう確保すること
e	多様な文化活動を組織または支援する団体が、他の住民の言語に加えて当該地域語を十分使用可能な職員を備えられる措置を促進すること
f	文化活動の施設整備および計画において地域語話者の直接参加を奨励すること
g	地域語の作品収集・保管・展示・出版に携わる団体の設立を奨励・支援すること
h	必要な場合には、翻訳および語彙検索サービスを、特に地域語による適切な行政・通商・経済・社会・技

<sup>14</sup> 翻訳はいずれも渋谷（編）2005年35ページを引用した。

<sup>15</sup> 前の注釈に同じ。



術または法律用語の維持発展のために、設立あるいは促進、支援すること
-----------------------------------

⑥経済的・社会的活動（第13条）

下記の表の通りである。

1 項 経済的・社会的活動に関して、締約国は国内において下記の事項を確約する。	
a	雇用契約、製品・設備の使用説明書など経済社会生活に関する文書の地域語表示を禁止、制限するような既存法の文言や規定を撤廃すること
b	企業の内規および私文書において、地域語使用の禁止および制約に関するものを撤廃すること
c	経済的・社会的活動において地域語使用に支障をもたらす行為に反対すること
d	上記以外の措置により地域語の使用を奨励、承認すること
2 項 経済的・社会的活動に関して、締約国は地域語使用地域において下記の事項を確約する	
a	財政・金融に関する法規に、地域語での商行為を有効とする項目を設けること
b	当該領域における地域語使用促進のための活動を組織すること
c	病院や福祉等の社会厚生的施設において、利用者が地域語での援助を必要とした場合に、当該言語で応対し、当該言語での業務を提供すること
d	安全に対する注意説明の地域語表示を確保すること
e	消費者関連の情報を地域語でも利用可能にすること

⑦越境交流（第14条）

これは次のように規定されている<sup>16</sup>。

「同一言語が同一もしくは類似の形態で使用されている国家との間で結ばれている既存の二国間および多国間合意を適用するか、もしくは、新たに締結するよう努力して、当該国家間の同一言語使用者間の接触を文化、教育、情報、職業訓練、生涯教育の分野で促進する」(a項)。

地域語のために、「境界を越えた協力、特に、同一言語が同一もしくは類似の形態で使用されている区域での地方団体間協力を促進、承認する」(b項)。

v) 憲章の適用（第4部）および最終規定（第5部）

第15条から第23条は、ヨーロッパ審議会加盟国のうち、この憲章の第3部にて規定されていることを署名した場合、締約国は何をすべきかを規定するものである。

2) 憲章に見るヨーロッパ多言語主義の理念

i) ヨーロッパ諸国の中で地域語憲章を署名・批准した国

ヨーロッパ審議会加盟国のうち、地域語・少数言語憲章を署名・批准した国は下記の表

<sup>16</sup> 前の注釈に同じ。37 ページ。

の通りである。フランスについては、3) で詳細に触れる。

表 地域語・少数言語憲章の署名・批准国

	署名国	批准国
1992年	オーストリア、キプロス、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、スペイン	
1993年	スイス	ノルウェー
1994年		フィンランド
1995年	ルーマニア	ハンガリー、
1996年	マケドニア、ウクライナ	オランダ
1997年	クロアチア、スロヴェニア	クロアチア、リヒテンシュタイン スイス
1998年		ドイツ
1999年	フランス、アイスランド	
2000年	チェコ、イタリア、リヒテンシュタイン、スウェーデン、イギリス	デンマーク、スロヴェニア、スウェーデン
2001年	アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、スロヴァキア	オーストリア、スロヴァキア、スペイン、イギリス
2002年	モルドヴァ	アルメニア、キプロス
2003年	ポーランド	
2005年	セルビア・モンテネグロ	
署名のみの国…アゼルバイジャン、チェコ、フランス、アイスランド、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、モルドヴァ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、セルビア・モンテネグロ、マケドニア、ウクライナ		
署名も批准も行っていない国…アルバニア、アンドラ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、エストニア、グルジア、ギリシャ、アイルランド、ラトヴィア、リトアニア、ポルトガル、サンマリノ、トルコ		

渋谷（編）2005年 55～56ページの図表を参照して作成

この憲章の掲げる「ヨーロッパ多言語主義」の内容は後述するとして、その理念を早く受け入れた国は、「ヨーロッパ多言語主義」に前向きであるといえるだろう。オーストリア、キプロス、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、スペイン、スイスなどがこれに該当する。ただし、その国が多言語国家・多言語社会であることと、「ヨーロッパ多言語主義」を受け入れることとは別である。ヨーロッパ各国における言語とその法的地位を表にしてみると次のようになる。

国名	国家公用語	国語・地域公用語	非公用語
アルバニア	アルバニア語		
アンドラ	カタルーニャ語		スペイン語、フランス語
アルメニア	アルメニア語		ロシア語
アイルランド	英語・アイルランド語		
アイスランド	アイスランド語		
アゼルバイジャン	アゼルバイジャン語		ロシア語
イタリア	イタリア語	フランス語、ドイツ語	フランコプロヴァンス語、フリウリ語、ラディン語、アルバニア語、ギリシャ語、スロヴェニア語など
イギリス	英語	ウェールズ語	ゲール語、マン島語、コンウォール語、ジャージー語など
ウクライナ	ウクライナ語		ロシア語
エストニア	エストニア語		ロシア語
オランダ	オランダ語		フリースラント語
オーストリア	ドイツ語	ハンガリー語	スロヴェニア語、クロアチア語、チェコ語
キプロス	ギリシャ語・トルコ語		英語、アルメニア語、アラブ語など
ギリシャ	ギリシャ語		マケドニア語、トルコ語
クロアチア	クロアチア語		スロヴェニア語、セルビア語など
グルジア	グルジア語		ロシア語
サンマリノ	イタリア語		
スイス	ドイツ語、フランス語、イタリア語	ロマンシュ語	
スウェーデン	スウェーデン語		サーミ語
スペイン	スペイン語	カタルーニャ語、バスク語、ガリシア語	
スロヴァキア	スロヴァキア語		ハンガリー語

スロヴェニア	スロヴェニア語		
セルビア・モンテ ネグロ	セルビア語		ボスニア語、クロアチア語、 ハンガリー語、アルバニア語 など
チェコ	チェコ語		ドイツ語
デンマーク	デンマーク語	グリーンランド語、 フェロー語	ドイツ語
ドイツ	ドイツ語		ソルブ語、デンマーク語
トルコ	トルコ語		クルド語など
ノルウェー	ノルウェー語		サーミ語
ヴァチカン	イタリア語・ラテン語		
ハンガリー	ハンガリー語		ドイツ語など
フィンランド	スウェーデン語	フィンランド語	サーミ語、カレリア語
フランス	フランス語		地域語など
ブルガリア	ブルガリア語		トルコ語、ギリシャ語など
ベラルーシ	ベラルーシ語・ロシア語		ポーランド語など
ベルギー	フランス語・オランダ語	ドイツ語	
ポーランド	ポーランド語		ドイツ語など
ボスニア・ヘルツ ェゴビナ	ボスニア語		クロアチア語、セルビア 語、アルバニア語など
ポルトガル	ポルトガル語		
マケドニア	マケドニア語		アルバニア語、セルビア 語など
マルタ	マルタ語		<b>英語</b>
モナコ	フランス語		モナコ語
モルドヴァ	ルーマニア語		ロシア語、ウクライナ語など
ラトヴィア	ラトヴィア語・ロシ ア語		
リトアニア	リトアニア語		ロシア語
リヒテンシュタ イン	ドイツ語		
ルクセンブルク	フランス語	ルクセンブルク語	<b>ドイツ語</b>
ルーマニア	ルーマニア語		ハンガリー語、トルコ語、 ドイツ語など
ロシア	ロシア語	カレリア語、チェチェン	左記以外の諸言語

		語、オセツ語など構成共和国の諸民族語	
--	--	--------------------	--

このうち、1992年に憲章を署名したオーストリアの場合、南部ケルンテルン州、シュタイエルマルク州および東部のブルゲンラント州の一部地域にハンガリー語、スロヴェニア語、クロアチア語が使用される地域がある。ハンガリー語については、憲章批准直前の2000年にブルゲンラント州の公用語に指定され、他の言語についても当該州では学校教育が認められている。デンマークのドイツ語、フィンランドのサーミ語、ドイツのソルブ語、ハンガリーのスロヴァキア語などについても、国や特定地域の公用語ではないものの、当該言語が使用されている地区や市町村では行政や教育、放送で使用されている。

一方、憲章を批准しない、あるいは批准も署名もしない国は、大きく三種類に分けられる。一つは事実上、国内には一言語しかないというもので、アイスランドやポルトガルがこれに当たる。もうひとつは、既に国内では十分に少数言語や地域語を保護し、その公的使用を支援している、あるいは既に多言語主義的政策を行っているので、あえて憲章を署名・批准する必要はないとする国で、イタリアやベルギー、アンドラやルクセンブルクがこれに該当する。そして、最後は国内に深刻な民族問題を抱えているか、マイノリティに権利を認めることを躊躇している国で、東欧諸国やロシア、トルコ、バルカン半島諸国がこれに含まれる。フランスはこれに分類されるが、民主主義が進んでいる西ヨーロッパではただひとつの国であることを指摘しておこう。フランスの隣国を見るならば、かつては少数言語や地域語の保護には消極的だったイギリスやスペインは批准を済ませているし、ルクセンブルクやベルギー、スイス、アンドラは多言語主義政策を講じている。イタリアも少数言語・地域語を保護すべきとする大統領令が2000年に発令されている。すなわち、現時点ではフランスの地域語は、国内だけでなく国際的な法の保護対象になっていないのである。

## ii) ヨーロッパ多言語主義とは？

これはひとえにフランスがヨーロッパ多言語主義を承認したくないためであろう。ではそのヨーロッパ多言語主義とは何か、そしてなぜフランスはヨーロッパ多言語主義を認めることができないのかを明らかにしていきたい。

憲章の項目からうかがえるのが、言語間の平等主義一特に何ら法的な地位を持たない地域語、少数言語に対して、公用語なみの使用環境を導出しよう、という理念である。これはまた、越境的地域間交流の促進、という考え方も含まれている。

### ①イタリアの事例—アオスタ自治州のフランス語公的使用促進策

たとえば、後にも触れるが、イタリア共和国の北西部にあるアオスタ自治州の事例を取り上げてみよう。イタリアは先述の通り、ヨーロッパ地域語・少数言語憲章に批准はして

いないが、署名はしており、かつ大統領令によって、公用語であるイタリア語以外の地域語や少数言語の保護や教育、公的場面での使用を奨励しているため、ヨーロッパ多言語主義に則っているといえるだろう。

アオスタ自治州は四方を四千メートルを超えるアルプスに囲まれた山岳地域で、面積・人口ともイタリア最小であり、近年は登山や冬季スポーツなどを生かした観光などがみられるが、生産的な経済規模は大きいとは言えない。また中世以降、現在のフランスアルプスを本拠とするサボワ王家の領土であったことから、イタリアに併合された19世紀後半以降もフランス語が用いられていた。言語文化的な「イタリア化」が進行するのは、ファシズム期、そして戦後の高度成長期である。

一方、アルプスを挟んだ向こう側はフランス語が公用語であるフランスとスイスのロマンディア地方<sup>17</sup>である。「ヨーロッパ」という空間から見た場合、アオスタもフランスもロマンディアも同じ「フランス語圏」ということになる。しかしながら、アオスタで公用語がイタリア語だけであると、公用語でないフランス語の使用は限られ、フランス語の使用が公的に保障されているスイスとフランスに比べて権利の面でアオスタは劣ることになる。

ヨーロッパ多言語主義は、国境が存在することによる同一言語での地域、あるいは国家間の権利上の不平等や格差がおきないようにする措置である。イタリアは戦後、アオスタ自治法（1948年）を制定し、フランス語をアオスタ州に限定して公用語し、イタリア語との対等な地位を容認することで、ヨーロッパ多言語主義に前向きに取り組んできたといえる。

さらに憲章第11条2項にあるように、隣国からの同一言語（自国の地域語あるいは少数言語との）による放送のスピルオーバーを妨げない、あるいは隣国の同一言語での越境放送を支援することにより、自国の地域語あるいは少数言語の使用地域が新たにその言語を用いる放送局を設置する財政的負担を緩和する政策などは、より積極的なヨーロッパ多言語主義政策といえるだろう。アオスタについては、憲章の署名以前からイタリア政府は国営放送RAIのアオスタ支局と隣国フランスの地域放送France 3、スイスのフランス語圏をカバーするTSRとの間で協定を結び、アオスタ地域で後者二局の放送の受信が可能になるような措置を講じている。

このような越境的言語・文化の交流促進策は、経済・社会的交流の拡大に結びつくことになり、統合欧州が理念とする域内格差の是正にも大きく貢献するところである。

## ②イギリス—地方分権下におけるウェールズ（カムリー）語、ゲール語の使用促進策

イギリスは長らくホームルール（地方自治）が根付いていたものの、ウェールズやスコットランド、北アイルランドなど旧王国地域については、自治を認めない中央集権的な国家であったが、ブレア労働党政権下の「第三の道」の政策にともなう大幅な自治改革によ

<sup>17</sup> スイスのフランス語圏を指す地域的総称で、ジュネーヴ、ジュラ、ヴォー、ヌーシャテル州の全域とベルヌ、フリブール、ヴァレー州のフランス語圏域を指す。政治的共同体ではないが、言語共同体としての意識は強く、メディアなどにこの地名がつけられている。詳細はスイスとベルギーの部を参照されたい。

り、旧王国地域に立法権が付与され、連邦主義的な分権化・自治化が進行中である。

その中で、これまでは公的な場面では使用される機会がほとんどなかった少数言語のウェールズ語やゲール語の使用促進政策が進められている。ウェールズ政府は1990年代の後半にウェールズ（カムリ）語を英語と同等の公用語に定め、公的な場面でのウェールズ語の使用を積極的に推進している<sup>18</sup>。スコットランドについては、現在では北部ハイランド地方の北端部の沿岸および遠洋島嶼地域でのみ使用されているゲール語の、当該地域での公的使用を促進する政策を打ち出している。ゲール語は南部ローランド地方や中部ハイランド地方の南側では使用されていないため公用語には指定していないが、特にハイランド・アイランド州については公共施設や商業施設などにゲール語と英語の二言語表記が進められている。スコットランド政庁はハイランド・アイランド州の二言語政策に支援を行うほか、州内のスカイ島にゲール語での職業訓練を行える大学校 Sabhal el Ostaig を設立、運営している。

### 3)「文化的多様性＝ヨーロッパ多文化主義」に否定的なフランス共和主義

公用語ではない地域語や少数言語に公的な場所での使用を奨励する動きは、憲章に署名あるいは批准をしようがしまいが、微妙な民族問題を抱えている東欧・バルカン・旧ソビエト連邦構成諸国を除くヨーロッパ地域では一般的な流れと言える。だが、1990年代後半から現在に至るまでのフランスの動きはそれとは同じではない。

もちろん、フランス政府は常に多言語主義を否定し続けてきたわけではない。フランス政府は、近年著しい英語の氾濫を何とか食い止めようとさまざまな策を講じているが、そのたびごとにフランスは「文化的多様性」を尊重しているという。だがこれはあくまでも対外的姿勢、とりわけアメリカやイギリスなど英語圏・アングロサクソン世界が対峙している場合の姿勢であり、いざ国内に目を向けるとなると、「文化的多様性」は一挙にトーンダウンし、「共和国・共和主義の尊重」という題目がクローズアップされる。

#### ①地域語の公的使用に前向きな政治勢力—フランス社会党

ではなぜ、フランスはヨーロッパ地域語・少数言語憲章に署名したのか？それは、端的に言えば、署名権者であるリオネル・ジョスパンが社会党の首相であったからというほかにない。1983年から公立学校で地域語教育が開始されたが、これも社会党のミッテランが大統領に就任し、同党の文化大臣ジャック・ラングと文部大臣アラン・サヴァリの尽力によるところが大きかったためだ。よって、1997年から2002年まで続くジョスパン左翼政権時代に、ヨーロッパ憲章に対するフランスの姿勢が大きく進展したことも想像がつくであろう。

<sup>18</sup> 詳細は、コリン・ウィリアムズ、松山明子（訳）「ヨーロッパの少数言語—ウェールズの事例から」を参照（『ヨーロッパの多言語主義はどこまで来たか』三元社 2004年 26～59ページ）。

#### i) 1998年2月—ニコル・ペリ社会党議員の報告書

ジョスパン首相自身、1984年に地域語促進法案を国会に提出した経験があり<sup>19</sup>、大統領選挙への出馬の際にもこの憲章の署名・批准を表明していた<sup>20</sup>。首相に就任後も「地域語を擁護し、活性化することが必要」である、「地域語教育にはあらゆる場を与えなければならない」などの発言を繰り返していた<sup>21</sup>。

ジョスパン首相は1997年10月にニコル・ペリ議員<sup>22</sup>を委員長とする「地域言語文化に関する調査団」を発足させ、地域語活動家や文化団体関係者、教育・研究関係者からの聴取を行い、更なる地域語の防衛と発展のために地域語憲章の必要性を裏付けようとした。

この委員会は1998年2月に中間報告書を提出する。この報告書は、フランス政府がヨーロッパ地域語憲章を署名・批准する上でクリアすべき法的問題が記されたものであるが、そこでペリ議員は次のような指摘を行っている<sup>23</sup>。

- ア) 地域語憲章の署名・批准については、各地域からの要望が強く、前向きに検討すべき
- イ) ただしその批准については、憲法裁判所による合憲の判断が前提
- ウ) 行政裁判所（コンセイユ・デタ）が1996年に地域語の公的使用を限定的とする判決をしているため、憲法裁判所もこれに従う可能性が大きいこと
- エ) よって、憲章批准にはフランス語の使用義務を規定している憲法第2条を改正するか、新たな地域語の公的使用について定めた法律を成立させる必要があること

このうち、ウ) の行政裁判所の判決については、ジョスパンの前のアラン・ジュッペ保守政権時代の出来事なので、後述する。

#### ii) 1998年7月—ベルナール・ポワニャン・カンペール市長による最終報告

続いてジョスパン首相は、社会党のカンペール市長、ベルナール・ポワニャンに委員会の最終報告書の提出を依頼する。ポワニャン市長もブルターニュ語の活動家であり、カンペールはブルターニュ半島の最西端、フィニステール県の港湾都市で、ブルターニュの言語文化活動の中心地である。最終報告は1998年7月に提出された。そこでも多言語主義の推進と地域語の必要性から、憲章批准が望ましいと提言され、その方策として具体的に次のようなプロセスが提示された<sup>24</sup>。

- ア) 法律家により、フランス共和国憲法規定に抵触しない憲章の項目を抽出させること

<sup>19</sup> この法案は可決しなかった（長谷川秀樹『コルシカの形成と変容—共和主義フランスから多元主義ヨーロッパへ』三元社2002年157ページ）

<sup>20</sup> 同

<sup>21</sup> 引用部分は前の注に同じ。

<sup>22</sup> 社会党ピレネー・ザトランティック県選出の女性議員で、夫は同県シブルヌ市長でバスク語活動家。

<sup>23</sup> 詳細な内容はフランスの地方紙 *Dernières nouvelles d'Alsace* の1998年2月3・4日付け記事を参照。

<sup>24</sup> Poignant, 1998 および長谷川2002年159ページを参照。



イ) ア) により選ばれた項目を署名すること

ウ) さらに批准すること。ただし、共和国憲法第 2 条の拡大解釈もしくは改正が必要となる。

ウ) についてであるが、ポワニャンは具体的な拡大解釈の策として、地域語・地域文化を「フランスの国民遺産 (patrimoine nationale)」であると国会決議などによって位置づけることを提示した。当時の国会は地域語に前向きな社会党が多数派であったから、この決議自体のハードルはそれほど高くなかった。そして、憲法改正については具体的に、第 2 条、第 34 条、もしくは序文の改正が必要であるとし、いずれの場合でも地域語、もしくは複数形での「フランスの諸言語 (langues de France)」の規定を新たに加えることを提起した。こちらのほうは、憲法裁判所の判断あるいは国民投票を伴う作業であるから、拡大解釈より困難といえるだろう。

### iii) 1998 年 10 月—法学者ギ・カルカソンの報告書

最終報告を受け、1998 年 9 月、ジョスパン首相は地域語憲章署名を表明し、憲法学者 (パリ大学ナンテール校) のギ・カルカソンに、憲章第 3 部に具体的に提示されている項目の中で、憲法上可能なものの抽出を依頼した。

ところで、ヨーロッパ憲章の規定 (第 2 条 2 項) では、締約国は第 3 部の 98 項目の中から最低 35 項目を適用しなければならないとされている。そして教育 (第 8 条) および文化活動・施設 (第 12 条) の諸規定からはそれぞれ最低 3 項目ずつ、他の分野 (第 9 条～第 11 条、第 13 条) からは最低 1 項目ずつを適用しなければならないことも規定されている。フランスが憲法上の制約なしに適用できる項目がどれなのか精査するため、法学者のカルカソンに依頼したのである。

上に対するカルカソンの報告書は次のようなものである。

ア) 憲章は全体として違憲ではない

イ) 98 項目中現憲法・法体制上フランスが適用可能なものは 52 項目

ウ) ただし、残る項目は明白にフランスの憲法理念に抵触

エ) さらに、憲章に規定されている「集団 (グループ)」の文言について注釈が必要

ア) について。カルカソンは憲章の規定には一切の義務的表現がないことから、地域語がフランスの国民文化遺産として位置づけられるのであれば、全体として憲法理念に反するものではないと説明している<sup>25</sup>。

イ) について、カルカソンが適用可能とした項目は次の表の通りである (いずれも黒塗り白字部分)。

<sup>25</sup> 長谷川 2002 年 160 ページ。

(教育・第8条)

	a 就学前教育	b 初等教育	c 中等教育	d 技術・職業教育	e 高等教育	f 成人・生涯教育
i	教育を当該地域語もしくは少数言語で行うこと					講座科目の全部もしくは大部分が地域語もしくは少数言語でなされること
ii	実質的部分を当該地域語もしくは少数言語で行うこと				当該言語の研究の便宜を図ること	当該言語を講座科目として設けること
iii	保護者が希望し、その数が十分である場合には、iもしくはiiを実施すること	教育において当該地域語もしくは少数言語の教育をカリキュラムの不可分の一部として行うこと			高等教育の内容に対する権限がない場合、当該言語での教育や当該言語の研究の便宜を図ること	公的機関が当該教育に対する権限がない場合、当該言語の教育を推進、奨励すること
iv	公的機関が権限を直接持たない場合は、i～iiiの措置の適用を推進、奨励すること	本人もしくは保護者からの希望があり、かつその数が十分であれば、その希望者に対してi～iiiのいずれかを実施すること				

さらに憲章の内容紹介部分で触れなかった第8条1項のhおよびi規定、そして第2項をカルカソヌは適用可能としている。hは高等教育ならびに成人・生涯教育において選択した項目を実施するのに必要な地域語教員を養成すること、iは教育実施状況等を報告・監視する機関を設置すること、第2項のは地域語が話されている地域以外でも必要があればそれを教育できるようにすること、が規定されている。(合計10条項)

(司法・第9条)

	a 刑事手続	b 民事手続	c 行政手続
i	当事者のいずれか一方の請求により、裁判所が地域語もしくは少数言語による訴訟手続をおこなうこと		
ii	被告人に地域語もしくは少数言語を使用する権利を保障すること	当事者本人が裁判所に出廷しなくてはならない場合はつねに、その者が自己の地域言語または少数言語を追加費用なしに使用することを認めること	
iii	書面・口頭のいずれにおいても、取調べ結果や証拠が、地域語でなされている事由によってのみ、その有効性を否定しないこと	地域語もしくは少数言語で作成された文書や証拠を有効なものとして採用すること	
iv	諸請求に伴う文書作成の際、地域語を使用することを認め、通訳・翻訳が必要な場合には、追加費用を負担させないこと	/	

さらに、カルカソンヌは、第9条の第2段落にある「締約国は、以下のことを約束する」という a, b, c の三つの項目中、b「国内で作成された法律文書の当事者間における効力を、地域言語または少数言語で作成されていることのみを理由にして、否定しないこと、かつ、それらの文書が、当該地域言語または少数言語の使用者ではない第三者に対しても、その文書の内容が援用者によって当該第三者に知らされることを条件として、援用できるようにすること」<sup>26</sup>と c「国内で作成された法的文書の当事者間における効力を、地域言語または少数言語で作成されていることのみを理由にして、否定しないこと」<sup>27</sup>の二つのいずれかを署名できるとしている。さらに必要ならば、第3段落「締約国は、重要な国内法規および特に地域言語または少数言語の使用者に関する法規を、これらの言語で利用可能にすることを、既に別の形で利用可能になっている場合を除き、やくそくする」<sup>28</sup>という項目も署名可能としている。つまり司法分野では10条項が署名可能とした<sup>29</sup>。

(第10条・行政機関および公共サービス)

国の行政・公共機関の場合

a	i	行政機関による地域語使用の確保
	ii	行政職員が窓口において、地域語での要請があった場合の、地域語での対応の確保
	iii	市民が地域語で口頭もしくは文章にて要請のあった場合の、地域語での対応の確保
	iv	市民が地域語で文書を提出した場合の、それを有効受理することの確保

<sup>26</sup> 引用箇所は渋谷（編）23 ページ

<sup>27</sup> 同上

<sup>28</sup> 同 24 ページ

<sup>29</sup> Guy Carcassonne, *Etude sur la compatibilité entre la Charte européenne des langues régionales ou minoritaires et la Constitution*, La Documentation française §121

v	市民が地域語で口頭もしくは文章による行政サービス提供要請を受理することの確保
b	市民が頻繁に利用する行政文書の地域語表記で作成、もしくは公用語との二言語併用による表記で作成すること
c	行政機関が市民の行政文書の地域語での作成を認めること

地方の行政・公共機関の場合

a	管轄領域内における地域語の使用
b	地域語話者が当該言語にて行う口頭もしくは文書による要請の受理
c	当該機関による地域言語による公文書の発行
d	(市町村などより狭域を管轄する) 機関の地域語による公文書の発行
e	地域審議機関の審議時における公用語の排除なき地域語の使用
f	(市町村などより狭域を管轄する) 審議機関での公用語の排除なき地域語使用
g	地名の地域語による表記、従来の表記との併用

行政機関の代行業務もしくは公的業務と関る民間企業の活動については、カルカソンヌはいずれもフランス憲法の理念に反するとして取り上げなかった。第 4 段落では、下記の通りとなっている<sup>30</sup>。

a	要請があった場合の通訳と翻訳
b	上記業務を円滑に行えるよう、地域語を話せる公務員を新たに採用するか、既存の職員に地域語が話せるように研修・養成を行うこと
c	地域語使用可能な職員が、地域語使用地域での任務を希望する場合は、できる限りその要請にかなうようにすること

行政機関で地域語が使用できるのは、上記の 5 条項だけである。

(第 11 条メディア)

a	i	地域語での公共テレビ放送チャンネル・ラジオ放送局を確保すること
	ii	地域語での上記放送局・チャンネル設立を奨励・支援すること
	iii	地域語での番組の提供を承認し、かつ適切な措置をとること
b	i	地域語で放送するラジオ局の設立を奨励・支援すること
	ii	地域語でのラジオ番組の定期的放送を奨励・支援すること
c	i	地域語で放送するテレビチャンネルの創設を奨励・支援すること
	ii	地域語でのテレビ番組の定期的放送を奨励・支援すること
d	i	地域語での音声・映像作品の制作・配給を奨励・支援すること
	ii	地域語での定期的記事の掲載を奨励・支援すること
e	i	地域語での新聞の設立、あるいはその維持を奨励・支援すること
	ii	地域語での定期的記事の掲載を奨励・支援すること
f	i	地域語使用にともなうメディアの財政的負担を援助すること

<sup>30</sup> Guy Carcasonne, §132

ii	既存の財政支援策を音声・映像作品制作にも適用すること
g	地域語でのジャーナリスト養成を支援すること

第 11 条の第一段落の規定について、カルカソンヌは f-i 項以外はすべて合憲であると解釈している。ではなぜ、f-i 項「地域語使用にともなうメディアの財政的負担を（国が）援助」することが合憲ではないのか？それは「国家が平等原則を脅かす危険性がある」<sup>31</sup>ためである。メディア、特に公共放送におけるその財政援助は共通法で定められるべきであるが、地域語を放送で使用することについて伴う負担に対する公的支援は、地域語が話されている地域の放送局だけが対象となり、個別の法規が必要となりかねないことをカルカソンヌは指摘している<sup>32</sup>。こうしたことは法の下での平等という原則を侵す危険性がある、という指摘である。

さらに、隣国からの越境放送を妨げないことを規定した第二段落、メディアの中立性と自由に関する団体が法律に基づいて設立されている場合に、地域語使用者の利益が考慮されうることを規定した第三段落については合憲と解釈している。第二段落の越境地域語放送については、カルカソンヌは既にスペインにあるバスク語放送がフランス南西部のバスク語圏にも視聴可能となっている事例をあげて、法律上の問題はないとしている<sup>33</sup>。

以上 15 条項が合憲であるとカルカソンヌは判断するが、署名するのに最低限必要な項目として第一段落の a-iii, b-i, b-ii, c-ii, d, e-ii, f-ii, g 項と第二、第三段落の計 9 条項を選択すべきと結論している<sup>34</sup>。

(第 12 条 文化的活動および施設)

第 12 条の諸項目について、カルカソンヌは以下の項目が合憲であるとしている。

a	地域語に固有の表現およびイニシアチブを奨励し、これらの言語による作品に接するさまざまな手段を促進すること
b	地域語作品に翻訳、吹き替え、アフレコ、字幕を援助開発すること
c	他の言語の作品に地域語の翻訳、吹き替え、アフレコ、字幕を援助開発すること
d	多様な文化活動を組織または支援する団体が、自らイニシアチブをとるもしくは支援する活動に、地域後の知識および使用を適切に取り入れるよう確保すること
e	多様な文化活動を組織または支援する団体が、他の住民の言語に加えて当該地域語を十分使用可能な職員を備えられる措置を促進すること
f	文化活動の施設整備および計画において地域語話者の直接参加を奨励すること
g	地域語の作品収集・保管・展示・出版に携わる団体の設立を奨励・支援すること

<sup>31</sup> Guy Carcasome, §143

<sup>32</sup> *Ibid.*,

<sup>33</sup> Guy Carcasome, §144 フランスは他国の電波も受信可能とする EU 指令「国境なきテレビ放送」を 1989 年に受け入れており、これをもって越境放送は合憲であるとしている。

<sup>34</sup> Guy Carcasome, §145

h 必要な場合には、翻訳および語彙検索サービスを、特に地域語による適切な行政・通商・経済・社会・技術または法律用語の維持発展のために、設立あるいは促進、支援すること

文化活動および施設についての項目は、カルカソンヌは上記の第一段落をはじめとし、自国の地域語圏以外の領域における地域語をもちいた文化活動や施設の許可を求めた第二段落、海外における地域語を用いた文化活動および施設の許可を求めた第三段落のすべての10条項が合憲であると指摘した<sup>35</sup>。

### (第13条 経済的および社会的活動)

第一段落 経済的・社会的活動に関して、締約国は国内において下記の事項を確約する。

- a 雇用契約、製品・設備の使用説明書など経済社会生活に関する文書の地域語表示を禁止、制限するような既存法の文言や規定を撤廃すること
- b 企業の内規および私文書において、地域語使用の禁止および制約に関するものを撤廃すること
- c 経済的・社会的活動において地域語使用に支障をもたらす行為に反対すること
- d 上記以外の措置により地域語の使用を奨励、承認すること

第二段落 経済的・社会的活動に関して、締約国は地域語使用地域において下記の事項を確約する

- a 財政・金融に関する法規に、地域語での商行為を有効とする項目を設けること
- b 当該領域における地域語使用促進のための活動を組織すること
- c 病院や福祉等の社会厚生の施設において、利用者が地域語での援助を必要とした場合は、当該言語で応対し、当該言語での業務を提供すること
- d 安全に対する注意説明の地域語表示を確保すること
- e 消費者関連の情報を地域語でも利用可能にすること

第13条の条項についても、カルカソンヌは特段、違憲となる内容は含まれないとしており、9条項すべての選択が可能と結論している<sup>36</sup>。

### (第14条 越境的交流)

国境を挟んだ同一もしくは類似言語を使用する隣国との交流を促進することを規定した第14条の二つの項目についても、カルカソンヌは違憲的な内容は含んでいないとして、選択可能と判断している<sup>37</sup>。

## ②憲法院(憲法裁判所)の憲章批准に対する違憲判決

カルカソンヌの報告書を受け、ジョスパン首相はフランスのヨーロッパ少数言語地域言語憲章の署名を宣言する。1999年5月、署名を終えるも、批准の権限を有するシラク大統領は、憲法院の判断を仰ぐことを選んだ。シラク大統領はすぐさま憲法院に提訴する。

<sup>35</sup> Guy Carcasonne, §147

<sup>36</sup> Guy Carcasonne, §150-154

<sup>37</sup> Guy Carcasonne, §158

憲法院は翌月 1999 年 6 月に、「ヨーロッパ憲章は違憲箇所を含む」<sup>38</sup>と判決し、その結果、シラク大統領は批准を拒否した。

憲法院は、カルカソヌの選出した 35 条項のそれぞれについて、合憲であるかいなかという判断はしなかった。すなわちそれは、カルカソヌの解釈どおりであったと見てよいだろう。ではなぜ、憲法院は憲章批准を違憲と判断したのか。この判決文の理由箇所を見よう。

判決文の中盤で、憲法院はフランス共和国憲法の理念に触れている。具体的には第 1 条の「フランスは不可分、非宗教、民主的であるかつ社会的である共和国」という部分に触れ、「フランスは出自や人種、または宗教によるいかなる区別も行わず市民すべてが法の下で平等であることを保障している。そしてフランスは、フランス人民の単一性原理もまた憲法上の価値を有し、その部分にはいかなるものであれ国民主権を行使することができない」と説明している<sup>39</sup>。さらに憲法院は、「いかなる集団であれ、それが出自、文化、言語または信仰による共同体により定義された集団に与えられる集合的権利を認めること」はできない、と述べる<sup>40</sup>。

一方、「人権」という観点については、憲法院は人権宣言の第 11 条を引き合いにしている。すなわち、「表現の自由」についての箇所であるが。これは「法に定められた場合を除き」自由を制限してはならない、というもので、すなわち「法」とは共和国憲法第 2 条として<sup>41</sup>。つまり、地域語使用の制約は「人権違反」であるとする地域語運動家や地域主義者たちの主張に対する反論である。憲法院の反論はここでは二つに要約できよう。

ア) ここでいう「人権」とは、個人＝市民、としての「人権」であって、出自や言語、人種や宗教といった共同体的集団としての「人権」を意味しない

イ) 「人権」の適用は、フランス共和国憲法など法規に合致する範囲においてである。よって、フランス共和国憲法に反する集団権＝地域語の公的使用権を退けることは、合憲であり、かつ「人権」に反するものではない

では、ヨーロッパ憲章の「違憲性」は、どこにあるのか？ 憲法院は本文ではなく、前文にその根拠を見出している。憲法院が「違憲」と判断したのは、下記の項目である<sup>42</sup>。

ア) 前文第四段落で、各個人が「公的生活」において地域語を使用することが、「かけがえのない（＝奪うことのできない）権利」と規定している

イ) 当該言語（＝地域語・少数言語）の使用「集団」という規定がある

<sup>38</sup> 1999 年 6 月 15 日の憲法院判決第 99-42 号 第 1 条を参照。渋谷 2005 年 261 ページ（長谷川訳）にその判決文翻訳がある。

<sup>39</sup> 同。渋谷 2005 年 262 ページ。

<sup>40</sup> 同。渋谷 2005 年 263 ページ。

<sup>41</sup> 同。

<sup>42</sup> 同。渋谷 2005 年 263-264 ページ。

すなわち憲法院は、憲章前文において、地域語を公的な場面において使用することが「かけがえのない権利」すなわち「人権」と規定され、さらに「地域語」それ自体の保護あるいは推奨を掲げながら、「集団」という表現が用いられていることから、結局のところそれは地域語を使用する集団、地域語話者に何らかの権利を付与する性質のものであると判断し、すなわちそれは、共和主義に反すると結論付けたのである。

憲法院はまた、共和主義が何であるか明確にこの判決で定義づけた。それはフランス共和国の「一にして不可分である」という性質である。これは単にフランス共和国からの分離独立を容認しない、という意味にとどまるのではなく、言語や宗教、人種や民族、あるいはそれ以外の出自による何らかの区別により定義される人的集団、すなわち共同体に何らかの集合的権利を付与しない、という意味において用いられる。当然、特定民族や地域における自治権付与を否認することを正当化する意味においても用いられており、フランスは、隣国スペイン、ベルギー、イギリス、スイス、イタリアで見られるような地域的自治権もしくは立法権、さらには連邦制についてこの観点から拒否している<sup>43</sup>。

憲法院はさらにこの性質を判決文において「フランス人民の単一性 (unicité du peuple français)」という強い調子で表現している。これはこれまでの共和主義原理の中核ともいえる「平等」、すなわち、個人、あるいは市民としての法の下での平等という考え方にさらに法的価値が加えられたものである。法学者フェルディナン・メランスクラマニアンによれば、共和国の「一にして不可分であること (unité)」は「量的」であるのに対して、フランス人民の「単一性」は「質的」である、と指摘する<sup>44</sup>。メランスクラマニアンはそれ以上の詳細な言及はしていないが、unité とは例外は認めながらも政治的、法律的には単一である国家・共和国を意味する形式的な表現であるのに対して、unicité とは公的な場面において文化的均質性、すなわち何らかの規範的な文化が求められる実質的表現であると考えられよう。憲法院が憲章の違憲性を強調したのは、憲章がこの「単一性」、すなわち憲法第2条で規定されている公的場面でのフランス語使用の義務に抵触する可能性があると判断したためであろう。

憲法院の掲げる共和主義を図式化すれば下記の図のようになる。

ア) 一にして不可分の共和国 (la République une et indivisible) ⇒ 市民・個人の平等  
主権の不可分割性

イ) フランス人民の単一性 (unicité du peuple français) ⇒ ア) の原則に公的場面での  
フランス語使用義務が付加

イ) の単一性原則は、2003 年後半から 2004 年前半フランスで論争となった「ライシテ (la

<sup>43</sup> 2002 年に可決したコルシカ特別地位法におけるコルシカ議会への特定条件下における時限的・試行的性質を有する立法権についての憲法院の違憲判決はこの事例である。しかしながら、2003 年憲法改正により共和国憲法前文に「海外フランス」については例外規定が設けられることとなり、とりわけニューカレドニアとフランス領ポリネシアについては自治権やそれが付与された議会の設置が認められている。

<sup>44</sup> «La République contre Babel. À propos de la décision du Conseil constitutionnel n° 99-412 DC du 15 juin 1999, Charte européenne des langues régionales ou minoritaires», *Revue du droit public*, 1999, p. 985



laïcité)とも深く結びつく。ライシテとは公的空間における非・脱宗教性を意味する原則<sup>45</sup>で、宗教的シンボルの公立学校での着用(イスラム教を信仰する女子学生がスカーフを着用することやキリスト教徒が十字架をつけること、ユダヤ教徒男子学生が頭にキツパをかぶること)を禁止する法律を制定し、実施するさいに、これを正当化する原則として前面に押し出された。ライシテについてはここでは詳細には触れないが、これも公的な場面において一つの規範が課されるという性質が現れており、「単一性」の一要素と見ることができる。

### ③フランス政治と地域語—共和主義かそれともヨーロッパ統合か

憲法院の判決についての当時のフランス政界の反応には、非常に興味深い傾向が見られる。歴史的に地域語(方言を含む)については、大まかに言えば、戦前は教権主義や保守勢力(つまり右派)が、戦後は社会党を中心とする左派勢力が積極的に保護する姿勢を見せてきた。戦前、保守勢力が方言擁護に積極的であったのは、地方文化を教権勢力と結びつけてとらえていたためである。これら勢力は特に第三共和政期(1870-1940)年の前半、フランス社会の退廃傾向を道徳・風紀の乱れと結びつけ、これを防衛するために教会および聖職とその基盤とも言える地方文化や地方性の保護を訴えた。だが、その一部勢力は、第三共和政期後半期にはファシストやナチズムの支援を受け、戦後は瓦解する。

右派勢力が変わって、戦後一貫して方言や地域語の防衛に関してきたのが、ミッテランらを代表とする社会党勢力であった。だが、社会党が一枚岩的にこれを防衛してきたのではない。フランス社会党は、かつての日本社会党と同様、さまざまな勢力の「寄せ集め」であったが、その中の右派もしくは改革派である、ジャック・ラング元文化大臣やミシェル・ロカール元首相らのグループが地域主義や地域語の擁護に前向きであった。1997年から5年間首相を務めたジョスパン首相もこのグループに包含されるといってよい。

一方、ミッテランや彼の母体とも言える社会党左派・急進派は、「地方分権」には前向きであったが、地方分権法が成立した1983年以降、急速に地域語に対しては消極的になる。

<sup>45</sup> 「ライシテ」を日本のメディアや一部の論文「政教分離」と説明、解釈しているものがあるが、これは不正確である。日本語あるいは日本的文脈では「政教分離」とは、首相の靖国神社参拝や地方議会の公費による玉ぐし料支払いを「違憲」とみなす論拠として表現される。すなわち「政教分離」とは、公人が公的活動において宗教と関らないことを意味するにとどまる。これに対してフランスの「ライシテ」は、狭義的な意味と広義的な意味があるが、そのいずれもが日本的な「政教分離」とは同じではない。1905年に制定されたいわゆる狭義的なライシテ(当該法律の制定当時は、「ライシテ」という表現は存在しなかったが、今日、フランスではこの法律がライシテの最も古い法的根拠だとするものが一般的であるので、本稿においてもこれに従う)は、①共和国が特定宗教に対して公的な支出(聖職者の俸給や宗教目的の課税など)や承認(聖職者を公職とみなすことなど)を行わない、②フランス市民＝個人がいかなる宗教を信仰するかは個人の選択の自由に任せられ、共和国はこれを保障しなければならない。またこの自由が脅かされる場合には、共和国は積極的にこれに介入して、個人の信仰の自由を守らなくてはならない、というものである。広義的解釈としては、1989年のいわゆる「イスラムスカーフ事件」をきっかけになされたライシテ概念で、フランスの国家＝公的空間・領域において宗教を排除する、というものである。1905年の法律すなわち、狭義的ライシテとは、国家権力とカトリック教会との分離、宗教勢力から個人の権利を擁護、防衛する論理として出されているのに対して、広義的ライシテは、カトリックという一派をターゲットにしたものではなく、あらゆる宗教を対象としている点で異なるが、「日本の政教分離」とは違い、特に広義的ライシテの場合は、公人(＝政治家、官僚、公務員)が対象になっているのではない。

ミッテランは1981年の大統領当選前は、地域語に前向きな発言をしていたが、二期目となる1988年の大統領選挙期間は、地域語についてほとんど発言をしなくなった。よって、ヨーロッパ憲章の署名については、社会党の政策、というよりは、ジョスパン首相のイニシアチブによるところが大きいといえるだろう。

憲法院の違憲判決については、全国政党（当時）の多くが肯定的評価を持って迎えられた。シラク大統領の出身母胎である共和国連合（RPR）、社会党から90年代前半に分裂して誕生したジャンピエール・シュヴェーヌマン元内務大臣の市民運動<sup>46</sup>、共産党はすぐさまこの判決を「共和主義の勝利」として評価している。一方、中道改革派の二つの政党、自由民主党（DL）とフランス民主連合（UDF）は、この判決についての賛否には直接ふれていないが、「時代にそぐわない」「懐古的」として皮肉った（フランソワ・バイル元文部大臣<sup>47</sup>、アラン・マドラン自由民主党党首、ニコラ・サルコジ現内務大臣、ジョゼ・ロッシ・コルシカ元地域議会議長ら）。明確にこの判決を批判したのは、全国レベルでは当時社会党と連携関係にあった「緑の党」だけであった<sup>48</sup>。社会党ではラング元文化大臣が「地域文化を承認するという点については、フランスはヨーロッパの国では赤信号だ<sup>49</sup>」、クロード・アレーグ元文部大臣も「地域文化や地域アイデンティティを承認することが必要だ、それはフランスの文化がより豊かになり、強固になることにつながるからだ。【憲章がフランス共和国の分裂につながるという意見は一筆者補足】第三共和制時代の、あるいはナポレオン時代の精神にすぎない<sup>50</sup>」と述べている。

すなわち、地域語を何らかの形態で公認する、という考え方は、右派／左派もしくは保守／革新という対立軸とは同一ではなく、また、政党間対立とも同一ではない、と言えよう。社会党の中にも、フランスの憲章署名に反対する議員がいたし、党としては署名に反対していた共和国連合にも、地域語圏を選挙区とする議員の中には署名すべきと主張する者がいた<sup>51</sup>。

興味深いのは、憲章批准肯定派が超党派的であるという点ではなく、そうした勢力がフランスの地域的な自治権付与も認めたさらなる地方分権の進展と、ヨーロッパ統合の推進に前向きであるという点である。このことから伺えるのは、地域語の承認、すなわち文化的多様性の推進、多文化主義・多言語主義の支持が、ヨーロッパ統合の積極性とセットになっていることである。憲法院の今回の判決を評価したシュヴェーヌマン元内相や共産党、そしてRPRから分裂したフランス連合（RPF）は、程度の差はあれフランスのヨーロッパ統合には否定的でもある点で共通している。つまり、地域語の公的使用承認という問題は、

<sup>46</sup> 『ウエスト・フランス』紙 1999年6月24日

<sup>47</sup> 同 1999年7月5日

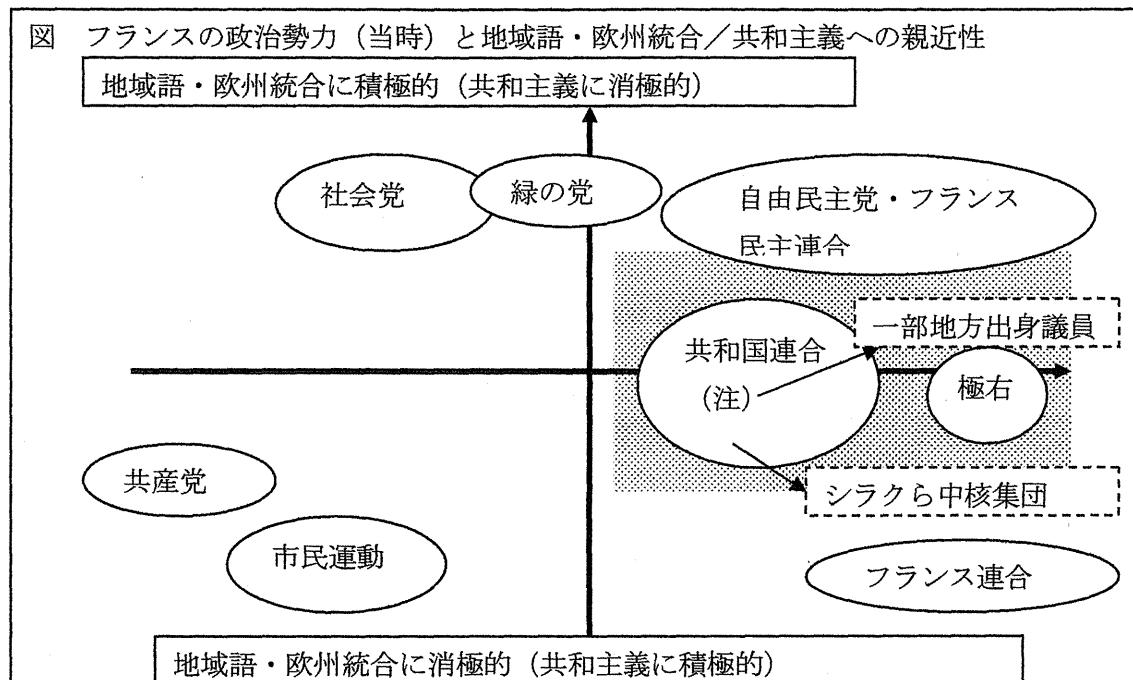
<sup>48</sup> 「革命から200年以上も経過して、いまだに共和国の単一性が問われるのはいかがなものか」（ギ・アスコ議員の発言。同 1999年6月24日）

<sup>49</sup> 同 1999年6月24日

<sup>50</sup> 同

<sup>51</sup> たとえば、ブルターニュ地方選出のアラン・ジェラル上院議員（フィニステール県選出）は、「せめて憲章批准は国民投票で決めるべきだった」と述べている。また、ブルターニュ州議会のジョスラン・ド＝ロアン議長（当時）も「憲章と憲法の両立は可能だったはずだ」と批判した（同）。

フランス一国の問題である共和主義への賛同のみにとらわれるべきではなく、ヨーロッパの多元的統合とも絡む問題である。当時の政治勢力と地域語・欧州統合、そして共和主義への親近性を図表に表すと次のようになる。



(注) 共和国連合は地域語公認には否定的だが、ヨーロッパ統合には公式に支援する立場を示している。網掛け部分は、2002年大統領選挙以降発足した現政権の中道右派連合（人民運動連合UMP）を指す。極右は「国民戦線（FN）」を参考にしている。EU統合は否定しているものの、地域語については条件付で賛同している。

#### 4) 憲章批准違憲判決後の地域語をめぐる動き

##### ① 地域語圏出身議員らによる憲法第2条の「地域語」追加要求の動き

1999年のヨーロッパ地域語憲章批准違憲判決以後のフランスにおける地域語をめぐる主に法律上の動きを時系列にまとめておく。2002年に大統領選ならびに国政選挙が実施され、その結果、大統領は保守系のシラクが再選され、政権与党はこの保守政党RPRと中道改革派の一部勢力が合同してできたUMPによって運営されることとなった。そして、1999年以降も様々な形で地域語の法制化が求められるも、2006年時点、それは実現していない。

しかし、何度か地域語圏出身の議員らのイニシアチブにより、地域語に関する規定を憲法第2条に盛り込む要求が見られた。

##### i) 2002年11月の国会審議における憲法第2条の「地域語」規定付加要求

地方分権の進展に併せた憲法改正の動きのなかで、「共和国の言語はフランス語である」と規定している憲法第2条に、地域語についての規定を付加する要求が出された。一つは修正第160号で、イヴ・コシェを筆頭に三名の議員から提示されたものである。第2条に

ついで共和国の言語としてのフランス語の規定の直後に、「共和国は地方公共団体との協議により、地域語もしくは少数言語の教育、使用、促進を公認し、保障する」<sup>52</sup>という文言を加えるというものである。

もう一つは、ポール・ジャコビ（オートコルス県）とカトリーヌ・トビラ（マルチニク県）というコルシカ島と海外県の左翼系議員が提案した修正第98号で、同じく第2条に「共和国は地域語を公認し、その発展を監視する」<sup>53</sup>という文言を加えるものである。

そして、フランソワ・バイルーら24名の連名による地域語圏を選挙区に持つ保守・中道系議員が提出した修正第200号もまた、憲法第2条に付加するもので、「フランスの国民遺産である地域諸語を尊重して」<sup>54</sup>という語句の挿入を求めるものである。

だが、いずれの提案も法務委員会審議で否決され、本会議に提示されるに至らなかった。

## ii) 2005年1月の国民議会における同様の憲法改正要求

ヨーロッパ憲法との絡みで再び国会で共和国憲法改正論議が出された2005年1月、再び上述の議員らが、憲法第2条に「地域語」規定を盛り込む動きを見せる。2002年の審議では、三者三様の修正案を提示したが、2005年は合同で提示し、その付加すべき文言は2002年にバイルー議員のグループが提示した「地域語の尊重」を踏襲するものであった。これには、ブルターニュ語の学校ディワン（Diwan）会長らも加わったが、結局、委員会レベルで多数決により否決され、国会本会議に出されるには至らなかった。

## ② 地域語法制定要求

1999年に憲章批准が違憲と判決された直後から、地域語団体は地域語に関する法律の制定を求めるデモなどを展開した。その動きを受けてか、違憲判決直後の6月、ジャンジャック・ヴェベール議員が8つの条文からなる地域言語文化保護促進法案（法案1771号）を提出したが<sup>55</sup>、文化委員会で否決された。

2005年9月には、共和国憲法第53条2に、あらたに第53条3「フランス共和国は1999年5月7日に署名し、解釈的宣言により補完されているヨーロッパ地域語少数言語憲章を受け入れることができる」という条項を付加することを規定する、この条文のみからなる法案（第2517号）が、ダニエル・マック議員により提出されたが、法務委員会で否決されている。

## ③ 民間学校による地域語二言語教育に対する「抑圧」の動き

それから注目すべき動き、「共和主義的反動」<sup>56</sup>として、これまでは何のともがめもなく

<sup>52</sup> Assemblée Nationale-2<sup>e</sup> séance du 21 novembre 2002, p.5495

<sup>53</sup> *Ibid.*

<sup>54</sup> *Ibid.*

<sup>55</sup> 国立地域言語文化研究所の設立と、この研究所を主体とする地域言語文化の保護促進策を規定した法案。ただし、地域語を公用語化したり何らかの法的地位を与える法案ではなかった。

<sup>56</sup> フランス研究者で国民国家論の先駆者である西川長夫の言説。フランスにはグローバリズムをアメリカ

活動を展開してきた地域語を教育する民間団体の「二言語教育」に対して、フランス国家が「フランス語使用の義務」を楯にした抑制要求をあげることができる。

#### i) 民間団体から「二言語学校」へ

まず、地域語教育については、既に述べたように、地域語そのものを教える言語教育がある。これはミッテラン地方分権政策の一環として、1983年から各地域語圏にある公立学校にて選択制ではありながら、現代語科目の一つとして設けられている。

これとは別個に、1960年代から地域語教育の権利とその実現を目指して闘ってきた言語活動家たちのグループを母胎に、ミッテラン分権改革以降、放課後などに子どもを対象に地域語を教える民間団体が生まれた。具体的な団体名については既に触れているし、また、この後にも各地域別状況についても触れ、そこでも団体名を挙げるので、とりあえずここではおいておく。重要なのは、この民間団体が後に、半ば公的資格を得て準公立学校として教育活動を行うことが認められるようになったことだ。

純粋に私的機関だったこれら地域語教育団体が、半官半民の学校になった理由は主に二つ挙げられる。一つは、既存の公立学校での地域語教育が、結局、地域語を教える言語教育どまりになってしまい、地域語活動家が当初望んだような、地域語で日常生活を送れる環境が地域社会に創出される状況には程遠いものであることが明らかになったため、一旦は、公立学校での地域語教育開始により役割を終えたかに思えた民間団体が、地域語で他教科・他科目を教える必要性に迫られたためである。

もう一つは、そうした必要性を満たすには、民間団体の資力では不十分であったことだ。地域語での教育を実施するには、当然その能力を行使しうる教員の養成や教材の開発が必要であるが、これまで細々と活動を行ってきた民間団体では到底これを賄いきれない。もちろん、地元企業等からの財政的支援によりこれらに携わってきた団体もあったが、公的な補助金はぜひとも必要であった。

だがフランス文部当局、あるいは文化当局は、こうした民間学校に補助金を交付すること、あるいは公的財政の投入に前提条件を付けた。つまり、学校教育機関としての基準を満たすことであった。施設や教員数などはもとより、その授業内容について注文が出されたのである。それは、当初これら民間団体が行っていた地域語だけの教育内容を改め、フランス語での授業も導入するというものであった。財政問題をクリアしたいこれらの団体のいくつかはやむを得ず、この要求を受け入れ、準公的機関として教育活動を継続することができた。たとえばブルターニュ語の教育団体ディフンは、1977年から教育活動を開始するが、1988年から国および学校のあるブルターニュ州との協定により、公的財政が導入

---

と英語やハリウッドに代表されるアングロサクソンとその文化の帝国主義的世界支配ととらえ、これに異議を申し立て、共和国を守れという「美談」の裏に、自国内のマイノリティを抑圧する動きが見られ、これに加担するレジス・ドブレ、エマニュエル・トッド、ピエール・ブルデューらの知識人の言動を批判的にあらわしている。西川長夫『増補 国境の越え方—国民国家論序説』平凡社 2001年 386-387ページ。

されている<sup>57</sup>。

一方、ジョスパン首相時代には、こうした民間地域語教育団体には一筋の明かりが照らされた。ミッテラン大統領時代から地域語教育に積極的であったジャック・ラングが今度は文部大臣となり、ディワンのような地域語教育活動を支援する通達を出す。2002年5月に出された通達で<sup>58</sup>、これら民間団体の二言語教育機関として支援するものであった（通達内容は巻末の仏文と要約和文を参照）。特に注目すべきは、就学前教育（「エコールマテルネル」と呼ばれる保育学校で、日本の幼稚園にほぼ相当）では、基本的に地域語で教育を行い、課外時間での談笑や会話も可能な限り地域語を使用できるとした点である。それ以降、フランスの地域語圏各地では、こうした民間団体は「二言語学校」と呼ばれるようになり、イマージョンプログラムが本格的に実施されることになった。

### iii) 公教育におけるイマージョンプログラムへの抑圧—コンセイユデタの違憲判決

ところが、ラング文相のこの通達に対して、フランスの行政裁判所であるコンセイユデタがこれを無効とする判決を下す<sup>59</sup>。

この通達の無効性の根拠として、コンセイユデタは、1994年8月のトゥーボン法（フランス語使用に関する法）の第11条第一段落の規定を挙げた<sup>60</sup>。この規定は、公教育においてはフランス語で行うべきであること、学位取得手続きに関する使用言語はフランス語とすべきということであるが、地域語については、地域語科目としての使用、そして、必要があった場合には他の使用形態を例外的に認めている。

しかしコンセイユデタは、地域語科目以外では、あるいは必要性の範囲外ではフランス語を使用すべき、と解釈した。そしてこの解釈に立ち、イマージョン手法による二言語教育は、

- ア) 地域語科目以外ではフランス語を使用する義務に反し、
- イ) 就学前教育での課外時間での地域語談笑を勧めるなど「必要性」の範囲を逸脱し、
- ウ) 地域語とフランス語の同時間制（パリテ）が掲げられていはいるものの、就学前教育および初等教育初期段階では全般的に地域語での教育がなされ、したがってフランス語での教育が疎外されている危険性がある<sup>61</sup>、

として、2001年の通達はトゥーボン法の規定に反する条項であり、法的に無効と判決した

<sup>57</sup> ディワンのホームページより（仏語版 <http://www.diwanbreizh.org/sections.php4?op=viewarticle&artid=25>）

<sup>58</sup> 渋谷 2005年 255-256 ページ *Circulaire du 30 avril 2002 relative à la mise en place d'un enseignement bilingue par immersion en langues régionales dans les écoles, collèges et lycées « langues régionales »*

<sup>59</sup> CE, Décision no-238655 du 29 novembre 2002

<sup>60</sup> トゥーボン法第11条第一段落の規定は次の通り。「公立・私立の如何を問わず、学校機関における教育、試験、入試ならびに論文および学位論文の用語はフランス語とする。ただし、地域言語文化あるいは外国言語文化教育の必要性により正当とされる場合[中略]は、この限りではない」

<sup>61</sup> CE, Décision no-238655 du 29 novembre 2002

のである。

一方、コンセイユデタが根拠としたトゥーボン法には、第 21 条にも見られるように<sup>62</sup>、この法律の発効により地域語の使用に反するものではないと、地域語使用を制約する法律ではないと位置づけている。しかし、コンセイユデタは、今回の判決ではこの条文については一切触れていない。また第 21 条の解釈であるが、既存、すなわち 1994 年までの地域語に関する法令、特に学校教育において、現代語科目の選択学科の一つとして設けられている「地域語・地域文化」科目は、トゥーボン法の規定と矛盾せず存立しうるが、そうした法令によってカバーされてこなかったイマージョンは、第 21 条の規定を逸脱するものという解釈も成り立ちうる。

とまれ、コンセイユデタのこの判決は、公教育における地域語の「必要性」とは、地域語圏における選択科目としての現代語科目までであり、イマージョンや二言語教育などは「必要性」を逸脱するものとしている。いずれにしても共和主義概念の厳格な適用であることは言うまでもなからう。

コンセイユデタに対しラング通達の違憲性を提訴したのは、フランスの中等教育の全国教組あるが、ラング通達とこの判決の前には、フランス総選挙が実施され、地域語に比較的理解のあった社会党が政権の座から落ち、共和主義系の保守・中道派が政権を握ったことも付言しておく必要がある。1997 年から 5 年間続いたジョスパン政権では、地域語の公的使用や二言語教育は「文化的多様性」もしくは「多文化主義」の重視という観点から推進されてきたが、2002 年以降の保守・中道政権下では、こうした政策はむしろ共和主義的理念を害する「共同体主義」であるとして退けられているのである。フランスの地域語教育はこうした政権の変化によって翻弄されているといえよう。

#### 第四節—フランス共和国の地域語に関する行政

以上、フランスでは少数民族とも言える要素をなす地域語は、共和主義的政治社会統合を楯に退けられてきた、と結論できる。だが、このような結論は、具体的な名前はあげないが、何故か日本に多いフランス共和主義信奉者の反論を招く。その反論は、おおよそ次のように集約される。

それは、フランスは地域語を支援する政策もきちんと持っており、財政的支援も行っている。そのどこが地域語に対する「抑圧」なのかという、フランス共和国が地域語使用を抑圧しているという批判は当たらない、という反論である。だが、この反論は的外れである。地域語の擁護者あるいは共和主義に批判的な主張は、フランス共和国が地域語の使用を抑圧しているという批判をしていない。そしてフランス政府が財政的な面で地域語の使用を促進している面については認めている。地域語の擁護者や共和主義に批判的な者の

---

<sup>62</sup> 第 21 条の規定は次の通り。「本法の条項は、フランスの地域語に関する法制をなんら妨げることなく課されるものであり、よって地域語の使用に反対するものではない」

言い分は、地域語の使用を公的な場面においても認めてほしい、というものである。もちろん、この主張には、フランス語の使用を禁じたり制約を加えたりするなど、義務としてのフランス語の規定に直接触れる要素はない。

だが、フランス共和国政府の地域語に対する取り組みについて、まったく無視したり、あるいは過小評価することは、共和主義信奉者からの的外れな反論を招く要因ともなってきたことは事実であり、そうした反論をかわす意味でも、フランス政府が取り組んできた政策について取り上げ、さらにこれに分析を加えることが必要であろう。

### 1) フランス政府における地域語に関する行政の分類

後で結論するが、フランスにおいては、対外的あるいは国内でのフランス語使用についての明確な政策が政府主導でなされているにもかかわらず、他の言語については、明確な「政策」があるとは言いがたい。よってここでは、「地域語に関する行政」とやや曖昧な表現を用いることにする。

フランスで地域語に関する行政は大きくは、次のように分類される<sup>63</sup>。

ア) 公立学校（就学前教育から大学教育）における研究・教育行政

イ) テレビ・ラジオを主体とするメディア行政

ウ) 芸術・文化・出版などの文化行政

具体的な措置はア) が文部省（国民教育省ならびにその地方機関である学区）、イ) がフランス国営放送（フランステレビジョン）、国営ラジオ放送のラジオフランスと地域語圏にある州会（conseil régional）、ウ) がフランス文化省に属する「フランス語およびフランスの諸言語総局」（DGLFLF）である。

一見、教育、メディア、文化活動がそれぞれバラバラに施策がなされているように見えるが、全体的な施策状況については、ウ) の業務を担当する DGLFLF がフランス国会に年次報告を行うことがトゥーボン法の規定によって義務付けられている<sup>64</sup>。

### 2) 文部省およびその付属機関の地域語に関する行政

地域語教育については、ジョスパン政権下で文部大臣を務めたラング文部大臣が積極的な地域語教育を打ち出したことから、2001 年以降、様々な動きが見られた。地域語教育については、1983 年の開始時、および 1995 年にも通達が出され、その支援が述べられていたが、思うようには進まなかった。

ジョスパン政権下で行われた地方分権政策は教育分野にも及ぶ。そうした状況の中で、2001 年にラング文部大臣は二つの地域語に関する通達を出した。一つは先述の地域語学校

<sup>63</sup> ヨーロッパ地域語憲章の項目にあるような中央官庁、地方を含めた議会、裁判所、警察、税務署等での地域語使用については、まずフランスでは考えられない。よって、地域語に関する行政がなされているのは、この三分野に限定される。

<sup>64</sup> トゥーボン法第 22 条。ただしそれはフランス国内外のフランス語使用状況に関する報告にあわせて行われているので、地域語政策についての報告とはいいいがたい。



におけるイマージョンプログラムについてのもので、もう一つは、一般の公立学校における地域語教育の拡充についてのものである。

「小学校、コレージュ、およびリセにおける地域言語文化教育の発展」に関する通達（2001年9月5日の文部省通達第2001-166号）<sup>65</sup>では、地域語教育が「家庭ならびに社会的環境と教育体系との連続性を助長し、日常の社会生活への統合によりいっそう貢献する」とその必要性を述べ、さらにその目的を「国民社会の中で文化的多様性についての認識を深める」と規定している。そして、教育の分権化にあわせて、地域語圏を抱える学区が主体的に複数年におよぶ地域語教育発展計画を策定実施し、地域の実情に応じて地域語教育の最価値化と効率性を求める内容である。具体的には、小学校、あるいは幼稚園など就学前教育から、大学教育までの地域語教育の一貫性の充実と、学外での使用環境にも応じた教育内容の策定・実施である。

この目標の実施のため、文部省は地域の文化人や教育関係者など有識者で構成される、地域語学区委員会（CALR）の設置を求めた。この委員会は、学区内のイマージョン学校を含む地域語教育を行うすべての学校教育機関の具体的な地域語教育政策を行う拠点である。詳細な教育内容は別項に譲るとして、ここでは、この通達および文部省が大枠で打ち出している地域語についての教育行政について触れる。

#### i) 教育時間・内容

就学前教育については、「教員は学校と家庭環境との連続性において可能な限り地域語の実用と地域語での諸活動を学び、あるいは深められるよう注意を払うべきである。主にこの学習は口頭によってなされるものとされるが、教員が地域語での書物を朗読することにより地域語との接触がより深められる」<sup>65</sup>として、時間数等の規定は設けられていないが、耳と口で学習させ、かつ課外活動や休憩時間でも地域語を使うことが要求されている。さらに「子供が身の回りの世界を発見し、運動および知覚能力、さらには芸術的表現手段を発展させる諸活動が、地域語の適切かつ多様な機会をもたらすことが求められ、就学前教育を受ける子供たちに提供される日常的受け入れの機会や多数の遊戯が地域語によりやり取りされるといふ早期的環境が創出されるよう要請する<sup>66</sup>」とも加えられている。

小学校では、リセやコレージュなどのように科目として地域語を教える授業を設けず、既存の科目（フランス語、社会、図工、体育の授業など）や他の諸活動のなかで地域語・地域文化の基本を学習できるようにすることが求められている。また、州議会や地域語学区委員会との協議しだいではあるが、地域語科目も週1.5時間から3時間までの範囲で導入可能としている<sup>67</sup>。

中等教育（コレージュと職業科を含むリセ）では、他教科を地域語で教える二言語教育を導入し、それは小学校での二言語教育の延長上に位置づけられるよう継続性のあるもの

<sup>65</sup> Circulaire no 2001-166 du 5 septembre 2001, II, 1 a)

<sup>66</sup> *Ibid.*,

<sup>67</sup> *Loc. cit.*, II, 1 b)

にすべきとされている。地域語そのものの科目（現代語の一選択科目）は週 3 時間とし、二言語教育を行う場合（二言語教育実施校は地域語学区委員会が指定する）は、一つあるいは複数の教科を対象とするが、地域語とフランス語の時間数が同じ（パリテ）になるよう要請している<sup>68</sup>。

## ii) 教員の確保・任用

地域語教育については、中等教育では言語別の地域語科目の教員免許（CAPES）を有する教員が行う。一方、他教科を地域語で教える科目（二言語科目）は、当該科目の教員免許を有する教員が行うものとするが、地域語の使用は州視学局にその能力を認定された教員が行うこととしている。

## iii) 生徒の評価

その能力は国家資格により認定される。二言語教育を登録した第三学年（日本の中学三年生に該当）の生徒が、その認定試験を受けることができる。またその評価は学区調整官、の責任において、視学官のほか教員らで構成される委員会が行う<sup>69</sup>。

## iv) 教員の養成

地域語教員の養成は、学区長の権限にある。学区長は地域語教育学区発展計画を策定し、そこに教員養成計画も盛り込むことになっている。2002 年からは二言語教育を行うための専門の教員の採用試験も実施する。教員養成計画は初期養成課程と継続養成課程の二コースに大分される。初期課程は通常フランス各地の大学に併設されている IUFM（教員養成専攻課程）にて行われる。まず IUFM への進級試験段階で学生が能力別に分類され、地域語・地域文化教育や通常教員になるのに必要な科目を受けた後、希望するグレード（小学校、リセ・コレージュ）での地域語の授業での教員研修を受ける。その後、教員免許の準備に取り掛かる。継続養成課程はすでに学校で教員として授業を担当している者で、地域語教育に携わることを希望する者が入学できるコースで、情報科学など高度専門技術をコルシカ語で教える研修などが用意されている<sup>70</sup>。

## 3) 放送メディア

放送メディア（テレビ・ラジオ放送）における地域語に関する行政は、国営テレビ・ラジオ放送における許認可および番組制作に関するものと、小規模な FM ラジオ放送局に対する許認可がある。

### ① テレビ放送（フランス国営 3 チャンネル）

<sup>68</sup> *Loc.cit.*, II 2

<sup>69</sup> *Loc.cit.*, III 2 d)

<sup>70</sup> *Loc.cit.*, IV 2

フランスにおけるテレビ放送は長らく国家独占状態にあり、またその放送形態もパリ中心に制作された統一的内容をもつ番組が地方に伝播されるものであったため、地域語がテレビ番組で用いられることはなかった。ただし、ミッテラン政権（第一次政権 1981～1988年）に、国営テレビ放送の分権化が実施され、一定時間を地方局制作番組放送枠に充てることが義務付けられた第3チャンネル（分権当時は「FR3」、現在は「フランス3」）で、地域語によるローカルニュース放送、天気予報が数分から数十分（地域によって放送する時間数は異なる）、ローカルドキュメント番組、寸劇などが不定期（週末の特定時間など）に放送されている。

フランスでは、CSA（放送高等委員会）と呼ばれる有識者から構成される独立系政府機関が、国営放送の総裁の任免や新規放送局（テレビ・ラジオ局）の免許交付権を有している。また、すべての放送番組を記録し、年齢制限や中立性、フランス語の使用義務の遵守を監視し、違反が見られる場合に指導や勧告を行う任務もある。ただ、個別の番組制作については、各放送局の権限であり、特に地域語で放送される番組では地方局の権限によるところが大きい。CSAがデクレ（政令）により規定している「フランス3」の放送規準および義務事項<sup>71</sup>を見ても、地域語の項目（第16条）に「主要地域語での表現に貢献するべき」と規定しているだけである<sup>72</sup>。

なお、コルシカ島では、フランス3の地元局制作番組（これにはコルシカ語で放送される番組も含まれる）については、その方針が地元局とコルシカ島全体の地方行政機関CTCとの協議によって策定される<sup>73</sup>。海外フランスについては、RFOがテレビ・ラジオ放送を行っているが、グアドループ、マルチニック、レユニオン、そして仏領ギアナの4地域については、それぞれの地域の審議機関（海外州会 conseil régional d'outre-mer）が、テレビ・ラジオ放送の組織および機能についての報告を受け、RFOは年次報告をそれぞれの審議機関で行うことになってはいる<sup>74</sup>。ただし、コルシカのように番組制作に関する権限はない。RFOはタヒチやニューカレドニアなど現地の地域語での番組制作・放送も行っている。

国営3チャンネル以外には、フランスのテレビで地域語が放送されることは、広告も含めてほとんどない。

## ②ラジオ放送（国営ラジオフランスとFM）

### i) 地域語で放送するFMラジオ局

フランスで民間による地域限定的FM放送が認可されるのは、やはりミッテラン政権発足

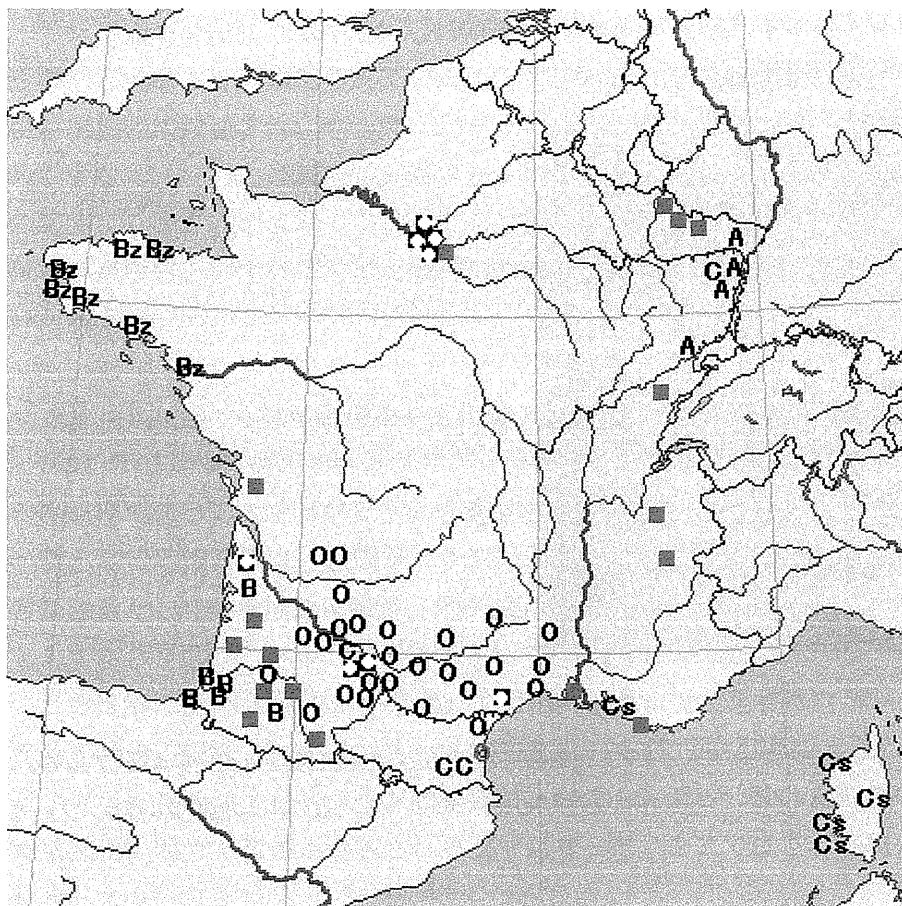
<sup>71</sup> Décret n° 94-813 du 16 septembre 1994 portant approbation des cahiers des missions et des charges des sociétés France 2 et France 3

<sup>72</sup> トゥーボン法制定を受けて出された政令により、各放送局はフランス語の放送枠を設けることが義務付けられているが、地域語はこのフランス語の放送枠に含まれるとCSAは解釈している。

<sup>73</sup> CTCは有識者からなる経済社会文化諮問委員会の見解を諮った後に、島内にある放送局との間で、島内において放送されるコルシカ言語文化の発展を目標とするテレビ・ラジオ放送計画の実施のための特別協定を締結することができる（Loi n° 2002-92 du 22 janvier 2002 art. 3）。

<sup>74</sup> Loi n° 2000-719 du 1 août 2000 art. 16

後の1982年からになる。ラジオ放送、特に音楽番組ではフランス語枠が設けられているが、地域語放送はCSAの解釈ではフランス語放送の枠内になっていて、特に制限が設けられているわけではない。CSAはその開設を許認可するだけである。FMラジオ局のほとんどが、他の文化活動を含めた文化団体形式であることが多い<sup>75</sup>。2006年現在、フランス国内には下記地域語FMラジオ放送局がある。



フランス本国における地域語FMラジオ放送局の分布

B バスク語、A アルザス語、C カタルーニャ語、O オック語、Bz ブルターニュ語、Cs コルシカ語 ■ その他の地域語もしくは複数の地域語 ■ に白抜き○のある記号はクレオール語のラジオ局を意味する (CSA ホームページを参考に長谷川作成)

## ii) 国営ラジオ放送「ラジオ・フランス」の地方分権化と地域語放送

フランスの国営放送「ラジオ・フランス」も、ミッテラン時代の地方分権政策の一環としてテレビと同時進行する形で分権化が行われた<sup>76</sup>。これによって、全国放送であった「ラ

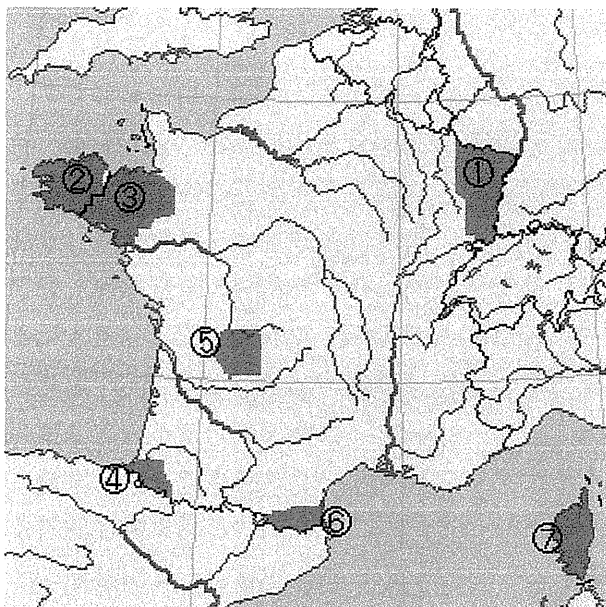
<sup>75</sup> 1901年の結社法に基づき設立された団体で、地域語学校もこれにあたる。法令の規準を満たしていれば、国から補助金が交付され、公的団体としてみなされる。

<sup>76</sup> 戦後フランスの放送体制は長らく ORTF (フランス・テレビ・ラジオ放送協会) と呼ばれる国家独占機関による運営であった。1972年に ORTF は 8 公団の連合体に改組され、1974年には ORTF そのものが 3 つの全国テレビ局、1 つの全国ラジオ局、3 つの部門別事業団 (番組制作・送信・映像記録研究) に分割され

ジオ・フランス」には地方局が設置され、地域語圏にあるものについては地域語での放送が開始された。現在は地方局のネットワーク「フランス・ブルー」となっており、番組制作および放送権のほとんどが地方局単位となっている。

### 地図「ラジオ・フランス」の地域語放送が聴ける「フランス・ブルー」地方局

(フランスブルーおよび CSA のホームページを参照して筆者作成。地図下の「 」は地方局名)



①アルザス語「フランス・ブルー・エルザス」②ブルターニュ語「ブレイス・イーゼル」③ブルターニュ語「アルモリック」④バスク語「ペイ・バスク」⑤オック語「ペリゴール」⑥カタルーニャ語「ルシヨン」⑦コルシカ語「フレグワンツァ・モーラ」

### ③フランスの地域語放送の「危機的」状況

ラジオ放送全体の状況を見ると、財政的能力の高い国営放送「フランス・ブルー」は排他的に地域語で放送しているわけではなく、むしろ地域語での放送時間のほうが短い。個々の地方局の状況については、各地域語およびコルシカのところで参照されたい。また、地域語圏全域でその地域語ラジオ放送が聴けるわけではない。ブルターニュ語やアルザス語、バスク語やカタルーニャ語、コルシカ語はほぼ全域で地域語国営放送を聴くことができるが、オック語にいたってはごく一部（ドルドーニュ県などペリゴール地方）だけであり、南東部（プロヴァンス地方やサヴォワ地方）では放送自体がまったくないのである。

一方、FM ラジオ放送については、地域語での放送が圧倒的、もしくは排他的であるのが

---

る。ただしこの時代はすべての部門が公共セクターのままであった（大石泰彦『フランスのマス・メディア法』現代人文社。）。1981年の放送自由法により、これまで国境外から放送していた「海賊放送」が合法的なローカルFM放送となり、これらの多くが現在の地域語によるFM放送である。NRJやFUNなど音楽が中心の民間ラジオ放送もこの法律の成立後に誕生している。

特徴だが、いずれも財政上の問題を抱えている。フランス本国の地域語としてはパリに唯一あるラジオ局で、アルザス語、ブルターニュ語、カタルーニャ語、コルシカ語、バスク語、フランデレン語、オック語の七言語を放送する「ラジオ・ペイ」は、パリ在住のこれらの地域語圏出身者に大変重宝がられていたFM局だったが、財政的危機にあり、視聴者などに募金や寄付を呼びかける状態に陥っている<sup>77</sup>。

テレビについては、FMのような独立ローカル局が存在しないこと、ローカル局制作番組を専門とすることが規定されている「フランス3」でさえ、そのほとんどがパリ局制作番組が圧倒的に放送され、ローカル局がその局内の視聴者のためだけに作成された番組が極めて少なく、よって、地域語放送がコルシカなど一部を除いて極めて少ないこと、また、「州」の範囲より小さい地域語（フランデレン語など）は番組すらないことなど、問題を挙げればきりが無い。いずれにしても放送における地域語は危機的状況にあるといったほうがよいだろう。

#### 4) 文化活動における地域語使用—文化省フランス語フランス諸言語総局の限定的取り組み

1997年に首相に提出されたポワニャン報告では、地域語および地域文化政策を地方分権の枠組みでフランス政府が行うよう提案されていた<sup>78</sup>。もちろんこれまでも、教育政策の一環として地域語教育の政策がフランス文部当局によって行われてきたが、もっと幅広い言語政策としての地域語政策が、「文化的多様性 (diversité culturelle)」とフランス語圏諸国とのかわりを取り替えるべきことが提唱されていた。

この提案に従い、ジョスパン政権は2001年、それまで文化省にフランス語の防衛や純化、普及を目的に設置されていたフランス語総局 (DGLF) を改組し、文化的多様性要素を組んだ「フランス語およびフランスの諸言語総局」を設置し、この機関を中心として地域語・地域文化に関する政策が実施されることになった。ここではこの総局の取り組みについて紹介しよう。

フランス語およびフランスの諸言語総局において、地域語・地域文化政策は、五つの優先事項の一つに位置づけられている。「フランス語の傍らで、地域あるいは少数言語はフランスの文化的アイデンティティを形成し、生きた創造的な無形の遺産を構成している。地域語は、文化的・言語的多様性の観点からの政策の一部をなす。総局は、フランスの諸言語で表現される遺産と現代的創造活動の促進および認知に貢献する。地域語は演劇、歌謡、出版そして当該言語が創造手段として使用されるあらゆる領域において支援の対象となる。総局は音響・影響およびマルチメディアのような文化的・技術的刷新の場においてもこれらの言語が用いられることを支援しながら、その表現の機会を拡大することに貢献する」<sup>79</sup>。このように総局のホームページにその活動が紹介されている。

具体的な活動については、トゥーボン法によって義務付けられている年次報告（国会に

<sup>77</sup> 筆者も「ラジオ・ペイ」に少額ながら募金を行った。

<sup>78</sup> Poignant, 1998, p.32

<sup>79</sup> [http://www.culture.gouv.fr/culture/dglf/lgfrance/lgfrance\\_presentation.htm](http://www.culture.gouv.fr/culture/dglf/lgfrance/lgfrance_presentation.htm)

提出され、承認を受ける)に記されている。しかし、2002年および2003年の報告書には、地域語や地域文化についての支援の説明部分はほとんどなく、それが詳細に述べられているのは2004年からである。

報告書によると総局が取り組む文化事業は、マルチメディアや音響映像制作活動に充てられているようだ。総局は地域語でのテレビ放送用映画(長編ドラマ)の撮影に投資している。フィリップ・カザール監督のオック語映画「マラテラ」がその対象となり、映画は国営放送「フランス3」で全国上映された。さらにいくつかの民間会社の地域語のホームページ制作や地域語で録音された音楽のデジタル化にも支援が行われた(具体的な金額は不明)。出版活動については、バスク語、ブルターニュ語、コルシカ語、オック語の子供向け雑誌刊行に充てられた<sup>80</sup>。さらに毎年5月にトゥルーズで開催される地域語フェスティバル、地域語辞書など他の出版物についても出資している。このような出版活動には2003年で5万ユーロが(約720万円)出資された。

明確には報告書に出されていないが、コルシカのポリフォニー(多声音楽)など地域語での伝統的音楽グループの活動やコンサート、フェスティバルの運営などにも補助金を出している。だがその対象と件数、補助金の額は不明である。

以上を鑑みれば、文化省の地域語に対して行っている事業は「言語政策」あるいは「地域語政策」とは言いがたい。地域語の保護や促進に直接結びついているというよりは、それを使った表現芸術などの支援にとどまっているからだ。もちろん、地域語で表現される文化活動や芸術活動は望ましいことであり、これからも継続されることが期待される。だが、こうした芸術活動の「成功」は、必ずしも地域語圏における地域語の使用機会の促進にはつながるわけではないし、地域語の現実的な危機的状況を「オブラートに包んでしまふ」危険性もあるのだ。

以上、フランス政府が地域語に対して行っている事業は、共和主義擁護派が高らかに言うような地域語政策ではない。せいぜいのところ、消え行く危険性から脱しきれないこれらの諸言語に対する「墓前に捧げる花」というところではないか。地域語教育については、地域語話者でもある視学関係者の協力もあって、二言語教育やイマージョンも進んでいるが、コンセイユ・デタがこれの教育の「違憲性」を指摘するなど、フランスが全面的に支援しているとは言いがたい。放送や文化活動については、地域語での表現や映像、芸術分野での支援は盛んであり、フランスは「文化的多様性」に積極的であって、地域語を容認しないという批判は当たらないという言説の根拠にもなっているようだが、先にも述べたように、地域語の公的使用や継承という要求を満たすものではない。

<sup>80</sup> 雑誌は内容が同一のもので、それぞれの地域語で刊行する形式。コルシカではメディアダツラ社から『アヨー(Aio)』が刊行されていたが、2004年に財政危機により刊行が停止されている。現在、再刊に向けて、地方自治体からの財政支援を模索中である。

## 第2章 コルシカ島(フランス領)における文化変容

### 第1節 コルシカ語における新語形成

#### はじめに

新語が形成され、定着する過程は、ロマンス語の中でも多様である。コルシカ語など少数言語、すなわちいずれの国や地域においても「公用語」ではなく、使用人口も多くなく、かつ他の優勢な言語との二言語状態（ダイグロシア）を強いられている言語と、「公用語」となっているロマンス語では大きく異なる。

フランス語を事例にあげるならば、新語を公式に制定する権威的機関としてのアカデミー・フランセーズや政府のフランス語高等委員会などが存在する。他のロマンス語圏諸国においてもフランスほど国家主導的ではないかもしれないが、メディアや出版、学術教育制度など権威的機関により、新語の公認が行われるのが一般的であろう。

これに対して、少数言語であるコルシカ語 には、このような権威機関は存在しない。しかしながら、これまで述べてきたようにコルシカ語の1970年代以降の確立は、新語が次々と生み出されてきた成果であるといえるだろう。では、コルシカ語はどのようにして新語を作り出してきたのであろうか？あるいは新語形成においてどのような特徴がみられるのか？本稿ではかかる問題について「ロマンス語少数言語の新語形成過程」という観点から、分析、考察を加える。

#### I ADECEC の形成と今までの活動—コルシカ語(コルシカ方言)運動史において

コルシカ語 (*langue corse, lingua corsa*) という概念が、「イタリア語の方言」という概念の「否定」という形で定着するのは、<sup>2)</sup>1960年代後半からである。だが、それ以前にも、「コルシカ方言」の語彙を豊かにしようという取り組みは行われていた。ただし、1970年代までのこの取り組みと、それ以降の新語形成は大きく異なる。ジャン・キョルボリによると、コルシカ語には史的に三段階の「練磨期」があるとし、戦後までの第一期は、島の文人たちがイタリア語、特にトスカナ方言から盛んに語彙を借用していたという。<sup>3)</sup>かかる文人たちはイタリアにも活動拠点を持っており、両地域を盛んに往来していたから、コルシカがイタリア言語文化圏の一部であると考えるのは至極当然のことであり、コルシカ方言を「イタリア化」することが島の文化的発展につながると考えていた。一方、戦後は、「脱イタリア化」あるいは「純化」、「ロマニア化」の過程である。特に1950年代後半から活動した言語運動「ウ・ムンテーゼ(U Muntese)」は、この動きの先駆者であった。<sup>4)</sup>戦前のイタリア語の方言としてのコルシカ方言という図式を拒否し、コルシカ語はイタリア語から派生したのではなく、コルシカ語とイタリア語は共通の「祖語」を有する、というのがその特徴で、



ラテン語を基準とした語彙形成を行った。この二つの動きは、イタリア化・脱イタリア化という点で対立は見せているが、その主体が文人であり、練磨された語彙が文芸・文学的表現に限定されていた、という点では共通している。こうした意味で「新語」形成運動とまでは言えない。

この二つの運動に対して、1970年代以降の「70年代世代」の活動は、語彙の種類が広範なことから新語形成運動と言える。キョルボリは、70年代以降を一つの練磨期として扱っているが、本稿ではさらにこれを二つの段階に分けたほうが適切に思われる。前半は80年代前半までの民間言語団体、特に ADECEC が取り組んだ新語形成であり、後半はそれ以降のフランスにおけるテレビ・ラジオ放送の地方分権化に伴う、情報メディアのコルシカ語に対する影響力が強化される現在に至るまでの時期である。

まずは、前半の「70年代世代」の新語形成について、主に ADECEC の取り組みについて言及する。

### 1)「70年代世代」と新語形成の取り組みの背景

「70年代世代 (a leva di u sittanta)」とは、1960年代後半から70年代前半にかけて、コルシカ民族主義が高揚する中、それまで遅れていたものとして蔑まれていたコルシカの文化全般に対する再評価を導いた当時の青年から壮年世代を指す。この時代、「ボーチェ (voce)」と呼ばれていた伝統歌を現代的な音楽として確立するいわゆる「ポリフォニー」運動が起こり、「プエージャ (puesia)」に代表されるコルシカ文学活動が起こる。<sup>5)</sup>そして、コルシカ語での学校教育を要求する動きもこの世代を中心に展開される。

当時、フランスでフランス語・外国語以外の言語を学校教育するには、文部省によりフランスの地方言語 (parlers locaux、現在では「地域語 langue régionale」と表現される) であると認められなければならなかった。1951年のディクソンヌ法は、既にブルターニュ語、カタルーニャ語、オック語、バスク語の四言語については、学校での課外教育を許可していたが、コルシカ語、アルザス語、フランデレン語などについては、「外国語の方言」であることを理由にその教育を認めてこなかった。コルシカ語は「イタリア語の方言」とみなされていたのである。<sup>6)</sup>

すなわち、コルシカ語の学校教育が認められるには、それが「イタリア語の方言」でなく、「独自の (à part entière)」<sup>7)</sup>言語とみなされる必要があった。これが「70年代世代」による新語形成の背景である。

### 2) ADECEC の結成と主要な活動

コルシカ島東部丘陵地にあるチェルビオーニ村を中心とする地域に1970年12月、地元教員、聖職者、史家、言語・文化運動家らが結成した ADECEC (フランス語で「コルシカ中東部における考古学、歴史学、言語学、自然科学発展協会」) もまた、「70年代世代」の運動と言えるだろう。この協会がこれまでに行ってきた活動は、コルシカ語の新語形成だ

けでなく、多岐にわたる具体的にあげれば、i) 史跡の発見・保護・教育、ii) コルシカ語の保護・研究・文芸作品や辞書の作成、iii) 地域に根ざした自然科学・社会科学の発展、iv) 生徒・学生・社会人を対象とする生涯教育、v) ラジオ放送局・博物館など地域文化施設の設立、などである。<sup>8)</sup>

## II ADECEC のコルシカ語に関する活動<sup>9)</sup>

次に、ADECEC がコルシカ語に関してどのような活動を展開してきたのか見てみよう。

### 1) 設立から 1975 年まで

まずは、地元の子供を対象に、学外でのコルシカ語教育活動を始めた(1972年)。これは、隔週水曜日(月2回)に2名の教員が、主に戦前の「コルシカ方言」のテキストを使用して教えていた。次に地名をフランス語からコルシカ語に書き換える活動を1973年から開始した。具体的にはチェルビオーニ村の全街路名をコルシカ語に変えたのである。チェルビオーニ(Cervioni)という村名もこの時フランス語のセルヴィオーヌ(Cervione)から変更したものである。また街路はイタリア語で一般に「通り」として使われている via ではなく、ルーマニア語で使われている strada のほか、carrughju、stretta と書かれることになった。1975年には村のすべての街路表示がコルシカ語でかかれたコルシカ特産の御影石製のものに替えられた。この動きは後の島全体の街路名の「コルシカ化」のさきがけとなる。

1974年、フランス文部省がコルシカ語の教育を容認したため、ADECEC は地元の幼稚園および小学校での教育準備に取り掛かった。だが、戦前期のコルシカ方言で書かれた作品や俄かに作成したオリジナルテキストでは限界があった。それは、対象となる世界が狭すぎて、学習者が日常生活で使うには何の役にも立たない教材というには程遠いものだったからである。<sup>10)</sup>このことから、コルシカ語の新語や文法書、辞書、教育法の確立が求められるようになる。しかし、フランス語のアカデミー・フランセーズのような権威機関がまったくないコルシカでは、自らがこの活動を主導していかななくてはならなかった。

### 2) 新語形成活動の開始

ADECEC による新語形成活動は、1976年のコルテ夏季大学(Università Estate di Corti)の開始時に始まる。コルテ夏季大学とは、1755年のパスカル・パオリによるコルシカ独立の際に2年間だけ開学されていたコルシカ大学の再開を求めると同時に、<sup>11)</sup>島の教員や文人を集めて学校教育へのコルシカ語導入に必要な新語・文法確立・教育法を研究・開発することが目的であった。

1977年からは『リングァ・エー・テクニーガ(Lingua è tecnica)』が、夏季大学の一行事としてチェルビオーニで開催される。ここで、コルシカ語での新語の率先的な形成の必要性が求められ、翌年から具体的項目別に新語を研究発表・検討する。一例を挙げれば、1978年には車・自動車・内燃機関(A Vittura)について新語がまとめられ、続く1979年には数

学 (A Matematica)、1980年には電気工学 (L'Electonica)、1981年は哲学 (A Filusufia)、言語学 (A Linguistica)、心理学 (A Psiculugia)、1982年には鳥類、1983年は地理学 (A Geografia)、サッカー (U Ghjocu di pallone)、放送・報道 (A Stampa audiovisiva)、法律 (U Diritto)、1984年は果実および果樹栽培 (A Frutta)、金属加工 (A Paghjuleria)、家屋 (A Casa)、1985年は時間・気象・気候 (U tempi)、1987年には狩猟 (A Caccia)、1988年は料理 (A Cucina)、1989年にはゲーム・遊戯 (I Ghjochi)、1993年にはブドウおよびブドウ栽培・醸造 (A Vigna è u vinu) が議論され、新語がまとめられた。

### 3) 地方分権化と急速な情報化に伴う新たな取り組み

80年代からコルシカ語をめぐる状況が大きく変わる。それは、フランスの地方分権政策にともなう、テレビ・ラジオ放送の「ローカル化」であった。従来はパリから上意下達的に放送されていたテレビ・ラジオ国営放送の番組の一定時間枠が、ローカル局の番組作成枠として認められる。さらにコルシカ島放送分については、その番組内容の決定権が国ではなく、コルシカの地域議会に委ねられることになった。これに伴い、コルシカ島では、全国公共テレビ放送「FR3 (現在のフランス3)」の一定時間枠にコルシカ語によるローカルニュース放送と天気予報を放送することになったほか、週末の特集番組の制作権も与えられた (これには「コルシカ語劇」などが主に放送された)。ラジオについても同様に全国公共放送「ラジオ・フランス」のコルシカ放送分についてはすべて RCFM (ラジオ・ゴルシーガ・ヴレグワンツァ・モーラ) に制作権が移り、ここでもコルシカ語による放送が始まる。

しかし、時事的内容を伝える報道がコルシカ語でなされる場合、ADECECなどが開発した新語を使用するだけでは不十分であった。なぜなら ADECEC の新語形成は学校教育を念頭に置いたものであって、報道や時事ではなかった。またこの年代はコンピューターに代表される情報技術が格段に進展したこともあって、通信・コミュニケーション・情報技術に対応したコルシカ語の定着が急務となる。

こうして 1982年、コルシカ語情報化データベースの作成計画が ADECEC により立ち上げられる。これは 70年代から続いている『リングァ・エー・テグニーガ』で得られた新語をさらにデータベース化し、誰でもどこからでも検索できるシステムを構築することであった。ADECEC は 1983年から補助金を得て INFCOR 計画として準備に取り掛かる。コルシカの新語に加えてすべてのコルシカ語文献からコーパスを作成し、それらをデータベース化するという壮大な試みで、完成までに実に 15年以上を要した。現在は ADECEC のウェブサイトに接続され、日本からも無料で閲覧できる。<sup>12)</sup> i-mode など携帯端末からのフランス語ーコルシカ語変換システムも完成している。<sup>13)</sup>

### III 現代コルシカ語の新語形成の特徴

次にコルシカ語における新語あるいは借用語の形成上の特徴について言及する。より具

体的に言えば、その借用あるいは参照体系とされるのは、フランス語かイタリア語かあるいはそのいずれでもないのか（すなわち独自性の追求か）という問題についてである。

### 1) 現代に至るまでのコルシカ語をめぐる地域社会的状況—「コルシカ方言」時代も含め

その前に、戦前・戦中期の状況について若干述べる<sup>14)</sup>。当時コルシカ語は「イタリア語の方言」として位置づけられていたが、様々な流派が新語形成をめぐり対立していた時代であった。その対立とは、「ムブリスト (Muvristes)」と呼ばれていたコルシカ自治主義運動のグループと、「シルネイスト (Cyméistes)」と呼ばれていたコルシカ文学運動のグループとの対立であった。ムブリストらは当時、イタリア・ファシストによるコルシカの領土回収計画の一環として行われていたイタリア言語学者らのコルシカ方言研究に共鳴し、コルシカ方言の綴字化過程でイタリア語のそれを大いに参照する。一方、ファシズムを非難しフランス共和主義に忠実であらんとしたシルネイストたちはこの動きに反発し、コルシカ方言の綴字化にフランス語を参照体系とした。こうして、この時代にはコルシカ方言の複数の書法が拮抗する状況となったが、コルシカ方言の独自性を重視する動きはほとんどみられなかった。

戦後、ムブリストたちがいっせいに除去されたことにより、コルシカ方言が「イタリア語の方言」であることを否定する動きが強まる。しかし終戦直後はコルシカ方言についての研究や運動自体もファシズム視される傾向が当時あったため、このような動きが出てくるには1950年代半ばの「ウ・ムンテーゼ」を待たなくてはならない。「ウ・ムンテーゼ」が取り組んだのは「ガリカニスム (gallicanisme)」と呼ばれるイタリア語参照の拒否であった。その分フランス語への参照が強まる。「ウ・ムンテーゼ」のメンバーの多くが戦前戦中期にシルネイストであったことから当然、コルシカ方言の「非イタリア化」の動きを見せるわけだが、さらに先述のディクソンヌ法とフランス文部省は「外国語ではないフランスの地方言語」のみを学校教育において認める方針を採っていたこともこの動きを加速させる結果となった。1970年代のADECECもこの動きの延長上にあるといえよう（「コルシカ方言」ではなく「コルシカ語」という概念が定着してはいるが）。

ガリカニスムの事例（いずれも ADECEC 作成の LINGUA È TECNICA より）

サッカー ghjocu di pallone（玉戯）フランス語 football イタリア語 calcio

ゴールキーパー guardianu, フランス語 gardien de poste イタリア語 portiere

ユニフォーム maglietta, フランス語 maillot, イタリア語 uniforme

試合 macciu, フランス語 match, イタリア語 partita

リフティング ghjuculera フランス語 jonglage イタリア語 —

監督 eserciatore フランス語 entraîneur, イタリア語 allenatore

車(自動車) vittura, automobile, フランス語 voiture, auto イタリア語 macchina

バンパー parantoppu フランス語 pare-choc イタリア語 respingente (paraurti)  
タイヤ pinu フランス語 pneu イタリア語 gomma (ruota もしくは pneumatico)  
事故 accidente フランス語 accident イタリア語 incidente  
ライト accenditura フランス語 allumage イタリア語 fare, luce  
ガソリン essenza フランス語 essence イタリア語 benzina

その他⇒フランス併合後、コルシカに導入されたものはほぼフランス語からの借用

県 dipartimentu フランス語 département イタリア語 provincia  
憲兵隊 gendarmeria フランス語 gendarmerie イタリア語 carabinieri  
駅 gara フランス語 gare イタリア語 stazzone  
魚雷 turpiglia フランス語 torpille イタリア語 siluro  
航空機 avione フランス語 avion イタリア語 aeroplano

## 2) 1980 年代以降—ローカル・メディアによる新語形成権の移転と「純粹主義」

こうした戦後の動きに変化が生じるのが 80 年代以降、先述のフランスの地方分権政策によるコルシカ語を放送するローカル・メディアの登場である。コルシカ語を放送するテレビ局・ラジオ局はアナウンサーのみならずジャーナリストや編集担当にいたるまで、コルシカ語が話せるかコルシカ語についての知識を有することが採用条件となっていて、局内でコルシカ語研修も実施されている。

ADECEC が 80 年代までに取り組んできたコルシカ語の新語とメディアのコルシカ語をめぐる状況は大きくことなる点がいくつかある。その一つは、ADECEC は基本的には学校教育を円滑に行うための「コルシカ語」であるのに対し、メディアはより広範な視聴者を対象にしていることである。「60 年代以降に生まれた者はコルシカ語ではなくフランス語が母語である」と言われるコルシカにおいて、円滑にコルシカ語教育を行うには、その新語がフランス語を参照体系とするのも道理がゆく。だが、子ども世代が学校で習うコルシカ語と祖父母世代が母語とするコルシカ語が大きく異なって、コミュニケーションが容易ではないのも事実である。一方、メディアは子どもはもとより成人、高齢者も対象にしなければいけない。このことがメディアのコルシカ語の新語形成に大きく影響していよう。

もう一つは、ADECEC もラジオ放送「ボーヴェ・ヌシュトラレ (Voce Nustrale)」を運営しているが、これはコルシカ東部海岸地域にエリアを限定したミニ FM 放送であり、要は、この地域の視聴者が理解できるコルシカ語を使用すればよいのに対して、ラジオやテレビ放送は全島カバーしている点である。これまでも言及した通り、コルシカ語は島内でも発音や語彙の面でかなり違いがある。つまり特定地域に偏ったコルシカ語では放送できず、普遍性が求められるという点である。

最後の違いは、ADECEC 初期のメンバーと 80 年代以降のメディアに携わるジャーナリストたちの「世代」と「係争」である。言語運動のメンバーたちは、現在は世代交代してい

るが、ADECEC 設立当初は、まだ戦前戦中の運動に関わっていた世代たちがリードしていた、よって、コルシカ語の自立性を主張していたが、「イタリア語の一方言」という図式には強いアレルギーを抱いていた世代であった。一方、それより若い世代のジャーナリストたちは、戦後までのそうした対立やイデオロギーとは無縁である。また ADECEC など言語運動にとっては「コルシカ語」は防衛の対象そのものであったが、現在のジャーナリストたちからみれば、もちろんコルシカ語の発展という願いはあるものの、その防衛活動には深くコミットメントしていない。こうした点から、ジャーナリストたちはコルシカ語についてはより自由な考えを持ち、それが新語の形成にも見られる。

アメリカのコルシカ語社会言語学研究者であるアレクサンドラ・ジャフィーは、コルシカのジャーナリストたちは戦後の新語形成の主流であったガリカニスムには否定的で「純粹主義」の傾向があると指摘している<sup>15)</sup>。コルシカ語における「純粹主義」とは、もとはムブリストの非主流派に見られた傾向で、コルシカ方言が「トスカナ（イタリア）語の方言」であることを否定し、コルシカ方言もトスカナ語も共通の祖語から派生したという考え方である。だが現在の「純粹主義」はガリカニスムに対するものである。

ジャフィーはその事例として RCFM ラジオがニュースで扱った *spegnifocu* という単語を挙げる。<sup>16)</sup>これは「消す」「火」という二つのコルシカ語を組み合わせた新語である。だが、この対象となる「消防士」は既に ADECEC など言語団体がフランス語から借用した *pompieru* が教育分野では一般的であった。<sup>17)</sup>

## まとめ

コルシカ語のような少数言語は、国語や公用語である言語とは違い、新語の形成や定着に関して公的な権威機関が欠如している。その結果として新語形成については、多様な主体が多様な方法で行うこととなった。戦前期は主としてイタリアとの間を往来していた文人たちによるもので、もちろん標準のイタリア語を参与していた。だが、戦後はイタリア語への参与は見られなくなり、むしろそれより距離をとる形でコルシカ語の新語形成がなされる。これは、1960年代から80年代にかけてコルシカ語教育の必要性が叫ばれ、そのために学校教育に向いている新たな語彙の形成が必要であったからである。教育上の実用性の面から、ADECEC などの民間文化団体が取り入れた公用語であるフランス語からの借用・援用を多用する（ガリカニスム）。80年代からローカルメディアがコルシカ語を使用し始めるが、特定の世代や地域に偏らないコルシカ語の必要性からガリカニスムよりロマンス語やラテン語に依拠する「純粹主義」を採用する。このように、コルシカ語の新語形成は現在、教育でのガリカニスムとメディアでの純粹主義が割拠している状況である。

---

## 註

- 1) フランスではフランス語以外の諸言語は、ロマンス語（コルシカ語、フランコプロヴァンス語、オック語、カタルーニャ語など）も含めてこんにち「地域語 (langes régionale)」と呼ばれるのが一般的で、少数言語とは呼ばれない。こうした状況については、Jean Sibille, *Les langues régionales*, Flammarion, 2000, pp.8-13,を参照されたい。「マイノリティ」というニュアンスをもつ「少数言語」という表現を用いることは、「平等」と「個人主義」が建前であるフランス共和主義理念に反する「差別」、あるいは「集団的権利」を導入することにつながりかねないからである。ただ、本稿では、単に使用者数が少ないという意味において「少数言語」と表記している。
- 2) コルシカ語研究において、コルシカ語が「イタリア語の方言」であるとする見解は今日フランスでは完全に否定されている。「ロマンス語」もしくは「イタロ・ロマンス語」の一方方言という見方が一般的である。既に1965年に当時エクス・マルセイユ大学にあったコルシカ地域研究センターの所長でコルシカ語研究者のジャン・アルベルティニは「コルシカ語はイタリア語の方言などではなく、ロマンス語の方言である。古イタリア語よりは、ポルトガル語やスペイン語、モナコ語やカタルーニャ語、あるいはフランス語など他のロマンス諸語に、またラテン語に類似しているのである」と言及している (Jean Albertini, *Petite grammaire corse*, Editions du CERC, 1968, p.17)。なおこの引用箇所は、アルベルティニが1965年地元紙『ル・プロヴァンサル』の1965年9月10日から13日にかけて掲載された記事を著書にまとめたものである。また、Jacques Thiers, *Papiers d'identité(s)*, Albiana, 1989, pp.11-12も参照。
- 3) Jean Chiorboli, *La langue des Corses; Notes linguistiques et glottopolitiques*, thèse de Doctrat d'Etat, Université de Rouen, 1991, p.123
- 4) 「ウ・ムンテーゼ」の詳細は、Jacques Fusina, *L'enseignement du corse, histoire, développements, perspectives*, Squadra di u Finusellu, 1994, pp.119-122, Pascal Marchetti, *La corsophonie*, Albatros, 1989, p.177を参照。
- 5) ポリフォニーの形成については、拙著『コルシカの形成と変容』三元社2002年118~120ページ、拙論「コルシカ島の『現代』音楽—ポリフォニー」『青淵』681号2005年32~35ページおよび「コルシカ文化論概論」『青淵』656号2003年54ページ、Philippe-Jean Catinchi, *Polyphonies corses*, Actes Sud, 2000, pp.31-37を参照されたい。
- 6) Antoine Ottavi, *Des corses à part entière*, Seuil, 1979, pp.100-101, Fusina, *op.cit.*, p.115, Marchetti, *op.cit.*, p.179
- 7) Ottavi, *ibid.*,
- 8) ADECEC, *ADECEC de 1970 à 1990, n.d.*,活動の詳細はホームページ <http://www.adecec.net>にて閲覧可能。
- 9) この章における具体的な ADECEC の活動については、すべて ADECEC, *ADECEC de 1970 à 1990, n.d.*,に依拠している。
- 10) *op.cit.*, pp.7-10
- 11) コルシカ大学は1981年にコルテに「再開」される。
- 12) <http://www.adecec.net>を参照。
- 13) <http://imode.adecec.net/>
- 14) 詳細は、拙著2002年30~34ページのほか、拙論「生成される『少数言語』—『コルシカ語』の形成と知識人の関係についての社会言語学的分析」『立命館言語文化研究』9巻4号、1998年15~16ページ、および「戦間期フランスの自治主義運動—コルシカを事例に」前掲書9巻5-6号、1998年79~83ページ、Antoine Leca « « A Muvra » ou le procès de la France par les autonomistes corse (1920-1939) » M. Ganzin (dir.) *L'Europe entre deux tempéraments politiques*, Presses universitaires d'Aix-Marseille, 1994, pp.524-544, Antoine Leca, « « A Muvra » ou l'autonomisme corse de la réhabilitation de l'Italie à la tentation fasciste (1920-1939) », Ganzin, *op.cit.*, pp.545-564, Marchetti, *op.cit.*,を参照。
- 15) Alexandra Jaffe, *Ideologies in Action : Language Politics on Corsica*, Mouton de Gruyter, 1999,

---

p.266

<sup>16)</sup> *op. cit.*, pp.266-267

<sup>17)</sup> コルシカ大学の学生数名に尋ねたところ（これらの学生は先祖代々コルシカに居住しているいわゆる「コルシカ人」）、*spegnifocu* はほとんど聞きなれない、*pompieru* が普通だと言及している（2006年5月）。一方、小学校テキストでも *pompieru* もしくは *pumpieru*（南部）である（*Eli Dizzunariu à figure corsu Junor da 7 à 11 anni*, DCL éditions, 2000, p.55,）



## 第2節 コルシカ語の音韻的特性について

### 0: コルシカ語とは

コルシカ語はフランス領の地中海の島、コルシカの言語である。イタロ・ロマンス系の一言語、特にトスカーナ方言など中部イタリア方言群の一つと位置づけられることが多い(DALBERA-STEFANAGGI[2002:3],ARRIGHI[2002:ii,iv],SIBILLE[2000:31])。1970年代まではコルシカ方言(*dialettu corsu*)と呼ばれていたが多かったが、以降はコルシカ語(*lingua corsa*)と呼ばれている。<sup>1)</sup> 使用可能人口はコルシカ島内、ならびにコルシカ出身者が多数居住しているフランス本土をあわせて26万人程度とされている。<sup>2)</sup> フランスの地域語(*langues régionales*)の一つであるが、地域語とは法的に地位を付与されている言語ではない。<sup>3)</sup> かくらうじて学校での教育やテレビ・ラジオでの放送が認められており、コルシカ語については1974年に法律によって学校教育が認められるようになった(MARCHETTI[1974:v-vi])。

だが、実際に学校教育が開始されたのはそれから9年後の1983年の新学期(9月)からであった(FUSINA[1994:221-224])。許可から教育開始まで時間がかかったのは、コルシカ語は地域的に音韻体系が異なるという特性があり、また、そうした音韻体系をどのように表記するか、すなわち、南フランスのオック語のように地域別に異なる書記法を導入するか、それとも統一的な正書法を用いるかという問題があったからである。

少数言語、特にその教育や放送を通じた復興には、書記法という問題が立ちはだかる。書記法が確立していないと、円滑的な教育が行えないし、新聞や出版物を発行しても読むことはできない。少数言語は地域的ヴァリエーションを抱えるケースが多く、この問題は、コルシカ語だけに限定されたものではない。よって、本稿では、コルシカ語の地域的ヴァリエーションである音韻体系とその書記法について述べることにする。

### 1: これまでのコルシカ語研究について

#### 1-1: イタリアとフランスによる言語調査

コルシカ語についての研究は、学術的なものを含めれば既に中世から見られるが、近代の言語学的手法を用いた現地調査を踏まえた研究としては、第一次大戦中の1914年から15年にかけてのジリエロン(Jules Gilliéron)とエドモン(Edmond Edmont)によるものがはじめてである。彼らはコルシカに先立ってフランス本土全域におよぶ方言調査を既に終了し、『フランス言語地図集(ALF=Atlas linguistique de la France)』を発行しており、コルシカでの言語調査はその補遺版『コルシカ言語地図集(ALC=Atlas linguistique de la Corse)』を刊行するためであった(DELBERA-STEFANAGGI[2002:63-64],MARCHETTI[1989:28-29])。

ジリエロンとエドモンの言語調査・研究は当時のフランスで高く評価されたが、イタリアでは非難の対象となった。彼らのコルシカ語の音韻表記には「鼻母音」を示す符号(˜)が付されていたためであった。鼻母音はフランス語にはあるがイタリア語にはない。イタリアにはコルシカの領土回収を要求するイレデンティスモがイタリア統一時から見られ、

その回収を正当化するために言語文化的な一体性を掲げる傾向がみられる。コルシカ語に「鼻母音」があるとするジリエロンたちの研究は、コルシカとイタリアの言語文化的一体性を覆し、音韻論的にコルシカ語とフランス語の近親性を示すものとイタリア側に受け取られたことが、非難の理由であった(長谷川[1999:460])。

フランスに対抗して1930年代、イタリア側のコルシカ語調査が開始される。それは、ジーノ・ボッティリョーリを代表とするファシスト言語学者からなる調査団によるものであった。彼らの研究結果は『コルシカ島におけるイタリア語およびイタリア民俗地図集(ALEIC=Atlante linguistico etnografico italiano della Corsica)』として1930年代末に刊行された(DELBERA-STEFANAGGI[2002:65],MARCHETTI[1989:29-30])。

### 1-2:コルシカ島内におけるコルシカ語研究—地域主義と自治主義の対立

戦前のフランス、イタリア両国のコルシカ語調査は言語地理学的方法を用いたという点では共通するが、それは、コルシカ領有をめぐる政治的色彩の極めて強い研究であったと言える。そしてこの時代にはコルシカ方言文学運動の高まりもあって、コルシカ島内でも次第に言語学的手法を用いた言語研究が見られるようになるが、やはり、政治的背景を強く受けた対立を含む研究であった。<sup>4)</sup>

そしてその対立は、言語そのものに、特にコルシカ語の書記法をめぐる部分にも反映された。1920年以降、島ではアリギ(Paul Arrighi)、ボニファシオ(Antoine Bonifacio)を代表とする「地域主義(régionalisme)」とロッカ(Petru Rocca)、イヴィア=クローチェ(Hyacinthe Yvia-Croce)を筆頭とする「自治主義(autonomisme)」の対立が起こる。その背景や活動など微細な点は既に他の論考で記しているのここでは省くが、<sup>5)</sup>「地域主義」は政治的には共和主義、すなわちフランス共和国の一地域として現状を肯定する立場であるのに対して、「自治主義」は、大幅な自治権、独立、あるいはイタリアへの回帰を掲げる立場をとっていた。そして「地域主義」の提示するコルシカ語書記法(ボニファシオ書記法)はフランス語に、「自治主義」の提示する書記法(カルロツティ書記法)はイタリア語に近似していた(A Muvra, 21-28 aprile 1935, 長谷川[2002:iii])。

### 1-3:戦後のコルシカ語研究

戦後、とりわけ1950年代以降、急速な都市化によりコルシカ語が衰退し、1960年代以降、コルシカ語を母語とする島民はいなくなった。50年代後半からコルシカ語の学校教育を求める運動が展開されるが、戦前のイタリア派、フランス派の対立は政治的な思想からは離れたとは言え、なかなか解消できなかった。統一したコルシカ語の書記法がようやく本格的に模索されたのは、1960年代の後半、戦前の対立を直接経験していない次世代の言語学者や詩人、教員たちであった。

フジナ(Jacques Fusina)、ティエール(Jacques Thiers)、マルケッティ(Pascal Marchetti)、マルセレジ(Giacomo Marcelesi)、ダルベラ=ステファナッジ(Marie-José Dalbera-Stefanaggi)らがそ

の活動の中心であったが、書記法の確立は困難を極めた。それは、コルシカ語に見られる音韻的特徴によるところが大きかった。よって、戦後のコルシカ語の研究の中心は、その音韻的特徴を明らかにすると同時に、これに適した書記法、さらに教授法を確立することであった。

## 2:コルシカ語の音声変化

以上述べたように、1960年代以降のコルシカ語教育運動において、その前提となる統一的な書記法の確立が模索された中で最も困難であったのは、地域によって音韻体系が異なっているコルシカ語をどのように書記法に反映させるかという問題であった。本章ではまず、問題となったコルシカ語の音韻論的特徴について述べることにする。

### 2-1:スクンスナドゥーラとその条件

スクンスナドゥーラ (*scunsunatura, alternance consonantique*) (COMITI[1996:49])は、単語が文中で用いられている場合において、ある条件により特定の子音が有声化、無声化、あるいは半母音化する現象である。

コルシカ語の子音が音声変化する条件は、*Après Va*、つまりフランス語で *Après voyelle atone* (前の単語の語尾が無アクセント母音である場合)、次に続く単語の語頭の子音が音声変化する。

例えば、「犬」、「パン」という二つの単語を用いてこの条件とスクンスナドゥーラについて説明しよう。「犬」は単語としては[k'anE]<sup>6)</sup>、「パン」は[p'anE]と発音される。だが、*Après Va* 条件下では、例えばそれぞれの単語に男性定冠詞単数形の[u]がついて、「その犬」、「そのパン」という意味を表す際には、[k'anE]は[uk'anE]ではなく[uy'anE]、[p'anE]は[up'anE]ではなく[ub'anE]と発音される。つまり、この場合、*Après Va* の条件下で単語の語頭にある[k]が[ɣ]に、[p]が[b]に音声変化する現象をスクンスナドゥーラと呼ぶのである。ここであげた事例はすべて無声子音が有声化する現象で、後に触れるように有声子音が無声化、ないしは半母音化する現象もある。

だが、「犬」や「パン」の最初の子音は文中で用いられていても、常に音声変化するとは限らない。

特に *Après PViC* 条件、すなわちフランス語で *Pause* (文や節の最初に来る場合)、*Voyelle tonique* (前の単語の語尾がアクセント母音であるとき)、*Consonne* (前の単語の語尾が子音であるとき) 下では変化しない。

再び、「犬」と「パン」という二つの単語を用いて事例説明しよう。「三匹の犬」、「三つのパン」は、それぞれの名詞に「三」という数詞[tr'E]が前に来て「犬」、「パン」はそれぞれ[k'ani]、[p'ani]と複数辞に語尾変化する。しかし、「三」[tr'E]はアクセント母音でおわるため、「三匹の犬」は[tr'Eɣ'ani]ではなく[tr'Ek'ani]、「三つのパン」は[tr'Eb'ani]ではなく[tr'Ep'ani]と子音の音声変化は生じない。

## 2-2:音声変化する子音の対応関係

今述べたように、*Après Va* 条件で[p]は[b]に、[k]は[ɣ]に有声化することが把握できよう。[p][k]はともに無声閉鎖音 (*occlusif sourd*)<sup>7)</sup>で、上記条件下で口蓋および舌の形態や位置が変わることなく有声化、すなわち[b][ɣ]の有声閉鎖音 (*occlusif sonore*) に変化する。では、他の子音についても音声変化で同様の対応関係が見られるのであろうか。

### 2-2-1:無声子音の有声化

まず、[p][k]と同じ無声閉鎖音である[t]も同様に *Après Va* 条件で有声閉鎖音[d]に変化する。

cf. 「塔」 [t'ɔra] ⇒ 「二つの塔」 [d'uid'ɔrE]

また、すべての無声破擦音 (*affriqu  sound*)、すなわち、[ts]、[tʃ]、さらにコルシカ語特有の音韻である[c]も、*Après Va* 条件下で有声化が見られる。[ts]は[dz]、[tʃ]は[dʒ]、そして[c]は[ʃ]という有声破擦音 (*affriqu  sonore*) へのスクンスナドゥーラが起こる。

cf. 「子ども」 [tsid'Elu] ⇒ 「この子ども」 [kɔ'Estudzid'Elu]

「空」 [tʃ'Elu] ⇒ 「その空」 [udʒ'Elu]

「(わたしは～を) 呼ぶ」 [c'amu] ⇒ 「わたしの名前は～である」 [mi|'amu]

無声摩擦音 (*fricatif sourd*) については、[f]と[s]は同様の条件で有声摩擦音 (*fricatif sonore*)、つまり[v]、[z]に音声変化する。ただし、[ʃ]はいかなる条件下でも有声音[Z]には変化しない。

cf. 「(私は) フランス人です」 [s'ɔfrantʃ'Eze] ⇒ 「フランス語」 [uvrantʃ'Eze]

「聖人」 [s'antu] ⇒ 「二人の聖人」 [d'viz'anti]

「科学」 [ʃɔE@ntsa] ⇒ 「社会科学」 [eʃɔE@ntsezudʒi'ale] ([ʃ]は変化しない)

### 2-2-2:有声子音の無声化あるいは半母音化

逆に有声子音が無声化、あるいは半母音化するスクンスナドゥーラもある。条件は有声化と同じ *Après Va* である。無声化は[b]および[ɣ]を語頭に持つ単語で、次に子音[r]が続く場合である。下記に事例を示す。

cf. 「ブローッチュ」<sup>8)</sup> [br'ɔt←ɔu] ⇒ 「(私は) ブローッチュが好きだ」 ['amuur'ɔt←ɔu]

「小麦」 [ɣr'anu] ⇒ 「小麦は主要な作物だ」 [ur'anu'Eupruw'ut←←ipri@ntʒib'ale]

つまり、ここでの無声化とは、有声子音の無声子音への変化ではなく、[br-]、[ɣr-]を語頭

にもつ単語が *Après Va* 条件下で [b] および [ɣ] が脱落し、[r] のみになる現象を指す。

一方、「半母音化」とは *Après Va* 条件下で、特定の子音が [j] もしくは [w] に変わる現象を指す。

cf. 「船」 [b'atɔelɔu] ⇒ 「その船」 [uw'atɔelɔu]  
「ワイン」 [v'inu] ⇒ 「(私は) ワインが好きです」 ['amuuw'inu]  
「のど」 [ɣɔla] ⇒ 「わたしののど」 [miawɔla]

*Après Va* 条件下で、[w] に半母音化するのは、[b]、[v] および [ɣ] である。

cf. 「木曜日」 [l'ɔwi]<sup>9)</sup> ⇒ 「毎週木曜日」 [uj'ɔwi]

*Après Va* 条件下で、[j] に半母音化するのは、[i] である。

### 3: 北部と南部の音韻（音声）対立

コルシカ語の書記法の確立が困難であったのは、第 2 章にて述べたスクンスナドゥーラはもとより、島の北部と南部の音韻もしくは音声の対立にあった。コルシカ言語学では一般に、島は北部、中部、南部という音韻体系の差異により 3 つの *régiolecte*（地域的な音韻体系）に分類されている（COMITI[1996:16], FUSINA[1999:49]）。だが、南部は島の最南端部分（ボニファシオ地方）に限定され、南隣のサルデーニャ島北部のガルレーゼ（ガルレーラ方言）との類似性が指摘され、さらにはコルシカ語とは異なる「ボニファシオ語」であるとする説もある（SIBILLE[2001:31]）。

本稿、とりわけ第 3 章では、ひとまず「ボニファシオ語」の説を受け入れる形で、さきにも述べた中部音韻体系については「南部」、北部音韻体系を「北部」として、この対立関係について論じることにする。

#### 3-1: 語中における子音の有声／無声対立

まずコルシカ語の音韻論に見られる第二の主要な特徴としてあげられるのが、一つの単語の語中における子音の有声／無声の対立である。「北部」は有声であるのに対し、「南部」は無声であることが多い。以下に事例を幾つか示して説明しよう。スラッシュの前の音声記号は北部のものを、後の記号は南部のものを指す。

cf. 「野ネズミ」 [t'ɔbu]/[t'ɔpu]  
「きぬ」 [s'Eda]/[s'Eta]

つまり、同一の単語であるにもかかわらず、北部では、その語中にある音韻は有声（[-b-]、

[-d-]) であるが、南部は無声 ([-p-], [-t-]) と対をなしていることが分かる。またこの対立は、スクンスナドゥーラの生じる前と生じた後との子音の音声変化と同じものとなっている (他にたとえば「中くらいの」[m'Edzu]/[m'Etsu]、「平和」[p'adZe]/[p'atSi]という[-dz-]/[-ts-]、[-dZ-]/[-tΣ-]の対立がある (ただし、この対立関係はすべてにおいて見られるわけではない。通常コルシカ語の同一子音は「緊張音 *tendu*」と「弛緩音 *relâché*」に分けられるが、この対立は「弛緩音」のみに該当する。音標文字でコルシカ語の緊張音は通常[p□], [t□]などのように表記されるが、この場合は北部と南部の有声/無声の対立は見られない。)。さらに、足[p'Ewe]/[p'Edi]という半母音/有声子音という対立 ([-w-]/[-d-]) もある。ただし、スクンスナドゥーラとは異なり、[-z-]/[-s-]という有声/無声の対立や[-l-]/[-j-]という有声/半母音の対立は見られない。

cf. 「月」 [m'Eze]/[m'Ezi]

「1月」 [l'e@n'a|u]/[l'e@n'a|u]

### 3-2: *bétacisme*

コルシカ語の北部と南部に見られる子音の音韻対立は、3-1 に述べた「有声」と「無声」の対立の他にも幾つか見られるが、典型的な現象を一つだけ取り上げると *bétacisme*、すなわち子音[v]と[b]を混同するか、区別するか、という対立である (COMITI[1996:23])。下記に事例を幾つか示す。スラッシュの前が北部の音韻を、後が南部の音韻を示している

cf. ワイン [b'inu]/[v'inu]

古い [b'Ec□u]/[v'Ec□u]<sup>10)</sup>

フランス語やイタリア語との比較 (*vin, vino*…ワイン、*vieux, vecchio*…古い) からわかるように、ロマンス語では上に掲げた二つの単語は通常、[v]となる。コルシカ語の南部での音韻もこれと同じである。しかし北部では[v]と[b]の混同が生じている。ただし、コルシカ語は北部音韻体系も含めて、[v]の音韻が欠落しているわけではない。第1章のスクンスナドゥーラで、[f]が *Après Va* 条件下で[v]に有声化するという事例があり、このことから説明できるであろう。

### 3-3: 「スクンスナドゥーラ」と地域的音韻体系

さらに、第2章で言及した「スクンスナドゥーラ」は、北部では顕著に見られるのに対して、南部ではあまり顕著ではない、という対立がある。「ボニファシオ語」とされる島の最南端地方では、スクンスナドゥーラは生じない。これについては下記の図表を参照されたい。

南部でもスクンスナドゥーラが生じる音声	[f]、[s]、[k] (有声化)
	[v]、[l]、[ɣ] (半母音化もしくは欠落)
南部ではスクンスナドゥーラが生じない音声	[p]、[t]、[ts]、[tʃ]、[c] (有声化)
	[b]、[d] (半母音化もしくは欠落)

(長谷川作成)

例えば、家族[fam'ixɔa]、兄弟[frat'Elɔu]について定冠詞を付けて発音する場合は、北部も南部も[avam'ixɔa]、[uvrat'Elɔu]と音声変化するが、足[p'Eŋe]やパン[p'ane]は、定冠詞が付いても音声変化するのは ([ab'Eŋe]、[ub'ane]) 北部のみで、南部は[ap'edi]、[up'ani]と音声変化しない。

#### 4: コルシカ語の書記法の特徴—イタロ・ロマンス系言語への接近とコルシカ語の統一性、独自性の両立

コルシカ語の書記法は 1970 年代末にようやく一定の統一形態をもつようになったが、これまでに述べた音韻的特徴を反映する形で、書記法は次の三つの原則に基づいている。それは、①イタロ・ロマンス系諸言語への接近、②イタロ・ロマンス系の枠組みの中でコルシカ語の独自性を相対的に確立すること、③コルシカとしての統一性を保つこと、である。

##### 4-1: イタロ・ロマンス系言語への接近

これについては、戦前から追及されていた。一部の前置詞表記などについては戦後、イタリア派が掲げていた書記法（カルロッティ書記法）をフランス派のもの（ボニファシオ書記法）に変えた時期もあったが、現在では、特に子音表記についてはイタリア語に近いものを採用している。下記対応表を参照されたい。

子音表記	b	c(a, u, o)	c(i, e)	d	f	g	l	m	n
対応音声	[b]	[k][ɣ]	[tʃ][dʒ] ]	[d][w]	[f][v]	[ɣ]	[l]	[m]	[n]
子音表記	p	qu	r	s	t	v	z		
対応音声	[p][b]	[kʷ]	[r]	[s][z]	[t][d]	[v][w][b]	[ts][dz]		
子音表記	gn	sc(i,e)	ch(i,e)	gh(i,e)	gl				
対応音声	[ɲ]	[ʃ]	[k][ɣ]	[ɣ]	[x][l]*[dɔ]**				

(長谷川作成。ゴシック表記はスクンスナドゥーラによって音声変化した場合をさす。補助的な表記および音声は略した。\*は島中部の、\*\*は島南部の音声である)

前ページの表が示しているように、スクンスナドゥーラによる音声変化は書記法には反映されないシステムとなっている。たとえば、「パン」は単独で用いられる場合は[p'ane]と

発音され（南部も北部も）、pane と書かれる。これはイタリア語に同じである。単数定冠詞の u[u] が付いた場合は、北部は [ub'ane] と音声変化がおきるが、書記法は u bane とはならず、u pane となる。これは、イタロ・ロマンス性を保つと同時に、後述するように、南部と北部との書記法の違いによる「分断」を回避するためである。

#### 4-2: コルシカ語に独自の書記法

一方、相対的なイタロ・ロマンス性を掲げながら、コルシカ語には他の言語にはない独自の書記法を幾つか採用している。一つは sgi と sge の書記法である。具体例を以下に掲げる。

camisgia [kam'iZa] シャツ、arcusgiu [ark'uZu] 火縄銃、sgio [Z□] ~さん（男性敬称）  
cosge [k□ZE] 縫う

sgi と sge はいずれも [Z] の音韻を表示している書記法であるが、このシステムは標準イタリア語にはない。sgi と sge が [Z] という書記法は一見、突拍子もないように見える。しかし、ci と gi、ce と ge がそれぞれ [tʃ] と [dʒ] という無声/有声という対立関係に対応しており、これを援用する形で sci と sce が [ʃ]（これは明らかにイタリア語のシステムをそのまま援用したものである）、sgi と sge は [ʒ] が有声化した [Z] という対立関係に対応している、と考えれば、この書記法は合理性に基づいていることが分かるだろう。

もう一つは、chj ならびに ghj の書記法である。これも、コルシカ語以外には見られない書記法である。次にまず事例を示す。

chjamà [cam'a] 呼ぶ、訴える、vechju [b'Ecu] 古い、chjosu [c'□zu] 閉まっている  
ghjurnale [urn'ale] 新聞、ghjennaghju [E@n□'a|u] 一月、ghjornu [□rmu] 日、

上記のコルシカ語に対応するイタリア語は、*chiamare*, *vecchio*, *chiuso*, *giornale*, *gennaio*, *giorno* であるが、イタリア語の *chi* がすべてコルシカ語の *chj* に、*gi* が *ghj* に対応するわけではない。特にイタリア語の *gi* については、日本 *Giappone*、黄色い *giallo*、喜び *gioia* は、コルシカ語でも *Giappone* [dZap'une], *giallu* [dZ'alu], *gioia* [dZ□ja] となっていて、コルシカ語では明確に *chi* と *chj*、*gi* と *ghj* が音韻として区別されている。また、イタリア語では *chi* と *gi* は音声の対立関係にはないが、コルシカ語の *chj* と *ghj* は口蓋破擦音 (*palatal affriquè*) の音声対立関係にある。

#### 4-3: 南北の音韻対立をいかに表記するか

最後に、南北の音韻対立、特に 3-1 で示したスクンスナドゥーラによらない、音声変化に



よるものではない有声／無声の音韻対立についてであるが、これもまた、スクンスナドゥーラと同じく、南北別の書記法を用いるのではなく、統一的な書記法を導入している。つまり、3-1の事例を再び用いれば、「野鼠」は北部では *tobu*、南部では *topu* と書き分けるのではなく、*topu* と南部音韻体系に従った書記法を採用している。これは、イタリア語やラテン語が *b* ではなく *p* を用いているためである。「絹」もまた同様に南北双方 *seta* と表記される。

「家族」は北部では [fam'ixa]、中部では [fam'i'a]、南部では [fam'idɔa] とそれぞれ異なった音韻体系を持っているが、いずれも *famiglia* と表記されている。

### 結論と課題

以上の論述を締めくくると、ロマンス語におけるコルシカ語の音韻ならびに書記法の特徴は、同一単語において北部と南部の有声／無声という音韻対立がみられるのに対し、これを表記する書記法が統一性の志向を持ち、その際にイタロ・ロマンス系諸言語の書記法が参照の対象となっているということである。ただし、統一性を必要としない場面においては、コルシカ語の独自性が強調され、書記法にもそれが現れている。

だが、コルシカ語の書記法はまだ確定的ではない。それは、先に述べた、ボニファシオ語の存在である。これまでの論述の対象はほとんど北中部のコルシカ語についてであった。最南端部の言語は、語彙の面でも北中部とは異なるものが多く、同一語彙とされている単語の中にも母音の音韻体系が異なっていて、統一的な表記法ではいかんともしがたいケース<sup>11)</sup>が見られる。

<sup>1)</sup> 「コルシカ方言」とは、フランス語ではなく、イタリア語の方言、という意味である。「コルシカ方言」および「コルシカ語」については、FUSINA[1994], THIERS[1989], MARCHETTI[1974]を参照。

<sup>2)</sup> コルシカ語話者人口についてはさまざまな数値がある。ロラン・ブルトンによれば、1981年の時点で約30万人としている(ブルトン[1988:109])。田中およびハールマンは1980年の時点で島内に12万人、フランス本土に7万人の話者人口があると推計している(田中・ハールマン[1985:190])。フランスの全国紙『リベラシオン』(Libération)が1999年に組んだ「地域語特集」では、10~15万人(<http://www.liberation.fr/languesregio/index.html>)、SIL internationalが発行している「世界の言語(Languages of the World)」では、1971年の数値として31万人と推計している([http://www.ethnologue.com/show\\_language.asp?code=COI](http://www.ethnologue.com/show_language.asp?code=COI))。

<sup>3)</sup> 1951年にブルターニュ語やオック語などの言語を学校で教えることを認めるいわゆる「ディクソヌ法(loï Deixonne)」が制定されているが、これは地域語の概念その地位について言及したものではない。地域語およびディクソヌ法についての詳細については、長谷川[2002:144-151]、ジオルダン[1987]、原[1997]、三浦[2001]等を参照。

<sup>4)</sup> 詳細はFUSINA[1994], MARCHETTI[1989], ARRIGHI[2002]等を参照。

<sup>5)</sup> 長谷川[1998:5-23], [1999], [2002:30-32]を参照。

<sup>6)</sup> 「犬」は *cane* と *ghjacaru* の二通りの語彙があり、いずれの方を用いるかは地域によって異なる。DALBERA-STEFANAGGI[2002:61]の分布図参照。なお、音声記号はすべて DALBERA-STAFENAGGI[1995]に従った。

<sup>7)</sup> コルシカ語の音韻分類についてはすべて DALBERA-STEFANAGGI[1978:24]に従った。

<sup>8)</sup> コルシカのヤギのフレッシュチーズ。

<sup>9)</sup> [ ]の表記が不可能である場合は、[dj]と表記されることが多い(FUSINA[1999:63], COMITI[1996:53])が、実際には[dj]、[Z]および[j]を混合した、あるいはそのいずれにも聞こえる音声である。

<sup>10)</sup> 注釈9)にて[ ]の代わりに[dj]を用いた場合は、[c]は[tj]を用いることになっている。[tj], [tɕ], [kj]を混合した、あるいはそのいずれにも聞こえる音声である。

<sup>11)</sup> たとえば「ヨーロッパ」は最南端部を除き [eur'ɔba] もしくは [eur'ɔpa] と発音され、Europa と表記されるが、

最南端部では[aur'ɔba]と発音される。「彼ら」は最南端部以外では[ˈɛlɔi]と発音され、elliと表記されるが、最南端部では[ˈidɔi]もしくは[ˈilɔi]と発音される。最南端部をボニファシオ語であるとする立場では、この二つの単語の表記は Auropa, illi となっている。

#### 参考文献

- A *Muvra*, 21-28 aprile 1935
- ARRIGHI, Jean-Marie 2002 *Histoire de la langue corse*, Jean-Paul Gisserot
- COMITI, Jean-Marie 1996 *A pratica è a grammatica*, Squadre di u Finusellu et Centru Culturale Universitariu
- I Culioli 1998, *Dictionnaire français-corse corsu-francese*, DCL Editions
- DALBERA-STEFANAGGI, Marie-José, 1978 *Langue corse, une approche linguistique*, Klincksieck
- \_\_\_\_\_, 1991 *Unité et diversité des parlers corses*, Edizioni dell'Orso
- \_\_\_\_\_, 1995 *Nouvel atlas linguistique et ethnographique de la Corse, Vol.1.*  
CNRS
- \_\_\_\_\_, 2002 *La langue corse*, Presses universitaires de France
- FUSINA, Jacques 1994 *Enseignement du corse : Histoire, développements perspectives*, Squadra di u Finusellu
- \_\_\_\_\_, 1999 *Parlons corse*, l'Harmattan
- MARCHETTI, Pascal 1989 *La corsophonie: un idiome à la mer*, Albatros
- \_\_\_\_\_, 1974 *Le corse sans peine*, Assimil
- SIBILLE, Jean 2000 *Les langues régionales*, Flammarion
- THIERS, Jacques 1989 *Papier d'identité(s)*, Albiana
- アンリ・ジオルダン (原 聖訳) 1987 『虐げられた言語の復権』批評社
- 長谷川秀樹 1998 「生成される少数言語」『立命館言語文化研究』9-4 pp.5-23
- 同 1999 「戦間期コルシカの自治主義・地域主義運動」西川長夫・渡辺公三 (編) 『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』柏書房 pp.455-475
- 同 2002 『コルシカの形成と変容—共和主義フランスから多元主義ヨーロッパへ』三元社
- 原 聖 1997 「フランスの地域言語」三浦信孝 (編) 『多言語主義とは何か』藤原書店
- ロラン・ブルトン (田辺裕・中俣均共訳) 1988 『言語の地理学』白水社
- 三浦 信孝 2001 「共和国の言語、フランスの諸言語」三浦 信孝 (編) 『普遍性か差異か—共和主義の臨界、フランス』藤原書店 pp.217-236
- 田中克彦、H・ハールマン 1985 『現代ヨーロッパの言語』岩波書店

## 第2部 フランス語圏の言語文化的多様性と民族統合

### 第1章 カナダ

はじめに：

カナダ研究者がよく誤解する間違いの一つは、ケベックの問題をカナダにおけるアングロ系カナダ人（英語を使用するカナダ人）とフランス系カナダ人（フランス語を使用するカナダ人）との対立と捉えることである。「ケベック問題」はケベックのカナダからの分離独立という要求だけでなく、主権連合構想やケベック内部での移民や先住民の統合の問題、フランス語の防衛の問題など様々な要素から構成されるが、この問題はカナダにおける英語系住民と仏語系住民との対立ではないし、同一視してはならない。本稿の目的はこれを明らかにすることである<sup>1</sup>。

ケベック問題＝カナダにおける英仏対立という図式は、おそらくフランス系カナダとはケベックのことであるという図式から生じたのであろうが、これは短絡的であり、カナダ研究を根底から歪めかねない認識であると言っておこう。カナダには約 700 万人のフランス系住民がおり、確かにそのうち約 600 万人はケベック、すなわちケベック人であるが、約 100 万人はケベック人ではないフランス系住民である。ケベックとケベック以外のフランス系住民との利害は必ずしも一致しているわけではなく、むしろ対立する点が多い。このため、ケベック以外のフランス系カナダ人は、ケベック＝フランス系カナダという図式を拒絶する。ケベックの主張をフランス系カナダ人の主張と同一視することは、ケベックの誇大妄想、あるいは思い上がりであり、そのような研究はケベック以外のフランス系住民の存在を無視し、切り捨てる論理とみなされることが多い。

本稿は筆者が数年来フィールドにしているプリンスエドワードアイランド州（以下、PEI 州と記す）のフランス系カナダ人、アカディア人（「島のアカディア人」と1990年代初頭に実施されたカナダ憲法の改革をめぐる「島のアカディア人」のメディア報道を事例に、フランス系カナダ人＝ケベックという図式の短絡性を打破し、アカディア人らケベックではないフランス系カナダ人からみたカナダ統合の原理を探るものである。

#### I. カナダ研究をめぐる誤解

##### 1. 分権が善、集権が悪であるという図式

ケベック問題とは「ケベック州」を場としたその内部における統合の問題、あるいはケベック州と他の州もしくはカナダ連邦との関係の問題であって、カナダの二大言語集団間の問題では決してない。カナダは連邦以外に州でも公用語が制定され、ケベック州はフランス語を他の州は英語を公用語にしているが、マイノリティとしてケベックには英語話者、他の州にはフランス語話者が居住している。したがって、カナダはベルギーやスイスなどと異なり、言語集団が州や自治体を構成して棲み分けをしている社会ではない。つまり、

言語文化集団が同時に政治的集団であるといういわゆる共同体主義的原理をスイスやベルギーが貫徹している一方で、カナダはケベックだけがこの原理を享受しているという複合性をカナダは呈している（石川[1994:94,245]）。

ケベックと他のフランス系カナダ人の利害対立は、この複合性とカナダの連邦制との間にある「ずれ」から生じるものである。カナダは連邦国家であり、連邦を構成する州（province）がその歴史的背景から相当の自治権を持つという連邦主義に由来している。先にも述べたようにケベックではフランス系住民が、他の州では英語を話す住民がマジョリティを占め、フランス系はニューブランズウィック州を除き、10%にも満たないマイノリティの地位に甘んじている。この結果、ケベックではフランス系住民が州の決定権を握りやすいのに対して、それ以外の州ではフランス系はなかなかそれにアクセスできないというギャップが生じている。

つまり、カナダ連邦では英語とフランス語は平等な地位をもつ言語であると規定されているにも関わらず、州のレベルで見れば、ケベックでは比較的フランス系住民の民族や言語文化に関する要求が実現しやすいのに、他の州ではなかなか実現しないという不平等が連邦主義によって生まれているのである。他の州のフランス系カナダ人は「公用語を話すマイノリティ」と自らを自嘲気味に規定し、ケベックとの不平等を表現している。結果、ケベックは州政府への分権志向が強いのにに対して他のフランス系カナダ人は連邦政府への集権志向が強くなり、利害の対立が生じる結果となる。

以上の問題を踏まえれば、分権的社会が善であり、集権的社会は弊害をもたらすという見方は、マイノリティの観点から必ずしも正しいとは言えない。カナダ研究全般から見ても同じである。カナダ研究に限らず、社会科学一般に分権が善で集権が悪であるという図式が見られるが、これはアメリカやドイツの連邦主義、日本やフランスの集権主義をモデル化しているからであろう。だが、カナダの州分権主義はアメリカやドイツの連邦主義をそのまま当てはめることはできず、カナダ連邦への集権主義もフランスや日本の集権主義をそのまま当てはめることはできない<sup>2</sup>。

## 2. 国家レベルの二言語主義と地域レベルでの二言語主義

カナダはしばしば「多文化主義」の発祥の地として取り上げられる。その詳細な定義あるいは概念、そしてこれに対する賛否は様々であるが、1960年代に連邦政府が進めた二言語主義政策がその発端となっていることは、いずれの見解にも共有する歴史的背景である（田村[1998:135-137], TRENT[2000:211-212]）<sup>3</sup>。

カナダにおける二言語主義とは何か。これについての詳細な研究はあまり見られないが、英語とフランス語を全く平等の地位を持つ公用語として、連邦政府ならびにその関連機関（行政、立法、司法と連邦政府が管轄する公共交通機関）において、二言語での併記を確立すると同時に、行政サービスを求めるカナダ市民にいずれか言語を自らの意志によって自由に選択できる権利を保障する、というものである。

このことは、連邦政府機関に英語を話す職員とフランス語を話す職員を配置すること、市民からの問い合わせに対しては問い合わせられた言語で応答すること、いずれの言語で作成されていてもその公文書の効力は同じであること、掲示や文書は常に二つの言語で書かれること、などを意味しているが、カナダ人はすべて英語とフランス語を受けることを義務化するものではないし、連邦職員の採用条件にもバイリンガルであることを規定するものではない（もちろん有利な条件ではあるが）<sup>4</sup>。

カナダの二言語主義は、ベルギーやスイスなど多言語国家の多言語主義と同じく相対的な「領域性原理 (territoriality)」に基づいていると考えられる。領域性原理とは国内に複数の有力な言語集団が存在する場合、紛争を回避し国家統合を円滑にさせるため、一方の言語集団が他方の言語集団を同化、あるいは当該言語が使用されている領域を狭めることがないよう、自らの言語を保持するために他の言語の「侵入」を防ぐ権利を当該言語集団に付与することを正当化する原理である。この原理は多言語国家において言語紛争を回避し、国家統合を果たすには有効な原理ではあるが、逆に地域レベル（州やカントンなど）で見ればむしろ「単一言語主義の貫徹」となる。カナダの12州の中で英語とフランス語二言語を公用語に指定しているのは、東部大西洋岸に位置する小州、ニューブランズウィック州（カナダ全人口の2%、全面積の1%にも満たない）だけで、ケベック州がフランス語だけを、上記2州以外のすべての州が英語だけを公用語にしているという事実がそれを物語っている。

だが、カナダがスイスやベルギーと異なる点は、この言語に見る領域性原理が基盤にあっても、それが貫徹されていないこと、つまり、言語集団の境界を州やカントンなど行政区画の境界に一致させていないことである。この結果、カナダではケベック州におけるアングロフォン（英語話者）、ニューブランズウィックを除く他の英語州におけるフランコフォン（仏語話者）という「公用語を話すマイノリティ」を生み出していることである。これは「領域性原理の例外」であるが、マイノリティ、特にフランコフォンたちは二言語状態（ダイグロシア）を強いる状況となっている。つまり、連邦レベルで英仏両語は全く平等の地位を持つ言語であるにもかかわらず、フランス語を母語として生まれた者は仏語を使用することで不利な状況に置かれ、英語への「言語スイッチ」を余儀なくされているという状況である。

## II. 「四重のマイノリティ」としてのプリンスエドワード島のアカディア人

ケベック問題、連邦主義、二言語主義がもつ矛盾について述べたが、これを端的に示す具体的事例として、プリンスエドワード島のフランス系住民、アカディア人について述べる。プリンスエドワード島のアカディア人は自らを「島のアカディア人 (Island Acadians, *Acadiens de l'Île*)」と名乗っているが、これは、カナダにおける四重のマイノリティとしての表現でもある。「四重」とは、①カナダの中でPEIは人口、面積、あるいは経済力の観点から見て極小であること、②PEIの中でフランス系住民は1割に満たない少数派であること、

③カナダのフランス系住民の中でアカディア人と呼ばれる民族集団はケベックに比べて圧倒的に少ないこと、④そして、「アカディア人」と呼ばれる民族集団の中で PEI に住む「島のアカディア人」はごく少数であること、である。

#### 1. PEI のカナダにおける狭小性

PEI はカナダ最大の州であるオンタリオ州に比べて人口でわずか 100 分の 1、面積でも 30 分の 1 程度に過ぎない<sup>5</sup>。カナダ連邦レベル、あるいはジャーナリズムや学術の場で小規模な東部諸州を一つに合併する Maritime Union 論が絶えず取りざたされ、一時的に議会審議の議事対象事項にもなるが、本格的な議論には至っていない (SREBRNIK1998:83-101, TREMBLIN1995:91-101)。歴史的背景から東部諸州ではそれぞれの州に対するアイデンティフィケーションが西部よりかなり強固であると言われていて、これは東部諸州にはまだ排外的な経済障壁やこれに基づく慣行が見られることから伺えるであろう<sup>6</sup>。

カナダ史において比較的古い歴史を持つ PEI は、1867 年のコンフェデレーション (現在のカナダ連邦の前身) の制定会議が行われたことから、「連邦発祥の地 (cradle of the Confederation, *Berceau de la Confédération*)」という意識が島民に根付いている。しかし、コンフェデレーションに加わったのは現在のケベック、オンタリオ、ニューブランズウィック、ノヴァスコシアの 4 州で、PEI は当初これへの加盟を拒否した。その理由は、コンフェデレーション加盟によって PEI の経済的利益と特権を奪われることに対する島民の嫌悪感であった。制定会議当時、PEI はカナダで最も経済的繁栄を遂げており、連邦への加入は「貧しい大陸」と運命をともにしかねないという懸念からであった (CALLBECK1964:221-225, BOLGER1973:156-184, MacKINNON1951:120-140)。もうひとつは、加入によって、島外者によって土地を買い占められる危険性があったことだ。PEI は現在でも島外者への土地売買を制限する法規制があるが、この原因は 18 世紀末期から 19 世紀初頭にイギリス本国との間で勃発した「土地問題」である。PEI は 18 世紀半ばに戦利品という形で英国領となり、島を 56 のロット (区画) に区分売却されたが、その所有者のほとんどは、島はおろかカナダにすらきたことがないイギリス本土の貴族たちで、島民のほとんどは土地を所有しないスコットランド、アイルランド、そしてフランス系の住民だった。不在地主に対する不当な課税に抗して島民は立ち上がり、英国本国との交渉の上、島民は自作農となった (CALLBECK1964:171-181, BOLGER1973:66-94, MacKINNON1951:105-119, ROBERTSON 1988)。この経緯から、PEI 島民はアングロフォンであろうがフランコフォンであろうが土地に対して強固な執着を抱き、現代にも受け継がれている。PEI 州政府は 1991 年の憲法改革でも州間の経済的障壁を例外なく撤廃させる「自由と権利憲章」の拡大規定の盛り込みに強硬に反対したが、これは経済的特権と利益の防衛の姿勢からである。

一方、こうした小州の防衛姿勢をオンタリオや西部諸州は、不効率きわまりないアルカイックな態度とみなす傾向がある。経済規模が小さく、連邦政府からの補助金に頼る傾向が強い東部諸州に対して、オンタリオやブリティッシュコロンビアなどの規模が大きく、経済力もある州は不満を募らせている。そもそも補助金を含む連邦政府予算の多くは、各

州からの拠出金で構成されているからである。Maritime Union 論が、トロント大学や、『トロント・スター』紙など、オンタリオのアカデミズムやジャーナリズムから中心に噴出ししていることから（SREBRNIK1998 :83-84）、この小州と大州との対立が伺えよう。

## 2. PEI におけるフランス系住民のマイノリティ

プリンスエドワード島は、フランスの探検家、ジャック・カルティエが 1534 年に発見して以来、フランス領サン・ジャン島であったが、本格的入植が開始されたのは、1720 年、すなわち、アカディア（現在のノヴァスコシア半島）がイギリスに割譲された（1713 年）直後からで、それまでは先住民ミクマクだけが生活していた。サン・ジャン島は 1750 年代に英仏間でスペイン継承戦争が勃発するまで、入植者はフランス本国とアカディアからのフランス系だけであった。継承戦争にフランスが敗れたため、フランス系島民の多くはイギリス軍の進駐により、土地や家屋を没収された上、イギリス艦船に載せられフランス本国やニューイングランド、ルイジアナなどに強制送致された。その後、島はイギリス領セント・ジョン島と改名され、イギリスやアイルランドからの入植者が続々やってくる。

アカディア人が帰島を許されたのは、フランスが英国にカナダ全域を譲り渡すパリ条約が 1764 年に締結されて以降であった。アカディア人は、島の 64 の貴族所有地のうち、5 つのロットで小作人として入植、耕作することが認められた。しかし彼らの生活は悲惨で貧しく、漁業を兼業とすることでどうにか生計を立てることができる状態であった。アカディア人は 19 世紀になるまでアングロ系入植者と同等の市民権（植民地議会の参政権など）が付与されず、他の入植者との交流も少なかった。アングロ系入植者はカトリック（スコットランド系とアイルランド系）とプロテスタント（イングランド系）との間で対立が若干見られたようであるが、そのいずれもアカディア人に対して凶暴で何をしでかすかわからない、という偏見を抱いていた<sup>7</sup>。

その後、選挙権を付与されたことで 19 世紀後半からアカディア人の島の政界進出（PEI 立法議会議員、カナダ連邦上院議員、下院議員など）が見られるようになったが、それは、同じカトリック教徒ということからのアイルランド系、スコットランド系勢力との結託が実現したためであった。アカディア人帰島後、当初、彼らに説教を行っていたのは、アイルランドやスコットランドから派遣されたカトリック神父であったこと、当時は言語の差異より日常生活全般の規準であった宗派の違いの方が重要であったこと、カトリックとプロテスタントの島民の比率はほぼ 50% ずつであったことなどが、この連携につながったものと考えられよう。

このような連携の成立や、19 世紀末期からの島内縦貫鉄道の開通により、孤立状態であったアカディア人のコミュニティは、英語系住民との交流が促進される。経済や教育の分野でもアカディア人の進出が著しくなる。しかし、英語系住民が圧倒的であるこの島において、それはフランス語の衰退とコミュニティの弱体化を意味するものであった。戦後、モータリゼーションや英語のテレビ・ラジオ放送の普及などにより、さらにこの傾向に拍

車がかかった。

### 3. ケベックとアカディア——言語二民族

ケベック人（もちろんアカディアを知っているケベック人）とアカディア人は相互に、フランス語を母語とする意味では同一の集団であるが、民族的には異なる集団だと考えている。一言語二民族である。何をもち「民族」とするのかという定義は実に多様であるが、民族祭日、民族旗などシンボルやアイデンティティにかかわる表徴は、両者でまったく異なっている。ケベックの民族祭日である「サン・ジャン・バプティスト」は6月24日だが、アカディア人はこの日は祝わない。民族祭日として祝うのは聖母被昇天の日、つまり8月15日である。ケベックの旗は青地に仏王家の紋章である白百合を4つあしらったものであるが、アカディア旗は仏三色旗の青地に「マリアの黄色い星（ステラ・マリス）」をあしらったものである。それ以外にアカディア人は独自の民族歌を持っている。アカディア人はモンリオールに住んでいても自らはケベック人とは決して言わないし、ケベック人が東海岸に移り住んでも自らをアカディア人とは名乗らない。こうしたことから、両者の違いは決定的であるといえよう。

もうひとつ重要な点は、カナダにおける「フランス系カナダ」の捉え方である。カナダ以外の研究者や一般人、あるいはカナダのアングロフォンから見れば「フランス系カナダ人」はケベック人を意味すると思うかもしれないが、当の「フランス系カナダ人」からみれば、これは「ケベック人以外のフランス系カナダ人」を指す。カナダにある経済や教育、青年やジャーナリズムの団体や連盟で「フランス系カナダ」と名のつく組織はケベックを含んでいないことからそれが伺える。これは単に民族意識の違いというよりも、経済的あるいは政治的利害がケベックと他のフランス系カナダ人とで大きく違うからである。要するに、フランス系カナダは決して一枚岩でなく、ケベックとアカディア人、そしてケベックとアカディア人を含むケベック以外のフランス系カナダ人との対立があるということだ。それにもかかわらず、カナダ研究の多くはそうした対立や違いを「ケベック＝フランス系カナダ」という図式で消去するという過ちを犯しているのである。アカディア人などケベック以外のフランス系カナダ人は、人口比でケベックの6分の1に過ぎないが、100万人という数字はカナダ全体から見て少ないと言い切れるであろうか。

### 4. 大陸のアカディア人と島のアカディア人—異なる利害

アカディア人は現在、カナダ東部の大西洋沿岸諸州に居住しているが、その大多数はニューブランズウィック州に居住する「大陸のアカディア人」である<sup>8</sup>。これに隣接するノヴァスコシア州には数万人の「半島のアカディア人」が居住しているが、その比率は州全人口の5%程度に過ぎない。プリンスエドワードアイランド州の「島のアカディア人」は、その集計方法にもよるが、全島民13万人中1万人程度にすぎない。

ニューブランズウィック州ではフランス語が公用語であるが、他の2州では公用語でな



いのは、単純にはこの比率からであるが、日常生活、たとえば教育や医療福祉、産業政策、交通運輸、文化政策など広範な業務が連邦主義という理念から州政府の管轄下にあるため、ニューブランズウィック州ではアカディア住民にフランス語での業務提供が保障される一方で、他の州ではそれが保障されず、という同じアカディア人でありながら州が違えば待遇が異なるという格差が生じている。カナダは二言語主義の国でありながら、連邦主義がその矛盾を正当化している典型であるが、この典型によりアカディア人内部での中心一周辺構造が生み出されている、といえる。「島のアカディア人」が自嘲気味に「公用語を話すマイノリティ」と自称するのは、この四重のマイノリティが複雑に絡んでいることに起因している。

### III 『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』とこれまでのカナダ憲法改革

プリンスエドワード島のアカディア人のような「多重のマイノリティ」は、カナダにおいて政治参加を阻まれているのであろうか、あるいはカナダ統合の主体となり得ない存在なのであろうか。本章では、1991年から92年の秋にかけてカナダで行われた憲法改革過程の期間を事例として、彼らの間で購読されている週刊フランス語新聞、『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』を読み込むことで、この問いに対する解答を与えてみたい。

#### 1. 『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』

『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』はプリンスエドワード島唯一のフランス語新聞である。創刊は1975年で<sup>9</sup>、この時代は島でフランス語をはじめとするアカディア文化の再生運動が高まっている最中であった<sup>10</sup>。この新聞社は PEI 州の州都シャーロットタウンにではなく、西側の第二の都市、サマーサイドにある。これはアカディア人が島の西側に偏在しているためであり、アカディアの文化教育施設、民間団体、協同組合、カトリック教会、ラジオ・ケーブル放送局が近辺にあるからであろう。発行部数はそれほど多くなく、定期購読部数は 525<sup>11</sup>から 800<sup>12</sup>とされている。財政的にも「島のアカディア人」の民間団体である SSTA（聖トマス・アキナス協会）や PEI 州政府の援助を受けている。「島のアカディア人」はおよそ 1 万人とされているから、この新聞を購読している割合は高いとは言えない。その理由として、次のことが考えられる。第一に、「識字」の問題である。PEI では長い間フランス語教育が禁じられていた経緯から、アカディア人の多くはフランス語を読み書きできず、このことからフランス語新聞を購読することが困難であること<sup>13</sup>、第二に、アカディア人の多くは他の島民と同様、島最大の英字日刊紙『ガーディアン』または西部の農民英字日刊紙『ジャーナル・パイオニア』を購読し、そこから日常生活の情報を得ているため、仏語週刊新聞にはそうした必要性を求めていないこと、第三に「島のアカディア人」は、特に農村部では親族一同が集まって共同体を構成する傾向が強く、また仏語紙は週刊のため緊急を要する情報はそれほどないから、一部だけとって「回し読み」する傾向が強いため、であろう。

だが、この新聞は「島のアカディア人」のアイデンティティの覚醒、そしてマイノリティとしての政治、経済、文化的利益を防衛する「代弁者」としての重要な役割を担っていることは否定できない。「島のアカディア人」は先に述べたように連邦主義の恩恵を理論上受けられないことから、その主体である州政府に代わって政治的役割の担い手が必要となる。メディアや民間団体がその事例であるが、島ではこの『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』が政治的役割を担っていると言える。

## 2. これまでのカナダ憲法改革

「島のアカディア人」という視点から『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』はカナダ統合に対してどのような姿勢を有しているのか。それは、二言語主義や連邦主義に対していかなるものであるのか。1991年から92年にかけての憲法改革過程を事例として、その分析を行いたい。だが、その前に、この憲法改革過程に至るまでの過去のカナダにおける憲法改革について若干ふれる必要があるだろう。

カナダは1867年のコンフェデレーション成立以降、英領北米法（BNA）という法律が事実上、カナダの基本法として機能してきた。この法律はカナダの諸決定におけるウェストミンスター（英国議会）の影響力を反映したもので、この点で植民地的性質の強いものであった。これに代えてカナダ自前の憲法を制定しようという機運が高まったのは、ケベック・ナショナリズムが高揚していた1960年代末期以降であった。

具体的な形で憲法制定会議がカナダで発足したのは1982年であった。この憲法はカナダ連邦の首相と各州首相の署名によって成立するものであったが、ケベック州は署名を拒否した。その理由は、この憲法案にはケベックが求めた「独自の社会」とこれに基づく独自の権限、すなわち、ケベックはフランス系で構成され、その独自の文化と社会を保護発展させる独自の権利をもつという理念（より具体的に言えば、フランス語の保護のために英仏二言語主義でなく、フランス語を優越させる政策を採ること。さらに、フランス系社会防衛のために、北アフリカやアラブなど仏語圏諸国からの移民優遇措置を設けるため、外交権の一部をケベックに移管すること）を盛り込まなかったためである（石川1994:82）。

この憲法案は先住民の諸権利を認めたことで画期的であったと言えるが、トルドー主義的要素の強いものであった。すなわち、ケベックが強く求めていた州政府優越型の連邦主義、そしてケベックの特殊性とその権利を認める多元主義を否定し、連邦政府集権型多文化主義に基づくものであった。

この憲法案はケベックが批准しないままに発効したが、1980年代半ば以降、憲法改革の機運が高まった。1982年憲法案の「平等主義」は、ケベックの離脱傾向に一層拍車をかけ、分離独立派のケベック党（PQ）が勢力を高め、「主権一連合」構想<sup>14</sup>への支持が集まる結果となった。具体的な改革案策定はブライアン・マルルーニ進歩保守党（PCP）政権の発足後、すなわち1984年に始まる。マルルーニ首相はトルドー前首相の憲法案をあまりに集権的であると非難し、「ケベックとの和解」を合言葉に、連邦にとどまりながら「独自の社会」を

実現するため、ケベック自由党 (PLQ) と連携して改革案を策定した。

1987 年、オンタリオ州ミーチレイクで州・連邦首脳会談が行われ、首相間でこの改革案は大筋で認められた。いわゆる「ミーチレイク合意」である。しかし、その後、連邦議会と各州の立法議会での批准で、この合意は 1990 年 6 月 23 日の期限に間に合わず、失効してしまった。いくつかの州では、この合意案が否決されたのがその原因であった。

この合意案に対する反発は、それがあまりにケベックに偏重したものであったからである。ミーチレイク案はケベックの「独自の社会」を認めるだけではなく、移民政策、連邦最高裁判事 9 名中 3 名を「ケベック枠」とすること、連邦政府のケベック予算案に対するケベック州の管理権、憲法改革におけるケベックの拒否権までも認めるものであった (石川 1994:140-141)。

こうした過程から、ミーチレイク憲法改革案は、1982 年のトルドー主義を大きく修正するものであったと言える。連邦政府集権主義よりも州政府への分権主義、平等主義的な多文化主義よりもケベックの特殊性を重視する共同体主義的な多元主義を重視するものであった。

### 3. 1991-92 年の憲法改革過程－市民参加と新たな統合原理を求めて

80 年代に行われた 2 度の憲法制定・改革過程は、大きくは次の 2 つの批判を惹起した。第一に、カナダは平等主義的多文化主義でも、ケベック重視型共同体主義的多元主義でも賛同を得られず、他の統合原理が必要であること、そして第二に、憲法制定・改革過程から一般市民は完全に排除されていたことである。過去 2 度の過程はいずれも首相や議会議員による「エリート協調型」と呼ばれるもので進められたものであり、政府を持たない「島のアカディア人」や先住民、あるいは女性や障害者など「民族」以外の社会的カテゴリーの人たちから見れば「疎外」を少なからず感じるものであった。

こうした経緯から、ミーチレイク合意が失効した直後、マルルーニ政権はすぐさまあらたな憲法改革案を提示し、これに併せてカナダ各地で集会を開き、一般市民からの意見を聴取し、改革案に反映させるための「スパイサー委員会」<sup>15</sup>を発足させた。そして州・連邦首脳会談の結果、改革憲法草案それ自体は、これまで通りの州および連邦首脳との間で決定するも、その批准については各州における立法議会での採決に加え、州ごとにレファレンダムが行われることになった。そして憲法案は 1992 年 7 月の PEI 州都であるシャーロットタウンで各首脳合意の上採択された (シャーロットタウン合意)。しかし、10 月のレファレンダムの結果、この合意の批准は不成立に終わることになる。

この改革過程については、後にもふれるようにケベックの観点から見れば、ミーチレイク合意に比べて得るものがなく、また先住民や女性、障害者などあらゆる社会的カテゴリーの権利を認めすぎているとして、多文化主義に否定的な勢力からも不評であったが、市民参加という側面ではカナダ史上初の画期的な作業であったといえよう。

#### IV :言語二元主義と新たな連邦主義を目指してー『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』と 1991-92年の憲法改革過程

##### 1. 島のアカディア人とフランス系カナダ人の「文化権」の防衛と反分権主義

1991年1月上旬にスパイサー委員会が PEI に訪問した際、「島のアカディア人」の一市民が招聘されたことから、『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』は政府を持たないマイノリティがカナダの政治に参加しうる道を与えたものとして当初、肯定的な見解を持っていたが<sup>16</sup>、次第にこの委員会に対しては否定的な姿勢を見せるようになる。これは聴取の結果、カナダ市民が多文化主義や二言語主義に否定的な姿勢を見せていることが明らかになったからである<sup>17</sup>。島のアカディア人はこの事態を「英語への同化 (anglicisation)」への第一歩であると懸念し、この過程で何らかの形で言語あるいは文化的権利が必要であることを感じるようになる<sup>18</sup>。『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』はこうした問題を当時しばしば載せていたが、より具体的に、財政的に問題を抱えていた国営の仏語カナダ全国放送網 SRC (Société Radio-Canada)の処遇問題にもっとも焦点が当てられていた。

SRC 放送網はケベック州に複数の支局、そして他の州に1つずつの支局を有しているが、PEI、ニューブランズウィック州、ノヴァスコシア州、ニューファンドランド州は人口、面積がともに極小であるため、大西洋支局一つだけで仏語テレビ・ラジオ放送を行っていた。大部分はケベックやオタワで制作された全国放送であるが、ニュースや地域情報など大西洋支局が制作する番組も若干あった。しかし、連邦政府の緊縮財政政策により、この地域番組が徐々に減らされていた<sup>19</sup>。ケベック州はこうした状況を楯に SRC 放送網を完全に各州の権限に委ねるべきだという主張を繰り返していた<sup>20</sup>。SRC の分権化は番組制作権が連邦政府から各州に移管することを意味するが、これは各州が自前で全ての番組を制作するという負担増につながる。つまり、ケベック州のような経済力のある州には有利であるが、大西洋沿岸州のような小規模な州にとっては非常に財政的な負担となる。さらに、PEI のようにフランス語住民の割合が少ない州になると、その放送自体すら困難な状況に陥ることが予測される。つまり、ケベックの求める仏語テレビ放送の州政府への移管は、アカディア人など他のフランス系カナダ人にとって致命的なものである。

『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』は SRC の連邦政府維持を明確に打ち出し、これを「公用語マイノリティ」である「島のアカディア人」であるフランス系カナダ人の「文化権」であるという主張を展開し、仏語テレビ放送の州政府移管を求めるケベックを「他のフランス系カナダ人に対する無知」であると厳しく批判する<sup>21</sup>。そしてテレビやラジオ放送だけでなく、連邦政府の管轄にある芸術文化分野およびこれに関連する機関や施設の連邦政府維持を「文化権」を楯に強く訴え続ける<sup>22</sup>。

##### 2. 二言語主義から言語二元主義へー「島のアカディア人」が求めるカナダ連邦主義

プリンスエドワード島のアカディア人、そして『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』が提示する「文化権」の考え方は、島のアカディア人を含めたフランス系カナダ人を文化・アイ

デンティティによって規定される一つの共同体と位置づけ、そうした文化を保護、再生、発展させるための集団としての権利を求めることから、共同体主義的多文化主義に基づくものと言えるかもしれない。しかし、筆者は彼らの理論や思想は共同体主義ではないと考える。

その理由として次のことがあげられる。①「島のアカディア人」は失われた、あるいは失われつつある言語文化の回復を少なくとも求めているのであり、ケベックで見られるような英語やこれに基づく文化の排除を求めているのではなく、多文化の共存が目的であること、②エスニック・マイノリティを定義し、かつそれが保持する独自の文化の保護育成を集合的権利として掲げてはいるが、カナダや PEI 州からの分離独立を決して求めているのではない。つまり、その権利を「政治化」する、あるいは「政治的権利」と見なすことはしていない。ケベックとは違って、文化政策や言語政策は連邦政府が担うべきという姿勢を彼らが見せている。以上のことからアカディア人は共同体主義的多文化主義よりは、より緩やかな多文化主義、つまり文化的多元主義を志向していると筆者は考える。

このことは、『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』がよく掲げる「言語二元主義 (dualité linguistique)」の主張に明確に現れている。これは、1960 年代以降の掲げ続けられてきた二言語主義に対するマイノリティからの問題提起であろう。そして、1990 年後半から始まった憲法改革過程で、アカディア人は言語二元主義を反映させるよう要求することになる。

言語二元主義はカナダにおける「二言語主義の矛盾」を補完するために提示された概念である。カナダ二言語主義は現実にニューブランズウィックを除いて地域あるいは市民生活レベルでは一言語主義の貫徹であることは既に述べた。言語二元主義とは基本的にすべての州レベルにおいて英語とフランス語を平等の公用語として認定することを意味する。

「島のアカディア人」をはじめとしてケベック以外のフランス系カナダ人はこれを唱えている。

だが、ケベックやアングロフォン（英語系カナダ人）たちはこれに消極的、あるいは否定的な姿勢を見せている。ケベックは言語二元主義は州内のマイノリティであるアングロフォンの言語や文化の権利を認めることを義務付けるものであり、これがフランス語とこれに基づく「独自の社会」を防衛、さらには維持発展させる権利を損なうものだと考えているからであり、アングロフォン、特にフランス系住民のパーセンテージが他のマイノリティよりも少ない西部諸州では、そもそも他と同様のマイノリティにすぎないフランス系だけなぜ優遇しなければならないのかというフランス語の公用性それ自体に疑問を投げかけている。この地域では 1990 年代以降、ミーチレイク合意で見られたような「ケベック優遇」に真っ向から対立すると同時に多文化主義や二言語主義に否定的な「改革党」が勢力を伸ばしている。この政党はケベック主義に真っ向から対立しているが、言語や文化の権限を連邦政府にではなく、排他的に州政府に移管すべきという姿勢については不思議なことに従来からのケベックの姿勢に一致する。これに対して言語二元主義では言語や文化の権利は連邦政府に保留すべしという立場である。

### 3. カナダ全体から見たケベックとアカディア人の関係

それではアカディア人、特に「島のアカディア人」はケベックとどのような関係をカナダの中で構築しようとしているのか。言語や文化の権限をめぐる両者は鋭く対立したが、『ラ・ヴォア・ザカディエンヌ』は、ケベックのカナダからの離脱も、トルドー主義で見られた州間平等主義的多文化主義、つまりケベックの特殊性を認めない平等主義も拒否している。『ラ・ヴォア・ザカディエンヌ』はケベックが他州とは異なる「独自の社会」であり、その権利を集合的に行使することには明確に認めている。その正当性の源泉は「フランス語」諸文化であり、これを共有する意味でアカディア人や他のフランス系カナダ人の独自性の承認にもつながるからである。また、ケベックの離脱は先に述べたように、残ったカナダの中でフランス系は圧倒的に少なくなる訳であるから、アカディア人にとって最悪のシナリオである。

「島のアカディア人」は、PEI内では「アカディア人」であることに、そしてニューブランズウィックのアカディア人に対しては「PEI島民」であることにアイデンティティを見出している。これは島のアカディア人は少数派でありながらも PEI 州の政治にある一定の割合で直接参与できたことや、ニューブランズウィック州のように英語系住民と決定的な対立を経験しなかったことによる。よって、文化や言語以外の項目について、特に経済については「島のアカディア人」は他の英語系 PEI 島民と利害を共有している。

カナダ連邦政府は調整的機能として経済力のあるオンタリオ、ケベック両州を中心に拠出金を得、これを PEI など小規模の周縁地域（東部、西部、北部）の州や準州に分配するシステムを有している。しかしこのシステムは拠出する側の中心の州、特にオンタリオ州では不評であり、特にこの批判は連邦政府予算が困窮を極めていた 90 年代初頭に、特にジャーナリズムや学術の世界で Maritime Union 論を蒸し返す状況となっている。Maritime Union とは人口も面積も経済力も小規模な大西洋岸の 3 州を合併し、行政効率を高めることによって連邦政府の負担を軽減しようという効率主義的な発想である。この議論は 20 世紀初頭からみられたようだが、プリンスエドワード島をはじめとする現地政界の根強い反発で本格的な政治議論には至ってない。だが、度ある毎にこの議論が学界やジャーナリズムの場で取りざたされ、日本ではほとんど聞かれることはないが、カナダの中心一周辺の地域問題に発展している。

この地域問題とケベックの問題とは反比例の関係にある。つまり、ケベック問題が深刻なときにこの Maritime Union 論はあまり取りざたされず、ケベック問題がさしたる懸案でないときに地域問題が盛んに議論されるということだ (SREBRENİK1998)。このことは PEI やアカディア人にとってケベック問題は、カナダ中央から向けられる効率主義的批判を覆い隠す意味をもつ。さらに、観光が重要な財源である PEI にとってケベックは重要なパートナーであり、モンリオールは島からもっとも近い 100 万都市である。

以上の状況から、PEI および「島のアカディア人」のカナダ統合観は、ケベックをどう位置づけるか、その独自性をどう見るかというところがまずある。PEI 州やアカディア人は、

州の狭小性から、そしてカナダ統合の必要性から、文化や言語に関する権限や政策は基本的に連邦政府が持つべきとする。ただし、ケベックの「独自性」により、ケベックだけは州としてその権限も持つ、というトルドーの集権的連邦主義でもなく、ミーチレイク合意での共同体主義的連邦主義でもない「複合的連邦主義」に基づいていると言えるだろう。

まとめにかえて：憲法改革過程のゆくえとその後

アカディア人およびフランス系カナダ人の様々な民間団体の尽力により、憲法改革草案策定をめぐる州首脳会談では、大西洋岸諸州の首相とやはり州内に一定のフランス系住民を抱える人口最大のオンタリオ州首相が言語二元主義と言語文化政策権限の連邦政府維持を支持し、憲法案にこれらを盛り込ませることに成功した。ケベック州ブーラッサ首相は当初言語二元主義に反対していたものの、ねばり強い交渉の結果、他州が「独自の社会」を承認することと引き替えに同意を得るに至った（シャーロットタウン合意）。『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』は、新しい改革案がアカディア人の要求をほぼ取り入れた素晴らしいものになった、とこれを賞賛し、読者に国民投票で賛成票を投じるよう社説で呼びかける。

だが、1992年10月の国民投票で憲法改革案は否決されてしまった。PEIなど大西洋岸諸州とオンタリオ州では賛成票が上回ったが、ケベックや西部諸州では反対票が多かったためである。『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』は直後の社説で失望感をあらわにし、PEIギズ州首相も改革案否決により辞任を表明する。その後、ケベックでは独立を問う州のレファレンダムが何度か繰り返され、西部では改革党が勢いを増し、先住民の権利運動がさらに高まるなど、カナダでは緊張がさらに高まっている。

こうした中で、PEIでは新たな取り組みに着手する。州政府自らが「島のアカディア人」対策やケベックからの観光客増加を目的に、州の業務や公共表示にフランス語を取り入れる言語政策である。それ以外に毎年フランコフォリー週間を春に設けてフランス系住民の諸文化に対する理解を深める文化的活動も行っている。州政府がこのような融和政策を行う背景には Maritime Union に対抗するには、PEI州政府自らが「新しいカナダ統合モデル」を提示するのを感じていたからに他ならないからである。その結果が2000年春に発効した PEI 州の「行政におけるフランス語業務に関する法律」であり、これは PEI におけるフランス語の公用性を認めるものではないが、議会、行政、司法におけるフランス語での業務提供を保障するアカディア人にとって画期的な第一歩であると言えるだろう。

本稿は2000年7月14日に明治大学で行われた東京カナダ研究会での発表、および2000年度カナダ研究出版奨励金（FRP）による研究成果をあわせたものである。

#### 参考文献

『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』の記事からの参照引用は、その箇所を注釈とした。

- BOLGER Francis W. P. 1973 « Land and Politics, 1787-1824 » The Prince Edward Island 1973 Centennial Commission (ed.), *Canada's Smallest Province*,  
 \_\_\_\_\_, 1973 « Prince Edward Island Rejects Confederation, 1864-1867 », The Prince Edward Island 1973 Centennial Commission (ed.), *op cit.*,  
 CALLBECK Lorne O. 1963 *The Cradle of Confederation*, Brunswick Press.  
 石川一雄 1994 『エスノナショナリズムと政治統合』有信堂.  
 中野秀一郎 1999 『エスニシティと現代国家:連邦国家カナダの実験』有斐閣.  
 ROBERTSON Ian Ross 1988 *The Prince Edward Land Commission of 1860*, Acadiensis Press.  
 田村知子 1998 「カナダ多文化主義の現実とジレンマ」初瀬龍平編『エスニシティと多文化主義』東京:同文館 125-149.  
 SREBRNIK Henri 1998 «Vandals at the Garden's Gates ? Political Reaction to the Maritime Union Proposal on Prince Edward Island», *The American Review of Canadian Studies*, Spring and Summer  
 TREMBLIN Stephan G. 1995 *Ottawa and the Outer Provinces*, James Lormier.  
 TRENT John E. 2000 «La politique multiculturaliste au Canada: une cible mouvante», Hélène Greven-Borde et Jean Tournon (dir.), *Les identités en débat: intégration ou multiculturalisme?*, l'Harmattan, 205-228.

<sup>1</sup> 日本ではケベック問題からカナダ政治統合を扱った著書がいくつかある。代表として(石川[1994]) および(中野[1999])があるが、やはりケベックの政治統合問題をカナダにおける英語系住民とフランス語系住民の対立とこれに対する対処として取り扱われている。これらはいずれも従来のカナダ統合論に対してケベックからの視点で批判し、新たな統合論を掲げるといふ点では評価できるが、ケベック州以外のフランス系カナダ人にはほとんど視点が向けられておらず、結果としてケベック以外のカナダからみた統合論としては乏しいものであることを指摘しておこう。

<sup>2</sup> 「カナダの場合には、その連邦体制は地域的ナショナリズムを認めず、連邦を構成する<sup>(77)</sup>10州と連邦政府のエリート協調を軸として、小選挙区制による英国型議会制民主主義を採用し、三権は融合したかたちでの強い連邦政府体制をとっている(石川[1994:75])」。「ここでいう三権融合とは、アメリカと比較してのものである。この点で、カナダの連邦制はアメリカ、スイスのそれとは決定的に異なっている(石川[1994:79])」。

<sup>3</sup> しかし、1971年にピエール・トルドー首相が提唱した多文化主義政策は、英仏二言語集団のみを特権化する二言語・二文化主義の批判に成り立っている(TRENT[2000:212])。

<sup>4</sup> ここで簡単にカナダにおける二言語主義の経緯に触れておく。フランス語がカナダ連邦議会および裁判所で使用することが認められたのは、1867年の英領北米法(BNA)からであるが、これは当然フランス語が英語と同等の地位であることや公用語であることを規定したものではない。フランス語が英語と全く平等の公用語であると初めて規定されたのは、ケベック・ナショナリズムが高揚していた1969年に制定された連邦公用語法であった(第2条)。

<sup>5</sup> 東部大西洋岸に小さい州、ケベック以西に広大な州が偏っているのは、コミュニケーション技術が未発達であった18世紀以前に東部諸州の原型である英領植民地の行政区画が形成されたのに対して、西部各州が成立したのは近代通信・運輸手段が飛躍的に発達した19世紀以降という歴史的要因からである。

<sup>6</sup> たとえばプリンスエドワード島では土地購入制限法があり、これは1000エーカー以上の



土地を島民以外の個人および団体に売却することを禁じたものである。

<sup>7</sup> こうした偏見は20世紀になっても英系入植者の間に共有されていた。この島は『赤毛のアン』の舞台として有名であるが、1914年に刊行されたこの小説の中にも、アカディア人（小説ではFrenchと書かれているが、ケベックで出版されている仏訳版ではAcadienになっている）が放火魔や役に立たないメイドという形で登場している。

<sup>8</sup> ニューブランズウィック州人口の約3分の1がフランス系住民である。

<sup>9</sup> 過去、島では『ランパルシアル』というフランス語週刊新聞が島北西端の小村ティグニッシュでビュオット父子により19世紀末期から発行されていたが、この新聞は1910年代に廃刊となったため、『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』が刊行されるまで60年間島にはフランス語の媒体がなかった。

<sup>10</sup> 島におけるアカディア文化の再生運動は、当時高まっていたケベック・ナショナリズムやニューブランズウィック州のアカディア・ナショナリズムとは異なるもので、アンジェール・アルスノーら「島のアカディア人」出身の仏語歌手が多数、カナダ各地で活躍し賞を得たことに触発されたものである。

<sup>11</sup> 定期購読者、ダナ・ラヴォワさんからの聞き取り、2000年9月。

<sup>12</sup> 社主、マリシア・アンマンさんからの聞き取り、2000年9月。

<sup>13</sup> 注6)に同じ。

<sup>14</sup> ケベックは主権国家としてカナダ連邦からは独立するも、カナダ・ドルを共通通貨とするなど、外交や通貨、軍事などの面ではカナダ連邦政府と共有する、という理念。

<sup>15</sup> 『オタワ・シチズン』紙のキース・スパイサー編集長を委員長とする諮問委員会で、「カナダの将来のための市民フォーラム」が正式名称。

<sup>16</sup> *La Voix Acadienne*, le 16 janvier 1991 «Editorial», le 20 février 1991 «Nouvelles et opinions emanant de l'Île-du-Prince-Édouard».

<sup>17</sup> *La Voix Acadienne*, le 27 mars 1991 «Editorial», le 3 juillet 1991, «Editorial».

<sup>18</sup> 「カナダのフランコフォニーは(…)集合的諸権利を認められなければ存立し得ない」(*La Voix Acadienne*, le 1er mai 1991 «Editorial»)

<sup>19</sup> 特に1991年冬にはSRCのテレビ・ラジオ放送予算、あるいは連邦政府のコミュニティ・ラジオ放送補助金削減に関する記事が目立つ。*La Voix Acadienne*, le 9 janvier 1991, «Radio-Canada, s'en va-t-on lambeaux», le 20 février 1991, «Seulement \$500.000 pour les radios communautaires»,

<sup>20</sup> *La Voix Acadienne*, le 25 septembre 1991, «Coalition pour une télévision de langue française en Acadie», le 9 octobre 1991, «la culture et les communications favorisent-elles l'identité canadienne»,

<sup>21</sup> *La Voix Acadienne*, le 10 avril 1991, «Les francophones de l'extérieur du Québec ont droit à 21 lignes», 1991年10月16日の社説で『ラ・ヴォワ・ザカディエンヌ』はケベック州が学校教育予算の歳出権限をすべて州政府に移管するべきと述べたことに憤り、「ケベックとそれ以外のフランコフォンが違うという例は幾らでもあるが、いつも犠牲を強いられるのは後者の方だ。アカディア人やフランコフォンはこのようなケベックのエゴイズムは決して許さないだろう」と述べている。プリンスエドワード島のフランス語教育予算のほとんどは連邦政府からの出資である (le 16 octobre 1991, «Editorial»)

<sup>22</sup> *La Voix Acadienne*, le 25 septembre 1991, «Coalition pour une télévision de langue française en Acadie», le 9 octobre 1991, «la culture et les communications favorisent-elles l'identité canadienne»,

## 第2章 「少数言語」としてのフランス語—合衆国ルイジアナ州を事例として

### はじめに

少数言語や多言語社会、ポスト・コロニアリズムを含む植民地主義研究においてフランス語は一般に「抑圧者」の側に位置付けられる。フランスにおける地域語の問題、クレオール、アフリカ植民地政策などではしばしば「同化」という言説が見られるが、これはつまり「フランス語」による同化、非フランス語をフランス語に置きかえるという意味においてである。上記の事例は、大言語フランス語と少数言語のダイグロシアとしての関係を問題にしている。

しかし、ある言語が他の言語を支配し、同化するというのは言語そのものの性質ではない。フランス語がフランス国内の諸方言や海外植民地の諸言語を支配、同化、駆逐したのは、フランス語そのものの性質ではなく、この言語がフランスという国民国家、すなわち政治もしくは何らかの権力と結びついてきたからに他ならない。したがって、ある国内において政治的に権威づけられていなければ、世界的な大言語でも同化・駆逐される対象という地位に転落する。フランス語もまたこの例外ではない。

世界にはフランス語が他の言語によって同化、あるいは駆逐の危機に晒されているところが幾つか見られる。今日、フランスやケベックはフランス語を公用語、ないしは教養語としている国や地域を集めてフランコフォニー・サミットを開催し、フランス語の使用を薦め、これが衰退しつつあるところに対してはフランス語の保護を図るよう政治的働きかけを行って来ている。こうしてフランス語の使用人口が比較的少ない国や地域でもフランコフォニー諸国の働きかけで比較的その地位が守られている。だが、正式にフランコフォニー・サミットのメンバーではないために、フランス語が「少数言語」化し、さらに消滅・同化の危機に晒されているところがある。英仏海峡に位置するイギリス保護国のジャージー島、ガンジー島、イタリアのヴァッレダオスタ、ケベックやニューブランズウィック州以外のカナダなどがこれに該当する。これらの地域でのフランス語は、フランスやケベックでのフランス語（母語としてのフランス語）、日本などでの「外国語としてのフランス語」、アラブやアフリカ諸国での「第二言語としてのフランス語」と比べてもその状況が異なっている。本稿では、かかるケースに相当するフランス語を「少数言語としてのフランス語」と称し、合衆国ルイジアナ州南部、「アカディアナ（ケージャン地方）」と呼ばれる地域を事例にあげる。そしてこの地域のフランス語、とりわけその歴史と現状について述べることにより、「少数言語としてのフランス語」の状況について明らかにする<sup>1</sup>。

### 1. 合衆国およびルイジアナ州のフランス系住民について

<sup>1</sup> かかる分類は筆者独自によるが、フランス語圏でも同様の分類が見られる。C. Dubois, J.-M. Kasbarian, A. Queffelec 編でプロヴァンス大学出版局から2000年に公刊された *L'expansion du français dans les Suds* という本では、ヴァッレダオスタ、ルイジアナ、ジャージー島のフランス語が第4部で「脅かされているフランス語 (français menacé)」として纏められている。

合衆国には約 400 万人のフランス系アメリカ人（国勢調査で出身民族 ethnic origin をフランス、あるいはその他の仏語圏地域と回答した人口）が居住し、そのうちフランス語を第一言語（母語）とするのは 170 万人ほどである<sup>2</sup>。

（表 1、2）合衆国における州別フランス系人口およびその比率の上位 5 傑

（表 1）

（表 2）

州名	仏系人口（万人）	地域	州名	仏系住民の割合	地域
カリフォルニア	121	西部	メイン	27.20%	ニュー・イングランド
ルイジアナ	107	中南部	ヴァーモント	27.10%	ニュー・イングランド
マサチューセッツ	95	ニュー・イングランド	ニュー・ハンプシャー	26.70%	ニュー・イングランド
ニューヨーク	78	東部	ルイジアナ	24.50%	中南部
テキサス	74	中南部	ロードアイランド	21.20%	ニュー・イングランド

（American Census Bureau の資料を基に筆者が算出、作成。これは ethnic origin としての分類による）

しかしその分布は偏っている。上に掲げる表 1 と 2 を見れば分かるように、フランス系住民が 2 割を超えるのは、□) メイン、ヴァーモント、ロード・アイランド、ニュー・ハンプシャーのニュー・イングランド北部地方と、□) ルイジアナ州で、それ以外の州にはそれほど高い割合を占めているわけではない。ニュー・イングランド北部地方はカナダのケベック州をはじめとするフランス語圏に接している。17 世紀にカナダ東部（現在のケベックに相当する「ヌーヴェル・フランス」および当時「アカディア」と呼ばれた大西洋沿岸地方）はフランス系入植者によって開拓されたが、18 世紀に入植してきたイギリス系のロイヤリスト勢力によってアカディアの住民は「追放」もしくは「強制送致」された。この追放先、送致先の一つがニュー・イングランドであったことから、この地域に多数のフランス系アメリカ人が居住しているのである。ルイジアナもまた 18 世紀後半、アカディアを「追放」されたフランス系住民の受け入れ先となった<sup>3</sup>。

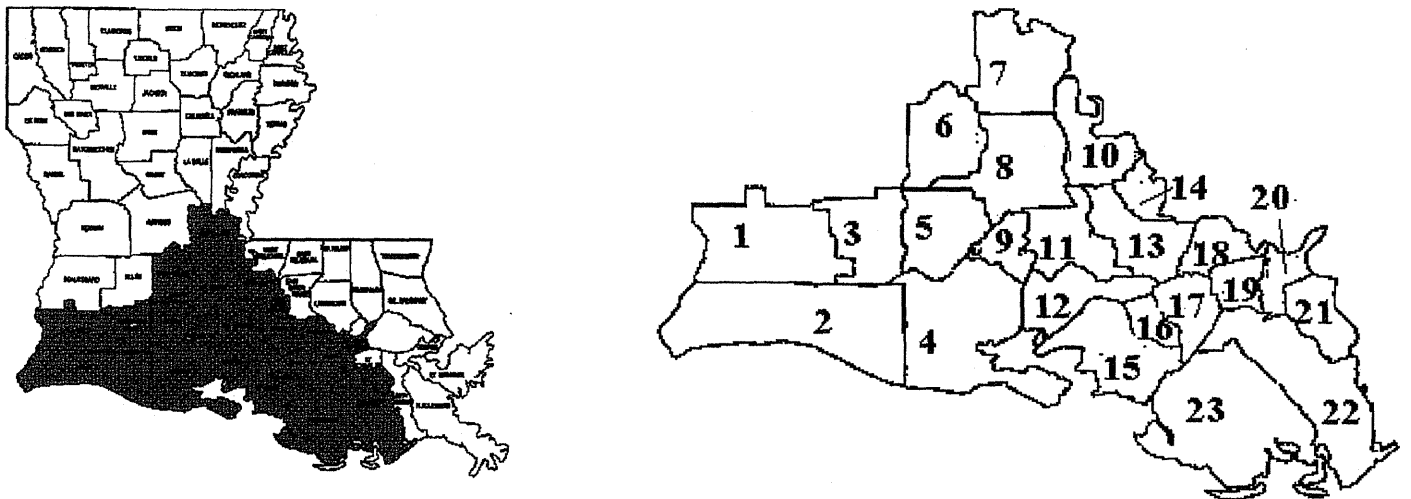
「人種の坩堝」と称される合衆国において、ルイジアナはさらにその構成が独特である。ルイジアナは 1682 年、フランス人ロベール・カヴァリエ＝ド＝ラ＝サールによってフランス領と宣言され、18 世紀からフランス人（フランス本国から）の入植が始まる。1720 年ごろから奴隷労働力としてアフリカ人が送致されてきた。1762 年にフランスはルイジアナをスペインに譲渡するがフランス系住民は定住しつづけ、その後、カナダを追われたアカディア（現在のノヴァスコシア州、ニューブランズウィック州など大西洋沿

<sup>2</sup> 本名信行「アメリカの多言語問題」三浦信孝編『多言語主義とは何か』藤原書店 1997 年 56 頁

<sup>3</sup> カナダ大西洋岸におけるアカディア人と合衆国およびルイジアナとの史的関連については、

岸地域の古名) のフランス系住民を受け入れる。フランス革命によってフランスからの亡命者、1791年のハイチ動乱によってクレオールを話す黒人を受け入れた。1800年、スペインはルイジアナをフランスに譲渡するが、1803年に皇帝ナポレオンはこれを1500万ドルで合衆国に売却した。翌年、ルイジアナは合衆国のテリトリー(ニューオーリンズテリトリー)から14番目の州に昇格(ステイトフッド)する。それまでに先住民、フランス本土からのフランス人、アフリカ人、ハイチ人、アカディアのフランス系住民、スペイン人がこの地に定住していた。アングロサクソンがこの地に本格的に入植を始めるのは19世紀半ば以降のことに過ぎない<sup>4</sup>。

地図 1,2 ルイジアナ州の「ケージャン・カントリー」(網掛け部分)とこれに所属する郡(パリッシュ)(郡名)



1,カルカシュー、2,キャメロン、3,ジェファーソン・デーヴィス、4,ヴァーミリオン、5,アケーディア、6,エヴァンジェリー、7,アヴォワイエル、8,サン・ランドリー、9,ラファイエット、10,ポワント・クペ、11,サン・マルタン、12,アイバーリア、13,アイバーヴィル、14,ウェスト・バトン・ルージュ、15,セント・メアリー、16,サン・マルタン(11の飛地)、17,アサンション、18,アセンション、19,セント・ジェームズ、20,サン・ジャン・バプティスト、21,サン・シャルル、22,ラフルシュ、23,テールボンヌ

(注) ルイジアナ州によって公式名称として採用されている地名をカタカナに転写しているため、英語、仏語が混在している。

ルイジアナ州の南西部地域は「ケージャン(Cajun)カントリー」と呼ばれている(地

Jean-William Lapierre et Muriel Roy, *Les Acadiens*, Presses universitaires de France, 1983 を参照。

<sup>4</sup> Carl A. Brasseaux, *Acadian to Cajun: Transformation of a People, 1803-1977*, University Press of Mississippi, 1992, なお、ルイジアナにおける史実からの引用および参照はすべてこの文献からとする。さらに、Roland Breton, «La régression du français, langue maternelle en un pays d'Outre-Mer: les États-Unis», C. Dubois, et al., *L'expansion du français dans les Suds*, Publications de l'Université de Provence, 2000, pp.337-345.

図1および2参照)。元来これはこの地域に居住するフランス系の人々、そして言語や音楽や料理といった彼らの風習や生活習慣など文化的表徴の総称としても用いられるようになり、さらにそれが土地に対しても使われるようになった。「ケージャン」の語源は「アカディア人 (Acadian アカディアン)」の英語の発音 (アケーディアン) が訛ったものである<sup>5</sup>。ルイジアナのケージャンとカナダのアカディア人は同じフランス系北米人として、さらに家系を共有し、同一または類似の苗字をもつ親類として強い血縁関係を有している。さらに再入植後、今日に至るまで他のフランス系やスペイン系、さらにはアングロサクソン系や有色人種と婚姻を繰り返してきた。

## 2:ルイジアナのフランス語とその衰退の歴史

ケージャンにおけるフランス語の衰退は、通史的に見れば、後のアングロサクソン系のルイジアナ移住が増大するに比例して進んだ。

仏領ルイジアナにアングロサクソンが移住を開始するのはアメリカ独立戦争のころ、すなわち1770年代からである。しかし最初は王統派 (ロイヤリスト) や宗教的迫害を被った人たちの逃亡で、ルイジアナ全体でのフランス系住民との人口比は7:1に過ぎなかった<sup>6</sup>。だが、その後、建国13州で成功を収めた商人や経営者たちが、「フロンティア精神」の名のもとにさらなる成功を夢見て、西方への進出を開始する。ルイジアナもその例外ではなかった。ナポレオンが合衆国にルイジアナを売却した1812年には人口比では3:1になるまでアングロサクソンは著しく進出した<sup>7</sup>。そして1860年にアングロサクソン系は州人口の70%に達する。彼らの進出は人口が少なく土地が安価だったルイジアナ北部が中心であったが、ケージャン・カントリーにも徐々に進出するようになり、同じ年代、テキサス州に隣接するカルカシュー・パリッシュ (郡)<sup>8</sup>とキャメロン・パリッシュではアングロサクソン系がフランス系を凌駕するに至った<sup>9</sup>。

フランス語の衰退は1830年代から顕著になる。それは、アングロサクソンの進出というよりも、フランス系住民の階層分化によるところが大きい。ルイジアナに1812年の米国売却以前に定住したフランス系は主に、カナダから迫害を受けてやってきた前述のアカディア人とフランスから直接やってきた「クレオール」に分けられる。先駆者である「クレオール」はニューオリンズを中心とするミシシッピ川河口流域に入植し、奴隷労働力を用いた大規模農園経営者であった。彼らのほとんどはフランスでの封建領主たちであり、革命を忌避して封建制を維持する目的からこの地に移った<sup>10</sup>。一方、アカディ

<sup>5</sup> ラファイエット市にあるアカディア記念博物館の記述より。

<sup>6</sup> Brasseaux, *op cit.*, 1992, p.92.

<sup>7</sup> *op cit.*, p.93.

<sup>8</sup> アメリカ合衆国各州の郡はカウンティ (county) と呼ばれるが、カトリックなど教会の影響力の強かったルイジアナ州だけは本来「教区」を意味するパリッシュ (parish) と今日でも呼ばれている。フランス語ではパルワス (paroisse) と呼ばれる。

<sup>9</sup> Brasseaux, 1992, *loc cit.*

<sup>10</sup> アメリカ合衆国における、あるいはルイジアナのフランス語で呼ばれる「クレオール」とは、主としてルイジアナに居住するフランス系住民のことである。よって、フランスのフランス語やフランス文学で言われている「クレオール」とは対象が異なっているので注意されたい。

ア人はニューオリンズとテキサスとの中間にある「平原地方」、主として現在のラファイエット付近に「再入植」した。彼らのほとんどは貧農であり、所有する財産も土地も「クレオール」に比べて小さいものであった。識字の面でも「クレオール」が比較的高かったのに対して、アカディア人はほとんどが文盲であった<sup>11</sup>。

合衆国への売却後、しばらく州政府は英仏二言語主義を維持していたが、まず、1830年代カトリック教会での「英語化」が始められた<sup>12</sup>。これを要求したのはクレオールや上昇志向の強かった一部のアカディア人だった。その後、新聞や広告、出版の言語が英語のみに切りかえられた。これは強制ではなかったが、上層フランス系の住民がヨーロッパの事情には関心を向けなくなり、民衆階層のフランス系住民は文盲だったこともあって、フランス語での新聞、広告、出版は採算が合わず、連載物は続いても1年程度だったからである<sup>13</sup>。

これらの「言語のとりかえ (language shift)」は1830年代から40年代にかけて行われたが、行政や議会、裁判所などでの審議や法律文書、窓口業務などはまだ二言語、ケージャン・カントリーの農村部ではフランス語だけで行われた。

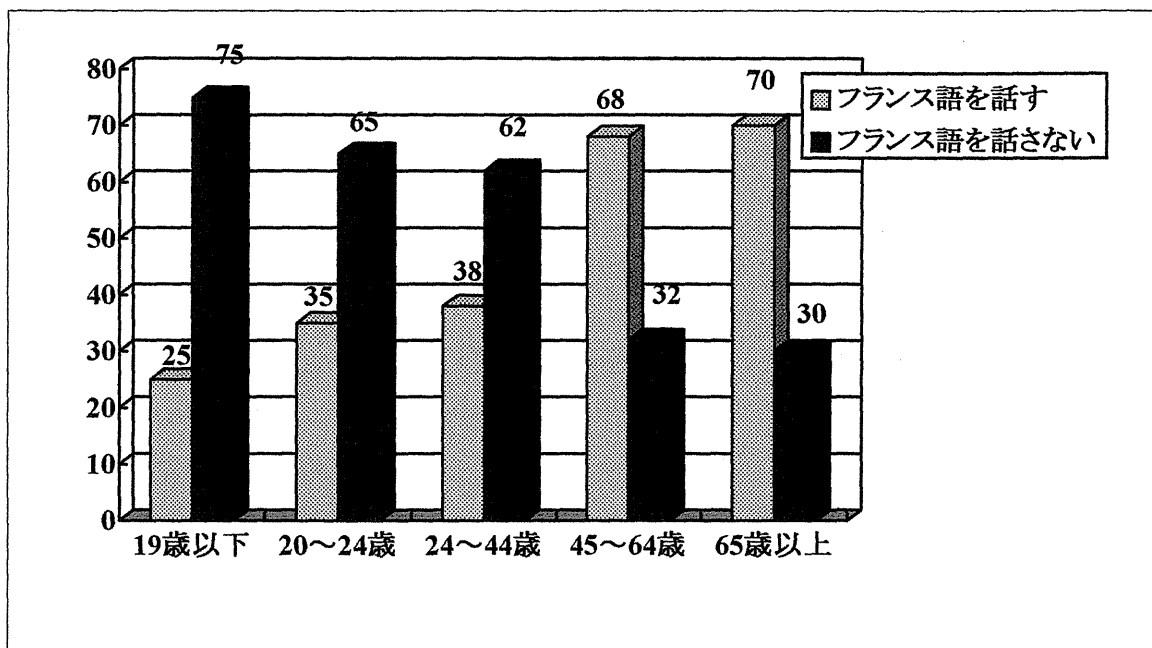
しかし、19世紀後半、こうした分野にも「英語化」の波が押し寄せる。先に述べたようにアングロサクソン系住民のルイジアナ移住が顕著になった上に、南北戦争とヨーロッパでの混乱がこれに拍車をかけた。南北戦争に貧しいアカディア系農漁民が参加しなかったことは、宗教の違いが起因する様々な風習のちがいなどとも絡んで、南部の側だけでなく北部の側からも奇異な存在として見られるようになった。一方、欧州大陸の混乱は北米移民を増加させる結果となり、受け入れる側の北米アングロサクソンは異言語集団の流入に著しい嫌悪感を示すようになった。こうした反応は当時ルイジアナの政治的中枢を占めようとしてつつあったアングロサクソンたちも例外ではない。これに「クレオール」と上層アカディア系住民が追随する形で「英語化」が進められた。

---

<sup>11</sup> 先発組のクレオールは、後発組のアカディア人を「土地侵略者」とみなして敵対し、「貧農層」出身であることを理由に差別視していたようだ。17世紀末から18世紀初頭にかけて両者の間で闘争が繰り広げられることもあった (Brasseau, "Acadian Settlement Patterns", Wolfgang Binder(ed.), *Creoles and Cajuns: French Louisiana- La Louisiane Française*, Peter Lang, 1998,p.20)

<sup>12</sup> Ancelet, *op cit.*, 1988, p.345.

<sup>13</sup> Brasseau, *op cit.*, 1992, pp.94-96



(グラフ 1) 年齢層別フランス語使用人口の割合 (%)

(1990 年 CODOFIL とルイジアナ大学ラファイエット校の共同調査による)

一方、大部分のアカディア人や下層「クレオール」、さらに 19 世紀半ば以降フランスから移住してきたフランス系新移民（貧農層）は「フランス語」と「カトリック」を基盤とし、さらにスペイン系、黒人、アングロサクソンとの接触によって独自のフランス文化を作り上げ、これを保持した。今日「ケージャン」と総称されている音楽、ダンス、料理、言語その他習慣や文化的規範、表徴などである。だが、19 世紀後半当時の「ケージャン」という呼称はこうしたフランス系住民からのものではなく、アングロサクソンの好奇心や上層クレオールの嫌悪感、さらにメディアやジャーナリズムのロマン主義的ステレオタイプから来た否定的呼称でしかなかった<sup>14</sup>。

20 世紀になると、これまでフランス語を保持していたアカディア人や下層クレオールたちの間にも「英語化」が見られるようになる。ルイジアナを東西に縦断し、合衆国南部メキシコ湾岸地域と大西洋岸、太平洋岸を連絡する大動脈サザンパシフィック鉄道が 19 世紀末期に、ケージャン・カントリーとミシシッピ川を連絡する航路が 1906 年に開通し、またこの時期にメキシコ湾岸地帯で石油が採掘されるようになると、これまで外界からは隔てられていたこの地域にも外部から資本だけでなく大勢の人間も流入してきた。技師や資本家、弁護士や医師などのアングロサクソン系が多数この地に移住し、アカディア人たちは生活の安定と高収入を求めて彼らのもとで働くようになったが、それはフランス語の衰退に拍車をかけるようになった。1920 年代になると自動車道路網も整備される。州政府はすでに公用語としてのフランス語の地位を否定していたが、この時代、さらにフランス語教育を禁止するようになる<sup>15</sup>。第一次大戦、第二次大戦ではアカ

<sup>14</sup> Brasseau, *op cit.*, 1992, pp.102-105.

<sup>15</sup> 1916 年に州政府はフランス語教育の禁止令を出し、また、学校内でフランス語を喋った児童

ディア人たちはフランス語通訳兼兵士(GI)として活躍し<sup>16</sup>、南北戦争当時のような否定的評価は見られなくなった。だが、戦後彼らは完全に忘却される。戦後世代の多くは農業や漁業、油田労働者、製糖工場労働者よりも公務員やホワイトカラーを志向し、また高学歴を得るために積極的にこの地を離れていった。戦前まで一般的だった大家族や社会的な慣習も薄れていった。ハリウツドの映画産業が興隆し全米規模でのテレビ放送網が登場した60年代以降、いよいよフランス語は消滅の危機に瀕することになった(グラフ1参照)。

### 3:フランス語防衛運動の始まりと CODOFIL の結成

衰退する一方であったフランス語を学校教育に導入することで、その防衛を図ろうとする動きが1960年代後半から生じる。

1960年代後半は世界各地で少数民族の言語や文化を擁護する運動や彼らの諸権利を求める運動が見られるようになる。合衆国では当時、南部や都市部で「公民権運動」が最高潮に達していたし、北隣のカナダではケベック独立運動が、南隣のメキシコでは先住民族の蜂起が問題になっていた。ヨーロッパではスペインのバスク、英国のアイルランド、フランスのコルシカなどが少数民族運動を展開していた。

だが、ルイジアナのフランス語運動は上記に述べた民族主義的な運動として位置付けることは困難である。この時代のルイジアナの運動がいかにか形成されていったかという研究調査は極めて事例が少ない。このことだけでも、この運動が民族運動の研究対象として関心と呼ばなかったことを物語っている。ルイジアナ大学社会人類学部教授、ジャック・アンリ(Jacques Henry)によれば、ケージャン・カントリーのフランス語を話す住民たちは、「アメリカ化」が相当進んだこの時代でも、家庭内や近隣・友人との社交(ダンスなど)でケージャン・フランス語を日常使用し、また局地的(村や郡単位)にフランス語を子孫に残すことを目的としていたサークルやアソシエーション活動を展開してはいたが、これらはあくまで「趣味」の一環に過ぎず、政治的な運動やアピールを行うことは意図していなかったという<sup>17</sup>。

彼によれば、こうした「フランス語運動」を展開したのはケベックをはじめとする国外からの指導者たちであった。その代表者としてアンリはレモン・ロジャーズ(Raymond Rodgers)をあげる。ロジャーズはカナダのケベック出身で1965年、ラファイエットにあるUSL(ルイジアナ南西大学、現在のULL—ルイジアナ大学ラファイエット校—)の

---

に対する罰則規定も盛り込んだ。1921年には州憲法を改正し公立学校での英語以外の言語の教育を禁じた(CODOFIL, *Le petit guide d'informations sur la Louisiane francophone*, 2000, p.12, Breton, *op cit.*, 2000, pp.340-341)。

<sup>16</sup> Ancelet, *op cit.*, 1988, p.345, Breton, *op cit.*, 2000, p.341. この兵士徴用によって、ルイジアナのフランス語に対する否定的価値観は転機を向かえたという。

<sup>17</sup> Jacques Henry, "The Acadiana French Movement: Actors and Actions in Social Change", Albert Valdmand (ed.), *French and Creole in Louisiana*, Plenum Press, 1997, p.187. 研究者によっては戦後ルイジアナの文化再生運動を「民族運動」と位置づける向きもあるが、ヨーロッパ少数民族やケベックのような「民族主義(ナショナリズム)」ではなく、「民族再生(エスニック・リヴァイヴァル)」と位置づけるのが一般的である。James H. Dormon, "Louisiana's Cajuns: A Case Study in Ethnic Group Revitalisation", *Social Science Quarterly*, 65, 1984, pp.1044-1045 を参照。



政治学教授として赴任する。彼は当時ケベックが独立問題を抱えていたこともあって、独立主義者ではなかったが、フランス語に対する防衛心と二言語主義を強く掲げ、赴任直後から彼は地元の新聞などに、ルイジアナでのフランス語防衛と州公用語化を求める記事を掲載していた。さらに彼はケージャン・カントリーにある都市とケベック州の各都市、あるいは商工団体や大学どうしの姉妹提携を仲介するなどして、次第にルイジアナ州の政官界の重要人物との関係を構築した<sup>18</sup>。

そして彼の影響を受けたのが、当時、民主党の州議会議員で弁護士兼企業家だったジェームズ・ドマンジョー (James Domengeaux) であった。彼の家系もフランス系であったが彼はあまりフランス語を話せなかった。だが、州議会へ代議士を輩出し、自身も 1941 年に下院議員になるなど典型的な南部の名望家の家系であった。

ドマンジョーたちの啓発的活動によって、1968 年、画期的法律がルイジアナ州立法議会にて全会一致で可決する。CODOFIL 設立法である。CODOFIL とは、Council of Development of French in Louisiana (ルイジアナ州フランス語発展委員会) の略である。ドマンジョーはこの法案の起草・作成から提出まで中心的役割を果たすと同時に、議会関係者や州政府関係者に、フランス語の保護発展にルイジアナ州が積極的に関わることは、州の文化だけでなく経済的發展にもプラスとなること、そしてフランス語は決して外国語ではなく、ルイジアナの掛け替えのない文化遺産であることを説いて回った。そして、ラファイエットに本部を置く CODOFIL の初代委員長に任命された。

CODOFIL の設置はルイジアナ州が公式にフランス語の存在を認め、また、ルイジアナの独自性とその保持が不可欠な文化遺産であることも認めるものであった。しかし、フランス語を州の公用語に指定して、ルイジアナを全米 2 番目のバイリンガル州にするというドマンジョーたちの期待は叶えられなかった。だが、彼らの活躍は、小学校から第二言語教育を義務化するという他のアメリカの州では見られない教育現場での二言語主義を導入する成果を収めた。CODOFIL はまず、ルイジアナの二言語教育 (フランス語教育) の推進に不可欠な教育プログラムの策定や啓発活動、教員の養成、教材の開発という役割を担うことになった。

#### 4: CODOFIL の組織と活動

CODOFIL は 1968 年ルイジアナ州議会において法案第 409 号 (CODOFIL 法) の可決成立することにより組織された。ルイジアナ州知事が任命する 50 名の委員によって運営される諮問的機関という地位で<sup>19</sup>、この法には CODOFIL の役割として「州の文化的、経済的そして観光の側面から利益となるためにルイジアナにおいて見出されるフランス語の発展、使用および保護を全うするのに必要であるいかなるすべての事業をおこなうこと」と規定されている。このことは多岐にわたる CODOFIL の野心的な活動範囲を示す。それは単に外国語、あるいは衰退しつつある母語としてのフランス語を教育するということにとどまるのではなく、フランス文化をルイジアナの文化と位置づけ、こうした文化

<sup>18</sup> Henry, *op cit.*, 1997, pp.185-186, Dormon, *op cit.*, 1984, p.1047

<sup>19</sup> CODOFIL, *op cit.*, 2000, p.5.

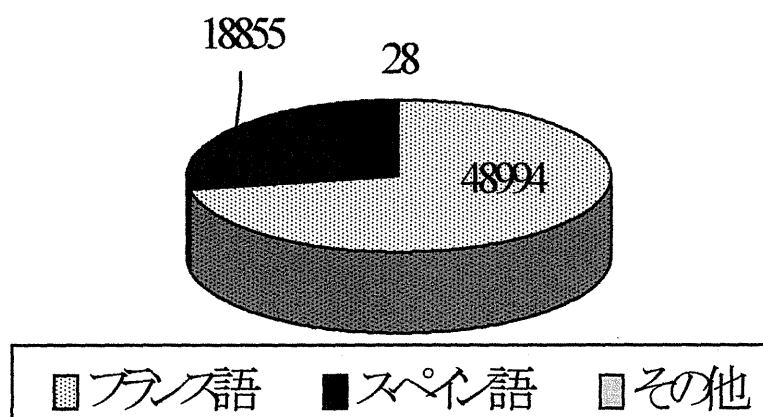
とこれにかかわる諸活動を推進していくと同時に、これらを観光に結び付けて経済発展の一助にしようというものであった。

CODOFIL の活動が多岐にわたるものとは言え、フランス語教育がその中心になっていることは否定できない。本稿では、教育活動を中心に述べることにしよう。

ルイジアナ州は全米でも稀な小学校から第二言語の学習が義務付けられている州である<sup>20</sup>。そのうち半数がフランス語を選択している。ルイジアナにおける学校でのフランス語教育は第二言語、もしくは外国語としてのフランス語教育とイマージョン・プログラム<sup>21</sup>であるが、そのいずれも CODOFIL が担当している<sup>22</sup>。

第二言語はルイジアナではフランス語の他にスペイン語やドイツ語、ポルトガル語などが選択できるが、圧倒的にフランス語が多く、またその選択者も近年は増加している。特に近年は小学校3年生以下の児童に対する学習が盛んになっている。(グラフ 2,3 参照)。

グラフ 2:第二言語の選択者数(99-00 年度)

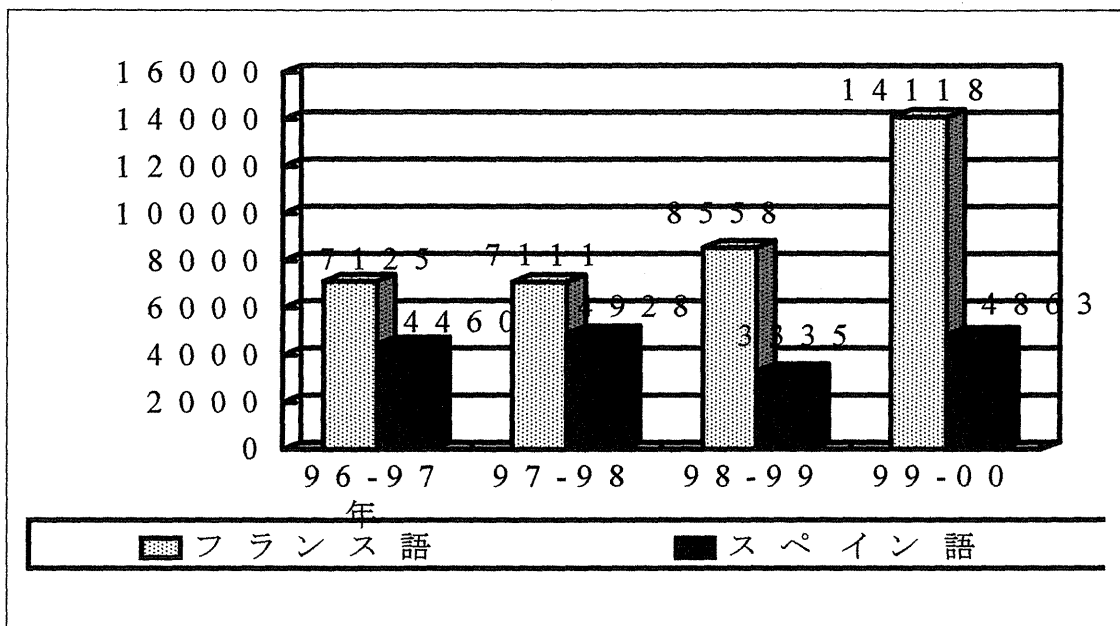


<sup>20</sup> 1983年の法により、小学校5年間のうち最低1年は英語以外の言語を学習することが義務付けられている(*ibid.*)。TOPS 奨学金(ルイジアナの中等教育課程を修了した学生が大学に進学する際に給費される奨学金)の応募資格にも中等教育課程にて最低2年間の第二言語を習得することが前提とされている(*ibid.*)。

<sup>21</sup> ルイジアナのフランス語では、イマージョン・プログラムを英語と同じ *immersion* と呼ばれているが、フランスやその他の仏語圏では *immersion* を言語学習としてのイマージョンの意味でもちいることはない。

<sup>22</sup> より正確に言えば CODOFIL とルイジアナ州文部省との協力により進められる。CODOFIL はフランス語教育の推進を目的とした啓発活動を中心としておこなうほか、文部省に対する諮問的役割も有する(*ibid.*)。

グラフ3:年度別第二言語選択者数の推移(小学校3年生以下のみ)



ルイジアナのフランス語イマージョンはケベック以外のカナダ（例えばプリンスエドワードアイランド島など）で行われている仏語イマージョンとは若干形態が異なる。

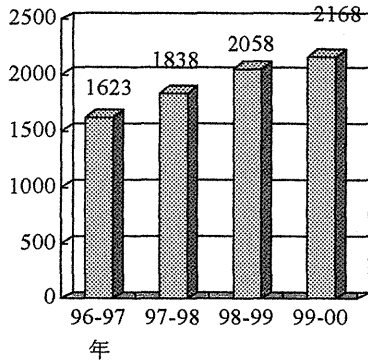
カナダでは仏語イマージョン・プログラムは基本的にフレンチスクールで行われている。つまり、①入学には両親のいずれかが仏語を母語とするか、仏語能力を示す資格を有すること、②基本的に全員がプログラムを受ける、③原則として英語以外の科目はすべてフランス語で授業を行う、というものである。これは遅期全般学習法（late total immersion）と呼ばれる。これに対してルイジアナのイマージョンは、①通常の学校にイマージョン・コースを設ける（フレンチスクール形式はとらない）、②入学に際して両親の仏語能力などの前提条件を設けない（希望する者は誰でも受けられる）、③すべての児童生徒がフランス語を選択するわけではない、④最初からすべての教科をフランス語で行うのではなく、上級生になるにつれてフランス語の割合を徐々に増やす、という形式をとっており、この点でカナダとは異なっている。また、カナダのイマージョンが小学校高学年から始まるのが通常であるのに対して、ルイジアナのそれは、幼稚園もしくは小学校低学年から始まる点でも異なっている。このため、ルイジアナのイマージョンは早期部分学習法（early partial immersion）と呼ばれている<sup>23</sup>。第二言語としてのフランス語教育実施校数および受講生徒数は CODOFIL の努力もあって、1990年代後半以降は徐々に増加している（グラフ参照）。

一方、フランス語でフランス語を、あるいはフランス語で他の教科、科目を授業するイマージョン・プログラムは1981年より開始されている。1998-99年度においては州内8郡の26の学校で実施された。半数以上の生徒がこのプログラムに参加している。その詳細な教授法や具体的な方法については、今回は詳細には立ち入らない。これらの活動

<sup>23</sup> CODOFIL 配布のパフレット *French Immersion in Louisiana*, (n.d.)より。

の成果や課題についての評価は州文部省がおこなっている。次のグラフ4を参照してもわかるようにイマージョンに参加する児童数も年々増加している。

グラフ4:フランス語イマージョン・プログラム参加者数の推移



なお、教員であるが、ルイジアナ州にはフランス語教員採用のための明確な資格やその取得基準、あるいは教員養成課程が十分に確立していない。フランス語教員が慢性的に不足している状態である。このため、CODOFIL は海外からフランス語教員を迎え、州内の学校に配置することでフランス語教員の不足を補っている。外国人教員は1998-99年度の場合は200人以上を数え、フラン

ス、ベルギー、カナダ、仏語圏アフリカ諸国からの教員がほとんどであるが<sup>24</sup>、CODOFILのガイドを見る限り、特定の国ではなく、フランス語および英語、そして教育経験もしくは教育学士を持っていれば、日本人など仏語を母語としない者、あるいは仏語圏以外の地域からでも採用されるようだ<sup>25</sup>。

さらに近年は子供や生徒ではない成人を対象とする教育活動にも力を入れ始めている。ルイジアナのフランス語は典型的な「少数言語」である。このことは子供を対象にした教育だけでは、フランス語の再生が困難であることを意味し、このような事例はフランスの地域語にも該当する。その第一の理由は、フランス語を学校外、すなわち家庭や近隣社会で用いる環境が整っていないことである。冒頭にも述べたように、ルイジアナにおいてフランス語は長い間「劣るもの」として見なされた経緯があり、また、教育現場から積極的に排除されてもきた<sup>26</sup>。このことから、親世代よりも高齢の人たちは、そのほとんどがフランス語を読み書きすることができない。また、彼らの口語フランス語は、後にも触れるが子供たちが現在学習している標準フランス語とは異なっていて、会話の面でも課題を抱えている<sup>27</sup>。こうしたコミュニケーションの困難さが言語環境の未成立の原因となっている。このため、CODOFILは「ABC2000プログラム」という成人識字教育を開始した。これは2000年までに成人2000人に読み書き教育を行うことを目的とするものである<sup>28</sup>。このプログラムの成果についてはまだ公表されていないが、

<sup>24</sup> CODOFIL, *op cit.*, 2000, p.7.

<sup>25</sup> 義務的条件として①小学校での教育経験もしくは教育学士、②英会話能力、③自動車免許証、の保有、義務ではないが有利となる条件として①第二言語としてのフランス語教育資格認定証、②第二言語としてのフランス語の教育経験、③海外旅行経験、があげられる。( *ibid.* )

<sup>26</sup> ルイジアナの小学校では、かつて日本やフランスで行われてきた「方言罰札」に似たフランス語を撲滅するための活動が行われていた。フランス語を学内でしゃべった児童は罰として黒板に *I will not speak French on the schoolground and anywhere else* (学校でも他の場所でももうフランス語は話しません) と書かされていた(Ancelet, *op cit.*, 1998, p.351, Breton, *op cit.*, 2000, p.360)

<sup>27</sup> Ancelet, *loc cit.*,

<sup>28</sup> CODOFIL, *loc cit.*,

これまで成人が地元でフランス語の読み書きを学ぶ機会が全くなかったことを考慮すれば、言語環境の面からある程度の効果が認められるものと思われる。もう一つは教員養成プログラムである。ルイジアナでの仏語教員の慢性的な不足とこれを補填するために海外から仏語教員を補っていることについては既に触れたが、この成果については、国際交流の観点から海外の仏語圏や仏語教員から評価されているが、一方、後にも触れるように地元の一部教育者からは「ルイジアナ文化の否定」につながるものとして批判の対象にもなっている。外国からの教員受け入れはあくまでも「一時的」なものであって、しかるべき期間のうちにできる限り自前の仏語教員を養成したい、というのが CODOFIL の現在の姿勢である<sup>29</sup>。だが、言語環境が未整備であるルイジアナで教員を速成することは極めて困難であることから、CODOFIL はフランス政府やルイジアナ大学連合とともに、ルイジアナの仏語教員の国外週末イマージョン・プログラムを 1999 年から実施している。これはカナダやヨーロッパの仏語圏にある一般家庭に教員を滞在させ、そこから教育機関に通い短期間の集中プログラムを受けるものである<sup>30</sup>。

CODOFIL はイマージョンや仏語教育を受けた児童生徒が、仏語圏でさらにフランス語を学ぶための海外留学奨学金制度にも力を入れている。過去 30 年余りの間、2500 名の学生が給付奨学生としてフランス語圏の大学で学んでいる<sup>31</sup>。

CODOFIL の活動は、狭義の教育にとどまらない。かつて蔑まれていたフランス語を「再評価」するための啓発的活動もその重要な任務である。子供たちがルイジアナ文化であるフランス語に興味関心をもち、身に着ける意欲を喚起させるために、CODOFIL はさまざまな活動をおこなっている。余暇活動や、文化活動、国際交流などがその事例であるが、紙面の都合上、これらの活動についての詳細は別の機会に改めて触れたい。

##### 5. 新たな課題－標準フランス語かルイジアナ（ケージャン）フランス語か

合衆国ルイジアナ州のフランス語をめぐる特別な事情と、「少数言語化」されたフランス語が、現在途上であるとはいえ、CODOFIL という州政府の諮問的機関のイニシアチブによって見事によみがえりつつある事情について述べた。だが、この運動は一つの重要な課題を残してきた。

それは、CODOFIL がルイジアナにもたらしたのは「ケージャン文化の再生」ではなく、標準フランス語に代表される「パリのフランス文化の植え付け」にすぎないのではないか、という一部ルイジアナ住民からの批判である。彼らは「ルイジアナの活動家 (activistes louisianais)」あるいは「ケージャン主義者 (cadiennistes)」と呼ばれることが多い。こうした批判は 1970 年代後半から目立ち始めている。

この対立は、かつてのクレオールとアカディアの対立を投射したもの、とあってよいだろう。CODOFIL を創設したドゥマンジョーはクレ奥ールの家系であり、彼はむしろケージャン文化に否定的な姿勢を見せていた。CODOFIL の諸活動にもそうした側面が

<sup>29</sup> Ancelet, *loc cit.*,

<sup>30</sup> CODOFIL, *loc cit.*,

<sup>31</sup> *ibid.*,

見られたことは否めなかった。これに対するルイジアナ・フランス語再生運動やルイジアナ文化称揚運動は、かつてフランス語とフランス文化を捨てることによって、エスタブリッシュメントへのアクセスを果たそうとしたクレオールたちに、文化教育活動を牛耳られることに否定的感情をもつ、アカディアの民衆たちの手によって進められた。一時的ではあるが、両者の対立はフォーク事件<sup>32</sup>に代表される深刻な事態にまで発展した。

だが、現在は、両者は歩み寄りを始めている。そのきっかけとなったのが 1999 年 8 月にラファイエットで行われた CMA (世界アカディア人会議) であった。これは、ルイジアナのケージャンとカナダに残るアカディア人の同じ家系に属する者たちが一同に会し、北のアカディア人と南のアカディア人の相互交流を活発化させようとする試みである。

「ケージャン」と呼ばれるルイジアナのフランス語はようやく、文学や辞書、文法書などが現れ始めた段階であり、今の段階で子供に学校でフランス語を教えるのにはやはり標準のフランス語という見方が根強くある。こうした志向は教授法の簡単さという教える側からの論理だけではない。この地域は戦後しばらくまで高等教育やホワイトカラーへのモビリティが低かった。こうした背景からフランス語をするのならば社会的昇進にプラスとなる標準フランス語の方がよいという保護者や生徒本人からの希望もある。また、ルイジアナの国際交流および国際的な地位の向上からも標準フランス語の習得は望ましいと考えられている。だが、一方、ルイジアナの経済的発展および国際的地位の向上は、ルイジアナのイメージとツーリズムに依拠せざるを得ない側面がある。こうした状況から、ルイジアナの文化やこれを媒介するケージャン・フランス語を「切り捨てる」訳にはいかない。かつてはケージャン文化の学校教育への導入に否定的であった CODOFIL も、近年はルイジアナの地位向上と地域経済への貢献からのその導入の必要を感じている。今後の課題は、従来のフランス語教育に加えて学校教育の素材としてケージャンの言語文化をいかに積み上げるか、という点にあるだろう。

---

<sup>32</sup> ヴァーミリオン郡の教員でケージャンのジェームズ＝ドナルド・フォークが 1977 年にケージャン・フランス語の単語集とテキストをルイジアナの小中学校での教材に用いさせたことから生じた論争。CODOFIL はこれが学校教材としては著しく不備であること、語彙や音韻がヴァーミリオン郡に偏ったものであること、音韻論が英語のものから借用されていることを理由に教育現場からの排除を求めたが、ルイジアナ州教育委員会は補助教材としての使用を認可したため、1978 年から深刻な論争となる。詳細は Ancelet, *op cit.*, 1988, pp.349-351.

### 第3章 北中米のフランス語圏—歴史と現状

#### I ケベック

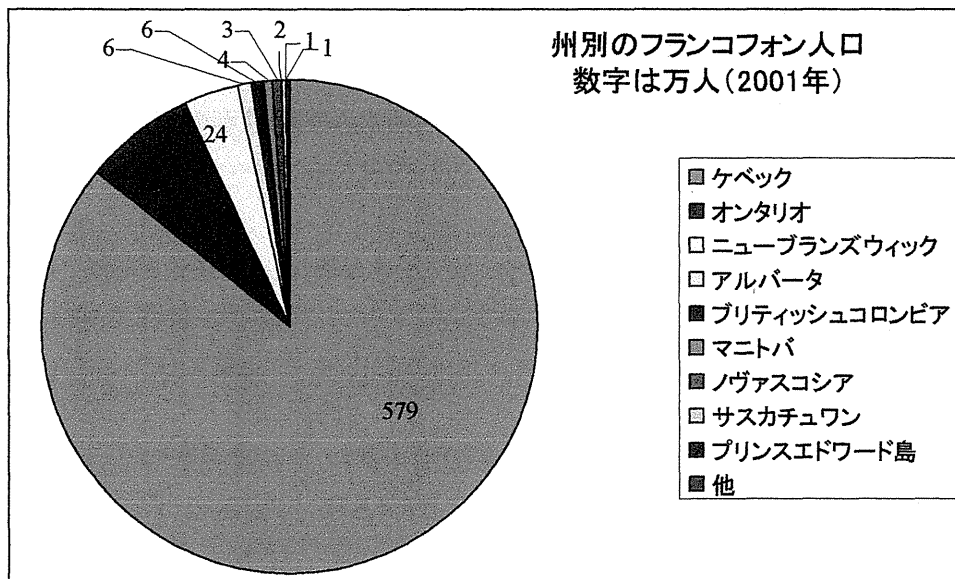
ケベックはフランス語が母語であり、日常語であるフランス語圏としては、フランスに



カナダとカナダを構成する州 (province)、準州 (territory) (①ニューブランズウィック州、②ノヴァスコシア州、③プリンスエドワード島州)

次ぐ共同体である。ケベックはカナダに 10 ある州の中で面積が最大であり、人口もオンタリオ州に次ぐ 700 万人を有する大きな州である。そのうち約九割がフランス語を日常話す、もしくは母語がフランス語であるか、先祖がフランス語系であるかのいずれかであるフランコフォン (フランス語話者) である。

ここでは、IIの「フランス系カナダ」と「ケベック」を分けている。なぜならカナダで



は一般に「ケベック」と「フランス系カナダ」はフランス語圏でありながら別のものとして見られる傾向があるからだ。例えば、APF と呼ばれるカナダ・フランス語圏新聞協会という組織にはケベックの新聞は含まれていないし、他にもケベック以外のカナダから構成される全国規模の「フランス系カナダ」組織はいくつもある。それほどにまでケベックとフランス系カナダとの状況は違う。外から見れば、カナダは英仏系の対立としてとらえ、

その「フランス系」はケベックと同一視するが、実際は違うのである。

### 1)ケベックのフランス語、フランス文化

ケベックと他のフランス系カナダが異なるとは言え、ケベックはアメリカ大陸における最大のフランス語の共同体であり、フランス語やフランス文化を有することは自他共に認めている。だが、ケベックのフランス語はフランスのフランス語とは大きく異なり、ケベックのコメディドラマがフランスで放送されるときは、フランス語の字幕が付けられている。

ケベックのフランス語は、ケベック人（ケベコワ）の祖先の主要な出身地であるフランス北部のノルマンディ、ブルターニュ地方の人々が16、17世紀ごろに使用していたフランス語（いわゆるノルマン方言やガロ語）が起源となっている。ケベックを含むカナダ東部は1534年に始まるジャック・カルティエの探索により、「新フランス」としてフランス領となったが、フランスからの入植が本格化するのは1604年以降である。このとき、入植に応募したのが、貧困にあえぐ北フランスの農民たちであった。よって、ケベックのフランス語はこの地域の農民たちの言語が起源となっていて、王宮の言語が起源である標準のフランス語と大きく異なるのは明らかである。

さらに、「新フランス」が1763年にほぼすべての領域がイギリスに割譲され、その後フランス語共同体を抱えたまま1867年に英領カナダ自治領として発足する。この間、アメリカやイギリスから大勢のアングロフォン（英語話者）が流入し、フランコフォンは少数派となる。18世紀から20世紀前半までは少数派とは言え、フランコフォンは強固な共同体意識とアングロフォンとの交流はほとんどなかったことから、自分たちの言語や文化は維持できていたが、戦後、テレビやラジオ放送が普及し、交通や運輸が発展し、また相対的に地位の低かったフランコフォンの高等教育や政財界、官界などへの進出が高まるにつれ、英語やアングロ文化の影響が避けられなくなった。このため、現在のケベックのフランス語の語彙や発音の多くに英語の影響が見られる。この二つの特徴がケベックのフランス語であり、かつてはフランスのフランス語に対して劣等感を抱くこともあったが、近年は「ジュアル」という名前で、むしろ積極的に使う傾向も見られ、ケベックのテレビやラジオ、映画などで盛んに使われるようになった。最近は口語のみならずケベック文学なるものも発展している。

ケベックのフランス語

#### 英語の影響があるもの

chum（彼氏⇒フランスでは petit ami）、bienvenu（どういたしまして⇒フランスでは de rien）、

#### ケベック独自の表現

souper（夜食⇒フランスでは diner）、depanneur（コンビニ⇒フランスでは superette）



## 2)ケベック・ナショナリズム

ケベックは、イギリス統治下に置かれるが、当時のイギリスは独立戦争後のアメリカ合衆国と敵対関係にあり、アメリカとケベックが手を結ぶことを恐れ、ケベックに居住するフランス系住民の同化政策は行わなかった。すなわち、イギリス王室への忠誠は求めたものの、カトリックからプロテスタントへの改宗や英語の強制はしなかった。カトリック教会はこれを条件に政治経済におけるイギリスの支配を認め、教会自身は文化・社会的な影響力を温存できたのである。このことが、後のケベック・ナショナリズムの発展につながる。1820年代から次第にケベック指導層の反イギリス的運動が高まり、1837年、愛国党率いるルイジョゼフ・パピノーが反乱を起こした。これに対しイギリス植民地政府は、現在のオンタリオ州に相当するアッパーカナダとケベックに相当するロウワーカナダを併合し、単一のカナダを形成するが、これに反発したケベコワが「分離主義」を志向するようになった。

カナダ自治領成立直後から再び、ケベックの民族主義が高まる。ケベックの経済や資本のほとんどがイギリス系資本家に握られていたこと、自治領発足後次第にフランス系に不利な教育や文化の政策がなされるようになったことに対する不満が高まった。1880年代、ケベックのナショナリズムは最高潮を迎えると同時に、ケベック・アイデンティティも高揚する。ケベック首相オノレ・メルシエはケベックの圧倒的な人口と経済力を楯にカナダ自治領政府（連邦政府）に対し、ケベック独自の行政や財政の自治権を認めさせた。さらに、パピノーの孫にあたり、カナダ最大の仏語全国紙『ル・ドゥヴワール』の創刊者でもある政治家アンリ・ブーラサは、ケベック以外のフランス系カナダ人に対するフランス語の権利を求めて立ち上がった。彼はカナダ全域での二言語主義を求めると同時に、対米英追随外交を厳しく批判し、カナダの自立も求めた。この時代のケベック・ナショナリズムは、ケベックの独自性とその根拠ともいえるフランス語の権利拡大を求めるものであったが、カナダ連邦からの分離、すなわち独立運動はほとんどみられなかった。



ケベックの州旗。fleurs de lys(=フルールドリス)百合の花の紋章で、これはフランス王家にちなんだもの。

ケベックがカナダからの分離独立まで要求するようになるのは、1960年代以降のいわゆるケベック党（ケベック州を地盤にもつ地域政党）の登場以降である。この時代、アメリカなど植民地が相次いで独立を果たすという世界状況もあって、ケベックは自らを「貧しい白人」ととらえ、イギリス系カナダ人やアメリカに「植民支配」されていると考えるようになった。ケベックのイギリス系による経済支配構造はなんら変わることはなかったし、オンタリオや西部地域など、他の地域の経済発展に比してケベックは低下が目立っていたことも、「脱カナダ」の勢いに拍車をかけたものと思われる。

ケベック独立主義者の運動は 1960年代にはテロリズムを含む過激なものとなった。1968年にはフランスのドゴール大統領がモントリオールを公式訪問し、その際に「自由ケ

ベック万歳」と叫んだことも拍車をかけた。

カナダはこれに対してフランス語を英語とまったく対等な連邦の公用語と定め、フランス語の全国テレビ・ラジオ公共放送を認可するなど、ケベックを含むフランス系カナダ人の要求にある程度応えてきた。しかし、ケベックはカナダ建国の二民族の一つであるフランス系という「独自の社会」を楯に国会議決における「拒否権」などを求めた。1980年代からカナダは憲法改革に着手し、この「拒否権」を含むケベックの独自性やより大幅な自治権を含む条項を憲法に加えたが、他の州や少数民族の反発もあって憲法改革は実現しなかった。それ以降、ケベックはカナダからの「独立」を問う住民投票（レファレンダム）を数回行うようになったが、いずれも僅差で否決されている。

### 3)ケベック独自の移民・統合・文化政策

ケベックは「アメリカ大陸におけるフランス言語文化の砦」として自負し、フランス語が英語に次ぐ国際言語であり続けるのも、西半球で最大のフランス語共同体であるケベックが存在するからだ、という強い意識も見られる。政治的にカナダからの分離主義については、上の述べたようにケベック人の中心的な考えではなく、カナダ連邦の中で独自の地位を守りたいという意見が実は過半である。だが、カナダとは別の「ケベック外交」を希求する意識は強い。事実、ケベックはアフリカやヨーロッパのフランス語圏諸国と教育や医療、社会分野で外交関係を築こうとし、たびたびカナダ連邦政府と対立を引き起こした。しかし今でもフランスとケベックの首脳会談がたびたび開催されるし、ケベックは世界各地域に「カナダ大使館」とは別個の「ケベック駐在代表部」なる機関を置いている。これはケベック州の「国際関係省」管轄の外国駐在機関で、いわばケベックの大使館と言ってよいだろう。パリ、ロンドン、ニューヨーク、東京に総代表が置かれ、駐在国に対する教育や文化、ビジネス案内や移住相談などについての業務を行っている。

その一環としてケベックは独自の移民および統合政策を行っている。本来移民政策はカナダ連邦政策の管轄であるが、ケベックは「独自の社会」を理由に州政府が移民政策をおこなっている。その理由としては、カナダへの移民、特に英語もフランス語も母語や日常語としない移民（これを「アロフォン」と呼ぶ）が増え、アロフォンたちの多くがカナダ移住後フランス語ではなく英語を学ぶケースが多いため、カナダ全体のフランス系人口比率が年々減少していることに対する危惧があげられる。これは、フランス共同体の防衛者であるケベックにとっても望ましくないことであり、一方、二言語主義を掲げ、いわばそれが南の大国アメリカに呑み込まれないための国是であるカナダにとってもマイナスである。だが、カナダの移民政策は、英仏平等主義の立場から、フランス語話者（フランコフォン）を優先するわけには行かない。このため、ケベックがフランス文化と「独自の社会」を守るための独自の移民政策を採るに至ったのである。

ケベックが移民受入れの条件として「ケベック市民としての価値観」を学びフランス語の知識を体得しておくことが望ましい。だが、英語しか話せない移民を排除しているわけ

ではない。ケベック州ではフランス語だけが公用語だが、カナダでは英語はフランス語と対等で平等であるため、排除することは平等に反するからである。だが、フランコフォンやフランス語の体得が比較的容易なラテン系の移民を優先的に扱っているのも事実で、例えば、ケベック移民文化交流省の海外部門である移民局はフランス（これはアフリカ地域も管轄する）のほか、中東、マグレブ、東欧、中米、南米諸国に重点的に置かれている。

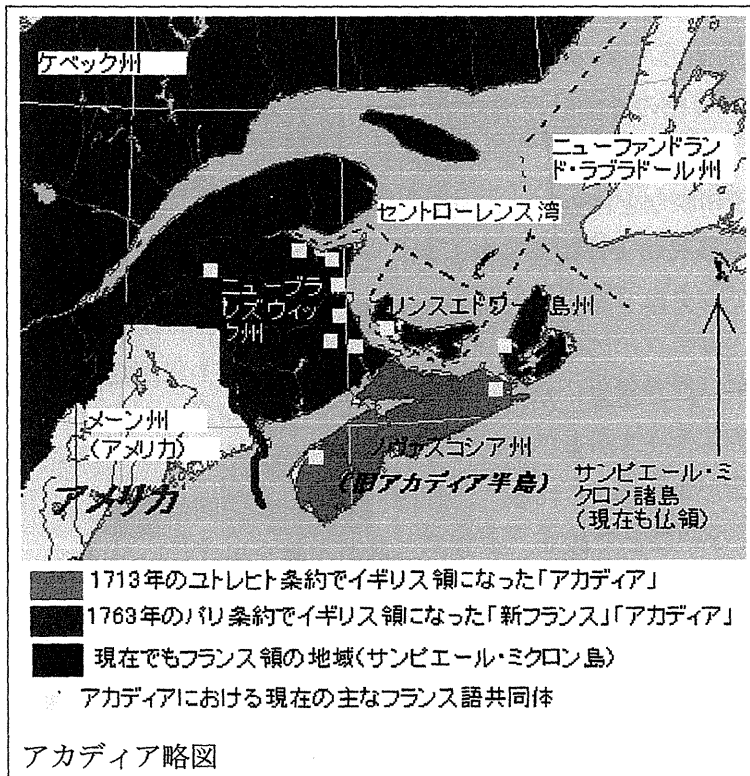
このため、移民国家カナダでは、ケベック州の移民構成が他の州とは大きく異なる。ケベック、特に最大の都市であるモントリオールを訪れるとヴェトナムやカンボジア、レバノン、そしてアフリカなどのレストランや移民街をよく見かけるが、このような地域はフランス語圏かかつてのフランス植民地である。

ケベックの統合政策はフランスの統合政策に類似している。プライベートな関係や場面ではそれぞれの民族や人種の言語や文化、あるいは信仰は自由であり、また促進されてもいるが、公共の場所ではフランス語やケベック社会の価値観が重視される。ただ、フランスで問題になったイスラムスカーフ禁止法など「ライシテ」については、ケベックは長らくカトリックの影響下にあったこともあって顕在化していない。

またケベックはフランス言語文化を持つ「独自の社会」であり、これを防衛するための特別な文化政策も有する。広範囲の芸術、映画・放送、文学、通信分野についてはカナダのほかの州では連邦政府の権限となっているが、ケベックでは上の理由から州政府の排他的権限となっている。たとえばカナダ全国テレビ放送 SRC（フランス語）については、他

の州については連邦政府の担当官庁の管轄だが、ケベック州内のチャンネルや放送については、ケベック州の文化コミュニケーション省の管轄となっている。映画についてはフランスの映画政策同様、州政府の積極的な介入が見られる。特に近年は「パフォーミングアーツ」と呼ばれる表現芸術や現代演劇に力を入れ、日本公演でも有名になった「太陽サーカス団（シルク・デュ・ソレイユ）」はその成果といえる。

## II フランス系カナダ—アカディア人を中心に



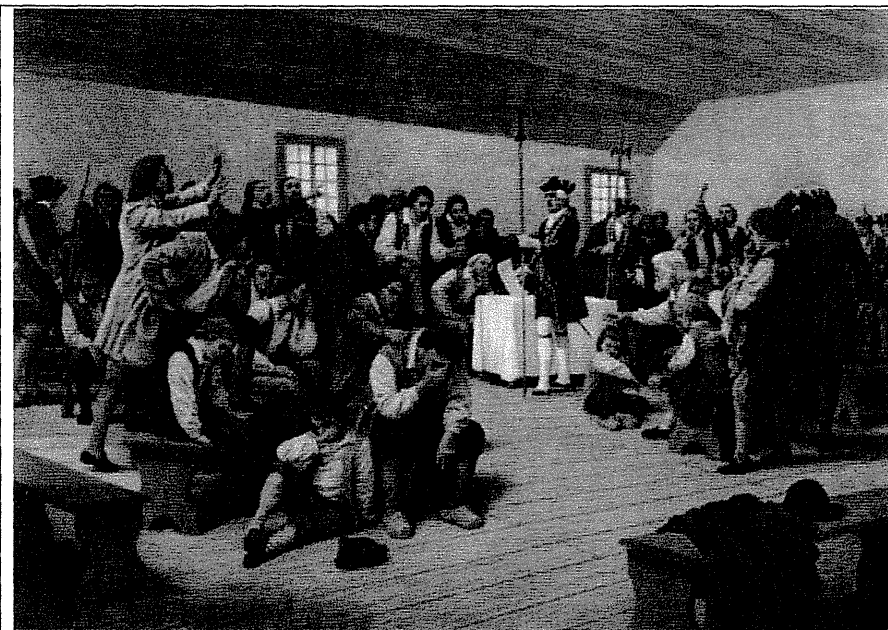
フランス系カナダ人はケベックだけではないことはすでに述べた。英語系（アングロフ

オン) カナダ人が圧倒的であるオンタリオ州以西の州でも、それぞれの州ごとにフランス系が居住し、それぞれのアイデンティティを示す旗をもっている。一方、「沿岸州 (maritime provinces)」と呼ばれるカナダ大西洋岸の歴史ある小さな州には、「アカディア人 (英語では Acadian、フランス語では Acadien)」と呼ばれる独特のアイデンティティを有するフランス系カナダ人が居住している。

### 1) アカディア人の悲慘な歴史

「アカディア」とは「理想郷」という意味の「アルカディア」から来た言葉で、16世紀ヨーロッパから探索目的で航海してきた探検家が、先住民に手厚いもてなしを受け、風光明媚な土地であったことから、カナダ東部、とりわけ大西洋に突き出た最東端のノヴァスコシア半島を当時ヨーロッパ人たちはそのように呼んでいた<sup>1</sup>。カルチエの探索でこの地はフランス領のアカディア半島となる (新フランス)。1604年にフランスからの入植者がこの地にやってきたが、厳しい気候条件のため、多数の死亡者を出した。生存者の一部はこの地を離れ、セントローレンス川中流に新たに入植する。これが後のケベック人となり、アカディアの地にとどまった人々が後に「アカディア人」と呼ばれることになった。

だが、アカディア人はその後北米を支配することになるイギリス勢力の迫害を受けること



大艱難(イギリス兵に追放されるアカディア人)の絵

ことになる。

1713年、ユトレヒト条約によりアカディアは英領になる。アカディア人は仏王家ではなく英王室への忠誠とプロテスタントへの改宗を迫られたが、これを拒否し、英

仏どちらにもつかず、中立を守った。しかし、1755年に始まるオーストリア継承戦争によって英仏は再び交戦状態になるとアカディアを支配していたイギリス軍は、アカディア人がフランス勢力に加担することを恐れ、「追放」を決定する。この年、アカディアだけでな

<sup>1</sup> 実際ヨーロッパの探検家が先住民に歓待を受けたのは、カナダ東岸ではなく、現在の合衆国首都ワシントン近郊にあるチェサピーク湾近辺であった。しかし当時の北米地図はきわめて不正確であったことから、後にこの誤解が定着することになった。

く、大西洋沿岸一帯がイギリスの占領下に置かれ、アカディア人たちは強制的に家屋や農地を取り上げられ、帆船に乗船させられ、イギリスやアメリカなどに送致される。家屋は次々焼き払われ、家族は無理やり離散させられる。また送致船の難破や不衛生な船室ではやっただ病のために、実に送致されたアカディア人の三分の一が死に至った。この悲しい事件は今でもアカディアでは「大艱難 (ル・グラン・デランジュマン le grand dérangement)」として語り継がれている。

アメリカの詩人ロングフェローの『エヴァンジェリーヌ』はこの大艱難で引き裂かれた婚約者の哀歌である。婚約したばかりのエヴァンジェリーヌは夫となるはずのガブリエルとイギリス軍によって生き別れとなる、そして何十年もの間探し続けた挙げ句、エヴァンジェリーヌがガブリエルと再会するのは死の直後であるという物語である。この『エヴァンジェリーヌ』は今でもアカディア人のシンボリックな女性として位置づけられている。

## 2)「アカディア人」アイデンティティと文化

1763年にパリ条約が英仏両国により締結され、カナダ全域がイギリス領に割譲された。



アカディアの民族旗(フランスの三色旗の青地に「マリアの黄色い星 stella maris」を加えたもの)

これにより、アカディア人はカナダに戻ることが許されたが<sup>2</sup>、カナダが自治領となる 1867 年まではアカディア人はイギリス系入植者とは対等ではなく、政治的権利も土地などの所有権も認められなかった。彼らはアイルランド系やスコットランド系など宗教(カトリック)を同じくする地主や貴族の土地で小作人として集団で再入植し、自給自足の細々とした農民や木こりとしての生活を送っていた。それだけでは生計が立てられず漁民やイギリス系大地主の住み込み農夫、あるいは家政婦となる者や、織物や行商で生活を補うものもいた。このため、ほとんどのアカディア人は外部

世界とは接触せず、強い共同体意識を保ったまま暮らし、独自の文化を築き上げてきた。

アカディア・アイデンティティが高まるのは、カナダ自治領が発足する 1867 年以降であった。このとき、ケベック・ナショナリズムが高まっていたことは既に述べた。ケベックのナショナリズム高揚に一躍買ったのが、サンジャンバプチスト協会と呼ばれる宗教的組織で、カナダ全域のフランス系住民との連携を深めようとしていた。カナダ東部のアカディア人たちもサンジャンバプチスト協会主催の様々な行事に招待されていた。

しかし、アカディア人たちはむしろ自分たちとケベックとの「差異」にいやおうなく気づかされる。ケベックはフランス系ではあるものの、何から何までアカディア人とは異なっていた。カナダのフランコフォンはアングロフォンより少数派とは言え、ケベックでは

<sup>2</sup> 1755年に強制送致されたアカディア人の一部はフランスに帰還したが、既にカナダに入植して 150 年経過していたため、フランスの社会になじむことができなかった。

圧倒的にフランス系住民が多いのに対して、アカディアでは地域レベルで見てもフランス系は少数派である。またケベックはアカディアが経験した「大艱難」のような悲惨な「追放」措置は受けなかった。この経験こそがアカディア人として不可欠な要素であり、そうした経験のないケベック人は、まったく別者に思えたのである。さらに、アカディア人はケベック人がフランス系カナダの中心であり、他のフランス系カナダ人は「周辺」に過ぎないかのような言動をたびたびすることに我慢がならなくなる。ケベックが求めている経済的要求は他のフランス系カナダから見れば逆にマイナス要素であることもあった。

このため、アカディア人はケベックとは結託せず、自らアカディア人としてまとまることを選択した。1881年ニューブランズウィック州でアカディア民族会議を開催し、その後アカディア人としての民族旗、民族歌および祝祭日を決定する。ケベックはサンジャンバプチストの日と呼ばれる6月24日が祝祭日であり、かつ公式の休日にもなっているが、アカディア人は8月15日が祝祭日である。

そうしたアカディア人の文化的独自性を示すものとして「アカディア音楽」がある。特にプリンスエドワード島はアカディア音楽の盛んなところとして知られている。フランス北西部にもとよりあったダンスやヴァイオリン演奏と、カナダに入植してからのアイルランド系やスコットランド系との接触もあってケルトの旋律がミックスされたもので、古いフランス語で歌われているものが多い。この音楽は後に述べるアメリカ南部、ルイジアナの音楽「ケージャン」に大きい影響を与えてもいる。



プリンスエドワード島アカディア人の音楽グループ「バラショワ」。島西部のアカディア人の村アブラム・ヴィラージュのいとこどうし(みんな苗字がアルスノー Arsenault で、日本で言えば鈴木、佐藤のようなアカディア人に典型的な苗字)。バラショワとはアカディア・フランス語で「遠浅」の意味

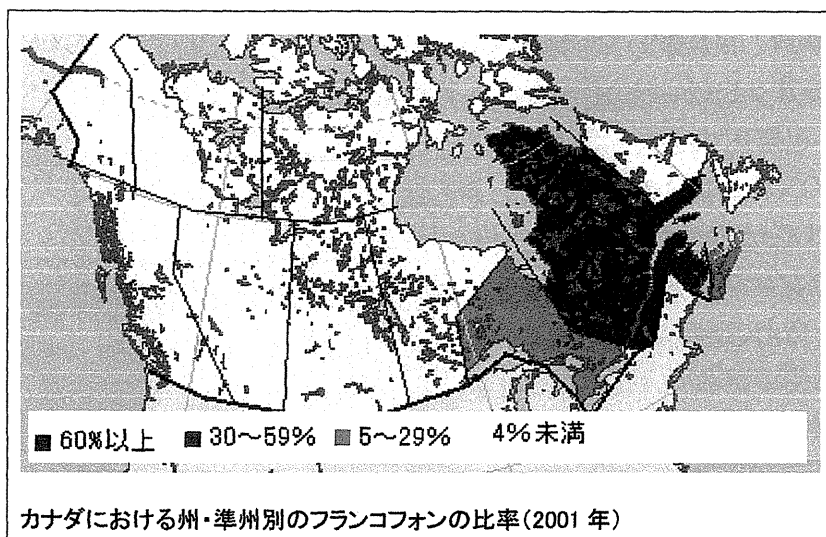
### 3) 連邦主義と二言語主義のはざま—アカディア人はフランス語を守れるか？

ケベックと違ってアカディア人は現在、ニューブランズウィック、プリンスエドワード島、ノヴァスコシアのカナダ大西洋岸州に別々に居住していて、独自の州を持っていない。このため、カナダは英仏「二言語主義」を掲げながら、圧倒的にフランス系であるケベック州、そして住民の3割がアカディア人であるニューブランズウィック州以外では、実質的に「英語一言語主義」であり、アカディア人や他のケベック以外のフランス系カナダ人

は自らの言語を使う権利を奪われてきた。

なぜ、そんな状況になっていたのか？カナダは1968年以来、二言語主義を国是として掲げ、公共機関は原則二言語で表記し、二言語で行政サービスを行うことが義務付けられている。だがそれは、国、すなわち連邦政府レベルであって、州政府レベルではない。

カナダは州政府も公用語を定めており、その言語で州の行政サービスを行うことになっているが、カナダ同様に二言語主義となっているのはニューブランズウィック州だけである。ケベックはフランス語だけ、他の州は英語だけが公用語である。なぜなら、ニューブランズウィックとケベック州以外ではフランス系カナダ人の比率は10パーセント未満だからである。もう一つはカナダが「連邦主義」の国、すなわち連邦政府は外交、国防、航空・鉄道運輸、郵政など限定的な分野でしか業務を管轄せず、他のとりわけ日常的な行政は州政府の排他的管轄となっている点だ。すなわち英語だけが公用語の州だと、カナダが二言語主義であるに



らである。もう一つはカナダが「連邦主義」の国、すなわち連邦政府は外交、国防、航空・鉄道運輸、郵政など限定的な分野でしか業務を管轄せず、他のとりわけ日常的な行政は州政府の排他的管轄となっている点だ。すなわち英語だけが公用語の州だと、カナダが二言語主義であるに

もかかわらず、フランス系カナダ人は連邦公用語であるフランス語での業務提供が受けられない、という矛盾が発生する。このことを「公用語を話すマイノリティ」と呼び、長らく問題となってきた。

この矛盾への対処が本格的になるのが1980年代以降で、西部マニトバ州でフランス語学校（フレンチスクール＝すべての授業をフランス語で行う学校）の開設運動が起こったのがきっかけだった。また、90年代になると、英語の州で殺人事件容疑者となったフランス系カナダ人が、その州での取り調べ、起訴、裁判段階で通訳・翻訳を含め一切フランス語での使用ができなかったことに対する「人権」の問題が取りざたされるようになると、連邦政府は憲法改正を通じて、フランス語を公用語にはしないまでも、必要があればフランス語でも州行政サービスが行えるよう各州に求めた。憲法改正自体は国民投票の結果、1993年に否決されてしまったが、特にアカディア人の居住するノヴァスコシアやプリンスエドワード島では、フランス系住民の不利をなくすためにフランス語を公共機関でも使用できる州法を2000年ごろに相次いで可決した。プリンスエドワード島ではさらにアカディア人が多数居住する地区に5つのフレンチスクールを開設した。

このように英語州でフランス語を公用語にはしないまでも公共機関での使用機会を設けたり、あるいはフレンチスクール設置規準を設け、必要な条件がそろえば州政府にその設

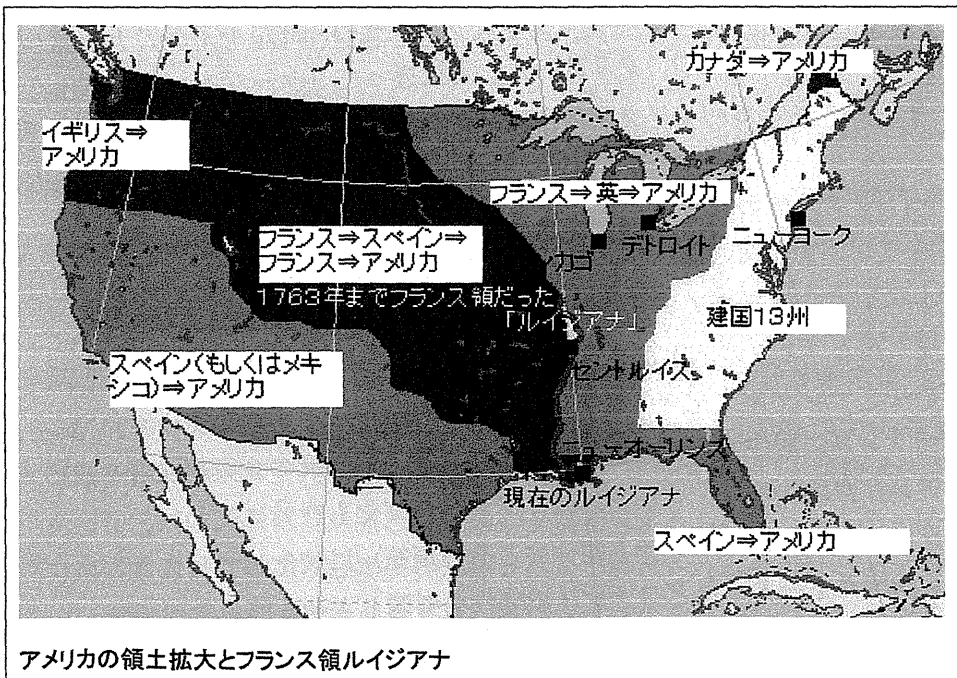
置義務を課す制度を策定したりすることを「言語二元主義 (dualisme linguistique, linguistic dualism)」と呼ぶ。スイスやベルギーのような、地域レベルでの一言語主義の貫徹である「領域性原理」と多言語主義の矛盾を補完する制度である。

### Ⅲ アメリカ合衆国

アメリカは英語だけしか使われない国のように思えるが、実態は違う。アメリカにおける異言語集団の第一は「ヒスパニック」と呼ばれる主に中南米諸国からの移民たちで、彼らのアメリカでの日常生活のほとんどはスペイン語であり、英語は片言すら話せないものもいる。特にカリフォルニア、テキサス、フロリダなど南部の州にはヒスパニック系住民が多数居住しており、公共表示が英語とスペイン語の二言語になっているところも多い。ブッシュ大統領の地盤であるテキサス州ヒューストンにある空港（ジョージ W・ブッシュ空港）のアナウンスも二言語である。英語のグローバル化が、自国語が侵害され、アメリカの文化や価値観が無批判に鵜呑みされるのではないかという「英語帝国主義論」が近年よく叫ばれ、フランスはその筆頭とも言えるが、英語の中心とも言えるアメリカ自体は、「英語帝国主義」どころか南から来る「ラテン化」に恐々としている状況である。

#### 1) ルイジアナのフランス系入植者—クリオールとケージャン

そうしたアメリカにもフランス語圏は存在する。それは歴史的背景である。カナダのところで、1534年にフランスの探検家カルティエがセントローレンス湾や川を探索し、「新フランス」としてフランス領を宣言したが、これは同時に現在のアメリカ合衆国の半分に対応する中部



相当する中部  
ミシシッピ  
川流域地域  
もまた「ルイ  
ジアナ」とし  
てフランス  
領を宣言し  
たことによ  
る。当時の  
「ルイジア  
ナ」は現在の  
ルイジアナ  
州よりもは  
るか広大な  
地域で、南は

ニューオーリンズ、北はシカゴまで含む。



その名残が、地名である。「ルイジアナ (Louisiana)」とはフランスのルイ王朝(Louis)をた  
たえる地名であることはよく知られている。ニューオーリンズ (New Orleans) は、フラン  
スの地方都市であるオルレアン (Orléans) が地名の由来で、今でもフランス語では「ラ・  
ヌーヴェル・オルレアン (La Nouvelle Orléans)」である。セントルイス (St-Louis) は「聖  
ルイ」、デトロイト (Détroit) は「海峡」、バトンルージュ (Baton Rouge) は「赤い棒」と  
いう意味のフランス語起源の地名である。イリノイ (Illinois) やシカゴ (Chicago) もフラ  
ンス語地名である。

カナダ全域がイギリス領となる 1763 年まで、ルイジアナもまたフランス領で、カナダほ  
どではないが、フランスから多数の入植者が、主に現在のニューオーリンズ近辺に入植し  
ていた。1763 年以降、ミシシッピ川から東側はイギリス領に、西側はスペイン領となる。  
後者は 1800 年、ナポレオンのスペイン征服に伴い再びフランスに復帰するが、1804 年、ナ  
ポレオンは軍資金調達のため、この領域をアメリカに 1500 万ドルで売却する。これがいわ  
ゆるアメリカ史における「ルイジアナ購入 (Louisiana Purchase)」である。

だが、アメリカ領になるまでこのルイジアナに入植したのは、主にフランス系であった。  
特にフランス革命前後、自分の土地や財産を奪われることを恐れた貴族や地主たちが、新  
政府の影響が及ばないこの地に再入植し、大農園を経営し始めた。彼らは今日、英語で「ク  
リオール」と呼ばれる白人フランス系アメリカ人である。

もう一つのグループは「ケージャン」である。「ケージャン」はもともとカナダに入植し  
た「アカディア人」であった。「ケージャン (Cajun)」とは「アカディア人 (Acadian)」の  
英語の発音が訛ってできたものである。1750 年代のカナダからのイギリス軍による追放や  
強制送致によってアカディア人は散り散りになってしまうが、その一部がルイジアナ南部  
に再入植するのである。だが、大地主の「クリオール」とは違って「ケージャン」は小作  
農のままで、また社会習慣や文化も同じフランス系でありながらまったく異なっていた。

## 2) アメリカ編入後のルイジアナ—失われるケージャン文化

「ケージャン」はルイジアナ州南西部、ラフィエットを中心とする地域に居住し、その  
多くが農漁業に従事していた。またルイジアナが 1814 年にアメリカ第 14 番目の州として  
編入されてからも、ほとんどアメリカ人と接することもなく、独自の共同体で言語、文化、  
宗教を守り抜く、それがケージャン文化を生むきっかけとなる。一方、「クリオール」は、  
都市であるニューオーリンズに居住する、大農園経営者から次第に地元の企業経営者や政  
治家などに転身し、アメリカ編入後は、フランス語やフランス文化も次第に失われ、アメ  
リカのエスタブリッシュメント (白人エリートの社会とその規範) に同化してしまう。ニ  
ューオーリンズはフレンチクォーターなどフランス領時代を髣髴とさせる歴史的建造物が  
残ってはいるが、住民はまったくフランス語は話さない。

一方、「ケージャン」たちがそのように呼ばれるようになるのは、南北戦争 (1861~1865)  
の時代からである。ルイジアナは黒人奴隷を温存する南部連合に加担し、黒人奴隷による

農園を経営していたクリオールたちも南部を支持したが、ケージャンたちは加担しなかった。また、奴隷解放を求める合衆国（北部）にも加わらなかった。このことでケージャンたちは南北戦争後、両方の側から異端児扱いされ差別されるようになる。ラフィエットを中心とするケージャン居住地域を「ケージャンカントリー」と呼ばれるが、この地域は長らく開発から避けられ、アメリカの中でも遅れた後背地となった。ケージャンたちは20世紀になるとニューヨークなど都市部に出て職を求めるが、「英語もまともに話せない輩」、

#### ケージャンのフランス語

bayou バイユー(流れのほとんどない河川)フランスのフランス語にはない

barbu バルビュ(なまず)フランスは英語の catfish から来た poisson chat

arigator アリガートル(ワニ)フランスのフランス語は crocodile

char シャール(車)フランスでは「戦車」という意味

parc des autos パルクデオート(駐車場) フランスのフランス語では parking

maison de la cour メゾンドラクール(裁判所) 英語の court house から。フランスのフランス語では palais de justice

Lâche pas la patate ラシュパラパタット(あきらめるな)フランスのフランス語ではそのような慣用表現はない。直訳では「掘ったイモをそのままにしておくな」

「非国民 (=非アメリカ人)」などと差別され、ほとんどが職にありつけなかった。

ケージャンたちが活躍するのは、第二次大戦からである。彼らの多くが欧州戦線、特に激戦となったノルマンディー上陸作戦に加わった。フランス語を話せる彼らは、上

陸後のフランス市民やレジスタンスとの通訳に重宝がられたが、多くの戦死者も出した。戦後、ルイジアナ南部に石油が発掘されると彼らの生活が激変する。ケージャンの多くが掘削労働者となったのである。それに伴い彼らの生活水準も向上し、アメリカ社会の著しいモータリゼーション化もあって、もはやかつてのような共同体的生活は消失してしまっただが、このことは彼らのアイデンティティでもあったフランス語の消失にもつながった。1960年代からフランス語は急速に廃れ、フランス語は50歳台以下の母語ではもはやなくなった。

### 3)「再フランス化」の動きとケージャン文化

こうしたケージャン文化の消失を地元では「アメリカ化 (américanisation)」として危惧する動きが1960年代末期ごろ出てきた。隣国カナダではフランス系のケベックでナショナリズムが高揚していることも影響を及ぼしていた。ルイジアナ州では1968年、CODOFIL法を制定し、ルイジアナ州フランス語教育委員会 (CODOFIL) が設置された。この公的機関は州内の学校でのフランス語教育政策に全権を有するもので、もちろんアメリカで英語以外の言語教育にこのような委員会が州レベルで設けられるのははじめてである。この設置については、ケージャンはもとより、既にフランス語が失われていたクリオール系の州議会議員も賛同した。現在はルイジアナでは小学校(9年制) 中学年から英語以外の第二言語の学習が義務になっていて、その半数近くが第二言語としてフランス語を学習している。また、イマージョン・プログラム、すなわちフランス語で他教科を教える授業も始まって

おり、若年者でのフランス語の消失は何とか食い止められているようだ。1999年にはラフイエットでカナダのアカディア人との交流行事CMA(世界アカディア人会議)が開催され、2004年にはフランスとの間でナポレオンのルイジアナ売却を記念する行事が開かれたこともあって、ケージャンの「再フランス化 (refrancisation)」の刺激となっている。

ここで、ケージャンの文化について幾つか紹介しよう。一つは何と言っても独特の音楽「ケージャン」である。アコーディオンにヴァイオリンに幾つかの打楽器が加えられたフランス語で歌われる音楽である。その多くの要素がカナダのアカディア音楽から来ているが、アメリカに再入植してから他の移民との接触で、アコーディオンや独特のリズムなどが取り入れられた。ルイジアナは一般にジャズが有名であるが、ケージャンカントリーでは断然、ジャズよりもケージャン音楽の方に人気がある。高齢者が中心であるが、日曜や休日になると町のダンスホールやレストランで必ずこの曲に合わせてダンスする風景が見られる。

もう一つの音楽としてあげられるのが「ザディコ (Zydeco)」である。ザディコとはフランス語の「白いんげん (les haricots レザリコ)」が訛ったものである。演奏者や聴衆は黒人が多い。ルイジアナには多数のフランス系黒人もしくは有色人種が居住している。アメリカの南方、カリブ海に位置するハイチから逃れてきた黒人やクリオールプランテーションの奴隷を父祖にもつ黒人たちである。もちろん彼らの多くは今日の生活は英語であるが、ザディコ音楽にはフランス語も部分的に見られる。ザディコはケージャンから派生したものであるが、電子楽器や金属製の洗濯板が加わり、アフリカのリズムの影響を受けるなど独自の進化を遂げており、ルイジアナの有色人種にとってシンボルにもなっている。

料理や食文化とは他のアメリカ地域とは異なり独自のものがある。この地はタバスコの

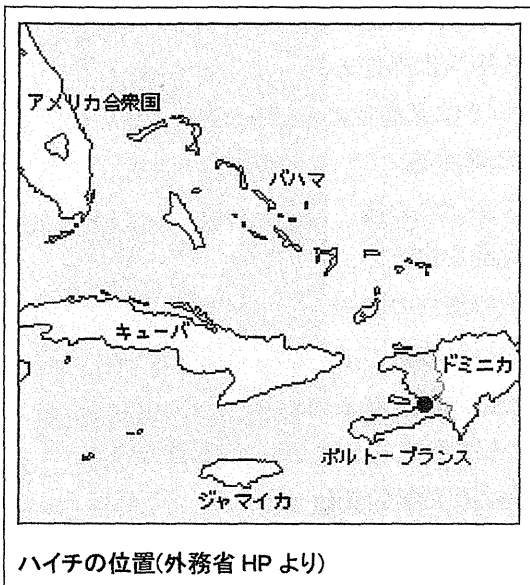


ケージャンを代表する料理「ジャンバラヤ」

製造地でもあり、スパイシーな味付けが多い。その代表がジャンバラヤという米料理である。ルイジアナは湿地帯近くで米作も行われており、それに肉（主として鶏肉）とスパイスを加え、いためた料理で、どこことなくスペイン料理のパエリヤに似ている。それもそのはずで、ジャンバラヤは一時期この地域を領有していたスペインの影響を

受けたものだ。そのほか有名な食材としては、オクラやザリガニ、なまずなどがある。

#### IV ハイチ—世界初の黒人共和国とその後の悲劇



ハイチは、カリブ海に浮かぶ島国で、キューバとプエルトリコの間にあるイスパニョラ島（面積はほぼ北海道に同じ）の西側3分の1を占める。東側はスペイン語圏のドミニカ共和国。大航海時代にドミニカとともにフランス領サントドマング島となり、17世紀以降200年近くもの間、アフリカからつれて来られた奴隷がサトウキビ畑で働かされていた。もとよりこの地域にはカリブ族という先住民がいたが、黒人や白人が持ちこんだ疫病によって、ほとんど死亡してしまいった。島の主な住民はアフリカ系黒人が、それと先住民の混血である。こうしたことから、キリスト教とアフリカの自然崇拝とカリブ

ブの信仰が混ざり合い、ブドゥー教（ゾンビ信仰など）のような独自の文化が生まれた。公用語はフランス語だが、島民のほとんどは「クレオール」を話す。クレオールとはいわゆるピジン（奴隷貿易や非欧州圏との交易過程で、直接コミュニケーションが成立しない欧州人と現地人の媒介語として自然に形成された言語。語彙はヨーロッパ諸語からのものが多いが、文法はきわめて簡素化されている）の一種であるが、それが母語化し広くその地域の共通言語となったものを言う。ハイチ・クレオールは、奴隷交易時代にフランス人とアフリカ人との接触の過程で生じ、それがこの島で定着したものである。一般にクレオールはパトワ（patwa）と呼ばれ、現在でもハイチ一般住民の母語であり日常語である。因みに、ハイチやカリブ海、レユニオン島などの「クレオール」とルイジアナの「クリオール」とは違うので注意が必要だ。

#### クレオール(ハイチ共和国憲法第1条の条文)

Peyi d Ayiti, se yon repiblik. Yo pa kapab separe tèt peyi d Ayiti ak okenn lòt peyi. Peyi d Ayiti sèl mèt lakay li. Li endepandan. Sitwayen l yo egal ego. Yo fèt pou yo viv lib, nan tèt ansanm, san youn pa kraze lòt san ouy pa fè lòt abi.

(フランス語の同じ箇所の文＝正文)

Haïti est une République, indivisible, souveraine, indépendante, coopératiste, libre, démocratique et sociale.

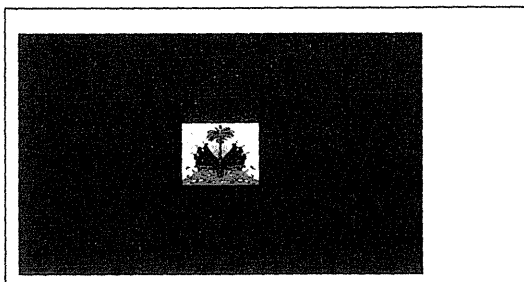
ハイチは不可分で主権を有し、独立かつ国民連帯を重視する、自由、民主、社会的共和国である。

#### 1)ハイチの歴史—フランス革命からの影響

ハイチはフランス革命が起こってから奴隷であった黒人の蜂起が起きた。フランス革命とは人間の自由・平等を掲げるもので、フランスだけではなく世界中の人類が等しく自由を勝ち取ることを宣言するものであった。このことを知った奴隷の一人、トゥーサン・ル

ヴェルチュールがハイチのフランスからの独立と黒人奴隷制の廃止を掲げ運動を起こした。ナポレオン軍との激しい戦いの末、ハイチは1804年、世界初の黒人共和国、アメリカ大陸

としては二番目の独立国として輝かしい独立を遂げる。

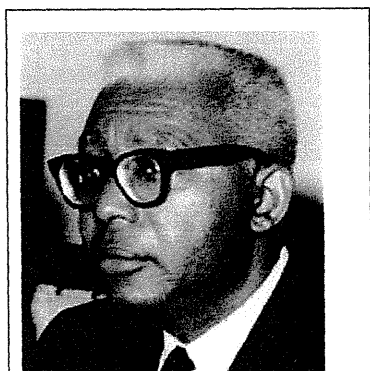


ハイチ国旗(フランスの三色旗とその白地にヤシの木と大砲をあしらったもの)

だが、その後、ハイチは長期にわたる低迷と混乱を迎える。その原因は、フランスがハイチの独立の見返りとして請求した現在の貨幣価値にして217億ドル(2兆4000万円)にもおよぶ賠償金であった。世界最貧国の一つとして数えられるハイチにとっては、この金額は天文学的数値であった。ハイチはそれでもフランスの要求を受け入れ、80年かか

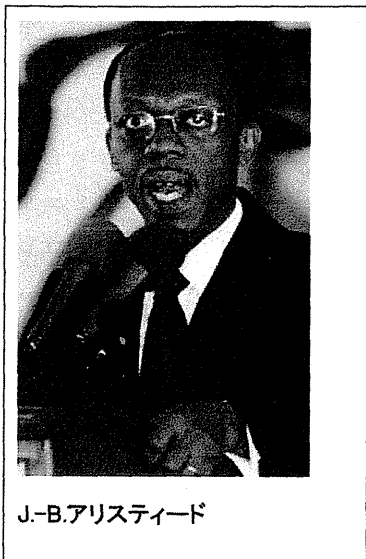
ってこれを完済した。フランスはハイチ独立によって、植民者が不動産やプランテーションを失われることが賠償金の根拠としている。独立200年が経過した2004年の記念式典で当時のアリスティード大統領は、フランスのこの賠償金は不当な請求であって返還すべきと主張しているが、フランスはもちろんそれを拒否している。この賠償金の重荷でハイチの経済が停滞したままであったということは言うまでもない。それに独立直後からの政情不安がハイチの貧困に拍車をかけた。たえずクーデターや軍事独裁が起こり、アメリカの侵攻も何度か招いている。ハイチ人の中には国を見切ってアメリカなどに移住した者や亡命した者が多数いる。また、貧富の格差が極めて著しく、首都ポルトー・ランスをはじめとしてストリートチルドレンをいたるところで見かける。「男性の平均寿命が48歳、失業率が4割を超え、国民のわずか1%の富裕層がハイチの富の80%を独占する一方、国民の85%が一日1ドル以下の貧しい生活を強いられている」<sup>3</sup>。

## 2) アリスティード大統領の登場と失脚—根付かなかった民主主義



パバドック(Fデュヴァリエ)

<sup>3</sup> 佐藤文則『ハイチ、圧制を生き抜く人々』岩波書店2003年



J.-B.アリスティード

戦後ハイチは最悪の独裁者父子パパドックとベビードック（デュヴァリエ親子だが、ハイチ人はこのように呼んで軽蔑した）のもと、圧政下に置かれるが、1986年、民衆の怒りを買ったベビードックは亡命し、ようやく民主化の兆しを見せた。1987年に民主憲法が採択され、選挙によって民主化運動の中心人物で清貧の神父、ジャン=ベルトラン・アリスティードが大統領に就任する。だが、1991年、クーデターで大統領は亡命しまう。その首謀者はデュヴァリエ親子を支持する民兵たちで、その後ハイチ社会は、アリスティード派とこの民兵につく側とで二分され、同じハイチ人どうしが相互憎悪と対立を繰り返す。その後国連制裁と多国籍軍投入により、2001年に再びアリスティードが大統領に就任するも、再び、民兵派（反アリスティード派）が蜂起したため、2004年に大統領は再度亡命する。その後も混乱が続き、ハイチ経済はますます貧窮しつつある。

さらにこの年、ハリケーンが直撃し、ハイチでは貧民が中心に大勢の住民が命を落とした。衛生状態も極めて悪く、新生児や乳幼児の死亡率が極めて高い。国連や米州機構などの国際機関が平和維持や治安活動で介入しているものの、経済構造は破綻同然であり、手の施しようがないのが現状である。そもそもハイチのこの現状は独立の際にフランスが課した余りにも過大な「賠償金」が発展の足枷となって、ハイチ社会にも大きい爪あとをのこしていることは否定しがたい。当のフランスは2004年からハイチに関する特別委員会を組織し、その救済策を討議しているが、亡命直前の2004年1月にアリスティード大統領が要求した賠償金の返還には応じないようだ。大統領の失脚は裏でアメリカとフランスが操っているのではないかという憶測もある。

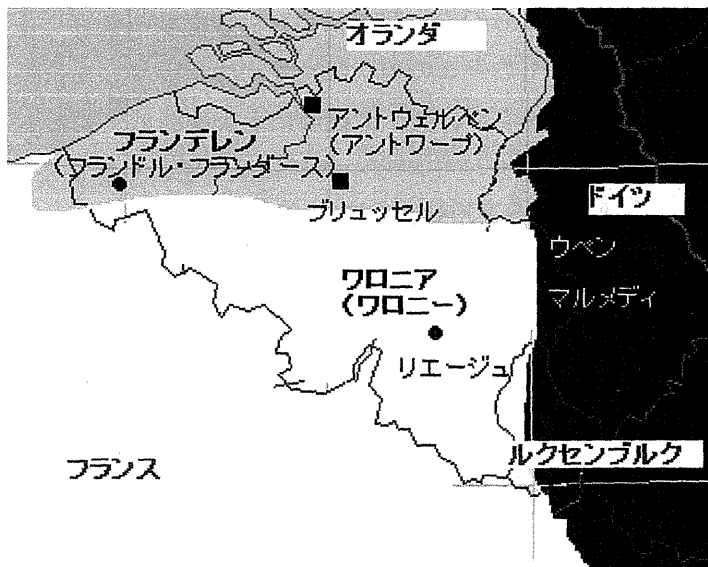
## 第4章 西ヨーロッパのフランス語圏諸国・地域

### I ベルギー

フランスの北に位置するベルギーは、面積は九州ほどしかない小国で、首都ブリュッセルから特急列車に乗れば一時間で外国（フランス、ドイツ、オランダ等）に行けるコンパクトな国である。一方、ブリュッセルにはヨーロッパ委員会や議会在置かれ、ヨーロッパ各地からのエリートや官僚がいるヨーロッパの首都でもある。このため、ベルギーはヨーロッパ諸国の中でも最も親ヨーロッパ的で、「ヨーロッパ人」意識が強いといわれる。

だが、逆にそれは「ベルギー人」という国民意識が相対的に低いことを意味する。それは、長らくベルギーは北のオランダ語系フランドレン人（フラマン人、あるいはフランドル人ともいう）と南のフランス語系ワロニア人（ワロン人ともいう）との対立が見られてきたからだ。政党や組合をはじめとして、ベルギーではあらゆる制度がこの二言語別に分けられている。ではなぜベルギーは言語集団別の対立や分離がありながら、国家としての分裂を避けてきたのか？それには歴史と「ベルギー文化」の存在が挙げられる。

#### 1 ベルギーの歴史—宗教対立による独立から「言語戦争」へ



ベルギー言語地図

- ドイツ語圏
- オランダ語圏
- フランス語圏
- 国境線

注) 首都ブリュッセルはフランス語圏でもありオランダ語圏でもある。

ベルギーはもともとオランダの一部であった。一八一〇年オランダはナポレオンの支配から脱して独立するが、現在のオランダにあたる領域はプロテスタント、ベルギーにあたる領域はカトリックが主流であった。一八三〇年にそのオランダ北部のプロテスタントの「押し付け」に反発した南部カトリック住民がベルギーとして独立したのである。一九世紀当時は「言語の違い」よりも「宗派の違い」の方が深刻であり、ベルギー独立時点では余り言語の対立は顕在化しなかったのである。

だが、宗教の影響が日常生活に余り大きく及ぼさなくなる戦後、言語の問題が顕在化す

る。これは戦前からの経済構造の転換によるフランデレンとワロニアの人口や経済力の逆転現象も影響している。ベルギーは独立時点ではフランス語だけが公用語であった。ベルギーは王国だが、国王は当然フランス語を使用するし、当時は鉄鉱石や石炭が南部ワロニア地方で多数産出し、これを利用した製鉄産業もこの地域で発展し、経済力もフランス語系のほうが大きかった。オランダ語は使用が禁じられることはなかったが、一八三〇年の独立時の憲法自体はフランス語で書かれていたこともあって、公式に用いられることはなかった。このため、フランデレン地方では長らく二言語状態（ダイグロシア）となるが、オランダ語は家庭で、フランス語はよそ行きという言語の「使い分け」状態となった<sup>1</sup>。

次第に戦後、石炭や鉄鉱石が枯渇し、製鉄業が斜陽化する一方で、ヨーロッパ統合が進みライン川河口に面するフランデレン地方がユーロポートとして海運・流通産業が発展し、次第に経済力で逆転すると、自分たちの境遇を被差別だと考えるようになる。「ワロニアの奴らはフランス語だけでよくて、何で俺たちが二言語できなくてはならないのか」という不満である。フランデレンの文化を称揚・復興する運動はベルギー独立時点からは見られていたが、これらはワロニア人から見れば遅れた野暮ったいものとして蔑まれていた。当然、ワロニア人はオランダ語を毛嫌いして学ぶことなどしなかった。次第フランデレン地域では自らの言語の教育や公的な使用を求める「言語運動」が活発になる。ベルギー戦後経済が成長を遂げるにつれフランデレンの人口も圧倒的となり、政治的権力もより掌握スルに至ると、政党や組合、大学などが二言語別に分離される。一九六〇年代から同一の政党や組合、大学の中で言語別の組織や管理機構が生じ、実質的に言語別の違う組織となる傾向が顕著となった。一九六三年には国土を南北に分かつ言語境界線までひかれる。しかしこうした分離過程で「不利益」を被るワロニアの不満も高まり、一九六〇年代後半からは両者はたびたび衝突する。これがいわゆる「言語戦争」である。

#### ベルギーの「言語戦争」

##### ①ルーヴァン大学事件(1968～69年)

フランデレン地域にあったフランス語系ルーヴァン大学のワロニア地域への移転をめぐる闘争。これをめぐって大学理事会も分裂。責任を取って当時の内閣が総辞職

##### ②フーロン闘争(1988年)

地理的にはフランデレンにありながら住民がフランス語系の多いフーロン地区のワロニアへの併合を求める闘争。2001年には首長選出をめぐるフランス語系住民とオランダ語系住民との流血闘争も見られた。

##### ③幼女誘拐・殺害事件(1996年)

フランデレンの中心都市アントウェルペン(アントワープ)に住むフランス語系の幼女が誘拐・殺害されたことに起因する事件。地元警察の捜査不備からワロニア住民の反発、ゼネストに広がり、内務大臣の辞職にまでつながる。

<sup>1</sup> この状態は現在もフランデレン地域では見られるようだ。フランスでポップ歌手として知られるフランデレン生まれのアクセル・レッドは、両親が子供に知られたくない会話をする際はフランス語を、子供と話すときや知られても構わない場合にはフランデレン語を用いていたという。

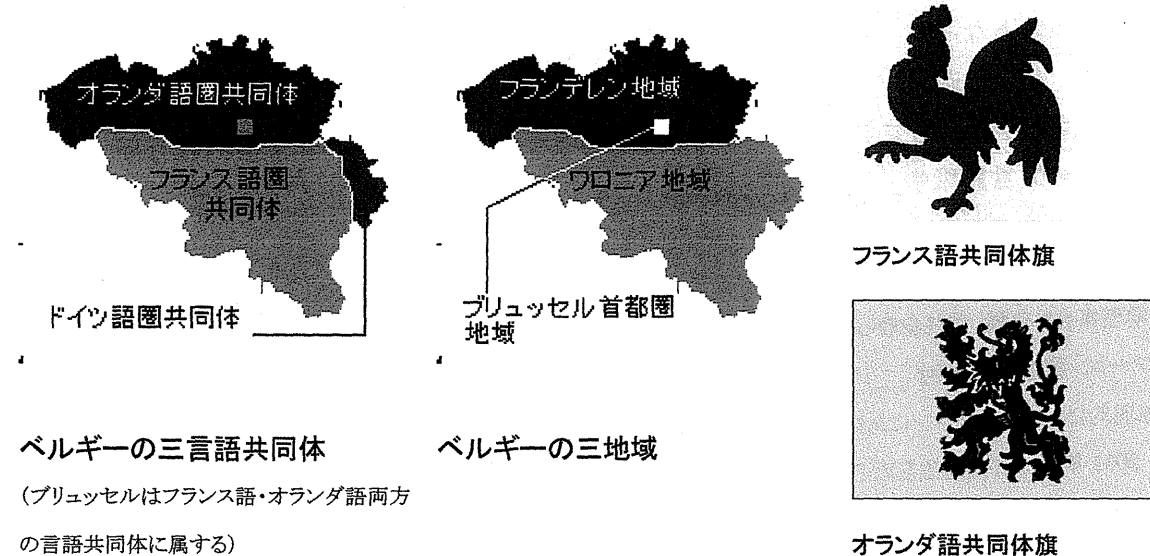


## 2 連邦制への以降—言語共同体の誕生

こうした二言語集団の対立は、当然ながらベルギーという王国の分裂の危機を潜在的に含むものであった。これを回避するため、ベルギー政府は一九九〇年代から大幅な制度改革に着手し、憲法を改正した。

新生ベルギーは、フランス語圏とオランダ語圏、そして東部のドイツ語圏<sup>2</sup>という三つの言語共同体から構成される連邦国家へ再編成された。言語共同体は、独占的に教育・文化・芸術政策などを行う政治行政体であり、政府や議会もある。そして驚くべきことは、ベルギーの対外的な文化・芸術政策、すなわち外交政策の一部までもが言語共同体の権限となったことである。たとえば、フランス語圏共同体は国際関係局（WBRI）、すなわち国で言えば外務省にあたる組織を持っており、ヨーロッパや北米、中東諸国などに駐在部を設け、ベルギー文化や芸術（実際にはワロニアの文化や芸術）、そして教育などの情報を提供している。

そして言語共同体とは別に、経済社会政策を行う「地域」が設けられている。この「地域」もまた議会や政府（行政機構）を有する。ただしこの「地域」は言語共同体とは異なり、言語集団と完全には一致して設けられていない。フランデレン地域（オランダ語）、ワロニア地域（フランス語・ドイツ語）、ブリュッセル首都圏地域（オランダ語・フランス語）の三地域である。ベルギーは三言語共同体と三地域で構成される連邦制王国となったのである。



## 3 国家レベルでの多言語主義と地域レベルでの一言語主義

ベルギーはスイスやカナダと同様の多言語主義国家として知られる。だが、上の言語共同体の設置の過程などを見てみると、むしろそれは、地域レベルでの一言語主義の貫徹と

<sup>2</sup> ドイツとの国境付近にあるウペン、マルメディ地区は第一世界大戦後、ドイツから割譲されたドイツ語圏であるが、地理的にはワロニアに属し、住民の多くはフランス語との二言語状態。

も言える。言語共同体それ自体が公用語を定めることができ、それぞれの共同体は原則としてその言語共同体の言語のみを公用語としている。

二言語地域は首都圏であるブリュッセルと東部のドイツ語共同体のみである。ブリュッセル首都圏はオランダ語共同体にもフランス語共同体にも属していることから、この二言語が完全な対等である言語と定められ、公共表示はすべて二言語である。したがって二言語主義である。しかし、フランス語系住民が圧倒的であったり、オランダ語系住民が大多数であったりする地区では、いずれかの言語が優先される場合もある。東部のドイツ語共同体は「地域」としてはワロニアに属していること、共同体内に多くのフランス語系住民を抱えていることなどから、行政機関など公共サービスで使用される言語はドイツ語とフランス語の二言語と定められている。ただし、共同体の公用語はドイツ語のみである<sup>3</sup>。



ブリュッセル市内の街路表示「聖クリストファー通り」。上がフランス語、下がオランダ語表示

#### 4 ベルギーの文化と芸術—食文化と漫画

「ベルギーの文化」、特にフランデレン、ワロニア双方が共有するベルギー文化は何か？ これを探することは難しい。特に芸術分野では、絵画や建築などを除けば、ワロニアの優位が見られる。ただ、それはワロニア固有の文化というよりは、ベルギーという枠を超えたフランス語圏共通の芸術、である。それに代表されるのはポップ音楽と漫画である。ベルギーを代表する歌手として、シャンソン歌手のジャック・ブレル、ヴァリエテ・フランセーズ（日本やアメリカでいう「フレンチ・ポップス」のこと）のアクセル・レッドやララ・ファビアンなどだが、彼らが活躍したのはベルギーではなく、パリのオランピアやゼニット、ベルシーであり<sup>4</sup>、フランスのテレビやラジオを通じてであり、フランスのレコード会社によってである。

漫画（バンドデシネ、BD と呼ばれる）は、ベルギーを代表する芸術の一つで、特にエルジェ作『タンタンの冒険』は世界的に有名な作品となっている。ベルギーは戦前から漫画が盛んだった。当初はアメコミの模倣に近かったが、第一次大戦および第二次大戦期にベルギーを占領したドイツ軍がアメコミの輸入・流通を禁じたため、これを期にベルギー独

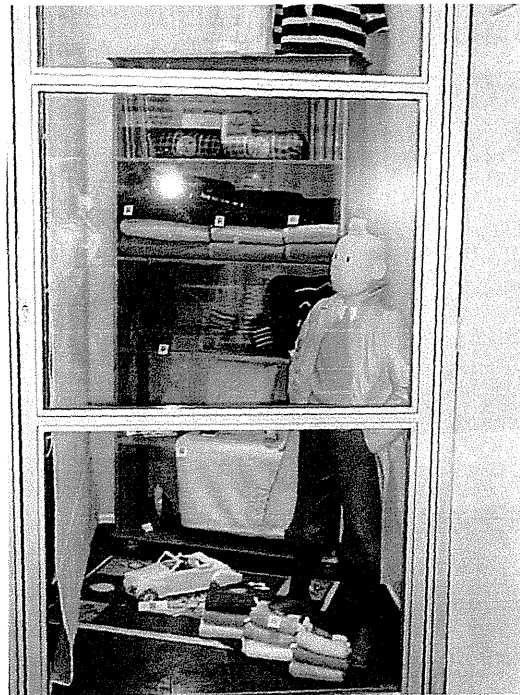
<sup>3</sup> カナダ・ラヴァル大学の言語研究所のホームページより。<http://www.tlfq.ulaval.ca/axl/europe/belgiqueger.htm>

<sup>4</sup> いずれもフランスの一流のポップ歌手がコンサートを行うホールや劇場。ベルシーは日本で言う「武道館」に相当する。

自の漫画が発展する。『タンタン』もこのころ連載が始まり、日本で言えば「のらくろ」級の古い作品だ。ベルギー漫画の特徴は、ほとんどの作品が絵画担当者とストーリー担当者が別であること<sup>5</sup>、一作品の連載が何十年というきわめて息がながいこと、そして、そのためであろうが、一作品の連載途中でストーリー担当あるいは絵画担当者が替わることである。ベルギー漫画界は『タンタン』とそのライバル誌『スピルー』で絵画やストーリーを手がけた者が「のれんわけ」する形で新しい作品を発表することで裾野を広げてきたのが特徴で、『タンタン』に脇役として出てきたキャラクターが、その後の新作の主人公になる、というパターンが多い。こうした形態はフランスの漫画界では見られない。



ブリュッセルは「漫画の町」。ところどころにこのような壁画がある。



タンタンの関連商品を売る商店のウィンドウ。右の赤いズボンをはいた少年がタンタン

だが、『タンタン』はベルギー漫画、というよりはフランスを代表する漫画『アステリックス』と同様のフランス語圏の漫画、という位置づけが一般的だ。近年、日本の漫画<sup>6</sup>がフランス語圏でも広まるにつれ、『タンタン』をフランス語圏の漫画とする傾向が強くなっている。フランスの書店では『タンタン』も『アステリックス』も同じ棚に置かれているし（日本漫画は別の棚に置かれている）、フランスではどこの家庭にも最低一冊は『タンタン』が置かれている。

<sup>5</sup> 日本の漫画にも『ドラえもん』のように複数の作者が担当する作品は幾つかある。ただし、それはストーリー担当と絵画担当という分業ではない。

<sup>6</sup> 日本の漫画は「バンドデシネ、BD」という分類よりも「le manga」という独自のジャンルとして扱われることが多い。

だが、ベルギー、特にエルジェが生まれたブリュッセルでは、タンタンの町としていたるところにタンタンやエルジェの他のキャラクターの絵が描かれている。タンタンの関連商品を販売する店もある。特に目立った国民的著名人がいないベルギーにとって、タンタンこそ「ベルギー大使」だという意見もある（因みに世界的女優オーディリー・ヘップバーンはベルギー生まれなのだが、ベルギー映画にはまったく出演していないこともあって、ほとんど知られていない）。

ベルギーの「国民的」文化を見出すには、食文化の方がよいかもしれない。同じフランス語圏でもワロニア人はワインよりはビールを好むようだし、有名なビール銘柄はフランデレンにもワロニアにも見られる。ムール貝料理やフライドポテト発祥の地などでもベルギーは知られている。英語で「フレンチフライ」とも言われるのは、アメリカに移民としてやってきたベルギー人がこの料理を作って売り出したとき、フランス語なまりの英語を使っていたことに起因する。チョコレートやワッフルもベルギーを代表する食材であろう。

## II スイス

スイスはハイジやチーズ、アルプスの国として知られる。農業や自然以外にも世界屈指の時計産業が集中し、スイス銀行など世界的な金融産業が形成されているチューリヒやバーゼル、世界経済フォーラムが開催されるダヴォスなど経済国としても、永世中立国で国際機関も多いが、国民皆兵制など独自の政治外交を持つ国としても知られる。

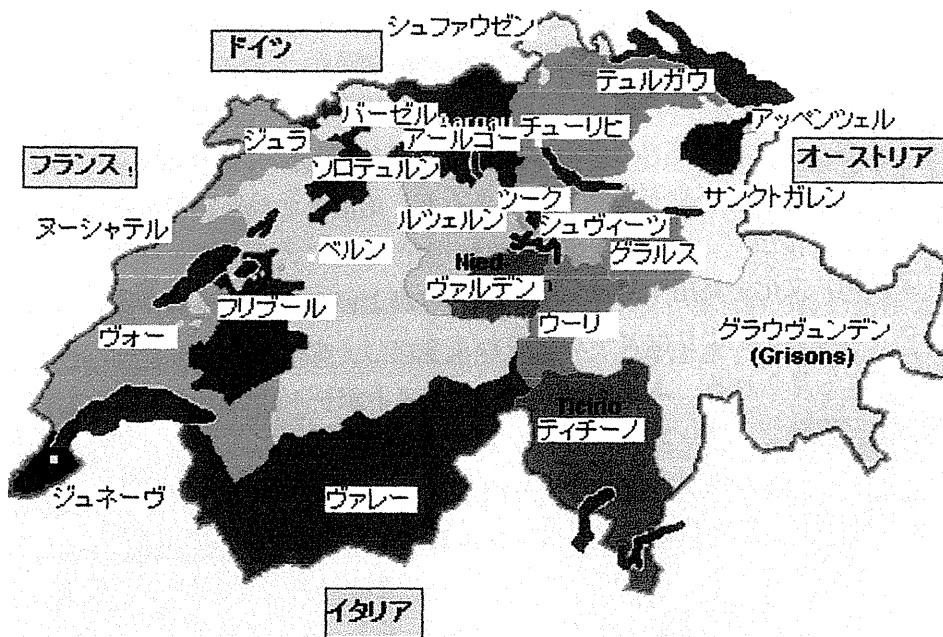
だが、スイスは多言語国家であるということは以外に知られていない。スイスはベルギー同様の地域によって異なる言語が使用される国である。スイスは多言語主義政策をとっているが、その内容はベルギーとは少し違うようだ。

### 1) 多言語国家スイスの誕生

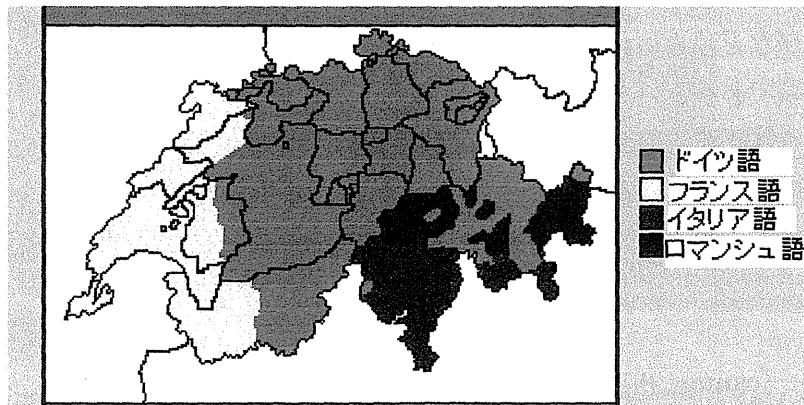
スイスは二十三のカントン (canton 州) から構成される連邦国家で、カントンは原則としてそれぞれの憲法とスイス連邦政府の権限も排除できる主権を有する（主権の面でカントンと連邦政府は対等である）。したがって、ほとんどの内政はカントン政府が行うことになっている。

だが、原則として、ベルギーの場合とは異なり、言語や文化・芸術、そしてテレビやラジオなど放送政策はこのカントンではなく連邦政府が担うことが多い。ベルギーの場合は言語共同体が言語の分布に従って創設された経緯があるため、当然共同体政府がこれらの政策を行うことになっているが、スイスのカントンは、必ずしも言語の分布とは一致しないからだ。次のカントンの地図と言語の地図を比較すればわかるであろう。

スイスが国語と定めている言語は、ドイツ語とフランス語、イタリア語とロマンシュ語であるが、ドイツ語は中東部、フランス語は西部、イタリア語はアルプス山脈以南の地域に、ロマンシュ語はアルプス山中で使用されている。だが、その使用人口は均等ではない。



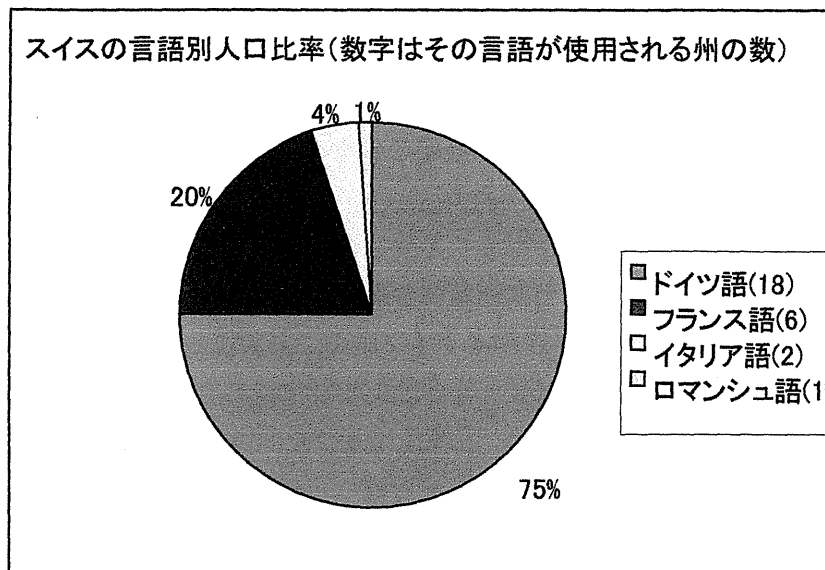
スイスの23のカントン(ヴァルデン州は通常、上ヴァルデン、下ヴァルデンの二つに分割されている)。



スイス言語地図(黒い線はカントン境界を意味する)

次のページにスイスの言語別人口グラフとその言語が使用される州の数を表したが、圧倒的にドイツ語が多いことがわかる。ドイツ語は実にスイス人の4分の3を占め、ベルギーのように二大言語がほぼ拮抗するという構図とは異なることがわかる。フランス語は20パーセントでスイス人の5人に一人、イタリア語は20人に一人しかない。ロマンシュ語に至ってはわずかに1パーセント、グラフには表示されていないが、実はスイスに居住する外国人や移民の言語よりも少ないのである。しかしスイス政府はこの四言語がスイスの国語であると憲法で定め、通貨(紙幣)などはこの四言語で表記されている。

スイスのこの状況は、その建国の歴史から生まれたものである。中世に平地に拠点を置く貴族の支配を嫌った山岳部のドイツ語圏の村々が集まって、連合組織を結成したのがスイス



の始まりである。その後フランス革命やナポレオンの支配を嫌ったフランス語圏の山岳部の村々、同様に統一イタリアへの編入を嫌った山岳のイタリア語圏の村々が、低地の強大力から身を守るために言語の壁を越えて団結し、近代スイスへと発展する。直接民主制の実施や国民皆兵制や中立政策もこうした山岳人としての経緯から生まれたものである。

## 2) スイスの言語政策—公用語と領域性原理、少数言語の保護

よってスイスの状況は、もともとフランス語圏のワロニアの支配が大きく、戦後オランダ語圏のフランデレンが台頭したことにより生じた言語対立が見られるベルギーとは異なる。抗すべきは低地の同じ言語を使用する勢力であった。そのためスイス人は一致団結する必要があり、お互いの差異や違いについては不干渉の姿勢をつらぬきながらも、それぞれの言語集団は平等と考えたのである。このため、ドイツ語、フランス語、イタリア語の三言語については、人口や面積規模で格差はあるが、憲法によってまったく平等であることが定められている。また、全国政党や組合などの組織がベルギーのように言語別に形成、運営されることはない。

しかし、それぞれの言語圏は、他の言語を目にすることはほとんどない。駅や公衆電話の表示などを除くと、基本的にフランス語圏ではフランス語、ドイツ語圏ではドイツ語しか聞かない。また連邦政府は職員がこの三言語での行政サービスを行えるよう定められているが、施設外では、その言語圏の言語しか表示しないことになっている。つまり、スイスはアイデンティティの面ではベルギーよりも強固であるが、言語の面ではベルギー以上の一言語主義が貫徹されている。

その理由として「領域性原理」と「カントンと連邦政府の対等性」が挙げられる。「領域性原理」とはベルギーもそうだが、複数の有力言語がひしめく国では、一方の言語が他方の言語に凌駕されることを避けるため、その言語が話される領域では、その言語が保護さ

れ、他の言語よりも優先される原則のことである。もう一つは、外交や軍事を除く内政については、カントンは連邦政府と対等もしくはそれ以上の排他的な権限を有する。このことから、連邦政府が多言語主義であっても、その個別の業務はそれを行う地域で使用される言語で行うことが優先されているのである。スイスのこのやり方がベルギーのような言語戦争を避け、国民統合をより強くしているのである。

スイスは、国語と定めているほかの二つの言語も、フランス語とドイツ語の対等な言語としている。しかしながら実質的には、ロマンシュ語圏ではドイツ語（あるいはイタリア語）とロマンシュ語、イタリア語圏ではイタリア語とドイツ語の二言語状態となっている。イタリア語やロマンシュ語は余りにも人口が少なく、自分たちの言語だけでは生活していけないからである。スイス政府はこの二言語について憲法に基づき保護政策を講じている。この二言語が話される二つの州に補助金を交付したり、ロマンシュ語の映画やテレビ・ラジオ番組制作の予算を充てたり、ロマンシュ語教育団体に支援・助成を行ったりしているのである。

スイスの州別言語使用状況		
ジュネーヴ、ヴォー、ジュラ、ヌーシャテル州	フランス語圏	フランス語のみ
フリブール(フライブルク)、ベルヌ(ベルン)、ヴァレー(ヴァリス)州	フランス語圏	フランス語のみ
	ドイツ語圏	ドイツ語のみ
テチーノ州	イタリア語圏	イタリア語 ドイツ語
グラウヴュンデン(グリシュン、グリゾーニ)州	ロマンシュ語圏	ロマンシュ語 ドイツ語
	イタリア語圏	イタリア語 ドイツ語
	ドイツ語圏	ドイツ語のみ
上記以外の州	ドイツ語圏	ドイツ語のみ

### 3) スイスの公共テレビ放送と「スイスロマンド」、そしてロマンシュ語

スイスには公共テレビ放送があるが、「領域性原理」を反映して、原則としてはフランス語圏ではフランス語放送、ドイツ語圏ではドイツ語放送、イタリア語圏ではイタリア語放送だけが放送されている。言語圏別に一つの公共放送局が一つないしは複数のチャンネルをもち、それぞれの言語で作成した番組を放送する。よって、一つのチャンネルあるいは放送局が多言語放送を行うことはない<sup>7</sup>。

このうち、フランス語圏の公共放送局は TSR (スイスロマンド・テレビ) と呼ばれる。

<sup>7</sup> ただ近年はケーブル放送や衛星放送の登場によって、他の言語圏の番組をテレビで視聴することは可能である。また、フランスやドイツ、イタリアのスイス国境付近の地域では、スイスのそれぞれの言語の公共放送を視聴できる。

「スイスロマンド (Suisse romande)」とは、スイスのフランス語圏 (四つのカントンの全域と三つのカントンの一部) の総称で、スイスにおけるフランス語共同体である。スイスはベルギーに比して国民統合意識やナショナル・アイデンティティが強いとされるが、フランス語圏のスイス人 (=ロマンド人) としてのアイデンティティも強固である。ドイツ語圏やイタリア語圏には、「ロマンド」のような言語圏をひとまとめにする呼び名はなく、フランス語圏の独自性がうかがえる。しかし、スイスの言語圏はベルギーの「言語共同体」とは違って、共同体自体が政府や行政機関にはなっていない。精神的あるいは文化的な共同体にとどまっている。

一方、少数言語ロマンシュ語は独立の公共放送は持たない。視聴者が大変少なく、またアルプスの溪谷に散在していることと、放送するのに必要な「書体」が定まるのが1980年代ときわめて遅かったことが影響している。ロマンシュ語はつい最近まで「レトロロマンス語」と呼ばれていた。しかし、その実体は5つの方言の集合体に過ぎず、「レトロロマンス語」の書き言葉があるわけではなかった。戦前からレトロロマンス語の保護や復権に力を注いだ民間団体「リーア・ルマンチャ (ロマンシュ連盟)」が統一の書記法を1980年代に完成させ、それが今日のロマンシュ語となり、教育や放送に使われることになったのである。現在では、ドイツ語公共放送の一つのチャンネルの一部がロマンシュ語放送に割り当てられている。

### Ⅲ 他の西ヨーロッパ諸国におけるフランス語の状況

#### 1) ルクセンブルクとモナコフランス語が公用語

ルクセンブルクとモナコというフランスに隣接する小国でのフランス語は、いずれも公用語として、行政等で使用されるほか、教育や放送、商業などで広く使われている。フランスでは長らく民間放送が存在しなかったため、フランス国民は特に1960年代、隣国のフランス語の民間放送を「娯楽」として楽しんだ経緯がある。モナコのTMC (テレビモンテカルロ) やルクセンブルクのRTL (ラジオ・テレビ・ルクセンブルク) がその代表だ。

だが、多言語状況で見ると、ルクセンブルクとモナコは大きく異なる。ルクセンブルク国民の過半数が母語とし、かつ日常的に話すのは「レッゼブルギッシュ」と呼ばれる言語、すなわち「ルクセンブルク語」である。この言語は長らくドイツ語の方言としての扱いであったが、戦後次第に「独立の言語」とみなされるようになり、ドイツ語とは別の言語と位置づけられている。

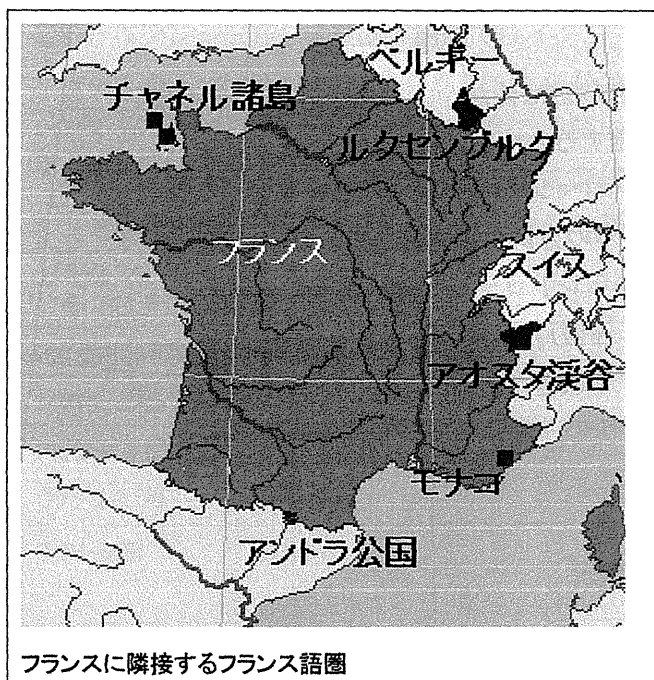
ルクセンブルクでは、現在でもフランス語のみが公用語であるが、実質的にはドイツ語とルクセンブルク語の使用も促進しており、学校では三言語で教えられることも多く、三言語主義となっている。スイスやベルギーの多言語主義とは異なり、ルクセンブルクのそれは、国民一人ひとりが三言語を話せる政策を取っている。因みに英語では前者のケースでも後者のケースでも *multilingualism* あるいは *multilinguism* と呼ばれるのに対し、フ



ランス語では、前者が plurilinguisme と呼び、後者を multilinguisme として区別している。

一方、モナコは、富裕層など外国人も多数居住しているため、英語なども使用されるが公式ではフランス語だけが使用されている。「モネガスク」すなわち「モナコ語」と呼ばれる、もとよりこの地で用いられていた言語もあるが、モナコ住民はほとんど話さない。学校の課外授業などで細々と教育されている程度である。

## 2) アンドラ公国、アオスタ渓谷、英仏海峡



フランスに隣接するフランス語圏

これらもフランスに隣接する国あるいは地域で、フランスの特定の地域と歴史的に深いつながりがあるため、フランス語使用地域である。だが、モナコやルクセンブルクに比べるとその地位は低い。フランス語はこれら住民の母語あるいは日常語ではないことと、他に有力な言語があるためである。

### ① アンドラ公国

ピレネー山脈にある小国アンドラは、フランスとスペインの長い歴史に及ぶ領土紛争の結果、緩衝地帯として双方の主権が及ぶ公国となった。よって、ユーロが導入される前にスペイン・ペセタとフランス・フランの両方の通貨が使用さ

れ、外交や国防も両国が肩代わりし、その結果、フランス語もスペイン語も使用されることとなった。だが、アンドラ住民の母語・日常語はカタルーニャ語、すなわちスペイン北東部バルセロナを中心とする地方で用いられる言語である。フランス語やスペイン語は教育や観光で用いられるが、あくまでも補助的な役割である。

アンドラは 20 世紀末には次第に主権を有する独立国家へと変容する。国連にも 1990 年代末期に加盟し、2004 年にはフランコフォニー（フランス語圏）・サミットにも参加している。

### ② アオスタ渓谷（イタリア）

アオスタ渓谷（ヴァルドスト）は、イタリア北西端、アルプスを挟んでフランスとフランス語圏のスイスに国境を接する。2006 年冬のオリンピックがトリノで開催されたが、アオスタはスキーやモーグルなど山岳スポーツの会場となった。しかし、トリノがあるピエモンテ州とは異なり、アオスタ自治州を構成している。アオスタはイタリアで最も小さい四方を 4000 メートル級の山脈で囲まれた地域だ。



アオスタ市内のフランス語とイタリア語の二言語表示

アオスタ自治州は戦後制定されたアオスタ特別自治法により、フランス語がイタリア語と対等な地位をもつ州の公用語と定められた。このことにより、州内の公共の表示や行政サービスは原則として仏伊二言語で行われることになった。

アオスタがフランス語も公用語としているのにはいくつか理由がある。一つは、地理的にフランス語圏に近く、また、観光（ウィンタースポーツや登山など）が最大の収入源であることから、フランス語圏との交流に力を入れることは州の発展のために必要であり、よって、フランス語の使用機会を拡大し、住民のフランス語能力の向上も不可欠と考えているためである。もう一つは、歴史的にフランスの、特にリヨンを中心とする東部サヴォワ地方とのつながりがあったことである。もとよりこの地域はフランス東部を拠点とするサヴォワ王家の領土の一部で、その中で特権的地位が与えられていた。この地域との物的、人的、知的交流も盛んであった。そして、第三にフランス語はアオスタの自治権のシンボルであり、アイデンティティの一つであるからだ。

だが、実際は、アオスタ住民のほとんどはフランス語が話せるものの、母語や日常語ではない。もちろん学校では法律によってイタリア語と同時間フランス語で同一科目を教育す

べきことが定められているから、使用機会は多い。だが、もとよりこの地域の母語とされていたのは、フランコプロヴァンス語という標準フランス語とは異なるサヴォワ地域の言語であった。しかしこの言語の教育は書記法が長らく決まっていなかったことや、山岳民の「野暮なことば」という否定的見方がアオスタ都市部住民の間にあつたことから、なかなか学校で教えられることはなかった。そして戦後、アオスタ渓谷にその清水を求めたイタリアの精密機械工業が次々と進出し、これに伴いイタリア各地から労働者が流れ込んできたため、アオスタの「イタリア化」は急速に進んだ。テレビやラジオのイタリア語放送も普及し、アオスタの言語文化は危機に瀕する。母語ではない「フランス語」にアオスタ住民がしがみつ়くのは、こうした「イタリア化」・すなわち同化への抵抗、自治権とその根拠とも言える民族性の防衛のためであると考えられる。

### ③チャンネル諸島(イギリス)

英仏海峡、「上陸作戦」で有名なノルマンディに程近いところに、イギリス領の島々、チャンネル諸島がある。フランス語では因みに「英仏海峡」は「マンシュ」、チャンネル諸島は「アングロノルマン諸島」と呼んでいる。ジャージー島やガーンジー島など小さい島々からなるチャンネル諸島は、中世からイギリスとフランスの領有権の争いとなった。もともとチャ

ネル諸島はフランスの対岸のノルマンディ地方と合わせてノルマンディ公国であった。当時、この両地域ではノルマン語（ノルマンディ語）が使用されていた。この言語は、ガロロマンス諸語の一北部方言であった。標準フランス語ももとはガロロマンス諸語の一つ、イルドフランス方言（フランシアン）に過ぎなかったが、絶対王政と宮廷の発展によって、次第に他の諸方言を圧倒していったことは既に別の章で述べたとおりである。

チャネル諸島がイギリスになったのは、ノルマンディ公国の王ギョーム一世がイギリスに進出し、イングランド王ウィリアム一世になったためである。その後パリを中心とするフランス王国が発展・拡大し、百年戦争などイギリスと領土争いを展開した結果、ヨーロッパ大陸のノルマンディ部分がフランス領となり、現在の英仏領土が確定するのである。フランスはノルマン語圏であるチャネル諸島も奪おうとしたが、イギリス勢力の強固な防禦によって、フランス領に落ちることは一度もなかった。

しかし、この島々で話される言語は英語ではなく、ノルマン諸語で、島ごとに若干異なる諸方言であった。一番フランスに近い最大の島、ジャージー島ではジェリ語（「ジェリ」とは「ジャージー」の現地語名である）、ガーンジー島ではガーンジー語が使われていた。イギリスはこれらの諸島を領有するも、統治はしなかった。もともとこれらの島嶼の領主である「バイイー」が、イギリス領確定後も引き続きこの地を統治することとなり、イギリスに属しながらもイングランド王家には服従しない、という特権的な地位が与えられた。よって、地元の言語や風習が長らく温存されることになった。チャネル諸島は現在ジャージー島だけでなるジャージーと他の島々からなるガーンジーで構成されるが、それぞれ独自の憲法と通貨を有する。スコットランドや北アイルランドよりも強固な自治権があるのも、この歴史的経緯からである。島は長らくフランス語を事実上の公用語とし、現在でも法律用語の一部はフランス語である。ヴィクトル・ユゴーがナポレオン三世の統治を嫌って一九世紀後半にガーンジー島に亡命したが、島民とはフランス語でコミュニケーションをとっていたことが記録されている。

しかし、そのナポレオンが失脚した一九世紀終わりごろから急速にフランス語は廃れ、英語が浸透する。20世紀になるとフランス語が公的には使用されなくなった。ジャージー語など島のことばは、第二次大戦中、島を占領したドイツ軍に対する抵抗運動の際にレジスタンスだけの秘密のコミュニケーションをとるのに役に立ったが、戦後はほとんどしやうされなくなった。現在ジェリ協会という民間団体が、この言語の辞書や文法書などを刊行している。一方フランス語は、観光や商業などの場面で用いられているが、ほとんどの島民の日常語は英語となっている。

## 第5章 フランス語圏アフリカ

### はじめに

アフリカにもフランス語圏が広がる。フランス語圏とされる地域は西アフリカから中央（赤道）アフリカにいたる地域、そしてアフリカ大陸の南東にあるマダガスカル島とその周辺の小さな島国の大きく二つに分けられる。また、北アフリカで地中海に面したモロッコ、アルジェリア、チュニジアのいわゆるマグレブ三国は、準フランス語圏とも言える地域である。北アフリカ諸国での公用語はアラブ語であり、また多くの国民にとって母語であり日常語であるが、教育や行政、あるいは経済・商業活動でフランス語が多用されているからである。アフリカにフランス語圏があるのは何故か？それはかつてアフリカがフランスやベルギーなどヨーロッパのフランス語圏の植民地だったからである。よって、まずは植民地とその解体について触れる必要がある。

#### 欄外説明 マグレブ (Maghreb)

アラブ語で「日没する地」という意味で、アラブ世界の中心とも言えるサウジアラビアから見て西の果ての地にあたる。地中海に面したアフリカ北西部を指す。具体的には「モロッコ」のことで、アラブ語で「モロッコ」を「アμμαグリビーヤ」と言う。因みに「日が昇る地」は「ルブナーン」、すなわちレバノンを指す。フランス語ではモロッコだけでなくアルジェリアやチュニジアを含めて指す場合が多く、「アフリカ」と区別する向きが強い。

コ、アルジェリア、チュニジアのいわゆるマグレブ三国は、準フランス語圏とも言える地域である。北アフリカ諸国での公用語はアラブ語であり、また多くの国民にとって母語であり日常語であるが、教育や行政、あるいは経済・商業活動でフランス語が多用されているからである。アフリカにフランス語圏があるのは何故か？それはかつてアフリカがフランスやベルギーなどヨーロッパのフランス語圏の植民地だったからである。よって、まずは植民地とその解体について触れる必要がある。

### I 植民地の歴史—奴隷の廃止からアフリカ・マダガスカル連合の発足まで

ヨーロッパ勢力がアフリカと接触を持つようになるのは16世紀以降、奴隷貿易を通じてであった。ヨーロッパ人がなぜ奴隷を必要としたのか？それは大航海によって発見された新大陸の農産物を大量に生産、加工、輸送するのに、大変な労働力を伴ったからである。

その代表的品目は砂糖である。砂糖は今でこそ我々庶民が何気なく口にしているが、中世ヨーロッパにおいては、貴族の中でもごく限られた者しか口にすることができない貴重で高価なものだった。なぜならヨーロッパには砂糖を生産するのに必要な砂糖きびの栽培に向かないところだったし、現在の砂糖の主原料となる砂糖大根（甜菜）は、まだそれから製糖する技術を持っていなかったためである。

そこで、ヨーロッパの商人たちは、カリブ海の島嶼など亜熱帯に属するアメリカ大陸やそれに付随する島々で砂糖きびを栽培し、そこで製糖して、ヨーロッパまで輸送して販売することを思いついた。しかし、砂糖きびの栽培、収穫、製糖には大変な労力がかかり、ヨーロッパから労働者を雇ったのでは莫大なコストがかかる。このため、ヨーロッパ人たちはアフリカから黒人を奴隷として働かせることを考案したのである。奴隷なら労働に対する賃金を払う必要はなく、死なない程度の食料さえ与えればよい。すなわち、商人たちは少ないコストで大儲けできる。こうした理由から奴隷貿易が盛んになったのである。

アフリカ大陸のフランス語の浸透は、まずは奴隷貿易に起因する。フランスから奴隷商人たちがアフリカにやってきて、アメリカに連れて行くべき奴隷を捜し求めるのであるが、

ヨーロッパ人が直接奴隷を捕らえるのではなく、彼らの間には「仲買人」と呼ばれる現地人がいた。「仲買人」は現地の有力者で、フランス語をはじめとするヨーロッパ言語を話すことができた。このようにしてフランス語はまず、アフリカの有力者から広まる。

しかしフランス革命以降、奴隷制は人権に反する行為として廃止の機運が高まる。フランスでは人道活動家として知られたヴィクトル・シェルシェールが設立した奴隷制廃止協会の運動もあって、1848年に廃止された。これに代わって、フランスはアフリカの植民地政策に乗り出す。これも表向きは人道的理由からであった。フランスは革命で旧体制とそれの基盤となっていた伝統的思想を打破した。人間はそうした因習から自立すべき存在であり、それが自由だと唱えられた。そして、この自由はフランス市民だけではなく世界のすべての人々に平等に有するものであり、もちろん人種や肌の色とは無関係であると考えられるようになる。だが、フランス以外の国々は王制が残っていたり、不合理な信仰に取り付かれていたりとまだまだ伝統的思想が温存されている。フランスは自国だけでなく世界の人類のために、こうした古い思想や思考を除去しなくてはならない。また世界で始めて本当の革命を成し遂げたフランスの義務でもあるという自負を抱く。フランスがアフリカに植民地化する表向きの理由であり、そこには「文明」と「野蛮」の構図がうかがえる。

だが、もちろんその内実にはいろいろな理由がある。一つはイギリスとの覇権あらいでいうことはいうまでもないし、アフリカの資源を独占し、また、自国の生産品を独占的に販売できるという「金儲け」の動機もあろう。このようにしてフランスは軍事力を背景にイギリスと競争する形で次々とアフリカを植民地化する。

このとき、フランスは平等と革命精神の名のもとに、現地住民の「フランス化」に力を入れる。各地に学校を建て、アフリカ人の子弟も入植したフランス人の子弟も同じ教室で授業を行う。「平等」という観点から、生徒や児童には同じ「制服」を着せたりもした。その中にはセネガルの初代大統領となるレオポルド＝セダール・サンゴールらのような優秀なアフリカ人もいて、このような人たちにはフランス本国の高等教育を受けるチャンスも与えられた（サンゴールはさらにフランス本国のフランス語の高校教師にまでなる）。

もちろん、アフリカ人すべてにこのような権利が与えられたわけではない。「平等」と言いながら、アフリカ人はフランス人と同じ「市民」ではなく、それに従ずるという意味での「臣民 (sujet)」として扱われ、植民地内の他地域やフランス本国への移動は自由ではなかった。フランスは文明の精神を十分に体得したか否かでこの「市民」と「臣民」の区別を正当化し、「臣民」たるアフリカ人の同化を求めたのである。

だが、「同化」の途上、フランス植民地帝国は崩壊を迎える。19世紀終わりごろから次第にフランスの支配に対する反乱が起きるようになった。当初それは組織されない乱発的なもので、すぐさまフランスの官憲に鎮圧されていたが、アルジェリアやヴェトナムなど他のフランスの植民地で独立蜂起運動が起きるようになると、アフリカ諸国でもその動きは高まってくる。さらに、第二次世界大戦で、ドイツやイタリア軍がフランスの植民地を占領し、「将来の独立」を口約束に現地に対独協力のための傀儡政権を樹立する。これによっ

て、アフリカ諸国の一部では戦後、独立の動きがいつそう高まる。

一方、フランスに学んだアフリカ人のエリートたちも、フランスの植民地主義には疑問を抱くようになる。「平等」と言いながら、植民地はフランスに従属を強いられているのはおかしいのではないか？「平等」ならフランスと対等な関係を結ぶべきではないのか？こうした考え方が高まりフランスはいよいよ「脱植民地化」政策を取らざるをえなくなる。

## 2) フランス第四共和制と「海外フランス」—「フランス連合」の発足

1944年に解放されたフランスはドゴール將軍とソ連の支援を受けレジスタンス活動を行った共産党など左翼勢力との共同で、第四共和制を発足させる。そして、この年、フランス領赤道アフリカの首府が置かれたブラザヴィル（現在のコンゴ共和国の首都）で、ドゴールの自由フランスとアフリカ植民地とが会談を行われ、戦後のフランスとアフリカとの関係が決定した。この体制と以前の体制（第三共和制 1870～1940）と大きく異なるのは、アフリカなどフランスの「植民地」の地位がなくなったことである。しかしこれは、「植民地」という名称がなくなっただけであり、旧植民地は名前を替えてフランスに留まり続けることになった。

植民地は様々な基準から、①海外県、②海外領土、③協同領土、④協同国家という形に再編され、それがフランス本国たる「共和国」とともに「フランス連合 (Union française)」という組織を構成するというものであった。だが、共和国大統領が連合大統領を兼任するという形態や、国会がフランス本国の「国民議会」にしかなく、当時、本国と海外フランスとの人口はどちらもほぼ4000万で拮抗していたにも関わらず、国会議員の圧倒的多数は本国選挙区からの選出者で占められ、閣僚になると有色人種出身者が極めて少なくなるという構造は、まさに植民地体制そのままであった。さらに教育や社会制度、経済、金融政策など日常的業務のほとんどが、結局パリの官僚の決定権に服従したままで、この連合はサンゴールら海外出身のエリートたちには大いに不満の残る内容となった。

一方、この時代、ヴェトナムでは既にインドシナ戦争が始まり、マグレブ諸国でも独立運動が高まったこともあって、これらの領域はフランス連合から事実上脱退し、新しい現地人で構成される政権が実権を握っていた。

## 3) 「フランス共同体」の発足と解体—フランス植民地帝国の崩壊とアフリカの年

1958年、アルジェリア危機が勃発し、フランス第四共和国政権は機能不全に陥った。一時は第四共和政権を退いたドゴール將軍は、フランスの危機的状況を打開すべく二つの決断を下す。一つは、第四共和政府を打倒し、新たな政府を樹立することであった。もう一つは、旧植民地の独立要求を受け入れることであった。

だが、フランス領アフリカは、フランスからの完全独立を目指す指導者がすべてではなかった。サンゴールのように立法権や自治権を求めながらも、フランスやフランス語、フランス文化とのつながりを保ちたいと願う人たちも多く、アフリカ各地の足並みは乱れた。

そこで、ドゴールとサンゴールらフランスの閣僚あるいは国会議員であったアフリカ人たちは、第四共和制の「フランス連合」よりもさらに緩やかな「フランス共同体 (Communauté française)」が発足した。フランス共同体の大きな特徴は、それへの参加は各旧植民地の意向によるものとし、共同体の参加にあたっては、ドゴールが起草した第五共和国憲法の承認を前提とした。ただし、外交、国防、通貨、金融政策などはフランス本国たる共和国の権限が独占していた。

だが、アフリカ諸国のほとんどは、そのフランス共同体への参加をはじめから拒むか、途中から離脱するかしてしまい、1960年にはほとんどすべてのアフリカ地域が共同体から離脱し、形骸化してしまった。ここにフランス植民地帝国およびその「延命策」は完全に終焉を迎え、「アフリカの年」たる1960年、多数の新生アフリカ独立国家が産声をあげた。

## II フランス語がアフリカ諸国で使用される理由

アフリカ諸国でフランス語が使用されるのは、それはアフリカが長らくフランスやベルギーなどフランス語圏のヨーロッパ諸国に植民地支配されていたことに起因する。だが、それだけでは、なぜ植民地体制が終了した今日でも、アフリカ諸国でフランス語が使われているのかについての説明にはならない。例えば、日本がかつて植民地支配していた朝鮮半島や台湾では、同様に植民統治時代、日本名を付けさせられたり、日本語教育が行われていたが、戦後はこれらの地域では「脱日本化」が進められ、韓国では日本(語)の映画上映や歌謡曲がつい最近まで禁止されていた。イギリスや(マレーシア、インド、スリランカ、パキスタン、東アフリカ諸国) オランダの旧植民地(インドネシア)でも旧宗主国の言語よりは現地語の教育が進められている。

### 1) 民族紛争・内戦の回避手段としてのフランス語

すなわち、旧植民地諸国では、独立後は旧宗主国の言語よりもなるべく自国語を教育させ、広めさせようとする傾向があるのに対して、フランスの旧植民地であるアフリカ諸国では今でもかなり広くフランス語が使われているのはなぜか? その一つの理由として、アフリカ諸国、特にフランスの旧植民地であった諸国については、植民地体制以前からあった部族や民族の集団や同盟関係、婚姻関係などを無視して行政区画がなされ、そしてその区画がそのまま、独立後の国境となってしまう、結果として、一つの部族や民族が国境により分断されたり、一つの国に伝統的に対立する民族集団を抱え込んだりする事例が生まれ、それがさらに、資源の争奪や国家中枢権力の奪取をめぐる、独立後の新興国家の崩壊の危機に導く危険性が高いことがあげられる。下記の表はフランス語圏アフリカ諸国における「国語」の状況である。アフリカ諸国における「国語」とは、公用語である「フランス語」以外にその国のある地域や民族、部族集団で母語、あるいは日常語として用いられる言語のことで、国によってはすべての現地語を「国語」として扱うケースも見られるが、多い国になると200を超える国語が存在する。もし、アフリカ諸国がフランス語を公

用語とはせず、現地語を公用語にするならば、公平さを規すために国語すべてを公用語にするか、国語のなかから有力なもの一つあるいは複数選んで公用語にするかのいずれかとなる。だが、すべての現地語を公用語にすると、余りにも煩雑でコストもかかる。一方、特定の現地語のみを公用語にしてしまうと、その言語を日常用いる民族や部族が他のグループよりもエリートになりやすく、結果としてその国の権力を独占されてしまう可能性も否定できない。よって、内戦や民族間紛争をさらに招きかねない。

よって、どの民族や部族にとっても「母語」や「日常語」ではないフランス語こそが最も中立的で、内部対立を回避する最も有効な方法、ということになる。アフリカ諸国の多くの国ではフランス語は公用語で、新聞や放送、公文書や広告などではフランス語が使用されているが、原住民のほとんどはフランス語が母語でもなければ日常語でもない。彼らは自分たちの民族や部族の言語を用いる。自分たちの日常生活圏から離れたところに出かけるときや他のグループの人と接触するときや、官公庁を利用するときにはフランス語を用いる。フランス語は学校に行かなければ修得できない。小学校入学時点では、まだ民族語で教育が行われるが、上級生になるにつれフランス語の比率が高まり、中学校以上になるとフランス語だけで教育がなされることが多い。

また、セネガルなどイスラム教圏の諸国では、公立の学校以外にコーラン学校に通う子どもたちが多く、ここではアラブ語もあわせて教えられる。よって、フランス語圏アフリカ諸国の多く、とりわけセネガルやマリ、モーリタニアという西アフリカ諸国や、ジブチ、コモロなどインド洋に面した諸国では、フランス語、アラブ語、現地語の三言語が用いられるケースが見られる。

## 2) アフリカ諸語との補完的役割を果たすフランス語

民族融和・国民統一の手段としてのフランス語だけではなく、他にアフリカ諸国が現在でもフランス語を積極的に保持している理由としては、フランス語が有する国際的、あるいは補完的役割を考慮する必要がある。

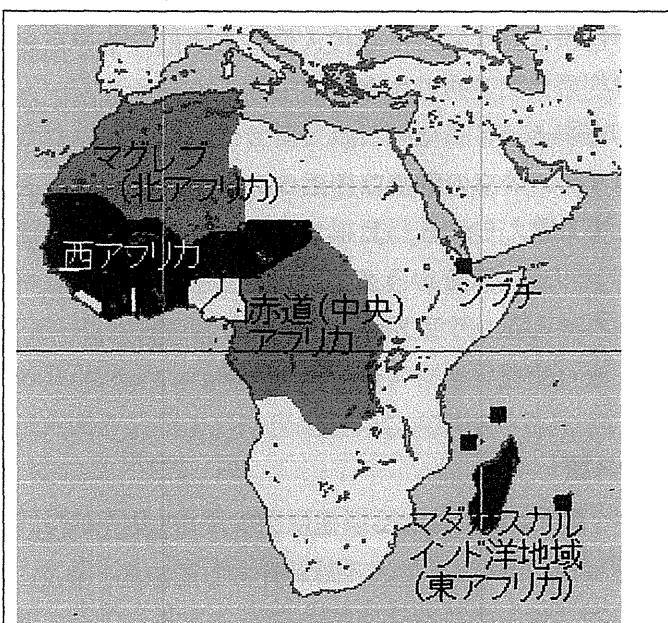
セネガル生まれでフランスの高等教育に学び、後のセネガル初代大統領になるサンゴールは、フランス語の詩人・言語学者でもあるが、フランス語はアフリカ諸語と補完的な役割をもつ重要な言語であると述べる。これはフランス文化がアフリカ文化を補完するものという主張にも導かれる。アフリカの経済的、物的発展には、精神的あるいは知的発展が不可欠であるが、その精神的・知的発展にはアフリカ伝統文化に回帰、浸透するだけでは不十分であり、フランス語やそれが持つ価値観によって補完して初めて可能になるのだと言う。例えば、アフリカの文化そしてその価値観を代表するものとして、彼は彫刻（彫刻など）や生/死（生命/身体）の一体感をあげる。これにフランスの文化のもつ普遍性、論理性、抽象性、そしてフランス語の特有である文体重視主義は、アフリカの言語文化にはない優れた点であり、これらをあわせて新しいより普遍的な文明を作り上げようと提唱する。



アフリカの芸術、特に文学や映画、演劇など表現芸術の多くは、フランス語がなくては存立し得ない。それは、アフリカ独自の価値観を訴えようとすればするほどフランス語での表現が不可欠になる。2006年に映画が上映されたことで有名になったセネガルの作家、センベヌ・ウスマンはフランス語アフリカ文学の巨匠として知られる。

アフリカ映画の多くもフランス語で製作される。近年では国語や民族語で製作されるケースも増えているが、映画は「市場」(＝より多くの観客)も重視しなければならないという特性から、フランス語以外の言語で製作された場合でも字幕フランス語が付けられる場合が多い。その場合は、フランスや他のフランス語圏ヨーロッパ諸国、EUやフランコフォニー国際組織が支援することが多い。フランス語で製作されたアフリカ映画の現地語字幕費用の援助もこれらの諸国や国際組織からまかなわれるケースが多い。

### III アフリカ各地域素描

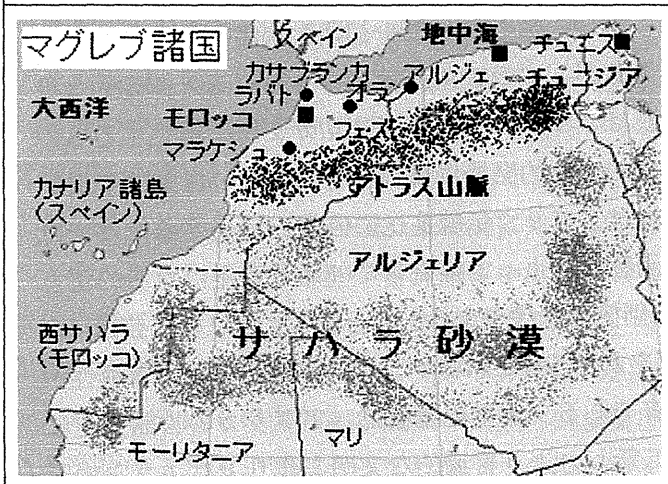


次に、フランス語圏アフリカ諸国について、国あるいは地域別にもう少し詳しく見てみよう。アフリカ大陸のうちフランス語圏地域についてみると、大体、下記の地図のように分けることができる。

#### 1) マグレブ三国(チュニジア、アルジェリア、モロッコ)

サハラ砂漠の北側、地中海に面するマグレブ諸国のモロッコ、アルジェリア、チュニジアはともに、主要な民族がアラブ人、宗教がイスラム教、母語・日常語がアラブ語であるフランス語圏諸国である。モロッコは一部領土がスペイン植民地であったため、スペイン語も比較的通ずる。

この地域はイスラム教やアラブ人が流入する以前は、古代ギリシャ・ローマ、そしてキリスト教圏であった。チュニジアを代表する古代遺跡カルタゴにはギリシャやローマ、そして後のビザンチン帝国の建造物などの遺跡が見つかっている。アラ



ブ・イスラム圏であるが、エジプトやサウジアラビアなど他の中東アラブ・イスラム圏とはかなり異なっている。

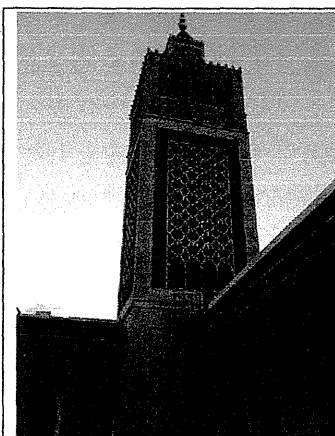
地理的にはアフリカだが、この地域の住民はほとんどが黒人ではなく、むしろ身体的には白人に近い。だが、サハラ砂漠以南の地域との交流も伝統的に盛んであったため、ちらほら黒人の姿を見かける。

それ以外に少数民族としてベルベル人がいる。彼らは主に地中海沿いに連なるアトラス山脈（高い山だと 4000 メートルを越える）に居住する山岳民族だが、八世紀にアラブ人がこの地にやってくるまではマグレブの主要民族だった。文明で勝るアラブ人におされ、時代がたつにつれベルベル人は山岳に追いやられ、宗教的にはイスラム教に同化することで生きながらえてきた。だが、独自の言語や文化を未だ根強く保持しており、アラブ人との区別は容易である。

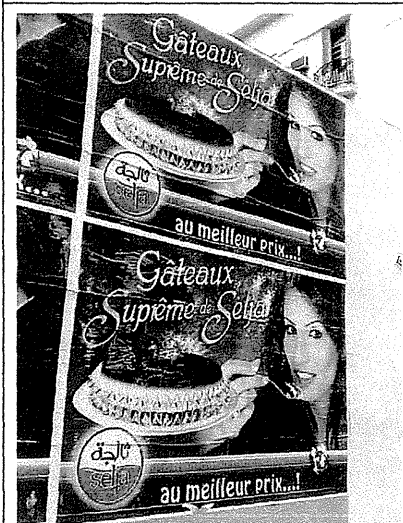
ベルベル人の多くは、フランス植民地時代、アラブ人の抵抗や反発を抑えるために、アラブ人の「監視役」として、植民者フランスに奉じてきた。アルジェリア戦争では、フランス軍側についた。1962 年にアルジェリアが独立後はベルベル人の多くはさらなる「アラブ化」を強いられ、あるいは抑圧された。このためベルベル人の多くがフランスに逃れ、移民としてパリなどに生活している。パリにはいくつものベルベルレストランや総菜屋を見かける。それ以外にはサハラ砂漠南方にトゥアレグと呼ばれるイスラム教の遊牧民族が居住している。

マグレブ諸国、特にアルジェリアでは、フランス植民地時代に抑圧あるいは同化を強いられたこともあって、フランスへの反発はすさまじいものがあった。今でも反仏、反西洋社会、反キリスト教を掲げるイスラム教原理組織 FIS（イスラム救国戦線）のテロが見られる。アルジェリア在住のフランス人やキリスト教聖職者の殺害や、フランス本土での爆弾テロがたびたび見られたが、2000 年以降はようやく収まりつつある。それでも、フランス語そのものはこれら三国では、かなり多用されている。アラブ語はマグレブ人の母語であり日常語であるが、行政・教育・商業活動ではフランス語の使用頻度も高い。

アルジェリアとは対照的にチュニジアは、フランス帰りのエリート、ハビブ・ブルギバの指導の下で、独立後はフランスをはじめとするヨーロッパをモデルとした「開かれた社会」を築き上げた。チュニジアはイスラム教徒が圧倒的であるが、女性の開放は早く



チュニスの大モスク(イスラム教の寺院)



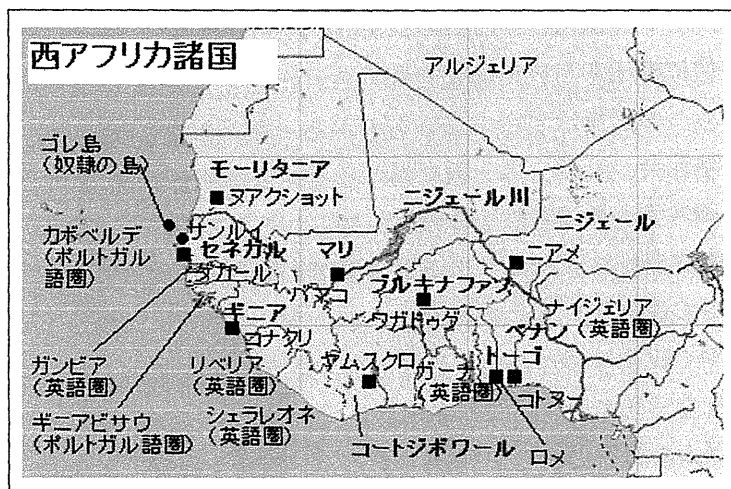
チュニス市内のお菓子の広告。女性はスカーフをしていない。広告はほとんどがフランス語だ。

から進み、町を歩いてもイスラム女性につきものの「スカーフ」を巻いている人はほとんど見かけない。女性の参政権や被選挙権が認められている数少ないアラブ諸国の一つでもある。

マグレブ諸国と国際社会との関係を見てみよう。アフリカ諸国で構成される「アフリカ連合 (AU)」はモロッコが、フランス語圏で構成される「フランコフォニー」にはアルジェリアが加盟していない。モロッコがアフリカ連合に加盟していないのは、「西サハラ」地域を自国領土に編入し、これを「北アフリカの盟主」を掲げるアルジェリアが非難しているためである。一方、アルジェリアがフランコフォニーに加わらないのは、フランスとの歴史的關係、あるいは反仏感情からである。アラブ諸国で構成される地域的国際組織「アラブ連盟」には三国とも加盟している。だが、マグレブ諸国は同じアラブ諸国である湾岸諸国やエジプト、あるいは地中海東岸諸国よりは、地中海を挟んだフランスなどヨーロッパ諸国との関係が深い。チュニジアはEU加盟を目指すほどであるし、チュニジア（主としてチュニス近郊のラ・マルサ）やモロッコ（主にマラケシュ）に地理的な近さ（温暖な気候）や物価の安さなどから、フランスの年金生活者が近年多数移住している。

食文化から見ると、イスラム教圏のため、豚肉食は禁止されており、当然豚肉を使った料理はない。これに代わって羊肉が主流である。代表的な料理はクスクスと呼ばれる日本のカレーライスに似た轆き割り麦をふかし、具をかけたものである。もう一つは、タジンと呼ばれる鍋料理。これらはいずれも本来はベルベル人の料理だった。地中海に面しているチュニジアはアラブ諸国では珍しく魚料理も豊富だ。

## 2) 西アフリカ諸国(サブサヘル諸国)



西アフリカ諸国は、サハラ砂漠とニジェール川、そして大西洋の一部であるギニア湾に囲まれた地域で、マグレブ諸国には険しい山岳が見られるのに対し、こちら側は平坦な丘陵地が多い。ニジェール川をはさんで北側が「サヘル (Sahel)」と呼ばれる砂漠もしくはステップ地域、南側がサバンナあるいは熱帯雨林地域となっている。

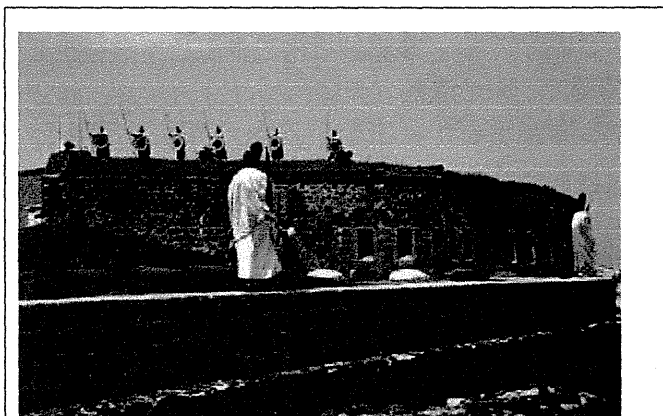
「サヘル」とはアラブ語で「縁 (ふち、周辺)」を意味し、サハラの南側地帯を指す。このため、フランス語では西アフリカはサブサヘル (l'Afrique subsaharienne)、すなわちサヘルの下のアフリカとも呼んでいる。その大部分の地域が 1960 年までフランスの植民地であった。宗教的には内陸部ではアミニズム (自然物に神が宿るとする自然崇拜) やトーテミズ

ム（部族や親族を動物や植物に表象し、それを崇拜する形式）など伝統的なものが見られるが、沿岸部ではイスラムの影響が濃い。

なお、西アフリカ地域は、金融経済共同体を運営し、多くの国がそれに参加している。この共同体は、いわばフランス植民地時代の名残である。アフリカ諸国は1960年代に相次いでフランスから独立したが、一国単位では到底経済的に自立できないため、複数の国で共同市場・共同金融経済政策を有し、できるだけ安定的に経済社会を保とうという理由からである。1960年代に相次いでアフリカに経済協同機構が誕生し、それが1970年のフランコフォニー形成につながるのであるが、やはりこの共同体もサンゴールら新興アフリカ諸国のリーダーたちが考えだしたものである。ヨーロッパ、EUが共同市場や共同政策の始まりのように思われるかもしれないが、実はアフリカがそれよりも先である。

西アフリカ諸国が関わる金融・経済共同体
西アフリカ金融共同体・・・仏語圏西アフリカ諸国のうち、ギニアを除く7カ国が加盟。ポルトガル語圏のギニアビサウも加盟し、計7カ国。共通の通貨であるCFAフランを1958年から使用。共通の単一中央銀行（西アフリカ中央銀行）を有し、CFAフランはユーロに固定されている。よって、西アフリカは「ユーロ圏」である。ただし、それぞれの国には国ごとに異なる補助通貨も併用されている。
ヤウンデ協定（西・中央アフリカ共同航空協定）・・・仏語圏西アフリカおよび赤道アフリカの11カ国が加盟し、「エールアフリック」を運営するもの。ただし、2002年破産し、現在再生準備中
共通農業政策・・・カカオや落花生の栽培や生産、出荷について共同で行い、価格の安定を図るもの。
その他、エネルギー供給、天然資源採掘、郵政通信などで共同政策を行っている。

このうち西アフリカの代表的な二国を簡略的に紹介しよう。まずは「アフリカの優等生」と呼ばれるセネガル。アフリカ大陸の最も西に位置するこの国は、最も早くから奴隷貿易が行われていた大陸間を移動する奴隷としては発祥の地である。ラリーで有名な首都のダカール



ゴレ島

（出典:世界遺産 Book <http://world.poo.gs/isan/africa/goree.htm>）

ールの近くには、内陸部から集められてきた奴隷を一時的に保管し、アメリカへの船が来るまで待たせる施設が置かれたゴレ島がある。この島は世界遺産に指定され、当時の奴隷の施設が保存され、当時の黒人の悲惨な生活がうかがえる。

一方、今日のセネガルはフランスからの独立後、カリスマ的指導者のサンゴールの長期安定政権下、周辺のアフリカ諸国が貧困や飢餓であえぐなか、飛躍的に発展を遂げてきた。

首都ダカールには欧米と変わらぬ近代的なビルが立ち並び、とてもアフリカには思えない



ダカールの町並み。人口 182 万人の大都市(西アフリカ最大)。(出典:ダカール市の HP <http://www.dakarville.sn/tourisme.htm>)

ほどである。だが、貧富の格差は残っており、多くの農民や失業者があふれかえっている。その一部はフランスへの不法入国・就労も試みている。海に面し、フランスなどヨーロッパ諸国との航空路も多いセネガルには、マリなど他の西アフリカ内陸国からも失業者などが集まり、ヨーロッパ行きを目論んでおり、治安の悪さも指摘されている。

もう一つはギニア湾に面し、2006 年ドイツワールドカップに出場したことで知られるコートジ

ボワールである。コートジボワールとはフランス語で「象牙海岸 (La Côte d'Ivoire)」という意味で、英語圏では Ivory Coast とも言われている。かつてここで象牙が採取され、ヨーロッパまで輸送されたことに由来する。長らくフランスの植民地であったが、独立後は 1980 年代末期まで安定的な発展をとげ、「アフリカの奇跡」とまで呼ばれた。それは、ダイヤモンドや石油や天然ゴムといった天然資源、コーヒーやカカオなどの嗜好品が多数生産されていたことや、政権が比較的安定していたことによる。だが、2000 年ごろから内戦が勃発し、現在ではフランスを巻き込む紛争に発展している。因みにフランスはアフリカ諸国独立後も、各国に軍事基地を配置している。

### 3) 中部アフリカ(赤道アフリカ)諸国

中部アフリカ諸国は、アフリカ大陸の西岸(大西洋側)、赤道付近の熱帯雨林地帯、ザイール川(コンゴ川とも言う)を中心とする地域で、大地溝帯(大陸の裂け目のこと)とそれによって形成されたいくつもの湖によって、東部アフリカ(ケニアなどの英語圏・スワヒリ語圏アフリカ)と境界をなす。宗教的には西アフリカ諸国に比べてイスラム教の影響が小さく、植民地時代に広められたキリスト教や、もともとアフリカにあった自然崇拝がこれに代わって影響力が大きい。

かつてこの地域は、コンゴ王国という高度な文明をもつ勢力が見られたが、近代以降ヨーロッパ、特にフランスとベルギーの植民地となった。フランス領時代はこの地域は「赤道アフリカ」と呼ばれていた。1960 年代以降、相次いで独立を果たしたが、豊かな鉱物資源をめぐる諸部族、あるいは民族対立があちこちで生じた。

英語圏のナイジェリアでは、石油が埋蔵されているビアフラ地域で分離独立戦争が勃発したほか、コンゴ民主共和国でも南東部カタンガ地域(ダイヤモンドが採掘される)で同



様の内紛が生じる。ベルギー領だったルワンダでは1990年代に、二つの民族である「ツチ」と「フツ」が激しく対立し、多数の虐殺や難民が発生した。こうした紛争が長引いたことで、中部アフリカは世界でも最悪の貧困地域となっている。エイズや疫病が蔓延し、紛争のため生産的産業がなかなか育たず、また子どもが戦争に駆り出されることも頻繁であり、エリート層の汚職や腐敗も根強い。

#### 4) マダガスカル・インド洋地域(東南アフリカ)とジブチ

フランス語圏アフリカとして最後に重要な地域は、日本やフランスの国土よりもはるかに大きい島、マダガスカルを中心とするインド洋に面した小さな島国と、これらから若干はなれたアフリカ東岸の一角を占めるジブチである。

ሀ	ሁ	ሂ	ሃ	ሄ	ህ	ሆ
ለ	ሉ	ሊ	ላ	ሌ	ል	ሎ
ሐ	ሑ	ሒ	ሓ	ሔ	ሕ	ሖ
መ	ሙ	ሚ	ማ	ሜ	ም	ሞ
ሠ	ሡ	ሢ	ሣ	ሤ	ሥ	ሦ

アムハラ文字 日本語の「かな」と同じ音節文字。エチオピアとそこから独立したエリトリアの二国で使われるが、ジブチでは使われない。

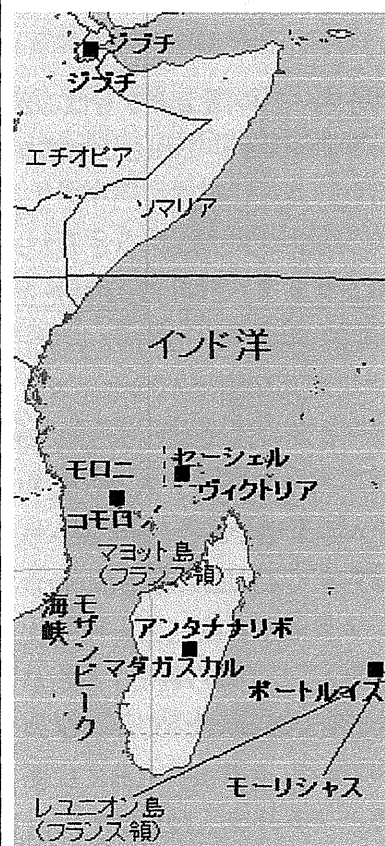
このうち、ジブチはかつて「フランス領ソマリア」と呼ばれていたように、隣国のエチオピアやソマリア（ソマリア共和国はかつてイタリアとイギリスの植民地だった）を勢力範囲に治めていたアムハラ人やソマリ人の土地であった。アムハラ人はエチオピアに主に居住し、独自の高度な文化や言語（アムハラ文字）を持つことで知られる。高地が主な居住地であったため、イスラムの影響は薄く、それよりも前に広まった

キリスト教が独自の形となったコプト教が主な宗教である。アムハラ人はジブチ国内では「アフール人」と呼ばれる。ただしアフール人はイスラム化が著しく、言語もアラブ語が日常語である。

一方、ソマリ人もかつてはアフリカ有数の高度な文明をもつ民族だった。こちらは丘陵地帯から沿岸地域に主に居住していたため、早くからイスラムの影響を受けてきた。ヨー



コプト教の司祭。Coptic Orthodox Church Network のホームページ (<http://www.copticchurch.net/topics/pope/index.html>) より。



マダガスカル周辺とジブチ

ロッパによる植民地化によって、ソマリ人はイギリス、フランス、イタリアに分断されてしまう。戦後独立を果たすも、ジブチ、エチオピア東部、ソマリアの三国に分断されたままとなり、その後、大ソマリ主義という民族統一の動きが起こり、ソマリアとエチオピアは対立関係が続く。ジブチのソマリ人は「イッサ人」と呼ばれている。

すなわち、アフリカの二大民族の対立の中にジブチはある。アムハラ系のアファール人とソマリ系のイッサ人の対立は、1977年にこの国がフランスから独立してから見られた。ただし、双方とも宗教や言語はイスラム教とアラブ語で共有するため、決定的な対立や内戦は回避されている。

次に、マダガスカル周辺の島嶼国を見てみよう。この地域は地理的にはアフリカ大陸に近接しているが、その先住民や基盤となる文化をみると、アフリカよりはアジア南部（マレー世界）や太平洋島嶼文化圏（ポリネシアなど）に近似している。これはかつて、マレー諸島や太平洋島嶼地域を船で渡っていた人々が、西はマダガスカルまで流れ着いたのではないかと考えられている。マダガスカルの人々の顔つきや身体的特徴はアフリカ人のそれとは異なっている。

しかし、海に面していたことから、この地域も早くからイスラムの影響を受けてきた。今でのこの地域ではどこもイスラム教の影響が大きく、宗教生活上でアラブ語が多用されている。

だが、近代以降、この地域はイギリスとフランスの植民地争奪戦の舞台となった。19世紀まではこの地域は軒並みフランス領であったが、その後、イギリスが勢力を広げ、セーシェルとモーリシャスはイギリス領となる。1960年にマダガスカルが独立を遂げるが、その周囲にあるマヨット島やレユニオン島は今でもフランス領のままだ。

こうした英仏による植民の歴史から、交易などでかつてはクレオール語やスワヒリ語が多用され、現在でも一部の商業活動ではこれらの言語が用いられている。クレオール語はレユニオンやモーリシャス、セーシェルが中心で、その語彙はフランス語からの借用である。一方スワヒリ語は

その語彙はアラブ語やアフリカ大陸東部の現地語からの借用である。

さらに、マダガスカルやコモロ諸島では現地住民の言語が日常的に使われている。コモロ諸島ではコモロ語（シコモール語）、マダガスカル語（マレガシー語）がそれである。コモロ語はアフリカ・バンツール系の諸言語であるのに対し、マダガスカル語はその実体は方言のあつまりだが、マレー・ポリネシア系の諸言語である。このことからマダガスカルとマレー・ポリネシア世界（マレーシア、インドネシア、フィリピン、太平洋島嶼諸国）とのつながりがうかがえる。

一方、イギリス領となったモーリシャスは、アフリカとアジア、そして中東を結ぶ海洋の重要な拠点にあり、それ以前からもアラブ人とインドあるいは中華世界との交易拠点であったことから、実に多様な民族・宗教が見られる。イスラム教はさることながら、仏教やヒンズー教も盛んであり、島民の中にもインド系、中華系の人々が見られる。言語は英語が中心だが、フランス語も使用されている。

このようにフランス語圏アフリカ諸国といっても、その言語文化状況は地域によって極めて多様で、また現地やアラブ・イスラム、あるいはアジアの文化と混在している状況である。